

令和 4 年度
川口市包括外部監査結果報告書

令和 5 年 3 月
川口市包括外部監査人
公認会計士 米田 正巳

目次

第1章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の対象期間	1
5. 包括外部監査の対象部局	2
6. 包括外部監査の方法	2
7. 包括外部監査の実施期間	3
8. 包括外部監査従事者	3
9. 利害関係	3
10. 表示数値	3

第2章 上下水道局の組織

1. 組織図及び事務分掌	4
2. 職員配置表	5

第3章 事業の現状と計画

I. 水道事業の現状と計画

1. 沿革と現状	6
2. 計画と今後の展望	8

II. 下水道事業の現状と計画

1. 沿革と現状	8
2. 計画と今後の展望	15

第4章 令和3年度の水道事業の財務状況

I. 水道事業の財務状況

1. 水道事業の令和3年度の決算書	16
2. 水道財務の3事業年度の推移	22
3. 水道事業の経営分析	23

II. 下水道事業の財務状況

1. 下水道事業の令和3年度の決算書	26
2. 下水道財務の3事業年度の推移	32
3. 下水道事業の経営分析	34

第5章 包括外部監査の総括

I. 包括外部監査の結果及び意見のまとめ

1. 包括外部監査の「結果」と「意見」とは・・・・・・・・・・ 36
2. 包括外部監査の「結果」及び「意見」の総括・・・・・・・・ 37

II. 包括外部監査の結果及び意見(上・下水道)の一覧表

1. 包括外部監査の「指摘事項」の一覧表・・・・・・・・・・ 38
2. 包括外部監査の「意見」の一覧表・・・・・・・・・・ 40

第6章 水道・下水道事業の包括外部監査の結果及び意見

I. 経営管理全般

1. 組織管理・・・・・・・・・・ 41
2. 危機管理・情報セキュリティ・・・・・・・・・・ 43
3. 環境対策・・・・・・・・・・ 45
4. 繰入金・・・・・・・・・・ 46

II. 収入及び債権管理

1. 水道料金及び下水道使用料・・・・・・・・・・ 48
2. 債権管理・・・・・・・・・・ 51
3. 滞留債権の処理・・・・・・・・・・ 53
4. 収支に関する効果等の測定・評価について・・・・・・・・ 53

III. 契約

1. 上下水道局における契約に関する規程及び要綱・・・・・・・・ 57
2. 契約における監査対象・・・・・・・・・・ 57
3. 契約における監査内容・・・・・・・・・・ 64

IV. 水道事業会計

1. 現預金、出納業務・・・・・・・・・・ 116
2. 諸引当金・・・・・・・・・・ 129

V. 棚卸資産管理

1. 在庫管理・・・・・・・・・・ 132
2. 量水器の管理・・・・・・・・・・ 134

VI. 固定資産管理

1. 固定資産の取得とその財源・・・・・・・・・・ 153
2. 固定資産の管理・・・・・・・・・・ 164
3. 老朽化対策・・・・・・・・・・ 201

令和 4 年度 川口市包括外部監査結果報告書

第 1 章 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく包括外部監査である。

2. 選定した特定の事件（テーマ）

「川口市水道事業及び下水道事業等に係る財務事務の執行及び経営管理について」

3. 特定の事件を選定した理由

我が国では高度経済成長期の前後から整備された道路や水道、橋梁などインフラ施設が急速に老朽化している。公益社団法人日本水道協会の水道統計によると、埼玉県の水道管の 2019 年老朽化率は 16.0%であり、2009 年からの上昇幅は 10.5 ポイントであり、埼玉県を始め更新設備費の増大化が問題となっている。

水道及び下水道は市民生活に欠かすことの出来ない重要なライフラインであり、将来にわたって安定的に事業を継続する必要がある。また、近年の自然災害リスクの増大や環境対策などの課題への対応も求められている。

川口市の水道給水状況は、令和 3 年度末で給水世帯 296,538 世帯、給水人口 605,063 人となり、前年度と比較し世帯数が 1,050 世帯増加した。

水道事業の令和 3 年度の収益的収入は、消費税抜きで約 132 億 7 千万円と前年度と比較し約 11 億 1 千万円の増加となっている。増加の主な理由は、給水収益の増加によるものである。収益的収支の純利益は、約 27 億円で前年度比約 11 億円の増加である。

下水道事業の会計は、令和元年度より企業会計に移行し、令和 3 年度の収益的収入は、消費税抜きで約 109 億 2 千万円と前年度と比較し約 3 億円の増加となっている。増加の主な理由は、他会計負担金の増加によるものである。収益的収支の純利益は、約 15 億円で前年度比約 4 億円の増加である。

以上のことから、水道事業及び下水道事業等に係る財務事務の執行及び経営管理について監査を行うことは、今後の川口市の行政運営にとって有用であると判断し、「特定の事件(テーマ)」として選定した。

4. 包括外部監査の対象期間

原則として令和 3 年度（必要に応じて他年度についても対象とする。）

5. 包括外部監査の対象部局

水道庁舎(水道事業及び下水道事業)、浄水場、配水場、ポンプ場などを監査対象とする。

ただし、監査の過程で必要が生じた場合には、さらに監査対象部局を追加することがある。

6. 包括外部監査の方法

監査対象は、水道事業及び下水道事業であり、川口市における令和3年度の収支は次のとおりである。

① 水道事業は、令和3年度の収益的収入 13,265,452 千円、収益的支出 10,608,272 千円、純利益 2,657,180 千円である。

② 下水道事業は、令和元年度から企業会計に移行し、令和3年度の収益的収入 10,920,771 千円、収益的支出 9,425,596 千円、純利益 1,495,175 千円である。

水道事業及び下水道事業のうち、川口市が作成した令和3年度決算書等や関連資料などにに基づき、以下の観点で監査を実施した。

(1) 監査の着眼点

以下の点について、令和3年度決算書等や関連資料を中心に閲覧を行うと共に、担当者への質問、分析等により監査を行う。

(ア) 上下水道事業の目的に公益性があるか。

(イ) 上下水道事業の目的に公平性があるか。

(ウ) 上下水道事業に関する財務事務が法令規則等に準拠して適正に行われているか。(合規性)。

(エ) 上下水道事業等は経済的、効率的、効果的に活用されているか。(経済性、効率性、有効性)

㈱ぎょうせい「公会計・監査用語辞典」国際公会計学会編(平 14-11-10)による解釈は次のとおりである。

① 合規性＝諸法規及び財政法規に適合していること。準拠性ともいう。

② 経済性＝一定の成果を最少のコストで獲得すること。

③ 効率性＝一定の成果をより少ないコストで獲得すること。

④ 有効性＝事業が所期の目的を達成し効果を挙げていること。

(2) 主な監査手続

包括外部監査において選定した監査テーマについて、そのリスクその他の諸要素を十分に考慮し、次の監査手続を実施する。

① 質問＝監査対象事項について、担当者や外部の関係者へ質問し、書面で説明または回答を得る監査手続。

② 閲覧＝規則、要綱など各種の文書の査閲や吟味する監査手続。

- ③ 査閲＝文書、諸データなどについて、比較や分析によってその正確性や信頼性を概括的に確かめる監査手続。
- ④ 突合せ＝決算書、関連資料などの突合せによってその正確性や信頼性を確かめる監査手続。
- ⑤ 観察・視察＝川口市が実施している業務の現場や支出先等に監査人が赴いて、業務処理の適否や信頼性などを確認する監査手続。

7. 包括外部監査の実施期間

令和４年６月２２日から令和５年２月１７日までの期間

8. 包括外部監査従事者

(1) 包括外部監査人

公認会計士 米田 正巳

(2) 包括外部監査人補助者

税理士 小内 利博

税理士 内田 英一

税理士 秋元 三記

税理士 大谷 聡

税理士 古井 真一

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした水道事業及び下水道事業につき、川口市と包括外部監査人及び補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

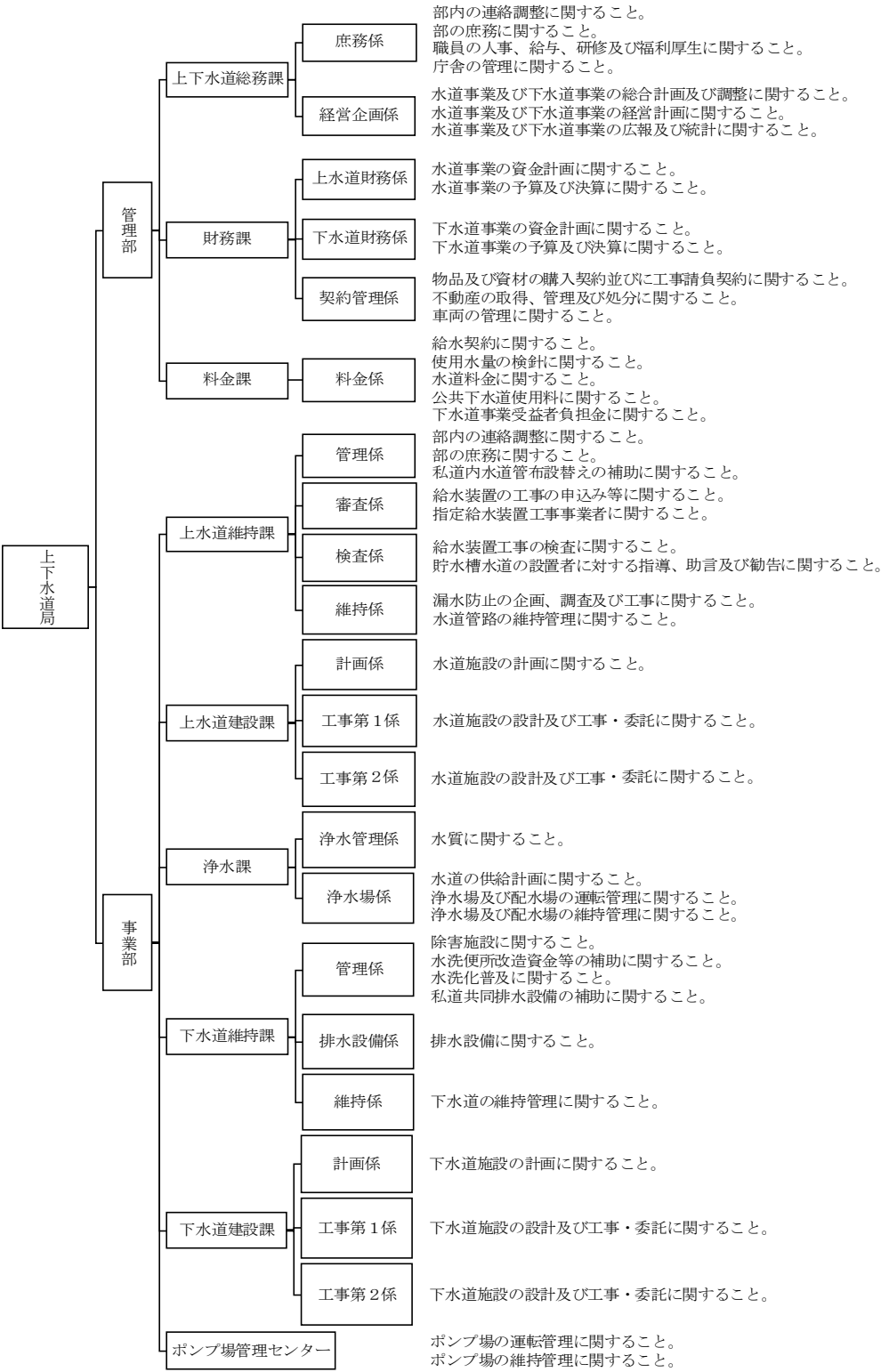
10. 表示数値

本報告書の表示金額と数値について、単位未満の金額と数値は「四捨五入」の数値である。

単位未満の端数処理の関係で、内訳数値の総数と合計数値が不一致の場合がある。

第 2 章 上下水道局の組織

1. 組織図及び事務分掌



2. 職員配置表

平成 31 年 4 月に水道局と下水道部の組織統合を実施し、上下水道局の職員数は、181 人（令和 4 年 4 月 1 日現在）である。

事業運営組織			
管理部 (36 人)	上下水道総務課 (13 人) ※部長含む	庶務係 (6 人)	
		経営企画係 (5 人)	
	財務課 (14 人)	上水道財務係 (5 人)	
		下水道財務係 (4 人)	
		契約管理係 (4 人)	
	料金課 (9 人)	料金係 (8 人)	
事業部 (145 人)	上水道維持課 (46 人) ※部長含む	管理係 (5 人)	
		審査係 (5 人)	
		検査係 (11 人)	
		維持係 (23 人)	
	上水道建設課 (21 人)	計画係 (5 人)	
		工事第 1 係 (8 人)	
		工事第 2 係 (7 人)	
	浄水課 (14 人)	浄水管理係 (7 人)	
		浄水場係 (6 人)	
	下水道維持課 (30 人)	管理係 (5 人)	
		排水設備係 (6 人)	
		維持係 (18 人)	
	下水道建設課 (18 人)	計画係 (5 人)	
		工事第 1 係 (6 人)	
		工事第 2 係 (6 人)	
	ポンプ場管理センター (16 人)		

（注：管理者、会計年度任用職員を除く）

平成 31 年 4 月の上下水道事業の組織統合により、特に、管理部の上下水道総務課、財務課・契約管理係、料金課などの業務は統合して実施されており、業務の効率化を図っている。

第3章 事業の現状と計画

I. 水道事業の現状と計画

1. 沿革と現状

(1) 沿革

川口市においては、江戸時代から昭和の初め頃までは、湧き水や井戸水が生活のために使われていた。川口市は、荒川と芝川の沿岸に位置し、地形上地下水が豊富であったため、昔は随所に噴出井があったが、都心に近く、立地条件に恵まれたこともあり、人口の増加、産業の発展など、急激な都市化が進むにつれて、天然の水源利用から井戸利用に移行してきた。

市勢の進展に伴い、井戸の汚染や深刻な水不足により水道の必要性が叫ばれるようになり、昭和25年に厚生省から戦後第1号の事業認可を受けて水道創設事業を開始した。

それ以降、市町村合併に伴う給水区域の拡大や人口の増加、高度経済成長に伴う水需要の増加に対応するため、第7期にわたる拡張事業を実施し、施設整備を進めるとともに、埼玉県営水道から受水を開始するなど、安全で安心な水道水を安定的に供給してきた。

拡張事業の変遷の沿革は、次のとおりである。

	事業	認可(届出)	竣工年度	計画			水源	
				目標年度	給水人口 (人)	一日最大給 水量(m³/日)	井戸 (取水井)	県水
沿革	創 設	昭和25年3月	昭和30年度	昭和30年度	30,000	6,300	3本	—
	第2期拡張	昭和31年6月	昭和36年度	昭和40年度	100,000	21,000	9本	—
	簡易水道	昭和34年9月	昭和36年度	昭和36年度	5,000	750	1本	—
	第3期拡張	昭和36年12月	昭和40年度	昭和45年度	200,000	60,000	20本	—
	第3期拡張 (変更)	昭和40年12月	昭和44年度	昭和45年度	261,000	109,620	28本	県水
	第4期拡張	昭和45年3月	昭和49年度	昭和50年度	420,000	210,000	28本	県水
	単独事業	—	昭和50年度	昭和50年度	420,000	210,000	28本	県水
	第5期拡張	昭和51年3月	昭和56年度	昭和60年度	440,000	264,000	26本	県水
	第5期拡張 (変更)	昭和53年4月	昭和52年度	昭和53年度	7,932	4,355	—	県水
	第5期拡張 (変更)	昭和54年10月	昭和56年度	昭和60年度	440,000	264,000	26本	県水
	第6期拡張	昭和57年3月	平成2年度	平成2年度	500,000	245,000	30本	県水
	第7期拡張	平成3年3月	平成12年度	平成12年度	526,000	252,000	30本	県水
	鳩ヶ谷市水道事業 の全部譲り受け	平成23年10月	—	平成29年度	585,700	210,300	35本	県水
	第7期拡張 (変更)	平成27年7月	—	令和5年度	592,900	204,800	38本	県水
	第7期拡張 (変更)	平成29年3月	—	令和8年度	611,700	192,700	38本	県水
	第7期拡張 (変更)	令和3年3月	—	令和12年度	637,900	195,600	38本	県水

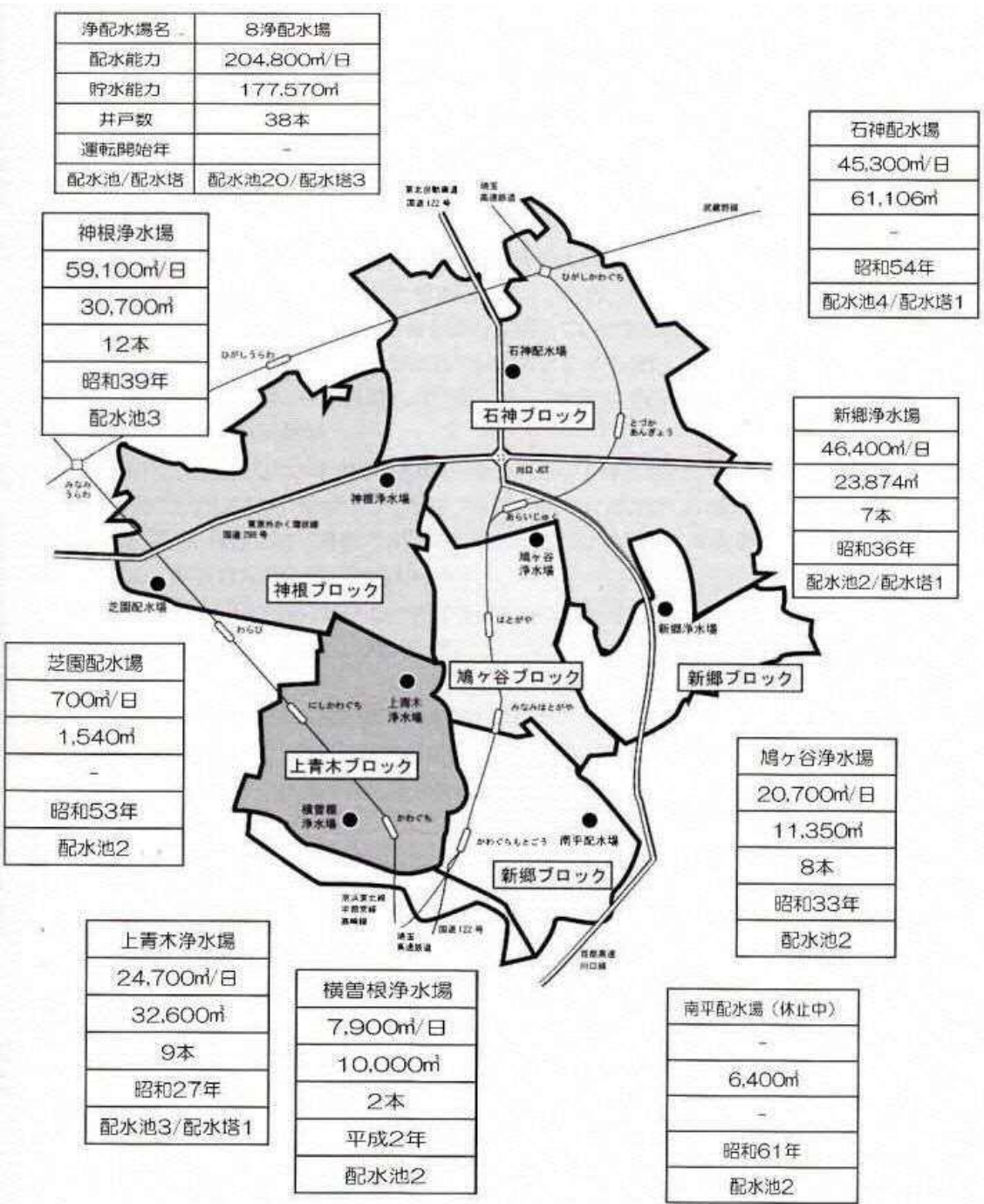
(2) 現状

川口市の水道事業は、さいたま市にある大久保浄水場と三郷市にある新三郷浄水場で浄化されて、川口市の浄水場や配水場に送られる。川口市では、井戸からくみ上げ

て消毒した地下水（全体の約 10%）を配水池などに溜めておき、大久保浄水場や新三郷浄水場で浄化された水と一緒にして家庭や工場に配水している。

現在、次の図のような配水管網のブロック化（給水区域を配水池及び配水ポンプを核にいくつかの配水区域に分割して、ブロックごとに水量及び水压を管理するシステム）を進めており、その結果、非常時の被害の最小化、集中的な補修、迅速な復旧が可能となる。

図（浄水場、配水場）



2. 計画と今後の展望

水道事業が目指す理想の姿と、それを実現するための道筋を明らかにした中・長期の経営計画である「アクアプラン川口 21～川口市地域水道ビジョン～」を平成 20 年 2 月に策定した。

その後、鳩ヶ谷市との合併や東日本大震災の教訓を経て、平成 25 年 3 月に「アクアプラン川口 21～第 2 次川口市地域水道ビジョン～」を上位計画である「第 5 次川口市総合計画」が策定されたこと、また、人口減少社会の到来や生活様式の変化に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化の進行など新たな課題に対応すべく、平成 31 年 3 月に総務省が策定を要請している「経営戦略」の内容を併せ持つ「アクアプラン川口 21～第 3 次川口市水道ビジョン～」を策定し、令和元年度から運用を開始している。

Ⅱ. 下水道事業の現状と計画

1. 沿革と現状

(1) 沿革

昭和 8 年に川口市が誕生し、家庭や工場からの汚水を浄化するために、昭和 15 年から下水道の工事が進められた。

昭和 34 年に領家下水処理場(平成 15 年に廃止)が完成し、埼玉県では最も早く下水の処理を開始した。

現在、川口市の汚水は、埼玉県の荒川水循環センターと中川水循環センターで処理されている。

① ポンプ場の働き

下水道管は、汚水や雨水を自然の力で流すため、傾けて作られている。この流れを助けるのがポンプ場の役割である。

② 2 種類のポンプ場

(ア) 雨水排水ポンプ場

土地の低い地域で、自然に雨水を排水できない時に、川などに排水するためのポンプ場である。

(イ) 汚水中継ポンプ場

処理場まで距離がある場合、または地形の関係で下水道管が深く埋められている場合に、途中でくみ上げて、また下流に向かって流すためのポンプ場である。

③ 川口市の下水道処理

令和 3 年度末現在、下水道処理人口は 533,986 人であり、下水道処理人口普及率は、88.25%となっている。

川口市の処理区は、二つの処理区（荒川左岸南部処理区・中川処理区）であり、概ね、国道 122 号を境とし、西側を荒川左岸南部流域下水道、東側を中川流域下水道へ接続している。

なお、昭和 34 年 8 月に供用を開始した領家下水処理場を終末処理場とした領家処理区があったが、平成 15 年 3 月に全てを荒川左岸南部流域下水道へ接続し廃止となり、以後、川口市に処理場は存在しない。

また、広域化への取組みについては、昭和 49 年 8 月に荒川左岸南部流域下水道への接続、平成元年 4 月に中川流域下水道へ接続するなど、複数の自治体で広域処理を行い、汚水処理の効率化を図っている。

広域化・共同化・最適化の実施状況		
昭和 49 年 8 月	荒川左岸南部流域下水道へ接続	
平成元年 4 月	中川流域下水道へ接続	
平成 15 年 3 月	領家下水処理場を廃止し、全て荒川左岸南部流域下水道へ接続	

(2) 現状

① 荒川左岸南部流域下水道及び中川流域下水道

流域名	荒川左岸南部流域下水道		中川流域下水道	
関係都市	川口市、さいたま市、上尾市、戸田市、蕨市 5 市		川口市、さいたま市、八潮市、草加市、越谷市、春日部市、蓮田市、三郷市、幸手市、吉川市、白岡市、杉戸町、伊奈町、宮代町、松伏町 11 市 4 町	
計画処理面積	全体計画	川口市	全体計画	川口市
	21, 038ha	3, 825ha	30, 663ha	2, 031ha
計画処理人口	1, 737, 930 人	396, 400 人	1, 454, 000 人	111, 900 人
計画目標年度	令和 6 年度		令和 6 年度	
事業認可取得	昭和 42 年 3 月		昭和 48 年 3 月	
計画管路延長	103. 61 km		126. 70 km	

流域名	荒川左岸南部流域下水道	中川流域下水道
計画汚水量	882,740 m ³ /日最大	765,000 m ³ /日最大
中継ポンプ場	7 箇所	1 箇所
終末処理場	荒川水循環センター	中川水循環センター

② 荒川左岸南部流域

年度	負担金対象汚水量 (m ³)	前年度比増減 (%)	処理単価 (円)	維持管理負担金 (円)
平成 28 年度	48,375,098	△4.29	35	1,693,128,430
平成 29 年度	48,827,706	0.94	36	1,757,797,416
平成 30 年度	48,767,554	△0.12	36	1,755,631,944
令和元年度	46,006,748	△5.66	36	1,656,242,928
令和 2 年度	51,372,052	11.66	36	1,849,393,872
令和 3 年度	48,056,941	△6.45	36	1,730,049,876

③ 中川流域

年度	負担金対象汚水量 (m ³)	前年度比増減 (%)	処理単価 (円)	維持管理負担金 (円)
平成 28 年度	9,495,030	1.52	37	351,316,110
平成 29 年度	9,677,188	1.92	40	387,087,520
平成 30 年度	9,635,892	△0.43	40	385,435,680
令和元年度	10,138,250	5.21	40	405,530,000
令和 2 年度	10,607,122	4.62	40	424,284,880
令和 3 年度	10,747,688	1.33	40	429,907,520

④ ポンプ場及び地下ポンプ室等

ポンプ場			地下ポンプ室等		
施設数	目 的		施設数	目 的	
21	雨水排除	9	62	雨水排除 (雨水貯留施設7カ所を含む)	16
	汚水中継	8		汚水中継	45
	雨水排除・汚水中継	4		雨水排除・汚水中継	1

ポンプ場

No.	施設名称	所在地	用途	能力	運転開始 年月	備 考
				[m ³]/秒		
1	横曽根中継ポンプ場	宮町 17-26	汚水	0.97	S37 年 11 月	西川口・南町・仲町・宮町・原町・川口・飯原町・飯塚の汚水及び緑町ポンプ場・寿町ポンプ場から送水される汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
2	寿町ポンプ場	川口 1-7-7	汚水	0.316	S42 年 12 月	荒川町ポンプ場の運転開始により、寿町ポンプ場が担っていた、雨水放流の役割は終了しました。現在は川口・飯塚・金山町の汚水送水のみを行っています。汚水は横曽根中継ポンプ場へ送水しています。
3	青木橋排水ポンプ場	青木 2-13-13	雨水	3.0	S46 年 6 月	青木・中青木・幸町・並木元町・並木の雨水を旧芝川に放流し、汚水を青木中継ポンプ場に送水しています。
			汚水	0.22		
4	仲町排水ポンプ場	西川口 6-19-29	雨水	1.5	S46 年 7 月	横曽根排水ポンプ場と分担して西川口・仲町・南町・宮町・原町・川口の雨水を緑川に放流します。
5	竪前橋ポンプ場	南前川 1-7-4	雨水	2.7	S46 年 9 月	芝新町・芝中田・南前川の雨水を竪川へ放流し、汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
			汚水	0.69		
6	丁張橋中継ポンプ場	上青木西 4-27-21	汚水	0.26	S47 年 5 月	上青木・上青木西・南前川・前上町の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
7	元郷排水ポンプ場	元郷 2-3-10	雨水	20.0	S47 年 5 月	旧芝川に流入する雨水を荒川に放流します。また、通常は旧芝川の水位を保持する役割を担っています。
			水位保持 旧芝川	2.0		
8	緑町ポンプ場	緑町 4-4	雨水	0.37	S50 年 5 月	緑町の雨水を緑川へ放流し、汚水を横曽根中継ポンプ場へ送水しています。
			汚水	0.033		
9	横曽根排水ポンプ場	宮町 16-64	雨水	4.5	S51 年 4 月	仲町排水ポンプ場と分担して西川口・仲町・南町・宮町・原町・川口の雨水を菖蒲川に放流します。
10	東領家中継ポンプ場	東領家 5-6-10	汚水	0.07	S51 年 10 月	東領家 4 丁目・5 丁目の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
11	榑木橋中継ポンプ場	領家 5-2-1	汚水	0.223	S51 年 10 月	領家 5 丁目、元郷 1・2 丁目のうち旧芝川と荒川に囲まれた区域の汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
12	中央橋中継ポンプ場	本町 2-10-12	汚水	0.934	S53 年 3 月	本町大通りを中心にしてその周辺区域（本町・金山町）の汚水を青木中継ポンプ場へ送水しています。
13	青木中継ポンプ場	上青木 1-17-17	汚水	1.419	S56 年 6 月	上青木西・南前川・並木・上青木の汚水及び青木橋排水ポンプ場・中央橋中継ポンプ場から送水される汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
14	伊刈排水機場	本前川 3-1-8	雨水	2.15	S56 年 9 月	大雨のときに芝川から伊刈排水路に逆流するのを防ぐ施設です。通常は、高木雨水貯留管の雨水を伊刈排水路へ放流します。
15	里ポンプ場	大字里 103-1	雨水	7.52	S58 年 6 月	里地区の雨水を芝川へ放流し、汚水を埼玉県が設置する荒川水循環センターへ送水しています。
			汚水	0.77		
16	二軒在家排水ポンプ場	朝日 4-12	雨水	1.35	H1 年 4 月	二軒在家公園テニスコートの西側地下にあり、主に朝日町地区の雨水を旧芝川へ放流します。

No.	施設名称	所在地	用途	能力	運転開始 年月	備 考
				[m ³]/秒		
17	新堀中継 ポンプ場	榛松 3-46-25	汚水	0.32	H1 年 6 月	新堀・榛松・江戸その他の地区の汚水を埼玉県が設置する中川水循環センターへ送水しています。
18	領家第八公園 ポンプ場	領家 1-15	雨水	0.9	H4 年 2 月	領家第八公園の地下に造られたポンプ場で、元郷 6 丁目や弥平 1 丁目、領家 1 丁目付近の雨水を旧芝川へ放流します。
19	南鳩ヶ谷 ポンプ場	大字前田 1268-1	雨水	3.0	H10 年 4 月	新芝川より南側に位置する旧鳩ヶ谷南部地区の雨水対策を都市下水道事業として整備した雨水排水ポンプ場（能力 3.0 m ³ /秒）で、旧芝川へ放流する施設です。
20	荒川町 ポンプ場	荒川町 地先	雨水	8.0	H15 年 10 月	荒川のスーパー堤防事業に併せて建設され、寿町ポンプ場に代わり、川口・飯塚・原町・飯原町・金山町の雨水を荒川へ放流します。（寿町ポンプ場の雨水排除の役割は終了しました。）
21	辻ポンプ場	南鳩ヶ谷 7-20-1	雨水	6.0	H28 年 3 月	旧鳩ヶ谷辻地区の都市化による雨水対策として安木ポンプ場を廃止し新たに整備した雨水排水ポンプ場（能力 6.0 m ³ /秒）で新芝川へ放流する施設です。

※「備考」には、ポンプ場が担う区域名が記載されていますが、記載のない区域についても、下水道普及区域における汚水はポンプ場から埼玉県が設置する水循環センターに送水されます。
※上記一覧において区域名が重複している場合がありますが、担当するポンプ場が異なる場合があります。

地下ポンプ室等

目的	施設名称	所在地	道路地下占用 面積（m ² ）	能力 m ³ /s	運転開始 年月
雨水 排 除 用	立野際橋 地下ポンプ室	西川口 2-16-24 地先	36.98	1.000	S52.4
	仲町中学校 地下ポンプ室	西川口 2-16-1 地先	36.98	1.000	S53.4
	鬼沢橋地下 ポンプ室	西川口 1-35-13.14 地先	36.98	1.000	S53.11
	青木中継雨水貯留	上青木 1-18 地先	4,278.00	0.796	H3.1
	南前川雨水貯留	南前川 1-14 地先	402.00	0.030	H3.5
	青木雨水ポンプ室	上青木 1-18 地先	76.00	0.376	H5.3
	西公民館前 地下ポンプ室	飯塚 2-3-3 地先	6.30	0.034	H5.3
	弥平四丁目 排水ポンプ室	弥平 4-3-3 地先	13.50	0.266	H8.8
	SKIP シティ 雨水貯留	上青木 3-12 地先	12.90	0.072	H15.1
	芝西 1 丁目 排水ポンプ室	芝西 1-17 地先	3.14	0.0075	H15.3
	芝 4 丁目 排水ポンプ室	芝 5 丁目 3-12 地先	4.15	0.034	H31.1
	芝樋ノ爪雨水貯留	芝樋ノ爪 1-7-1 地先	454.76	0.0059	H24.11

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積 (㎡)	能力 m ³ /s	運転開始 年月
雨水排除用	桜町雨水貯留	桜町 3 丁目地内	918.33	0.042	H26.4
	並木元町雨水貯留	並木元町 1-76 地先	アートパーク 並木元町公園 地下 434.66	0.068	H29.7
	緑町排水ポンプ室	緑町 2-4 地先	3.14	0.083	R4.2
	幸町小学校雨水貯留	幸町 3-8-25 地先	476.16	0.0218	R4.3
汚水中継用	春風園第一地下ポンプ室	上青木 2-50 地先	10.57	0.066	S52.4
	春風園第二地下ポンプ室	上青木 2-38 地先	10.57	0.066	S52.4
	春風園第三地下ポンプ室	上青木 5-25 地先	10.57	0.066	S52.7
	五右衛門橋地下ポンプ室	朝日 2-4-3 地先	8.08	0.025	S56.4
	緑橋地下ポンプ室	緑町 6 番地先	8.08	0.022	S56.4
	門樋橋地下ポンプ室	本町 1-19 地先	6.09	0.022	S56.11
	二ツ橋第一地下ポンプ室	芝中田 2-45-13 地先	8.08	0.042	S56.12
	二ツ橋第二地下ポンプ室	芝 1-47-23 地先	3.14	0.025	S57.3
	朝日町地下ポンプ室	朝日 1-5-1 地先	8.08	0.036	S58.3
	オートレース場西中継ポンプ室	青木 5-15 地先	32.49	0.110	S60.12
	焼却場前中継ポンプ室	青木 3-15-1 地先	26.60	0.126	S62.10
	柳根地下ポンプ室	柳根町 29 地先	1.54	0.015	H1.11
	幸栄公園地下ポンプ室	栄町 3-1 地先	8.75	0.100	H2.8
	柳崎第 5 公園地下ポンプ室	柳崎 1-4 地先	8.75	0.031	H2.9
	芝上谷地下ポンプ室	大字芝 7214 地先	2.33	0.011	H8.4
	青陵高校南地下ポンプ室	大字神戸 423 地先	8.75	0.045	H8.7
	青陵高校西第一地下ポンプ室	大字神戸 539-5 地先	13.50	0.026	H9.4
	戸塚東小学校前地下ポンプ室	戸塚東 3-31 地先	13.50	0.072	H10.1
	戸塚東 1 丁目地下ポンプ室	戸塚東 1-8-1 地先	3.32	0.0156	H10.4
	東川口 3 丁目地下ポンプ室	東川口 3-8-24 地先	3.14	0.0083	H10.4
	長蔵 1 丁目地下ポンプ室	長蔵 1-24-28 地先	3.35	0.022	H11.4
	戸塚 1 丁目地下ポンプ室	戸塚 1-24-20 地先	2.40	0.007	H11.4

目的	施設名称	所在地	道路地下占用面積 (㎡)	能力 m ³ /s	運転開始 年月
汚 水 中 継 用	北原台地下 ポンプ室	北原台 1-26-23 地先	2.40	0.0074	H11. 4
	東川口 2 丁目地下 ポンプ室	東川口 2-6-2 地先	3.32	0.0088	H11. 4
	東川口 6 丁目地下 ポンプ室	東川口 5-1-4 地先	8.75	0.0786	H11. 4
	北原台 2 丁目地下 ポンプ室	北原台 2-23-23 地先	3.14	0.0050	H14. 3
	境橋西地下 ポンプ室	大字安行領根岸 3267 地先	3.14	0.0027	H14. 11
	安行吉蔵地下 ポンプ室	大字安行吉蔵 368 番地先	3.14	0.012	H15. 10
	東内野地下 ポンプ室	大字東内野 372-1 地先	3.14	0.018	H16. 1
	神戸地下 ポンプ室	大字神戸 629-4 地先	3.14	0.0027	H16. 3
	石神地下 ポンプ室	大字石神 227 番地先	2.14	0.003	H16. 9
	八幡木地下 ポンプ室	八幡木 3-18-20 地先	2.80	0.004	H18. 4
	伊刈西地下 ポンプ室	大字伊刈 881 番地先	11.25	0.016	H18. 12
	東内野第 2 地下 ポンプ室	大字東内野 439-4 地先	2.49	0.025	H19. 12
	里第 1 地下 ポンプ室	大字里 1085-9 地先	3.02	0.0335	H20. 4
	新井宿地下 ポンプ室	大字新井宿 521 地先	2.40	0.011	H21. 4
	根岸南地下 ポンプ室	大字安行領根岸 2559-23 地先	1.60	0.0033	H21. 4
	里第 2 地下 ポンプ室	大字里 610-1 地先	2.27	0.0053	H21. 4
	里第 3 地下 ポンプ室	大字里 621 地先	2.54	0.0053	H21. 4
	新井宿第 2 地下 ポンプ室	大字新井宿 56-1 番 地先	2.49	0.0027	H22. 4
	東内野第 3 地下 ポンプ室	大字東内野 204-5 番地先	2.40	0.0053	H23. 4
	南鳩ヶ谷第 1 地下 ポンプ室	南鳩ヶ谷 2-1-4	3.445	0.0047	H24. 3
	芝支所北 地下ポンプ室	大字芝 6832-1 番地先	2.49	0.005	H25. 8
	神戸第 2 地下ポンプ室	大字神戸 579-31 地先	1.77	0.0053	H28. 4
	安行藤八 地下ポンプ室	安行藤八 840-57 地先	2.4	0.0053	H31. 1
雨 水 排 除 継	飯塚ポンプ室	飯塚 3-11-6 地先	71.81	雨水 0.400 汚水 0.040	S63. 2

2. 計画と今後の展望

川口市下水道事業は、昭和 15 年に工事に着手して以来、埼玉県の流れ下水道計画と整合を図りながら、年次計画に基づいて逐次整備を進めてきた。

その後、川口市下水道事業の将来の方向性を示す基本的な計画として、平成 30 年 7 月に「川口市下水道ビジョン」を、ビジョンに掲げる施策を実現するための中長期の収支計画(投資・財政計画)として、平成 31 年 1 月に「川口市公共下水道事業経営戦略」を策定した。

これらの計画に基づき、国・県や川口市の下水道に関連する各種計画とも整合を図りながら、事業運営を進めている。

第4章 令和3年度の水道事業の財務状況

I. 水道事業の財務状況

1. 水道事業の令和3年度の決算書

(1) 令和3年度 川口市水道事業決算報告書

① 収益的収入及び支出

(千円未満：四捨五入)

収 入

(消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 事業収益	14,607,082	14,543,649	△63,433	うち仮受消費税 及び地方消費税
第1項 営業収益	14,256,405	14,215,802	△40,603	1,275,527 千円
第2項 営業外収益	350,676	326,728	△23,948	3,272 千円
第3項 特別利益	1	1,119	1,118	19 千円

支 出

(消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 事業費	12,234,578	11,371,184	843,394	うち仮払消費税 及び地方消費税
第1項 営業費用	11,648,452	10,857,261	771,191	656,131 千円
第2項 営業外費用	547,302	502,993	44,309	
第3項 特別損失	8,824	10,931	△2,107	976 千円
第4項 予備費	30,000	0	30,000	

② 資本的収入及び支出

収 入

(消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 資本的収入	1,841,231	1,813,062	△28,169	うち仮受消費税 及び地方消費税
第1項 企業債	1,700,000	1,700,000	0	5 千円
第2項 固定資産売却代金	10	60	50	
第3項 受託工事収入	80,519	56,966	△23,553	
第4項 負担金	60,702	56,036	△4,666	

支 出

(消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 資 本 的 支 出	7,940,789	7,317,264	617,006	うち仮払消費税 及び地方消費税
第1項 建設改良費	6,204,360	5,580,836	617,005	473,364 千円
第2項 企業債償還金	1,736,429	1,736,428	1	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 5,504,202 千円は、当年度分消費税及び地方消費税
資本的収支調整額 470,650 千円、減債積立金 1,540,000 千円、過年度分損益勘定留保資金
1,617,506 千円、並びに当年度分損益勘定留保資金 1,876,046 千円で補てんした。

(2) 令和3年度 川口市水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1)給水収益	11,980,431		
(2)受託工事収益	73,617		
(3)水道利用加入金	490,510		
(4)その他営業収益	395,717	12,940,275	
2 営業費用			
(1)原水及び浄水費	4,118,030		
(2)配水及び給水費	1,885,378		
(3)受託工事費	120,096		
(4)業務費	927,003		
(5)総係費	301,930		
(6)減価償却費	2,810,342		
(7)資産減耗費	38,352	10,201,130	
営業利益			2,739,145
3 営業外収益			
(1)受取利息	187		
(2)他会計補助金	37,875		
(3)長期前受金戻入	245,977		
(4)雑収益	40,037	324,076	
4 営業外費用			
(1)支払利息	390,464		
(2)雑支出	6,723	397,187	△73,111
経常利益			2,666,035
5 特別利益			
(1)固定資産売却益	94		
(2)過年度損益修正益	476		
(3)その他特別利益	531	1,101	
6 特別損失			
(1)過年度損益修正損	9,955	9,955	△8,854
当年度純利益			2,657,180
前年度繰越利益剰余金			4,766
当年度未処分利益剰余金			2,661,946

(3) 令和3年度 川口市水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1)有形固定資産			
ア 土 地		1,320,965	
イ 建 物	3,748,242		
減価償却累計額	<u>△2,260,353</u>	1,487,890	
ウ 構 築 物	121,705,922		
減価償却累計額	<u>△52,117,214</u>	69,588,708	
エ 機 械 及 び 装 置	11,354,727		
減価償却累計額	<u>△7,352,844</u>	4,001,883	
オ 車 両 運 搬 具	60,511		
減価償却累計額	<u>△42,687</u>	17,824	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	222,563		
減価償却累計額	<u>△187,316</u>	35,246	
キ リ ー ス 資 産	98,040		
減価償却累計額	<u>△14,559</u>	83,481	
ク 建 設 仮 勘 定		<u>204,122</u>	
有形固定資産合計			76,740,118
(2)無形固定資産			
ア 無形固定資産		103	
無形固定資産合計			<u>103</u>
(3)投資その他の資産			
ア 破産更生債権等	54,799		
貸倒引当金	<u>△46,738</u>	8,060	
イ そ の 他 投 資		<u>164</u>	
投資その他の資産合計			<u>8,224</u>
固 定 資 産 合 計			<u>76,748,446</u>
2 流 動 資 産			
(1)現 金 預 金		3,719,819	
(2)未 収 金	1,227,817		
貸倒引当金	<u>△7,048</u>	1,220,769	
(3)貯 蔵 品		<u>28,304</u>	
流動資産合計			<u>4,968,892</u>
資 産 合 計			<u><u>81,717,338</u></u>

負 債 の 部			
3 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
建設改良等の財源			
ア に充てるための	27,247,122		
企 業 債			
企 業 債 合 計		27,247,122	
(2) 引 当 金			
ア 退職給付引当金	682,250		
引 当 金 合 計		682,250	
固 定 負 債 合 計			27,929,373
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
建設改良等の財源			
ア に充てるための	1,756,379		
企 業 債			
企 業 債 合 計		1,756,379	
(2) 未 払 金		771,611	
(3) 引 当 金			
ア 賞与引当金	60,375		
引 当 金 合 計		60,375	
(4) 預 り 金		34,337	
流 動 負 債 合 計			2,622,702
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金			
ア 受贈財産評価額	2,029,185		
収 益 化 累 計 額	△666,174	1,363,011	
イ 受託工事収入	5,806,281		
収 益 化 累 計 額	△3,610,653	2,195,628	
ウ 負 担 金	3,301,540		
収 益 化 累 計 額	△2,150,530	1,151,010	
エ 分 担 金	205,108		
収 益 化 累 計 額	△163,515	41,593	
オ 補 助 金	757,562		
収 益 化 累 計 額	△182,506	575,057	
繰 延 収 益 合 計			5,326,298
負 債 合 計			35,878,373

	資 本 の 部		
6 資 本 金			43,172,726
7 剰 余 金			
(1)資 本 剰 余 金			
ア 受贈財産評価額	<u>4,293</u>		
資 本 剰 余 金 合 計		4,293	
(2)利 益 剰 余 金			
ア 当 年 度 未 処 分			
利 益 剰 余 金	<u>2,661,946</u>		
利 益 剰 余 金 合 計		<u>2,661,946</u>	
剰 余 金 合 計			<u>2,666,239</u>
資 本 合 計			<u>45,838,965</u>
負 債 資 本 合 計			<u>81,717,338</u>

2. 水道財務の3事業年度の推移

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

区分 \ 年度		元年度		2年度		3年度		差引増減 (A-B)	増減率 (%)
		金額	構成比 (%)	金額 (B)	構成比 (%)	金額 (A)	構成比 (%)		
収益的収入	給水収益	9,660,322	85.98	10,078,573	82.93	11,980,431	90.31	1,901,858	18.87
	負担金	135,810	1.21	54,085	0.44	64,866	0.49	10,781	19.93
	加入金	647,120	5.76	472,590	3.89	490,510	3.70	17,920	3.79
	手数料等	791,693	7.05	1,547,696	12.74	729,645	5.50	△818,051	△52.86
	計 (C)	11,234,945	100	12,152,944	100	13,265,452	100	1,112,508	9.15
収益的支出	人件費	582,931	5.44	569,264	5.36	599,634	5.65	30,370	5.33
	受水費	3,526,241	32.90	3,488,565	32.86	3,494,125	32.94	5,560	0.16
	修繕費	399,796	3.73	291,806	2.75	326,680	3.08	34,874	11.95
	委託料	2,446,418	22.82	2,500,634	23.55	2,406,190	22.68	△94,444	△3.78
	減価償却費等	2,740,684	25.57	2,785,859	26.24	2,848,694	26.85	62,835	2.26
	企業債利息	478,979	4.47	434,771	4.09	390,418	3.68	△44,353	△10.20
	物件費等	543,377	5.07	546,606	5.15	542,531	5.12	△4,075	△0.75
	計 (D)	10,718,426	100	10,617,505	100	10,608,272	100	△9,233	△0.09
純利益 (C-D)		516,519		1,535,439		2,657,180		1,121,741	73.06

(消費税及び地方消費税抜き)

(2) 資本的收入及び支出

(単位：千円)

区分 \ 年度		元年度		2 年度		3 年度		差引増減 (A-B)	増減率 (%)
		金額	構成比 (%)	金額 (B)	構成比 (%)	金額 (A)	構成比 (%)		
資本的收入	企業債	2,300,000	93.69	1,650,000	92.50	1,700,000	93.76	50,000	3.03
	国・県補助金	4,237	0.17	0	0.00	0	0.00	0	0
	工事負担金等	150,591	6.14	133,746	7.50	113,062	6.24	△20,684	△15.47
	計 (C)	2,454,828	100	1,783,746	100	1,813,062	100	29,316	1.64
資本の支出	企業債償還金	1,640,425	25.36	1,700,213	27.65	1,736,428	23.73	36,215	2.13
	拡張費・改良費	4,779,738	73.90	4,420,323	71.87	5,551,426	75.87	1,131,103	25.59
	量水器費・固定資産購入費	48,159	0.74	29,824	0.48	29,410	0.40	△414	△1.39
	計 (D)	6,468,322	100	6,150,360	100	7,317,264	100	1,166,904	18.97
資本的収支差引 (C-D)		△4,013,494		△4,366,614		△5,504,202		△1,137,588	26.05

(消費税及び地方消費税抜き)

3. 水道事業の経営分析

項 目	元年度	2 年度	3 年度	算 式
1. 負荷率(%)	93.2	89.9	93.4	$\frac{1 \text{ 日平均配水量}}{1 \text{ 日最大配水量}} \times 100$
2. 施設利用率(%)	62.5	87.7	86.1	$\frac{1 \text{ 日平均配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
3. 最大稼働率(%)	67.0	97.6	92.2	$\frac{1 \text{ 日最大配水量}}{\text{配水能力}} \times 100$
4. 配水管使用効率 (m³/m)	43.63	44.50	43.43	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{導送配水管延長}}$
5. 固定資産使用効率 (m³/万円)	8.76	8.81	8.39	$\frac{\text{年間総配水量}}{\text{有形固定資産}}$

項 目		元年度	2 年度	3 年度	算 式
6. 有収率(%)		90.13	90.58	90.86	$\frac{\text{年間総有収水量}}{\text{年間総配水量}} \times 100$
7. 供給単価(円/㎥)		167.26	169.65	204.81	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$
8. 給水原価(円/㎥)		178.88	172.29	174.93	$\frac{\text{経常費用} - \left[\begin{array}{l} \text{受託} \quad \text{材料及び} \quad \text{附帯} \\ \text{工事費} \quad \text{不用品} \quad \text{事業費} \\ \text{売却原価} \end{array} \right] - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$
職員一人当たり	9. 給水人口(人)	7,419	7,150	7,118	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{損益勘定職員数}}$
	10. 有収水量(千㎥)	704.3	698.9	688.2	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{損益勘定職員数}}$
	11. 営業収益(千円)	131,781	128,789	151,372	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{損益勘定職員数}}$
12. 給水収益に対する職員給与費の割合(%)		6.0	5.6	5.0	$\frac{\text{職員給与費}}{\text{給水収益}} \times 100$
構成比率	13. 固定資産構成比率(%)	94.0	94.0	93.9	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$
	14. 固定負債構成比率(%)	36.2	35.3	34.2	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
	15. 自己資本構成比率(%)	60.6	61.3	62.6	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
財務比率	16. 固定資産対長期資本比率(%)	97.2	97.3	97.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
	17. 固定比率(%)	155.3	153.4	150.0	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
	18. 流動比率(%)	182.6	176.5	189.5	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	19. 当座比率(%)	181.4	175.4	188.4	$\frac{\text{現金及び預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
	20. 現金比率(%)	138.1	130.8	141.8	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$
	21. 不良債務比率(%)	△19.5	△18.9	△18.2	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

項 目		元年度	2 年度	3 年度	算 式	
回 転 率	22. 自己資本 回転率	0. 230	0. 229	0. 258	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本金} + \text{期末自己資本金}) \times 1/2}$	
	23. 固定資産 回転率	0. 149	0. 148	0. 170	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	
	24. 流動資産 回転率	2. 160	2. 326	2. 644	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2}$	
	25. 未収金回 転率	10. 260	9. 436	10. 553	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	
	26. 当年度減 価償却率(%)	3. 60	3. 65	3. 60	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	
収 益 率	27. 総収支比 率(%)	104. 8	114. 5	125. 0	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	
	28. 営業収支 比率(%)	107. 1	109. 0	127. 6	$\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費}} \times 100$	
	29. 総資本金 益率(%)	0. 61	1. 94	3. 31	$\frac{\text{経常利益} - \text{経常損失}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計}) \times 1/2} \times 100$	
そ の 他	30. 利子負担 率(%)	1. 65	1. 50	1. 35	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{建設改良費等の} \begin{matrix} \text{リース} \\ \text{財源に充てるため} + \end{matrix} \begin{matrix} \text{一時} \\ \text{債務} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{借金} \\ \text{の企業債} \end{matrix}} \times 100$	
	31. 企業債償 還元金対減価 償却費比率 (%)	67. 5	67. 9	67. 7	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	
	対 給 水 収 益 比 率 (%)	32. 企業債 償還元金	17. 0	16. 9	14. 5	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{給水収益}} \times 100$
		33. 企業 債利息	5. 0	4. 3	3. 3	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}} \times 100$
		34. 企業 債元利 償還金	21. 9	21. 2	17. 8	$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{給水収益}} \times 100$
	35. 単年度欠 損金比率(%)	—	—	—	$\frac{\text{単年度欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	
	36. 累積欠損 金比率(%)	—	—	—	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	
37. 職員 1 人 当り有形固定 資産(千円)	710, 237	702, 316	723, 963	$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$		

Ⅱ. 下水道事業の財務状況

1. 下水道事業の令和3年度の決算書

(1) 令和3年度 川口市下水道事業決算報告書

① 収益的収入及び支出

(千円未満：四捨五入)

収 入 (消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比 べ決算額の 増減	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 事業収益	11,575,393	11,542,800	△32,593	うち仮受消費税及び地方消費税
第1項 営業収益	8,522,783	8,479,278	△43,505	588,084 千円
第2項 営業外収益	3,052,609	3,062,837	10,228	38 千円
第3項 特別利益	1	685	684	3 千円

支 出 (消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 事業費	10,335,902	9,704,973	630,929	うち仮払消費税及び地方消費税
第1項 営業費用	9,512,545	8,974,035	538,510	316,341 千円
第2項 営業外費用	788,794	724,447	64,347	
第3項 特別損失	4,563	6,491	△1,928	455 千円
第4項 予備費	30,000	0	30,000	

② 資本的収入及び支出

収 入 (消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	予算額に比 べ決算 額の増減	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 資本的収入	6,209,947	5,520,764	△689,183	
第1項 企業債	4,108,000	3,487,000	△621,000	
第2項 他会計出資金	865,295	865,295	0	
第3項 他会計補助金	135,822	135,821	△1	
第4項 国庫補助金	1,100,830	1,020,088	△80,742	
第5項 固定資産売却代金	0	3,210	3,210	
第6項 受託工事収入	0	9,350	9,350	

支 出

(消費税及び地方消費税込み)

区 分	予 算 額	決 算 額	不 用 額	備 考
	千円	千円	千円	
第1款 資 本 的 支 出	9,486,605	8,672,135	814,470	うち仮払消費税及び地方消費税
第1項 建 設 改 良 費	5,837,204	5,022,734	814,470	440,934 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,649,401	3,649,401	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3,151,371 千円は、当年度分消費税及び地方消費税
 資本的収支調整額 339,560 千円、減債積立金 1,050,000 千円、過年度分損益勘定留保資金
 46,365 千円並びに当年度分損益勘定留保資金 1,715,445 千円で補てんした。

(2) 令和3年度 川口市下水道事業損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	5,898,036		
(2) 他会計負担金	1,990,389		
(3) その他の営業収益	2,769	7,891,195	
2 営業費用			
(1) 管渠費	580,364		
(2) ポンプ場費	657,989		
(3) 普及促進費	109,853		
(4) 業務費	311,395		
(5) 総係費	180,951		
(6) 流域下水道維持 管理費負担金	1,966,025		
(7) 減価償却費	4,834,129		
(8) 資産減耗費	16,987	8,657,694	
営業損失			766,499
3 営業外収益			
(1) 他会計補助金	122,018		
(2) 国庫補助金	63,447		
(3) 長期前受金戻入	2,840,265		
(4) 雑収益	3,164	3,028,894	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	723,977		
(2) 雑支出	37,889	761,866	2,267,028
経常利益			1,500,529
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	39		
(2) その他特別利益	643	682	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	535		
(2) 過年度損益修正損	5,501	6,036	△5,354
当年度純利益			1,495,175
前年度繰越利益剰余金			4,246
当年度未処分利益剰余金			1,499,421

(3) 令和3年度 川口市下水道事業貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
ア 土 地		3,508,126	
イ 建 物	4,321,513		
減価償却累計額	<u>△493,909</u>	3,827,604	
ウ 構 築 物	124,712,338		
減価償却累計額	<u>△</u>	113,175,226	
エ 機 械 及 び 装 置	4,744,041		
減価償却累計額	<u>△1,131,090</u>	3,612,952	
オ 車 両 運 搬 具	25,088		
減価償却累計額	<u>△8,997</u>	16,091	
カ 工 具 器 具 及 び 備 品	6,271		
減価償却累計額	<u>△3,154</u>	3,117	
キ 建 設 仮 勘 定		<u>2,816,887</u>	
有形固定資産合計			126,960,003
(2) 無 形 固 定 資 産			
ア 施 設 利 用 権		<u>9,233,848</u>	
無形固定資産合計			9,233,848
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
ア 破 産 更 生 債 権 等	28,733		
貸倒引当金	<u>△23,261</u>	5,471	
イ 出 資 金		4,930	
ウ そ の 他 投 資		<u>221</u>	
投資その他の資産合計			<u>10,623</u>
固 定 資 産 合 計			136,204,474
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金			3,280,180
(2) 未 収 金		667,276	
貸倒引当金	<u>△4,499</u>	<u>662,777</u>	
流 動 資 産 合 計			<u>3,942,957</u>
資 産 合 計			<u>140,147,431</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

建設改良等の財源

ア に充てるための

企 業 債

企 業 債 合 計

50,190,591

50,190,591

(2) 引 当 金

ア 退職給付引当金

引 当 金 合 計

固 定 負 債 合 計

678,369

678,369

50,868,960

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

建設改良等の財源

ア に充てるための

企 業 債

企 業 債 合 計

3,662,865

3,662,865

1,412,903

(2) 未 払 金

(3) 引 当 金

ア 賞与引当金

引 当 金 合 計

(4) 預 り 金

流 動 負 債 合 計

49,601

49,601

8,631

5,134,001

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

ア 受贈財産評価額

収 益 化 累 計 額

イ 他会計補助金

収 益 化 累 計 額

ウ 国庫補助金

収 益 化 累 計 額

エ 県補助金

収 益 化 累 計 額

オ 受益者負担金

収 益 化 累 計 額

カ 受託工事収入

収 益 化 累 計 額

繰 延 収 益 合 計

負 債 合 計

7,350,910

△797,205

44,182,837

△5,162,849

25,372,232

△2,546,091

55,872

△15,918

737,910

△109,514

8,500

0

6,553,705

39,019,988

22,826,141

39,954

628,396

8,500

69,076,684

125,079,645

	資 本 の 部		
6 資 本 金			12,897,856
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 受贈財産評価額	23,417		
イ 他会計補助金	471,857		
ウ 国庫補助金	153,625		
エ 県補助金	9,547		
オ 受益者負担金	12,064		
資本剰余金合計		670,509	
(2) 利 益 剰 余 金			
ア 当年度未処分 利益剰余金	1,499,421		
利益剰余金合計		1,499,421	
剰 余 金 合 計			2,169,930
資 本 合 計			15,067,787
負 債 資 本 合 計			140,147,431

2. 下水道財務の3事業年度の推移

(1) 収益的収入及び支出

(単位：千円)

年度 区分		元年度		2年度		3年度		差引増減 (A-B)	増減率 (%)
		金額	構成比 (%)	金額 (B)	構成比 (%)	金額 (A)	構成比 (%)		
収益的収入	下水道使用料	5,872,050	53.75	5,935,139	55.89	5,898,036	54.01	△37,103	△0.63
	他会計負担金	1,834,900	16.79	1,624,165	15.30	1,990,389	18.22	366,224	22.55
	他会計補助金	178,322	1.63	115,378	1.08	122,018	1.12	6,640	5.75
	国庫補助金	29,335	0.27	67,624	0.64	63,447	0.58	△4,177	△6.18
	長期前受金戻入	2,964,506	27.13	2,871,092	27.04	2,840,265	26.01	△30,827	△1.07
	手数料等	46,678	0.43	5,326	0.05	6,616	0.06	1,290	24.22
	計 (C)	10,925,791	100	10,618,724	100	10,920,771	100	302,047	2.84
収益的支出	人件費	536,057	5.31	545,161	5.69	517,552	5.49	△27,609	△5.06
	流域下水道維持管理費負担金	1,893,337	18.75	2,069,408	21.62	1,966,025	20.86	△103,383	△5.00
	修繕費	170,782	1.69	229,021	2.39	257,923	2.74	28,902	12.62
	委託料	718,628	7.12	774,471	8.09	746,213	7.92	△28,258	△3.65
	減価償却費等	4,775,582	47.30	4,833,926	50.49	4,851,651	51.47	17,725	0.37
	企業債利息	868,246	8.60	795,347	8.31	723,977	7.68	△71,370	△8.97
	物件費等	1,134,130	11.23	326,173	3.41	362,255	3.84	36,082	11.06
	計 (D)	10,096,762	100	9,573,507	100	9,425,596	100	△147,911	△1.55
純利益 (C-D)		829,029		1,045,217		1,495,175		449,958	43.05

(消費税及び地方消費税抜き)

(2) 資本的收入及び支出

(単位：千円)

年度 区分		元年度		2 年度		3 年度		差引増減 (A-B)	増減率 (%)
		金額	構成比 (%)	金額 (B)	構成比 (%)	金額 (A)	構成比 (%)		
資本の 収入	企業債	2,946,900	54.63	3,523,800	65.63	3,487,000	63.16	△36,800	△1.04
	他会計 出資金	1,744,523	32.34	490,500	9.14	865,295	15.67	374,795	76.41
	他会計 補助金	99,712	1.85	123,561	2.30	135,821	2.46	12,260	9.92
	国庫 補助金	602,514	11.17	1,231,426	22.93	1,020,088	18.48	△211,338	△17.16
	固定資産 売却代金等	216	0.01	65	0.00	12,560	0.23	12,495	19,223.08
	計 (C)	5,393,865	100	5,369,352	100	5,520,764	100	151,412	2.82
資本の 支出	企業債 償還金	3,545,436	45.80	3,594,198	40.27	3,649,401	42.08	55,203	1.54
	建設 改良費	4,173,792	53.91	5,330,498	59.73	5,022,604	57.92	△307,894	△5.78
	固定資産 購入費	22,219	0.29	0	0.00	130	0.00	130	皆増
	計 (D)	7,741,447	100	8,924,696	100	8,672,135	100	△252,561	△2.83
資本の収支 差引 (C-D)		△2,347,582		△3,555,344		△3,151,371		403,973	△11.36

(消費税及び地方消費税込み)

3. 下水道事業の経営分析

項 目		元年度	2 年度	3 年度	算 式
1. 固定資産 使用効率 (m³/万円)		4. 42	4. 88	4. 63	$\frac{\text{年間総処理水量}}{\text{有形固定資産}}$
2. 有収率 (%)		91. 94	85. 77	89. 31	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{年間総処理水量}} \times 100$
3. 使用料単価 (円/m³)		113. 71	111. 60	112. 27	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間有収水量}}$
4. 汚水処理原価 (円/m³)		125. 90	129. 04	129. 50	$\frac{\text{汚水処理費 (公費負担分除く)}}{\text{年間有収水量}}$
職員一人当たり	5. 処理区域内人口 (人)	8, 734	8, 759	8, 754	$\frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
	6. 有収水量 (千m³)	846. 59	871. 86	861. 25	$\frac{\text{年間有収水量}}{\text{損益勘定所属職員数}}$
	7. 営業収益 (千円)	126, 386	123, 971	129, 364	$\frac{\text{営業収益}}{\text{損益勘定職員数}}$
8. 使用料収入に対する職員給与費の割合 (%)		9. 13	9. 19	8. 77	$\frac{\text{損益勘定職員給与費}}{\text{下水道使用料}} \times 100$
構成比率	9. 固定資産 構成比率 (%)	97. 98	96. 53	97. 19	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産}} \times 100$
	10. 固定負債構成 比率 (%)	36. 74	36. 11	36. 30	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
	11. 自己資本構成 比率 (%)	60. 04	59. 08	60. 04	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$
財務比率	12. 固定資産対長期資本比率 (%)	101. 25	101. 41	100. 88	$\frac{\text{固定資産}}{\text{固定負債} + \text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
	13. 固定比率 (%)	163. 19	163. 39	161. 87	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$
	14. 流動比率 (%)	62. 57	72. 05	76. 80	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
	15. 当座比率 (%)	62. 57	72. 05	76. 80	$\frac{\text{現金及び預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}} \times 100$
	16. 現金比率 (%)	47. 98	62. 07	63. 89	$\frac{\text{現金預金}}{\text{流動負債}} \times 100$
	17. 不良債務比率 (%)	21. 76	25. 12	15. 09	$\frac{\text{流動負債} - (\text{流動資産} - \text{翌年度繰越財源})}{\text{営業収益}} \times 100$

項 目		元年度	2 年度	3 年度	算 式	
回 転 率	18. 自己資本 回転率	0. 092	0. 091	0. 094	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首自己資本金} + \text{期末自己資本金}) \times 1/2}$	
	19. 固定資産 回転率	0. 056	0. 055	0. 058	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首固定資産} + \text{期末固定資産}) \times 1/2}$	
	20. 流動資産 回転率	3. 69	1. 96	1. 79	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首流動資産} + \text{期末流動資産}) \times 1/2}$	
	21. 未収金回 転率	11. 41	11. 35	11. 77	$\frac{\text{営業収益}}{(\text{期首未収金} + \text{期末未収金}) \times 1/2}$	
	22. 当年度減 価償却率 (%)	3. 46	3. 54	3. 59	$\frac{\text{当年度減価償却費}}{\text{有形固定資産} + \text{無形固定資産} - \text{土地} - \text{建設仮勘定} + \text{当年度減価償却費}} \times 100$	
収 益 率	23. 総収支比 率 (%)	108. 21	110. 92	115. 86	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$	
	24. 営業収支 比率 (%)	91. 67	86. 54	91. 15	$\frac{\text{営業収益}}{\text{営業費用}} \times 100$	
	25. 総資本利 益率 (%)	0. 60	0. 75	1. 06	$\frac{\text{当年度純利益}}{(\text{期首負債資本合計} + \text{期末負債資本合計}) \times \frac{1}{2}} \times 100$	
そ の 他	26. 利子負担 率 (%)	1. 61	1. 47	1. 34	$\frac{\text{支払利息} + \text{企業債取扱諸費}}{\text{企業債残高} + \text{他会計借入金} + \text{一時借入金}} \times 100$	
	27. 企業債償 還元金対減価 償却費比率 (%)	199. 03	183. 69	183. 03	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$	
	対 料 金 収 入 比 率 (%)	28. 企業 債償還元 金	60. 38	60. 56	61. 87	$\frac{\text{建設改良のための企業債償還元金}}{\text{下水道使用料}} \times 100$
		29. 企業 債利息	14. 79	13. 40	12. 27	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{下水道使用料}} \times 100$
		30. 企業 債元利償 還金	75. 16	73. 96	74. 15	$\frac{\text{建設改良のための企業債元利償還金}}{\text{下水道使用料}} \times 100$
	31. 単年度欠 損金比率 (%)	—	—	—	$\frac{\text{単年度欠損金}}{\text{営業収益}} \times 100$	
	32. 累積欠損 金比率 (%)	—	—	—	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益}} \times 100$	
33. 職員 1 人 当り有形固定 資産 (千円)	1, 588, 996	1, 609, 880	1, 627, 692	$\frac{\text{期末有形固定資産}}{\text{損益勘定所属職員数} + \text{資本勘定所属職員数}}$		

第5章 包括外部監査の総括

I. 包括外部監査の結果及び意見のまとめ

1. 包括外部監査の「結果」と「意見」とは

監査の着眼点のもと監査の過程で発見された検出事項は、「結果（指摘）」と「意見」に分かれる。

(1) 「結果（指摘）」と「意見」の判断基準は、次のとおりである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
結果（指摘）	・監査の結果：地方自治法第252条の37第5項	・違法行為 ・不当行為
意見	・監査の結果に添えて提出する意見：地方自治法第252条の38第2項	・違法行為または不当行為以外で、包括外部監査人が個別検出事項として記載することが適当と判断したもの。

(2) 違法行為と不当行為は、次のとおりである。

違法行為	不当行為
・法令、条例、規則等の形式的な違反がある。	・法令、条例、規則等の形式的な違反はない。
・法令等の実質的な違反がある場合 ①裁量権の逸脱または濫用 ②行為の程度が法令等の予定している程度を超えている場合で、客観的に見て社会通念上、著しく適切を欠いた場合に限って違法とされる。 〈事例〉 ①作為に基づく法令違反（不正） ②法令等の解釈・適用の誤りに基づくもの（誤謬）	・法令等の実質的な違反とは言えないが、 ①行為の目的がその法令等の予定するものとは別のものである。 ②法令等の運用の仕方が不十分である。 ③社会通念上、適切でないもの。 〈事例〉 ①通常の時価よりも著しく高い価格での物品購入 ②公益性はあるが必要以上に多額な支出

（注）参考資料：《日本公認会計士協会「地方公共団体の外部監査に関するガイドライン及びQ&A」（2020年2月20日）》

(3) 川口市包括外部監査結果報告書の「結果（指摘）」と「意見」について

上記のように、日本公認会計士協会のガイドラインによる「結果（指摘）」は、違法行為、不当行為に該当する事項としている。

川口市包括外部監査結果報告書の「結果（指摘）」は、必ずしもガイドラインの違法行為や不当行為事項には該当しないが、川口市の行政運営のために、見直し、改善、改

定、改訂等が必要と考える要請事項については、「指摘事項」に該当するとして結果報告書に記載している。

「意見」については、更新、見直し、広報・周知など川口市の行政運営のための望ましいと考える要望事項を記載している。

「指摘事項」の記載は、「・・・を要請する。」とし、「意見」の記載は、「・・・要望する。」と記載している。

2. 包括外部監査の「結果」及び「意見」の総括

(1) 企業会計としての会計処理

地方公営企業法の改正が平成 23 年度（施行が平成 24 年 2 月 1 日）、適用は平成 26 年度により、従来の独特な公営企業会計基準から、企業会計に近い会計基準に移行した。

下水道事業は、令和元年度より公営企業会計に移行し、水道事業と共に公営企業となった。

川口市の水道事業会計及び下水道事業会計は、従来の「官庁会計」の影響が残っており、資産等の管理簿が、数量管理中心となっており、金額での管理が希薄となっている。

また、単年度の管理ではなく、中長期の財産等の管理、計画を実施するためには、貸借対照表の作成は重要である。

貸借対照表の作成の基礎となる棚卸資産及び固定資産の金額での管理、年度末においては、在庫等の実査の実施を要請する。

(2) 業務処理の単位について

各担当係においては、緻密・詳細に業務が行われている。しかし、業務が各部・課ごとに行われており、各担当部・課から次の部・課に業務処理が移管されれば、統一的な管理は実施されていないように考える。

従って、業務、財務の統一的管理者を設置し、管理システムにより業務処理が統一的に実施されることを要請する。

(3) ICT(情報通信技術)の利用によるシステムの再構築

近年、コンピューター等の目覚ましい発展により、処理システムが進展している。ICT(情報通信技術)は、時間や場所を有効に活用でき、テレワークは労働人口の確保や生産性の向上、地方創生など、さまざまな社会課題の解決に有効な方策であり、昨今のコロナ禍において中心課題となっている。

特に、上下水道局においては、毎月約 15 万件の水道料金の出納処理の管理等が職員の手作業により実施されている。職員の手作業による方法だけによらず、コンピューター等による総合的システム化が必要である。また、原材料等の棚卸資産の受払簿の作成や退職金等の人件費の算定についても、総合的システム化が必要である。

総合的なシステムの再構築等には、一時的に設備投資額が必要であるが、中長期では事務処理等の効率性・有効性などの増加となり、結果的に経費・費用の削減になる。

従って、ＩＣＴ等の利用による統一的な業務処理等のシステムの再構築を要望する。

Ⅱ. 包括外部監査の結果及び意見(上・下水道)の一覧表

平成 31 年 4 月の上下水道事業の組織統合により、特に、管理部の上下水道総務課、財務課・契約管理係、料金課などの業務は統合して実施されており、業務の効率化を図っている。また、下水道事業は令和元年度より地方公営企業法による会計基準に移行した。

従って、「結果(指摘事項)」及び「意見」の一覧表は、上下水道を一表としたものである。

1. 包括外部監査の「指摘事項」の一覧表

番号	対象事業	指摘事項の内容	頁
1	上下水道	債権管理に係る帳票類の作成	51
2	上下水道	年度末計上の貸倒引当金の積算事務	52
3	上水道	水道事業の受託工事の収益費用対応の要請	56
4	上水道	水道決算書における不採算事業の検証	56
5	上下水道	同業者間だけでの指名競争入札の検討	78
6	上下水道	同業者間の見積合せ方法の改善	80
7	上下水道	他者との入札ができない随意契約	85
8	上水道	上水道維持課における単価契約の仕様変更周知徹底	93
9	上下水道	年度末の現金実査の事後処理	119
10	上下水道	現金出納簿と現金の有り高等の確認	120
11	上下水道	ボトル水販売用現金出納簿の現金有り高等の確認	121
12	上水道	水道料金等が収納済の簿外預金の是正	128
13	上下水道	川口市上下水道局会計規程の整備	134
14	上水道	貯蔵量水器の取替資産としての経理	149
15	上水道	量水器費の期末処理	149
16	上水道	購入時に経費処理した棚卸資産（物品）の管理	150
17	上水道	ボトル水の棚卸資産計上	150
18	下水道	下水道維持課の原材料の資産計上	153
19	下水道	ポンプ場管理センターの物品の資産計上	153
20	上水道	帳簿数量及び貸借対照表価額の是正	176
21	上下水道	固定資産台帳の整備・活用	176
22	上水道	固定資産の棚卸・貸借対照表価額の相違	179
23	上水道	固定資産台帳による管理	180

番号	対象事業	指摘事項の内容	頁
24	上水道	量水器の減価償却方法	180
25	上水道	固定資産の管理データと固定資産台帳システムの不一致	185
26	上水道	固定資産台帳の整備	185
27	上水道	固定資産台帳等の継続的な管理不足	185
28	上水道	資本的支出の資産計上	185
29	上水道	固定資産一覧表（決算書）の残高と突合	186
30	上水道	固定資産台帳のメンテナンス	187
31	下水道	業務委託の有効な活用	190
32	下水道	下水道事業における固定資産の実査による検証	190
33	下水道	業務委託活用の効果と検証	190
34	下水道	土地の評価方法の妥当性の検証等	192
35	下水道	固定資産台帳計上と財務会計計上等の照合検証	194
36	上下水道	川口市上下水道局会計規程の改正	197
37	下水道	固定資産管理簿の作成と現物管理	198
38	下水道	固定資産管理簿の作成と現物管理シールの貼付け	198
39	下水道	里ポンプ場敷地内の工事請負人所有の鉄骨資材について	198
40	下水道	里ポンプ場の物品管理簿等の固定資産台帳の計上	199
41	下水道	旧施設部分の除却損等の計上	201
42	下水道	固定資産の老朽化対策はストックマネジメント計画を基礎	212

2. 包括外部監査の「意見」の一覧表

番号	対象事業	意見の内容	頁
1	上下水道	低入札価格調査制度実施について	73
2	上下水道	市外業者の指名競争入札参加	78
3	上下水道	市内入札参加者が少ない場合の対応可能業者の発掘・育成	79
4	上下水道	特殊委託契約の競争性強化対応	80
5	上下水道	対応可能業者が極少設備の老朽化対応検討	85
6	上下水道	県内での対応入札業者のいない随意契約検討	85
7	下水道	複数回入札の上、見積合せなどでの随意契約となった要因	90
8	上下水道	1つの契約に統合できる複数の契約の統合検討	96
9	上下水道	総合評価落札方式による契約が1件であることへの提言	98
10	上下水道	長期継続契約の積極的採用	101
11	上下水道	上下水道料金のスマートフォンの決済、口座振替等への推奨	120
12	上下水道	退職給付引当金の計上方法	132
13	上下水道	修繕額の平準化のための特別修繕引当金の計上	132
14	上下水道	棚卸資産勘定から払い出されたものの管理	150
15	上下水道	ボトル水の広報等	150
16	上下水道	原材料及び物品の受払簿等のシステム化	153
17	上下水道	固定資産の減価償却費の重要性	157
18	下水道	下水道事業に係る地方交付税交付金の交付	163
19	下水道	長期前受金戻入の収益計上	163
20	上下水道	歴史的構築物の保存	172
21	上下水道	子供達への指導	173
22	下水道	土地の評価方法の妥当性等の開示	192
23	下水道	固定資産管理簿等の帳簿管理の ICT 化の推進とシステムの再構築	198
24	下水道	川口市の所有財産の使用状況の再検討	199
25	下水道	川口市の所有財産の下水道事業への移管の検討	199
26	上水道	市民等への広報等	204
27	下水道	川口市浄配水場・管路の維持管理等	205
28	下水道	川口市下水道事業経営戦略、川口市ストックマネジメント計画等	212
29	下水道	今後の川口市ストックマネジメント計画等	212

第6章 水道・下水道事業の包括外部監査の結果及び意見

I. 経営管理全般

1. 組織管理

(1) 水道事業

① 官民連携・民間活用

今後、より一層厳しい経営環境が続くことが予想されるなか、次世代に健全な水道事業を引き継ぎ、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に届けるため、「第5次川口市総合計画」に掲げる基本方針の下、「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」(平成31年3月に策定した中長期計画で期間は令和元年度～令和10年度)の示す基本理念と目指すべき方向性に沿った、経営の効率化・健全化に向けた取り組みを実践している。

その計画に基づいて、料金等の徴収にかかる検針・収納等業務や給水装置工事申請受付窓口等の包括的民間委託、浄配水場運転管理等の民間委託を実施し、民間の活力・技術を生かした業務改善と経費削減を図っている。

② 広域連携の強化

令和元年10月1日に施行された改正水道法では、水需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等、水道事業の直面する課題に対し、基盤強化を図る目的として、広域連携を推進するための規定が盛り込まれている。

埼玉県では、平成23年3月に策定された「埼玉県水道ビジョン」に基づき、県内を12のブロックに分け、ブロック単位での広域化に係る検討を進めてきたところであるが、川口市を含む第7ブロック(川口市・戸田市・蕨市)では、具体的なメリットの創出が困難であったことから、検討が進んでこなかったのが現状である。今後、「埼玉県水道ビジョン」の見直しが予定されていることから、県の方針も踏まえ、広域化に限定せず、現状にあった柔軟な広域連携の推進について引き続き調査・検討を進めている。

これにより、非常時に被害を最小化(局所化)し、集中的な補修や迅速な復旧を行うことが可能になる。このメリットを最大限に活用するためには、給水区域ごとの詳細な水需要状況を分析することにより、浄配水場の適正規模についても検討し、より効率的な水運を図ることが必要である。

(2) 下水道事業の投資・財政計画取組みの概要

① 今後の投資についての検討状況

(ア) 広域化・共同化・最適化に関する事項

平成15年3月に領家下水処理場を廃止した後、全てを埼玉県下水道公社が運営する流域下水道に接続し終末処理をしており、既に広域化されている。

(イ) 投資の平準化に関する事項

ストックマネジメント計画を5年ごとに見直し、膨大な下水道施設の状況を客

観的に把握、評価することにより、長期的な状態を予測しながら、適宜、計画的かつ効率的に下水道施設の管理を行い、建設投資にかかる経費の平準化を図っている。

(ウ) 水洗化率（下水道接続率）の向上の取組み

下水道（汚水）は、接続されてはじめてその効果（生活環境の改善や河川などの水質保全）を発揮する。また、水洗化率を向上させることは、資産の有効活用や下水道使用料の収入確保にもつながる。

このため、戸別訪問などによる水洗化促進活動や下水道（汚水）に接続するための工事費用に対する支援を引き続き行っている。

② 今後の財源についての検討状況

(ア) 下水道使用料の見直しに関する事項

川口市では、平成 28 年 7 月と平成 30 年 7 月の 2 段階にわたり、41.23%となる下水道使用料の改定を行った。これにより、改定前の平成 27 年度末には 66.94%であった経費回収率は、令和 3 年度末現在で 86.69%となるなど、経営状況はやや改善されたものの、未だ 100%には届かず、不足分を一般会計繰入金により補填する状況が続いている。

今後は、官民連携や DX の推進など、新たな取組みによる経営の効率化・経費削減策についても検討を進め、更なる財務状況の改善や経営基盤の強化に努め、引き続き経費回収率の推移を注視し、適宜、適正な下水道使用料について検討を行う。

(イ) その他の取組み

川口市下水道事業は、平成 31 年 4 月に地方公営企業法の規定を全部適用し、企業会計方式へ移行した。これにより、経営成績や財政状態などを正確に把握し、的確な事業運営と経営の健全化及び効率化に努めている。

③ 下水道事業の民間活力の活用等

(ア) 民間活用の状況

平成 17 年度から検針・収納等業務について包括的民間委託を導入している。

また、ポンプ場の運転管理（横曽根中継・荒川町・堅前橋・里・新堀中継）のほか、管内清掃及び管内調査、耐震診断、詳細設計など、民間委託可能な業務については、委託することにより、業務の効率化を図っている。

(イ) 資産活用の状況

下水道管理用地のうち、払下げ可能な土地については、民間へ売却している。

なお、平成 15 年に用途廃止した領家下水処理場については、本市下水道事業として必要な敷地のみ地上権設定を行うことにより、敷地の全てを売却した。

2. 危機管理・情報セキュリティ

(1) 水道事業の危機管理

① 水道施設の耐震化

大規模地震等の発災時におけるライフラインの確保と早期復旧の観点から、水道施設の耐震化は急務となっている。

基幹管路の耐震管率は、令和3年度末現在83.97%となり、平成28年度末の73.96%と比べ10.01ポイント上昇し、また管路全体の耐震管率は25.20%となり、平成28年度末の18.91%と比べ6.29ポイント上昇している。

今後も計画的かつ効果的に、管路の耐震化や浄配水場施設の耐震補強などを実施していく計画である。

② 応急給水・復旧体制

指定給水所において、災害用備蓄ボトル水や応急給水システムを配備するなど、応急給水体制の複層化に努め、平成30年度には、指定給水所を60箇所から93箇所に拡大し、応急給水体制の拡充を図っている。

また、令和2年度には、マンション等の貯水槽に貯留された水道水を災害時に有効活用できるよう、非常用給水栓の設置及び管理に関する要綱を施行し、災害時の自助・共助の取組みを強化した。

更に、多方面からの協力体制を整えておくことも重要であるため、川口市管工事業協同組合をはじめとする関係団体、関連業者との応援協定のほか、前橋市・宇都宮市・水戸市の三市と水道災害相互応援(四市)協定を締結している。

③ テロ対策

水道水への毒物混入など、人為的なテロ行為を防止するため、浄配水場施設に高度機械警備を導入しセキュリティを強化している。今後は、サイバーテロに対する組織的な情報セキュリティの強化も課題である。

④ その他の災害対策等

渇水、水質汚染、風水害、感染症の蔓延等、発生が懸念される様々な災害、非常事態に対して対策を講じる必要がある。

また、配水管の工事などにより、濁り水や断水が発生した場合には、交通規制や近隣住民に対する広報を迅速に実施するなど、日常の適切な維持管理とともに事故発生後の即応体制の確立も重要となる。

(2) 下水道事業の危機管理

① 下水道事業の浸水対策

(ア) 雨水貯留施設の整備

川口市では、近年多発する集中豪雨等による被害を軽減するため、浸水被害の大きい地域から下水道(雨水)の整備を行っている。今後も、土地利用の変化や低い土地の形状などに伴い浸水被害が発生している地域では、引き続き雨水管

渠を整備するほか、雨水貯留施設などの整備を検討する。

(イ) 浸水対策の事業費

浸水対策としては、令和元年度から令和 10 年度までに着手する整備排水区数について、4 箇所を目途に整備を進め、総投資額は 6,179,040 千円を見込んでいる。特に、令和元年度から令和 5 年度までの 5 カ年計画で進めている東川口駅周辺浸水対策工事に関連し、令和 2 年度及び令和 3 年度の事業費が多くなっている。

浸水対策	
10 年間の投資額	6,179,040 千円
整備排水区数	4 箇所 (R10)

(ウ) 浸水対策の財源

財源については、年度ごとの事業費のうち、60%を国庫補助対象事業、40%を市単独事業とし、国庫補助対象事業は 50%を国費、残りは企業債を充当した。

また、市単独事業の財源は全額企業債を充当した。

② 下水道事業の地震対策

地震による損傷などが原因で、下水道施設を長時間使用できなくなると、市民生活や社会活動に極めて大きな影響が及ぶ。

こうしたことから、大規模地震等の発災時においても下水道の機能を確保するため、下水道施設の耐震化（防災対策）と、被害の最小化（減災対策）を組み合わせることにより、計画的な地震対策に取り組んでいる。

今後も、地震対策は、原則、国庫補助金を活用しながら事業を進め、令和元年度から令和 10 年度までの総投資額は 6,878,502 千円を見込んでいる。

地震対策				
10 年間の投資額	6,878,502 千円			
重要な幹線等の耐震化率	54.5% (R1)	54.6% (R2)	54.6% (R3)	⇒ 59% (R10)
マンホール浮上防止対策率 (注)	50.2% (R1)	56.4% (R2)	56.4% (R3)	⇒ 63% (R10)
ポンプ場の耐震化率	23.8% (R1)	28.5% (R2)	38.0% (R3)	⇒ 81% (R10)
マンホールトイレ設置率 (箇所数)	33.7% (R1)	42.3% (R2)	50.0% (R3)	⇒ 100% (R10)

(注) マンホール浮上防止対策率は、判定の結果、対策不要のものも含む。

3. 環境対策

(1) 水道事業の環境等の整備

① 浄配水場施設・設備の更新

市内にある 8 か所の浄配水場は、上青木浄水場で集中管理されており、上青木浄水場以外の 7 か所の浄配水場は無人化されている。これらの浄配水場は、遠隔制御装置や配水ポンプなど、様々な機械・設備により機能している。

効率的な運転・管理のために計画的な機能更新や適正規模への再編が必要であるため、施設の更新時期を定めており、施設の小規模化や統廃合も視野に入れ、将来を見据えた適正な施設規模とすることを目指している。

② 老朽管の更新

市内全域における管路の延長は約 1,482 km（令和 3 年度末現在）であるが、このうち法定耐用年数（40 年）を超えた管路は 327 km となっており、主に水需要の増加に伴う事業拡張期に布設した管路の老朽化が顕著なため順次、耐震管に更新していく必要がある。

③ 効率的な水運用（配水管網のブロック化）

主な浄配水場を核に給水地域を 5 つの区域（石神・神根・上青木・新郷・鳩ヶ谷）に分割し、ブロックごとに水量及び水圧を管理するシステム（ブロック化）を進めている。

このブロック化により、通常時の運転管理が容易化され、非常時の被害を最小化（局所化）し、集中的な補修や迅速な復旧を行うことが可能となる。

④ 浄配水場・管路の維持管理

浄配水場設備等は経年化しているが、今後の大規模更新を予定していることから改善が見込まれる。

配水設備は日常の保守点検等による適切な維持管理が重要である。

管路については計画的に配水管内の洗浄を行い、鉄錆等による水質劣化が起こらないように水質管理に努めている。更に管路のマッピングシステムなどに管理上必要な情報を蓄積し、給水管切替工事や漏水調査等に活用している。

⑤ 漏水の抑制

老朽化した配水管を順次更新するほか、漏水調査・修理及び給水管切替工事を実施することで漏水の抑制を図っている。

給水管（個人所有）からの漏水は依然として多く、私道内老朽給水管の布設替えや給水管切替工事を推進するなどの漏水対策を行っている。

(2) 下水道事業の環境等の整備

① 下水道（污水）の整備

下水道（污水）の整備が進んでいない地域については、既に整備している地域と早期に均衡を図るよう整備を進めている。また、土地区画整理事業などが計画・実施されている地域については、街路整備の進捗にあわせて整備を行うほか、一定の条件を満たす場合には、先行して整備を進めている。

今後は、令和 10 年度末において、下水道処理人口普及率 90.54%となるよう整備を進め、令和元年度から令和 10 年度までの総投資額の見込みは 20,302,479 千円である。

下水道（污水）整備				
10 年間の投資額	20,302,479 千円			
下水道処理人口普及率	87.57% (R1) (実績)	87.92% (R2) (実績)	88.25% (R3) (実績)	⇒ 90.54% (R10)

② 下水道（污水）事業整備の財源

財源については、令和元年度から令和 8 年度までは、中川流域において事業費の 40%を国庫補助対象事業、60%を市単独事業としている。荒川左岸南部流域においては、一部を除き市単独事業としている。

令和 9 年度及び令和 10 年度は、下水道整備に対する国の予算の動向を踏まえ、両流域において、100%市単独事業とした。

また、国庫補助対象事業の財源は、50%を国費、残りは企業債を充当し、市単独事業の財源は全額企業債を充当した。

補償費については、一般会計繰入金を充当した。

4. 繰入金

(1) 水道事業の一般会計繰入金

水道事業の令和 3 年度の「一般会計繰入金」は次の項目である。

勘定科目	内容	金額(単位:千円)
営業収益	・ 消火栓維持管理費	62,951
	・ 飲料水兼用耐震性貯水槽維持管理費	1,915
営業外収益	・ 一般会計補助金	37,875
負担金(資本的収入)	・ 消火栓設置費	56,036

水道事業については、以上の一般会計繰入金を計上しているが、赤字補填の繰入金は無い。

(2) 下水道事業の一般会計繰入金

一般会計繰入金は、平成 27 年度には約 43 億円の繰入があったが、下水道使用料の改定により、平成 28 年度は約 35 億円、平成 29 年度は約 33 億円で減少した。平成 30 年度は企業会計移行に伴う引継金を計上したことにより、約 41 億円でまで増加したが、令和元年度以降は再び減少している。

下水道事業を含む公営企業は、「企業性（経済性）の発揮」と「公共の福祉の増進」を経営の基本原則としており、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされている。

なお、下水道事業においては、雨水処理に要する経費は公費（税金）で賄い、汚水処理に要する経費は私費（下水道使用料）で賄うという考え方があり、川口市においても、雨水処理に要する経費には公費（国が示す基準内の一般会計繰入金）が充てられているが、汚水処理に要する経費のうち、下水道使用料で賄えない経費についても、不足分を公費（国の示す基準外の一般会計繰入金）で補填しているのが現状である。

平成 28 年度と平成 30 年度の 2 段階にわたり、下水道使用料を改定したことから、経営状況は改善されているものの、今後も基準外の一般会計繰入金を見込まずに下水道事業を運営することは困難であることから、下水道使用料で賄えない経費については、基準外の一般会計繰入金を財源とする計画としている。

なお、今後の試算では、令和 4 年度は 30.5 億円、令和 5 年度以降は毎年 30 億円を下回る水準で推移するものと見込んでいる。

Ⅱ．収入及び債権管理

1. 水道料金及び下水道使用料

水道料金は、上水道のメーターの使用量に基づいて決定され、下水道使用料は、原則として水道使用量と連動して決定される。

(1) 水道料金

水道料金は、下記の料金表により決定される。

料金表（1 か月当たり：消費税 10%込み）

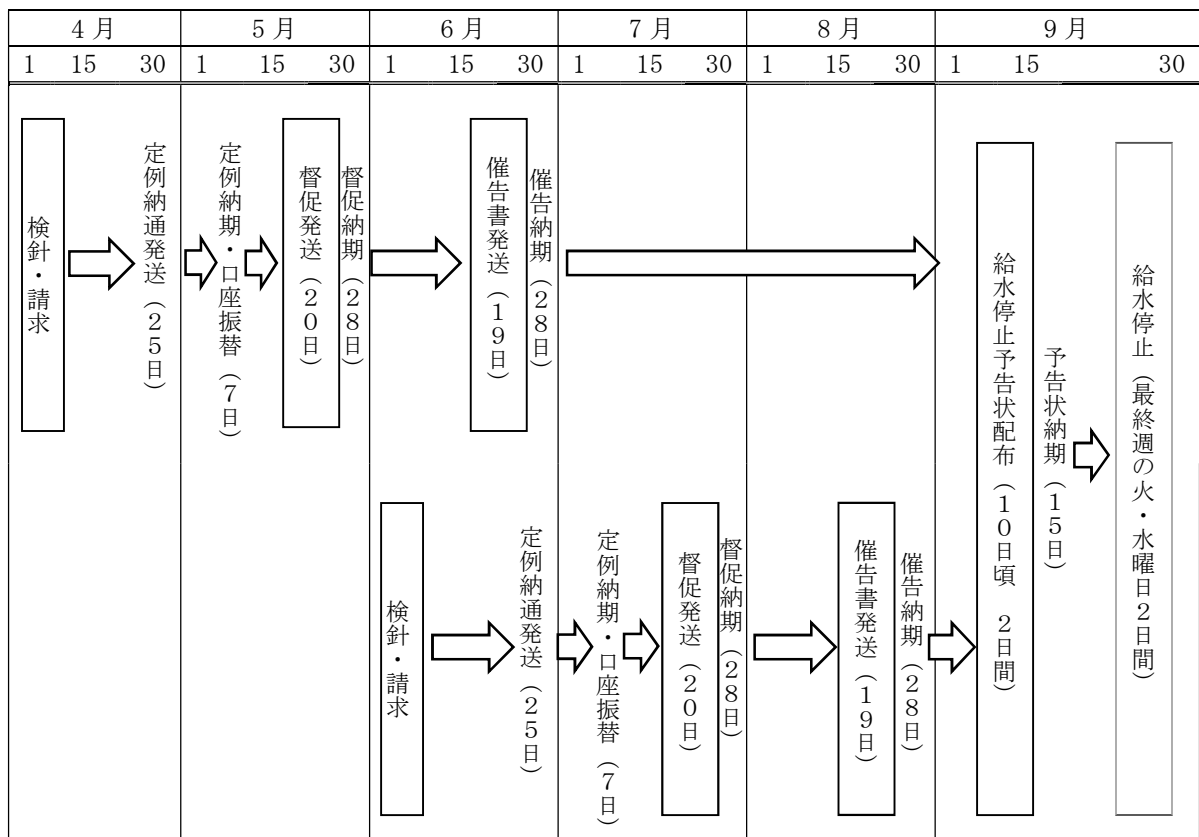
口径 (mm)	基本料金		従量料金 (1m ³ につき)	
	基本水量	料金	使用水量	料金
13	10m ³ まで	1, 111円	11～20m ³	173. 8円
20		1, 815 円	21～50m ³	281. 6円
			51～100m ³	330. 0円
25		2, 343 円	101～200m ³	376. 2円
			201m ³ ～	422. 4円
30		3, 190円	1～100m ³	330. 0円
40		5, 126 円		
50		13, 310 円	101～200m ³	376. 2円
75		24, 948 円	201～500m ³	422. 4円
100		44, 352 円		
150		110, 880 円	501～1, 000m ³	431. 2円
200		217, 602 円	1, 001m ³ ～	470. 8円
公衆浴場用		100m ³ まで	8, 668円	101～200m ³
	201～500m ³			157. 3円
	501m ³ ～			171. 6円

水道料金は、料金課により、水道料金と下水道使用料を収納業務サイクルに基づいて収納している。収納件数は毎月約 15 万件にのぼっている。

なお、契約者のうち下水道のみの契約件数は、上水道を隣接市や事業所で井戸水を使用しているなど、令和 4 年 8 月時点で 281 件である。

(2) 収納業務サイクル

○収納業務サイクル表



給水停止は、1期ごとに督促・催告を行い、2期末納者に対して「給水停止予告状」を交付した後、納付や誓約が得られない場合に実施するといった、プロセスを経て執行しており、2期目の納期限からおおよそ3ヶ月後に給水停止となる。誓約を得た場合には、誓約書に基づき分割納付に応じている。

「誓約不履行」の場合には、誓約時に予告無しに給水停止とする旨の了解を得ていることから、原則として予告無しに給水停止としている。ただし、誓約中においても支払い困難となった場合には、相談に応じる等、適切に対処している。

(3) 下水道使用料

現在、川口市では、「一般汚水用」と「公衆浴場用」の二種類の使用料体系を採用している。

① 一般汚水用使用料体系

川口市の一般汚水用使用料体系は、使用水量の多寡に応じて下水道使用料が決まる従量的な使用料体系である。

また、使用水量が多くなるほど単位当たり下水道使用料単価が高くなる、累進的な使用料体系を採用している。

② 公衆浴場用使用料体系

川口市の公衆浴場用使用料体系は、使用水量の多寡に応じて下水道使用料が決まる従量的な使用料体系である。浴場用使用料の単位当たり下水道使用料単価は、使

用水量に関わらず一定となっている。

③ 1 ヶ月あたりの下水道使用料（消費税 10%込み）

種 別		排 除 量 (使用水量) (注)	単価 (1 m ³ につき)
一 般 汚 水	基本料金	10 m ³ まで	975.7 円
	超 過 料 金	11～20 m ³	102.3 円
		21～50 m ³	123.2 円
		51～100 m ³	144.1 円
		101～200 m ³	163.9 円
		201～500 m ³	184.8 円
		501～1,000 m ³	206.8 円
		1,001～2,500 m ³	228.8 円
		2,501 m ³ ～	253.0 円
公衆浴場汚水		1 m ³ につき	31.9 円

(注) 排除量は、上水道の使用水量と同じ。

④ 下水道受益者負担金について

川口市では、昭和 45 年度から昭和 58 年度にかけて受益者負担金の賦課が行われていたが、その後は賦課徴収をしておらず、平成 13 年に条例が廃止された。

平成 23 年の鳩ヶ谷市との市町村合併の際、旧鳩ヶ谷市において受益者負担金制度が存在していたが、合併と同時に廃止されることになり、平成 24 年度以降は、旧鳩ヶ谷市において賦課されていた受益者負担金の徴収業務のみが残っていた。

令和 2 年 4 月に、旧鳩ヶ谷市において賦課されていた受益者負担金の徴収業務は終了した。

(4) 水道料金・下水道使用料の収納率の推移

令和 3 年度決算における水道料金・下水道使用料の収納率は、いずれも過去最高となっている。

	水道料金	水道料金	下水道使用料	下水道使用料
	現年度分	過年度分	現年度分	過年度分
令和元年度	90.90%	92.33%	89.98%	94.56%
令和 2 年度	89.57%	93.94%	90.30%	95.04%
令和 3 年度	91.39%	94.89%	90.44%	95.10%

収納率向上のため次の 5 項目を実施した。

- ① キャッシュレス決済の推進
- ② 弁護士法人と連携した未収金回収業務の実施

- ③ 約束が履行されない場合の給水停止の徹底
- ④ 簡易裁判所を通じた支払提訴、差押えの実施
- ⑤ 悪質な滞納者について警察に被害届を提出

以上のような対応により、不納欠損までの間に徴収努力を継続し、最終的な収納率は約 99.9%となっている。

(5) 監査の結果

(指摘事項：1)

「債権管理に係る帳票類の作成」

水道料金、下水道使用料ともに、毎月約 15 万件、金額にして約 15 億円の調定が発生し、料金課では日々の債権管理のため、業務上必要となる様々な帳票類を作成している。例えば、調定表、対比表、未収金の上位者等の資料などがあるが、現在、これらの資料を水道料金システムのデータを基に職員が手作業で作成している。このような膨大な件数のデータを手作業で加工することは、ミスの発生、完成データの検証を困難にし、過大な業務量の発生が予想される。

業務の効率性の観点から、日々の業務に使用される債権管理に係る帳票類については、債権を管理している水道料金システムから直接抽出できることが望ましいと考えられるので、今後システムの入換や改修の際に、検討されることを要請する。

2. 債権管理

(1) 水道料金の債権区分

債権区分	内容	略称	コード名
一般債権	①使用中で定例納付期到来前の債権	定例納付期内	定例期内
	②使用中で定例納付期到来しているが、督促前	定例納期後、督促期限内	督促期内
	③使用中で定例納付期到来しているが、催告前	督促納期後、催告納期内	催告期内
	④催告後で定例納付期到来している催告後の債権	催告納期後	催告期後
	⑤中止処理したもののうち、納付期到来前の債権	中止中、納期内	中止中期内
	⑥中止処理したもののうち、納付期到来した債権	中止中、納期後	中止中期後
貸倒懸念 債権	①給水停止中の債権	給水停止中の債権	停水中
	②支払誓約書による分割納付等の債権	支払誓約書取得債権	誓約中
	③職権による使用中止(死亡発覚等)の債権	職権使用中止の債権	職権
破産更生 債権	① 消滅時効完成債権(督促状到来日の翌日から2年経過)	時効起算日から2年以上経過している債権	2年以上
	② 破産、精算等の債権・私的整理手続着手など実質的に破綻債権・商業登記が閉鎖の債権	法的事実が発生している債権	破産

- ① 一般債権は、債務者の経営状態に重大な問題が生じていないものであり、上下水道局は、その状態を6区分に分類している。
- ② 貸倒懸念債権は、債務者は経営破綻になっていないが、弁済に重大な問題が生じているか、その可能性が高いものであり、上下水道局は、その状態を3区分に分類している。
- ③ 破産更生債権は、債務者が法的または実質的に経営破綻になっているもので、上下水道局は、その状態を2区分に分類している。

(2) 債権区分と貸倒対照表の勘定科目

① 債権区分と勘定科目の関係

「流動資産」に計上の「未収金」は、上記(1) 水道料金の債権区分の一般債権と貸倒懸念債権(①と②)であり、「固定資産」計上の「破産更生債権等」は、貸倒懸念債権(③)と破産更生債権である。

なお、令和3年度末において、納付があった現預金68百万円が未収金として計上されている。

令和3年度の「未収金」と「破産更生債権等」は次のとおりである。

(単位：千円)

勘定科目	水道事業	下水道事業	合計
未収金	1,227,817	667,276	1,895,093
破産更生債権等	54,799	28,733	83,532

② 貸倒引当金計上の割合

貸倒懸念債権(②)は50%であり、破産更生債権(③)は100%である。

(単位：千円)

勘定科目	水道事業	下水道事業	合計
「未収金」の貸倒引当金	7,048	4,499	11,547
「破産更生債権等」の貸倒引当金	46,738	23,261	69,999

(3) 監査の結果

(指摘事項：2)

「年度末計上の貸倒引当金の積算事務」

現在、年度末における貸倒引当金の設定に際し、水道料金システムから抽出した年度末の未収金、調定ベースで約15万件のExcelデータを基に、職員が手作業で債権区分の切り分け、名寄せ等の作業を行っている。このような膨大な件数のデータを手作業で加工することは、ミスの発生、完成データの検証を困難にし、過大な業務量の発生が予想される。

業務の効率性の観点から、貸倒引当金の積算資料については、債権を管理している

水道料金システムから直接抽出できることが望ましいと考えられるので、今後システムの入換や改修の際に、検討されることを要請する。

3. 滞留債権の処理

(1) 水道事業

水道料金の破産更生債権として計上されていた債権の内、令和 3 年度において 9,955,060 円を損失処理した。当該金額は、損益計算書の特別損失として計上した。

(2) 下水道事業

下水道使用料の破産更生債権として計上されていた債権の内、令和 3 年度において 5,500,581 円を損失処理した。当該金額は、損益計算書の特別損失として計上した。

4. 収支に関する効果等の測定・評価について

(1) 水道事業

① セグメント情報について

受託工事等の支給財源は、公費によるものであり、「費用対効果」の測定・評価が必要である。「効果」は金銭による効果だけでなく、市民に満足感を与えるなど、金銭以外で評価されるものも含まれる。

今後の受託工事等が効果的・効率的に活用されるために、指標(ガイドライン)等を策定し、市民への明確な説明責任を果たす仕組みを作成することが必要である。

市民への明確な説明責任を果たす仕組みとして、損益のセグメント情報(注)の報告がある。

「川口市上下水道局会計規程」において、「第 9 章セグメント 第 91 条(報告セグメント) 報告セグメントの区分は、事業ごとに単一のセグメントとする。」と規定されており、事業ごとのセグメント情報の報告を規定している。

各事業の収益性を判断するためには、各事業の財務情報を各事業に集約し、セグメント情報を作成する必要がある。セグメント情報の作成により、業務・財務の統一的管理のツールとなる。

(注)セグメント情報とは

「セグメント情報は、売上高、利益(又は損失)、資産その他の財務情報を事業単位ごとに集約した情報である。」

セグメントとは経営者が経営資源(ヒト、モノ、カネ)を配分する単位、あるいは業績を評価する単位であり、経営管理を行う上で重要な情報である。

通常、セグメントは「事業単位」で集約するが、経営管理の目的により「地域単位」や「顧客単位」で集約することも考えられる。

セグメント情報を作成することによって、各事業単位の業績を横並びにした単純合算だけでは判らない情報を得ることが出来る。

同じセグメント情報が複数の事業を行っている場合など、事業体の財務諸表だけでは、各事業の収益性までは判断することはできない。

② 「令和３年度受託工事収益決算値」について

水道受託工事の「令和３年度受託工事収益決算値」について、次のような問題点がある。

令和３年度川口市水道事業損益計算書の１ 営業収益（２）受託工事収益 73,617 千円に対して、２ 営業費用（３）受託工事費 120,096 千円となっている。

毎期、「受託工事収益決算値」は赤字となっており、このような状況において、受託工事を実施する意義が問題となる。その詳細は次のとおりである。

令和３年度受託工事収益決算値

（税抜金額／単位：円）

受託工事内容	決算金額
受託工事収益	
給水装置工事設計審査申請手数料	9,992,000
給水装置工事しゅん工検査申請手数料	50,345,000
舗装復旧収益	3,877,800
道路掘削等審査申請手数料	2,214,000
中高層集合住宅等中間検査申請手数料	305,000
中高層集合住宅等しゅん工検査申請手数料	2,824,000
中高層集合住宅等認定申込手数料	2,824,000
指定給水装置工事事業者登録申請手数料	465,000
指定給水装置工事事業者更新申請手数料	770,000
受託工事収益 計	73,616,800
受託工事費	
給料	36,945,920
手当	18,647,824
賞与引当金繰入額	5,859,000
法定福利費	11,463,748
旅費	14,506
被服費	102,420
備用品費	416,786
燃料費	413,845
印刷製本費	254,900
通信運搬費	23,105

委託料 ※	43,377,390
手数料	9,600
賃借料 ※	2,564,228
修繕費	2,700
受託工事費 計	120,095,972
差引	△46,479,172

(2) 委託料・賃借料のうち、「配水及び給水費」において負担すべき費用

下記委託料については、給水業務全般に係る埋設管情報・給水台帳交付、水道利用加入金出納業務等が多数含まれており、受託工事費としては適正でない。

給水装置工事申請窓口業務委託料	34,500,000 円
給水装置工事窓口受付システム保守管理委託料	1,305,000 円
給水装置工事窓口受付システム借上料	1,624,800 円

(3) 給水装置工事申請窓口業務委託内容

① 給水装置工事事業者の埋設管調査補助

埋設管情報の案内、給水台帳検索等補助及び集計

② 一般窓口の埋設管調査補助

埋設管情報の案内及び集計、委任状による給水台帳検索等補助及び管理

③ 事前打合せ

水道法、関係法令、給水条例、川口市給水装置工事設計施行基準等との照合、必要書類の確認、事前調査、給水方式、流量計算、給水管の口径、施工方法、占用等の打合せ、加入金、手数料等の市納金等の決定、廃止流用、廃止保留、廃止放棄処理の確認及び内訳書の作成、料金システムとの照合、その他必要書類の手続き案内（舗装自費復旧の受付）

④ 道路掘削等審査

道路掘削に関する申請の受領及び精査（道路掘削申請書兼許可書等）、道路占用（市道、県道）、水路占用、河川保全区域、河川区域、見沼代用水管理道路等申請の受理及び精査、納入通知書兼領収書の発行及び書類管理

⑤ 廃止及び所有者に関する受付

給水装置廃止届、理由書付廃止届、給水装置所有者変更届の確認及び書類管理

⑥ 設計審査

事前打合せとの照合（所有者変更の確認）、給水装置工事の申込受付、中高層集合住宅等認定申込受付、給水装置工事申込取消申込書、給水装置撤去工事申込書兼施工許可申込書、メーター等撤去届、各種手数料の納入通知書兼領収書の発行

⑦ 中間検査受付

図面に基づいた加入金、その他手数料の納入通知書兼領収書の発行

⑧ しゅん工検査受付

図面に基づいた加入金、その他手数料の納入通知書兼領収書の発行

⑨ 舗装復旧受付

舗装本復旧に関する申請の受領及び舗装復旧依頼票納入通知書兼領収書の発行

⑩ 収納事務

加入金、舗装本復旧費、指定給水装置工事事業者登録申請手数料、その他手数料の収納、収納金セキュリティ会社との授受

⑪ 緊急修繕報告書受付

緊急修繕報告書受取及び書類管理

⑫ 指定給水装置工事事業者名簿等管理

更新申請業務補助

⑬ その他業務

月報・年報等作成及び報告

(4) 監査の結果

(指摘事項：3)

「水道事業の受託工事の収益費用対応の要請」

水道事業の受託工事は、利用者の給水装置新設に係る申請や、その設置の検査に係る手数料を収益とするものである。

対応する費用は、申請・検査に係る事務経費等に限定すべきである。

よって、給水業務全体に係る委託料・賃借料の費用は受託工事費に含むのではなく、「配水及び給水費」にて計上すべきである。

決算書における適正な区分表示は、利用者・利害関係者・経営における判断を誤らせることがないように行われなければならない、予算策定を含めた管理を行えるように区分表示の変更を要請する。

(指摘事項：4)

「水道決算書における不採算事業の検証」

水道決算書における「受託工事収益・受託工事費」は毎年赤字となっている。

不採算事業が継続しているということは異常事態であり、その内容の検証が行われているべきであるが、その検証はなされていない。

本来、不採算であれば、収入となる手数料・費用である人員配置が適正なのか、不要コストが含まれていないか、行政サービスの一環とすれば負担金・補助金の要求等、不採算解消のための検証を行い改善していくべきである。

委託料・賃借料のうち、「配水及び給水費」において負担すべき費用の一部を除外した場合でもなお赤字であるため、より一層の検証・改善を要請する。

Ⅲ. 契約

1. 上下水道局における契約に関する規程及び要綱

(1) 契約事務

川口市上下水道局の契約に関する事務については、法令その他別に定めるものを除き、「川口市上下水道局契約規程」（平成 24 年 3 月 16 日 水道局規程第 2 号）の定めるところによる。

この「川口市上下水道局契約規程」により、一般競争入札及び指名競争入札の競争入札手続き等や随意契約によることができる額等が定められている。

競争入札に関しては、「川口市建設工事等入札参加資格に関する規則」（昭和 41 年 12 月 22 日規則第 52 号）及び「川口市上下水道局工事請負業者等指名委員会要綱」（昭和 60 年 4 月 1 日より実施）が定められ、業者選定が行われている。

また、契約変更に関しては「川口市請負工事設計変更ガイドライン（建築工事等編）」（平成 25 年 4 月川口市）、長期継続契約に関しては「長期継続契約ガイドライン」（第 2 版 平成 30 年 1 月 12 日川口市理財部契約課）が定められている。

一般競争入札について、それまで概ね 2 億円以上の工事を一般競争入札としていたところ、令和 3 年 4 月 1 日から「原則、設計金額 1 億円以上の工事」とし、また令和 4 年 4 月 1 日から「原則、設計金額 7,000 万円以上の工事」を対象としている。

(2) 工事成績評定

工事成績評定については、川口市において「川口市工事成績評定要領」（令和 4 年 8 月 1 日）の定めがあり、上下水道局もこれに準拠している。

「川口市工事成績評定要領」は川口市が発注する工事の成績評定に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図るものである。この基準は、国土交通省で定められた「工事成績評定実施基準」及び「請負工事成績評定基準」第 3 条の定めにより、成績評定（「請負工事成績評定要領」（平成 25 年 3 月 29 日付け国港技第 112 号）第 3 条に定める工事成績の評定）の方法を定めている。

工事検査としては、「川口市工事検査要領（第 9 条関係）」及び「川口市工事成績評定マニュアル」（令和 4 年 4 月 1 日、川口市総務部検査室）が用いられる。

2. 契約における監査対象

(1) 抽出工事請負契約

監査対象として令和 3 年度工事請負契約のうち契約金額の高いものから水道事業、下水道事業各 10 件ずつを抽出し、またそれとは別に、随意契約が行われたもの、総合評価方式がとられたものを抽出した。

① 水道事業

(ア) 工事請負契約

(単位：円)

契約方法	全体		監査対象	
	件数	契約金額	件数	契約金額
一般競争入札	9	1,491,281,000	6	1,192,521,000
指名競争入札	107	4,375,301,700	4	671,968,000
随意契約	1	19,800,000	1	19,800,000
随意契約(特命)	0	0	0	0
総合評価方式	1	19,426,000	1	19,426,000
計	118	5,905,808,700	12	1,903,715,000
		実施割合	10.2%	32.2%

監査対象とした要件

⑦令和3年度に完成した案件(令和元年度及び令和2年度契約工事を含む)で、設計額50万円以上。

⑧令和3年度の契約(令和4年度ゼロ債務工事及び令和4年度以降完成工事(繰越)を除く。)

⑨契約金額に変更がある場合は、変更後の金額の合計(税込金額)。後述下水道事業及び委託契約も同様。

(イ) 抽出工事一覧

(税込金額/単位：千円)

案件名	請負代金額計 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
新郷浄水場急速ろ過設備更新工事	282,260	282,260	㈱浅倉水道	一般競争入札
横曽根浄水場自家発電設備等更新工事	232,650	234,509	三位電気㈱	一般競争入札
神根浄水場配水ポンプ制御盤更新工事	227,629	229,031	㈱彩電業社	一般競争入札
新郷浄水場急速ろ過設備更新工事のうち土木工事	182,600	182,457	㈱菅土木	指名競争入札
改良第2号南平地区配水管布設工事(ゼロ債務)	168,300	174,801	中原建設㈱	指名競争入札
改良第11号新郷地区配水管布設工事	166,100	171,743	姉崎興業㈱	一般競争入札
改良第1号青木地区配水管布設工事(ゼロ債務)	169,400	162,195	島田建設工業㈱	指名競争入札

案件名	請負代金額計 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
改良第 3 号戸塚地区配水管 布設工事 (ゼロ債務)	151,690	152,515	㈱修和	指名競争入札
改良第 10 号新郷地区配水管 布設工事	145,398	150,238	㈱八廣園	一般競争入札
拡張第 5 号新郷地区配水管 布設工事	121,660	124,740	㈱村石組	一般競争入札

② 下水道事業

(ア) 工事請負契約

(単位：円)

契約方法	全体		監査対象	
	件数	契約金額	件数	契約金額
一般競争入札	2	2,746,249,000	2	2,746,249,000
指名競争入札	104	2,625,199,610	8	596,596,000
随意契約	0	0	0	0
随意契約 (特命)	1	8,800,000	1	8,800,000
総合評価方式	0	0	0	0
計	107	5,380,248,610	11	3,351,645,000
		実施割合	10.3%	62.3%

(イ) 抽出工事一覧

(税込金額／単位：千円)

案件名	請負金額 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
東川口雨水貯留管築造工事	2,563,000	2,608,826	中原・島田特定 建設工事共同 企業体	一般競争入札
横曽根第六排水区雨水管渠築 造工事	137,170	137,423	中原建設㈱	一般競争入札
幸町小学校雨水調整池整備工 事	91,850	105,919	島田建設工業 ㈱	指名競争入札
中央橋中継ポンプ場ほか 5 カ 所監視装置更新工事	84,370	84,370	田辺電機㈱	指名競争入札
川口第 1-2 処理分区污水管渠 3 工区築造工事	68,750	81,653	邦栄建設㈱	指名競争入札
南部第 4-5 処理分区下水道管 布設替その 2 工事	67,980	69,751	島田建設工業 ㈱	指名競争入札
川口第 2-2 処理分区污水管渠 築造工事	64,790	66,000	大五興業㈱	指名競争入札

案件名	請負金額 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
南部第17処理分区下水道管布設替その6工事	55,902	65,989	啓有建設(株)	指名競争入札
緑町地内圧送管布設工事	63,140	61,787	(株)菅土木	指名競争入札
川口第1-2処理分区污水管渠築造工事	58,080	61,127	(株)修和	指名競争入札

随意契約や総合評価方式契約については後述とする。

(2) 抽出工事委託契約

監査対象として令和3年度委託契約のうち財務課が行った工事委託契約、上水道維持課・下水道維持課・上下水道総務課にて行われた金額の高いものから各10件ずつを抽出した。

① 水道事業

(ア) 工事委託契約

(単位：円)

契約方法	全体		監査対象	
	件数	契約金額	件数	契約金額
指名競争入札	26	170,863,000	10	83,006,000
		実施割合	38.5%	48.6%

(イ) 抽出工事委託一覧

(税込金額／単位：千円)

案件名	請負金額 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
老朽配水管布設設計業務委託 J R横断（芝地区）	16,610	17,600	(株)大洋画地	指名競争入札
神根浄水場急速ろ過設備更新 工事基本設計委託	13,750	13,750	(株)N J S 関東事務所	指名競争入札
石神配水場第1配水池耐震二 次診断調査委託	13,200	13,200	日本水工設計 (株)川口事務所	指名競争入札
第1号改良配水管布設設計業 務委託	9,350	9,350	昭栄測量(株)	指名競争入札
第15号改良配水管布設設計 業務委託	8,855	8,855	(株)大洋画地	指名競争入札
第14号改良配水管布設設計 業務委託	8,338	8,338	太平洋航業(株)	指名競争入札
第3号改良配水管布設設計業 務委託	8,228	8,228	(株)東信設計コ ンサルタント	指名競争入札
第5号改良配水管布設設計業 務委託	8,140	8,140	(株)旭測量設計	指名競争入札

案件名	請負金額 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
第2号改良配水管布設設計業務委託	6,655	6,655	都亜測量設計(株)	指名競争入札
第6号改良配水管布設設計業務委託	6,490	6,490	富士測地(株)	指名競争入札

② 下水道事業

(ア) 工事委託契約

(単位：円)

契約方法	全体		監査対象	
	件数	契約金額	件数	契約金額
指名競争入札	44	455,120,600	10	219,010,000
		実施割合	22.7%	48.1%

(イ) 抽出工事委託一覧

(税込金額／単位：千円)

案件名	請負金額 (当初金額)	請負金額 (変更後)	請負業者名	入札方法
横曽根中継ポンプ場耐震補強等実施設計委託	65,450	65,450	(株)日水コン 埼玉事務所	指名競争入札
榑木橋中継ポンプ場耐震診断業務委託	20,460	20,460	(株)日本水工コ ンサルタント 川口営業所	指名競争入札
中川処理区（築造）実施設計委託その4	18,700	18,700	昭栄測量(株)	指名競争入札
中川処理区（築造）実施設計委託	18,150	18,150	(株)大洋画地	指名競争入札
中川処理区（築造）実施設計委託その3	17,600	17,600	(株)大洋画地	指名競争入札
中川処理区（築造）実施設計委託その2	16,940	16,940	(株)大洋画地	指名競争入札
元郷排水ポンプ場設備更新工事実施設計委託	16,720	16,720	日本水工設計 (株)川口事務所	指名競争入札
丁張橋中継ポンプ場耐震診断業務委託	16,280	16,280	オリジナル設 計(株)埼玉事 務所	指名競争入札
東川口雨水貯留管築造工事に 伴う施工監理業務委託	14,960	14,960	(株)N J S 関東 事務所	指名競争入札
マンホール浮上防止対策実施 設計委託	13,750	13,750	(株)東信設計コ ンサルタント	指名競争入札

③ 上水道維持課委託契約

(ア) 委託契約

(単位：円)

上水道維持課（3条予算委託）		
契約方法	件数	契約金額（決算額）
指名競争入札	34	565,480,034
随意契約	33	14,421,770
一般競争入札	0	0
随意契約（単価契約）	6	873,459,284
随意契約（公募型プロポーザル方式）	1	37,950,000
計	74	1,491,311,088

上水道維持課・下水道維持課・上下水道総務課の委託契約に関しては、網羅的に監査を行ったため、監査対象契約金額の合計算出は行わない。

(イ) 金額上位 10 件委託契約一覧

(単位：千円)

案件名	予算額	決算金額	請負業者名	入札方法
漏水修理等委託	469,564	325,875	川口市管工事業協同組合	随意契約 (単価契約)
給水管切替等委託	341,463	282,231	川口市管工事業協同組合	随意契約 (単価契約)
私道内老朽給水管布設替委託	273,416	234,047	川口市管工事業協同組合	随意契約 (単価契約)
舗装復旧委託	297,355	229,979	川口舗道(株)	指名競争入札
配水ブロック化に伴う配水管洗管業務委託	102,894	60,280	(株)M's ジャパン 川口支店	指名競争入札
給水装置工事申請窓口業務委託	37,950	37,950	第一環境(株)	随意契約 (公募型プロポーザル方式)
緊急漏水調査委託	77,297	35,508	(株)サンスイ 川口営業所	指名競争入札
配水ブロック化に伴う配水管洗管業務委託 その2	102,894	25,372	(株)サンスイ 川口営業所	指名競争入札
マッピングデータ入力委託	23,114	23,113	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	随意契約 (単価契約)
私道内老朽給水管布設替現地調査委託	273,416	20,803	太平洋航業(株)	指名競争入札

④ 下水道維持課委託契約

(ア) 委託契約

(単位：円)

下水道維持課（3条予算委託）		
契約方法	件数	契約金額（決算額）
指名競争入札	9	9,603,000
随意契約	1	14,421,770
一般競争入札	0	0
随意契約（単価契約）	0	0
随意契約（公募型プロポーザル方式）	0	0
計	10	24,024,770

(イ) 金額上位 10 件委託契約一覧

(単位：千円)

案件名	予算額	請負金額	請負業者名	入札方法
マンホール浮上防止調査委託	33,756	32,670	太平洋航業(株)	指名競争入札
公共下水道台帳調製業務委託	12,232	9,603	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)	随意契約 (単独見積)
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 5	82,600	7,040	(株)共立工業	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 6		6,908	首都圏環境サービス(株)	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 4		6,875	(株)ユーキ建工	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 7		6,600	(有)県南管理興業	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 2		6,490	(有)七八	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 1		6,050	(株)和幸クリーン	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 3		5,830	(株)三洪エンタープライズ	指名競争入札
ストックマネジメント計画 管内調査委託その 8		5,610	環境技研(株)	指名競争入札

⑤ 上下水道総務課委託契約

(ア) 委託契約

(単位：円)

上下水道総務課（3条予算委託）		
契約方法	件数	契約金額（決算額）
指名競争入札	8	48,536,400
随意契約	17	9,804,945
一般競争入札	0	0
随意契約（単価契約）	1	29,865
随意契約（公募型プロポーザル方式）	1	7,678,000
計	27	66,049,210

(イ) 金額上位 10 件委託契約一覧

(単位：千円)

案件名	予算額	決算金額	請負業者名	入札方法
庁舎清掃委託	16,764	16,764	㈱テクノスタッフ	指名競争入札
時間外受付・庁舎警備委託	13,860	13,860	㈱セイビ埼玉	指名競争入札
電話交換業務委託	10,890	10,890	㈱セイビ埼玉	指名競争入札
川口市上下水道局ホームページ再構築業務委託	8,085	7,678	㈱フューチャーイン東京支店	随意契約（公募型プロポーザル方式）
災害用備蓄ボトル水製造委託	4,516	4,516	エスエスケイフーズ㈱焼津工場	随意契約
庁内 LAN 保守管理委託	1,980	1,980	彩ネット㈱	指名競争入札
空調設備点検委託	2,310	1,870	㈱アペックエンジニアリング川口営業所	指名競争入札
環境衛生管理業務委託	1,320	1,320	㈱セイビ埼玉	指名競争入札
エレベーター保守点検委託	1,146	1,146	三菱電機ビルテクノサービス㈱関越支社	随意契約
災害用備蓄ボトル水配送委託	1,579	1,135	川口トラック協同組合	指名競争入札

3. 契約における監査内容

(1) 入札に関する事項

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）にかかる国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、以下の文章がある。

一般競争入札は、手続の客観性が高く発注者の裁量の余地が少ないこと、手続の透明性が高く第三者による監視が容易であること、入札に参加する可能性のある潜在的な競争参加者の数が多く競争性が高いことから、公共工事の入札及び契約において不正が起きにくいなどの特徴を有している。

一般競争入札は、これらの点で大きなメリットを有しているが、一方で、その運用次第では、個別の入札における競争参加資格の確認に係る事務量が大きいこと、不良・不適格業者の排除が困難であり、施工能力に欠ける者が落札し、公共工事の質の低下をもたらすおそれがあること、建設投資の減少と相まって、受注競争を過度に激化させ、ダンピング受注を招いてきたこと等の側面もある。これまで、一般競争入札は、主として一定規模以上の工事を中心に広く拡大してきたところである。各省各庁の長等においては、こうした一般競争入札の性格及び一般競争入札が原則とされていることを踏まえ、対象工事の見直し等により一般競争入札の適切な活用を図るものとされている。

また、指名競争入札については、信頼できる受注者を選定できること、一般競争入札に比して手続が簡易であり早期に契約できること、監督に係る事務を簡素化できること等の利点を有する一方、競争参加者が限定されること、指名が恣意的に行われた場合の弊害も大きいこと等から、指名に係る手続の透明性を高め、公正な競争を促進することが要請される。このため、各省各庁の長等は、引き続き指名競争入札を実施する場合には、公正な競争の促進を図る観点から、指名基準を策定し、及び公表した上で、これに従い適切に指名を行うものとするが、この場合であっても、公共工事ごとに入札参加意欲を確認し、当該公共工事の施工に係る技術的特性等を把握するための簡便な技術資料の提出を求めた上で指名を行う、いわゆる公募型指名競争入札等を積極的に活用するものとする。また、指名業者名の公表時期については、入札前に指名業者名が明らかになると入札参加者間での談合を助長しやすいとの指摘があることを踏まえ、各省各庁の長等は、指名業者名の事後公表の拡大に努めるものとする。

また、入札・契約制度について、

『総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/14569.html』において以下の文章がある。

【入札・契約制度について】

https://www.soumu.go.jp/main_content/000025877.pdf

(前略) さらに地域活性化の観点からは、地元企業が受注し地域経済に貢献することも求められており、この点も踏まえ調達が必要があります。

以上について制度面からまとめると、地方公共団体の調達について定める地方自治法では、最も競争性、透明性、経済性等に優れた一般競争入札を原則として掲げ

つつ、一定の場合には、指名競争入札、随意契約による方法により契約を締結することが認められています。

【一般競争入札について】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000827101.pdf

(長所)

○機会均等の原則に則り、透明性、競争性、公正性、経済性を最も確保することができる。

(短所)

○契約担当者の事務上の負担が大きく、経費の増嵩をきたす。

○不良・不適格業者の混入する可能性が大きい。

【指名競争入札について】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000827102.pdf

(長所)

○一般競争入札に比して不良・不適格業者を排除することができる。

○一般競争入札に比して契約担当者の事務上の負担や経費の軽減を図ることができる。

(短所)

○指名される者が固定化する傾向がある。

○談合が容易である。

【随意契約について】 https://www.soumu.go.jp/main_content/000829350.pdf

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号～9号に規定する随意契約できる場合の定義を、以下のとおり定めている。

①予定価格が少額の場合

②性質又は目的が競争入札に適しない場合

③障害者支援施設等から物品等の購入等を行う場合

④新商品として生産される物品を買い入れる場合又は新役務の提供を受ける場合

⑤緊急の必要により競争入札に付することができない場合

⑥競争入札に付することが不利と認める場合

⑦時価に比し著しく有利な価格で契約締結できる場合

⑧競争入札に付し入札がないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合

⑨落札者が契約を締結しない場合

(略)

(長所)

○競争に付する手間を省略することができ、しかも契約の相手方となるべき者を任意に選定するものであることから、特定の資産、信用、能力等のある業者を容易

に選定することができる。

○契約担当者の事務上の負担を軽減し、事務の効率化に寄与することができる。

(短所)

○地方公共団体と特定の業者との間に発生する特殊な関係から単純に契約を当該業者と締結するのみではなく、適正な価格によって行われるべき契約がややもすれば不適正な価格によって行われがちである。

上記文章を踏まえ、監査を行った。各問題と思われる点を列挙する。

① 低価格入札調査

(ア) 概要

「川口市建設工事等入札参加資格に関する規則」

(指名業者等の選定)

第4条 指名競争入札に関し指名する業者及び随意契約の相手方（以下「指名業者等」という。）を選定する場合は、第2条第1項の規定により格付けされた者のうちから、別表の区分に従って選定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事（別表に規定するその他の工事に該当するものを除く。）の施行上特に必要があるときは、1等級上位又は下位に格付けされた者を指名業者等として選定することができる。ただし、150,000,000円以上の工事については、この限りでない。

3 前項の規定により指名業者等として選定する者の数は、指名業者等の総数の2分の1を超えることができない。

別表（第4条関係）

業者の 級 別	発注の標準とする工事金額					
	土木一式工事 舗装工事 解体工事	建築一式 工事	電気工事 管工事	塗装工事 防水工事	造園工事	その他 の工事
A 級	50,000 千円以上	60,000 千円以上	50,000 千円以上	50,000 千円以上	30,000 千円以上	5,000 千円以上
B 級	50,000 千円未満	60,000 千円未満	50,000 千円未満	50,000 千円未満	30,000 千円未満	30,000 千円未満
	20,000 千円以上	25,000 千円以上	15,000 千円以上	15,000 千円以上	10,000 千円以上	
C 級	20,000 千円未満	25,000 千円未満	15,000 千円未満	15,000 千円未満	10,000 千円未満	15,000 千円未満
	5,000 千円以上	5,000 千円以上	3,000 千円以上	5,000 千円以上	3,000 千円以上	
D 級	5,000 千円未満	5,000 千円未満	3,000 千円未満	5,000 千円未満	3,000 千円未満	5,000 千円未満

国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第3条各号に掲げる、（中略）
 ③入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除の徹底（中略）は、いずれも、各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

「川口市工事請負業者指名選定基準」（平成28年7月20日施行）

（指名業者数）

第3条 1件の建設工事等の入札に参加させる指名業者数は、別表のとおりとする。
 ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- (1) 特殊な機械を購入設置するとき。
- (2) 特殊な工法又は技術を必要とするとき。
- (3) その他特別の事由があるとき。

指名業者の数

設 計 金 額	指名業者数
1,300,000 円を超え、5,000,000 円以下のもの	5 社以上
5,000,000 円を超え、10,000,000 円以下のもの	6 社以上
10,000,000 円を超え、20,000,000 円以下のもの	7 社以上
20,000,000 円を超え、50,000,000 円以下のもの	8 社以上
50,000,000 円を超え、150,000,000 円以下のもの	9 社以上
150,000,000 円を超え、500,000,000 円以下のもの	10 社以上
500,000,000 円を超えるもの	12 社以上

水道事業「改良第 10 号新郷地区配水管布設工事」

調査基準価格以下の入札において、低入札価格調査が行われた。

○「改良第 10 号新郷地区配水管布設工事」

項目	内容
契約日	令和 3 年 5 月 31 日
検査日	令和 3 年 12 月 17 日
工事場所	川口市江戸 3 丁目 地内
請負業者名	(株)八廣園
当初設計価格	173,041 千円
請負当初金額	145,398 千円
変更後請負金額	150,238 千円
入札方法	一般競争入札
入札参加業者数	16 者

(イ) 入札結果

入札日 令和 3 年 5 月 12 日

業者名	入札金額 (単位:千円)	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
(株)八廣園	132,180	○	×	○
市内業者	132,290	○	×	
市内業者	132,900	○	×	
市内業者	132,930	○	×	
市内業者	133,500	○	×	

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
市内業者	133,550	○	×	
市内業者	134,028	○	×	
市内業者	137,000	○	○	
市内業者	138,400	○	○	
市内業者	141,400	○	○	
市内業者	141,445	○	○	
市内業者	148,000	○	○	
市内業者	150,000	○	○	
市内業者	150,000	○	○	
市内業者	150,100	○	○	
市内業者	153,370	○	○	

(ウ) 入札金額の決定理由

- ・役員報酬の削減や、接待の激減により、一般管理費を削減して応札
- ・市内に資材置き場を所有している為、材料・機械等の保管や運搬が容易にでき施工量を伸ばすことが可能
- ・経験豊富な技術者及び現場代理人を配置することで、一日あたりに可能な作業量計画を無理なく増加させ施工日数の短縮が可能
- ・類似の工事实績から段取り調整等の経費削減に期待し現場管理費を計上
- ・施工日数を短縮することで交通誘導警備員を削減できると判断
- ・その他川口市内での工事の経験を踏まえて現場管理費・一般管理費などを削減できると判断

(エ) 請負金額変更理由

試掘調査を行ったところ、ガス管及び下水道管等が配管の支障となることから配管の変更を行った。また、県道部に土とセメントが混ざったものがあり、その撤去費用が発生した。

(オ) 評定点特記事項

概ね高配点、出来形・品質も良い。

(カ) 監査で把握した問題点等

国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

⑤一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

(中略)

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事实績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

(中略)

(3) 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用に関すること

各省各庁の長等においては、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を導入し、低入札価格調査基準又は最低制限価格を適切な水準で設定するなど制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。この場合、政府調達に関する協定の対象工事における入札及び総合評価落札方式による入札については最低制限価格制度は活用できないこととされていることに留意するものとする。

低入札価格調査制度は、入札の結果、契約の相手方となるべき者の申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合において、そのおそれがあるかどうかについて調査を行うものである。その実施に当たっては、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、落札率（予定価格に対する契約価格の割合）と工事成績との関係についての調査実績等も踏まえて、適宜、調査基準価格を見直すとともに、あらかじめ設定した調査基準価格を下回った金額で入札した者に対して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条に基づき提出された内訳書を活用しながら、次に掲げる事項等の調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保するものとする。

- イ．当該入札価格で入札した理由は何か
- ロ．当該入札価格で対象となる公共工事の適切な施工が可能か
- ハ．設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、契約内容に適合した履行の確保の観点から、資材単価、労務単価、下請代金の設定が不適切なものでないこと、安全対策が十分であること等見積書又は内訳書の内容に問題はないか
- ニ．手持工事の状況等からみて技術者が適正に配置されることとなるか
- ホ．手持資材の状況、手持機械の状況等は適切か
- ヘ．労働者の確保計画及び配置予定は適切か
- ト．建設副産物の搬出予定は適切か
- チ．過去に施工した公共工事は適切に行われたか、特に、過去にも低入札価格調査基準価格を下回る価格で受注した工事がある場合、当該工事が適切に施工されたか
- リ．経営状況、信用状況に問題はないか

また、各省各庁の長等は、低入札価格調査の基準価格を下回る価格により落札した者と契約を締結したときは、重点的な監督・検査等により適正な施工の確保を図るとともに、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、工事の安全性の低下等の防止の観点から建設業許可行政庁が行う下請企業を含めた建設業者への立入調査との連携を図るものとする。さらに、適正な施工への懸念が認められる場合等には、配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引き上げ等の措置を積極的に進めるものとする。

これらの低入札価格調査制度については、調査基準価格の設定、調査の内容、監督及び検査の強化等の手続の流れやその具体的内容についての要領をあらかじめ作成し、これを公表するとともに、低入札価格調査を実施した工事に係る調査結果の概要を原則として公表するなど、透明性、公正性の確保に努めるものとする。

低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底の観点から、当該調査に加え、受注者として不可避な費用をもとに、調査実績等も踏まえて、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条に基づき提出された内訳書を活用しながら調査を適切に行うこと、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への疑念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保しなければならない。

「改良第 10 号新郷地区配水管布設工事」につき、複数業者が低価格に至った分析等は行われているか、との問いに担当課から「調査基準価格等については、川口市としてその算出方法について非公開としているところです。これまでと同様になりますが、調査基準価格等の決定や適用等については市長部局の決定に基づ

き実施します」との回答であった。

国のガイドライン等に準じ算出方法について見直している現状とのことだが、価格改定にあたっては迅速に対応し、時勢に合った基準価格の改定を求めたい。

また、この低入札価格調査に際し、調査対象の業者の資料作成による事務負担が大きく、時間もコストも浪費することにつながるため、低入札価格調査の有用性と事務負担の費用対効果を考慮した調査実施の検討を願いたい。

(キ) 監査の結果

(意見：1)

「低入札価格調査制度実施について」

国のガイドライン等に準じ算出方法について見直している現状とのことだが、価格改定にあたっては迅速に対応し、時勢に合った基準価格の改定を求めたい。

また、この低入札価格調査に際し、調査対象の業者の資料作成による事務負担が大きく、時間もコストも浪費することにつながるため、低入札価格調査の有用性と事務負担の費用対効果を考慮した調査実施の検討を要望する。

② 失格業者の事由と低減化

(ア) 概要

「幸町小学校雨水調整池整備工事」において、最低価格で入札した市内業者が無効となった。また、「改良第11号新郷地区配水管布設工事」においても、最低価格で入札した市内業者が無効となっている。

○「幸町小学校雨水調整池整備工事」

項目	内容	概要
契約日	令和3年8月12日	
検査日	令和4年3月9日	
工事場所	川口市幸町3丁目 地内	
請負業者名	島田建設工業(株)	
請負当初金額	91,850 千円	
変更後請負金額	105,919 千円	
入札方法	指名競争入札	
入札参加業者数	9 者	うち 1 者無効

令和 3 年 8 月 5 日入札結果

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
市内業者	82, 500	○	○	無効
島田建設工業(株)	83, 500	○	○	○
市内業者	84, 300	○	○	
市内業者	84, 900	○	○	
市内業者	85, 100	○	○	
市内業者	85, 500	○	○	
市内業者	86, 000	○	○	
市内業者	86, 100	○	○	
市内業者	86, 500	○	○	

入札無効理由

入札金額積算内訳書に不備があったため。

○「改良第 11 号新郷地区配水管布設工事」

項目	内容	概要
契約日	令和 3 年 5 月 24 日	
検査日	令和 4 年 2 月 24 日	
工事場所	川口市大字東本郷 地内	
請負業者名	姉崎興業(株)	
請負当初金額	166, 100 千円	
変更後請負金額	171, 743 千円	
入札方法	一般競争入札	
入札参加業者数	14 者	うち 1 者無効

令和 3 年 5 月 12 日入札結果

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
市内業者	150, 000	○	○	無効
姉崎興業(株)	151, 000	○	○	○
市内業者	152, 700	○	○	
市内業者	153, 000	○	○	
市内業者	153, 000	○	○	
市内業者	153, 300	○	○	
市内業者	154, 300	○	○	

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
市内業者	154,500	○	○	
市内業者	155,400	○	○	
市内業者	155,500	○	○	
市内業者	156,000	○	○	
市内業者	157,500	○	○	
市内業者	157,500	○	○	
市内業者	159,000	○	○	

入札無効理由

入札参加資格を満たしていなかったため。

参加資格は、下記のすべてを満たすこと。

- ・告示日現在、令和3・4年度川口市建設工事入札参加資格者名簿に登載され、かつ、土木工事業の登録があり、その等級がA級に格付けされている者であること。
- ・告示日現在、川口市建設工事等入札参加資格に関する規則第3条第2項に規定する市内業者であること。
- ・建設業法第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- ・告示日以前10年間に於いて、元請として川口市が発注した上水道管布設工事によるφ500mm以上の管路を対象とする通水作業を完成させた実績を有すること。

(イ) 監査で把握した問題点等

無効となった市内業者において、参加資格を全て把握していなかったとのことである。特に、「改良第11号新郷地区配水管布設工事」での失格の理由となった要件は「告示日以前10年間に於いて、元請として川口市が発注した上水道管布設工事によるφ500mm以上の管路を対象とする通水作業を完成させた実績を有すること」であったという。

担当課よりこの失格について、大口径の水道管布設替を行う現場であり、濁水等のリスクが高く、一般競争入札参加要件としてφ500mm以上の管路を対象とする通水作業を完成させた実績を有することを条件としており妥当であるとの回答があった。

また、入札参加要件の十分なアナウンスが必要ではないか、との意見に、「改良第11号工事」に限らず、当市工事については、一定の書式様式に沿って告示等を行っており、本来事業者側がその告示内容等を十分に精査するものであると認識しているところ。また当該要件には、下線処理も行っている。加えて、告

示内容にあるとおり、質疑期間も設けており、十分な把握と対応ができるよう努めているところ。低価格で契約を行うことは至上命題ではあるが、一定以上の資料添付は、かえって逆効果にもなりかねない、との回答であった。

(ウ) 監査の結果

入札参加要件の十分なアナウンスと高度な工事対応ができる業者増加への対策を願いたいところであるが、すでに十全に尽くしているとの見解もあり、今後とも健全な事業運営を願いたい。

③ 少数の指名業者における入札の弊害

(ア) 概要

「川口市業務委託請負業者指名選定基準」(平成 30 年 4 月 1 日施行)

(指名業者数)

第 3 条 1 件の業務委託の入札に参加させる指名業者数は、別表のとおりとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、この限りではない。

- (1) 特別の技術を必要とするとき。
- (2) その他特別の事由があるとき。

指名業者の数

設 計 金 額	指名業者数
500,000 円を超え、3,000,000 円以下のもの	4 者以上
3,000,000 円を超え、5,000,000 円以下のもの	5 者以上
5,000,000 円を超え、10,000,000 円以下のもの	6 者以上
10,000,000 円を超え、30,000,000 円以下のもの	7 者以上
30,000,000 円を超えるもの	8 者以上

川口市上下水道局においては、規定の業者指名数を守るあまり、ほぼ同内容の入札を少数の指名業者間で繰り返している事案が発生している。

○下水道維持課「ストックマネジメント計画管内調査委託その 4」「同その 5」「同その 6」

「ストックマネジメント計画管内調査委託その 4」入札結果

入札日 令和 3 年 7 月 5 日

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	最低制限 価格以上	落札者
市内業者 A	6,400	○	○	
市内業者 B	6,450	○	○	
市内業者 C	6,250	○	○	○
市内業者 D	6,500	○	○	

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	最低制限 価格以上	落札者
市内業者E	6,600	○	○	
市内業者F	6,880	○	○	

「ストックマネジメント計画管内調査委託その5」入札結果

入札日 令和3年11月30日

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	最低制限 価格以上	落札者
市内業者A	6,430	○	○	
市内業者B	6,480	○	○	
市内業者C	6,450	○	○	
市内業者D	6,500	○	○	
市内業者E	6,400	○	○	○
市内業者F	6,470	○	○	

「ストックマネジメント計画管内調査委託その6」入札結果

入札日 令和3年11月30日

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	最低制限 価格以上	落札者
市内業者A	6,400	○	○	
市内業者B	6,420	○	○	
市内業者C	6,380	○	○	
市内業者D	6,400	○	○	
市内業者E	6,350	○	○	
市内業者F	6,280	○	○	○

(イ) 監査で把握した問題点等

ほぼ同じ内容の契約を全く同じ業者間で入札を行っている為、競争性の確保が難しい状態にある。これは一例であり、同様の状況が他にも見受けられる。

川口市内で対応できる業者が限られるためとの理由だが、そのため同じ業者のみでの入札はどうしても業者間での調整につながる事が懸念される。

「入札談合等」とは① 国等が入札等（競争により相手方を選定する方法）により行う請負等の契約の締結に関し、② 当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者に当該行為を行わせること等により、③ 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為（事業者が共同して又は事

業者団体が、入札に係る受注予定者又は最低入札価格等を決定する等により一定の取引分野における競争を実質的に制限すること）をいう（官製談合防止法第2条第4項）。

入札等（競争により相手方を選定する方法）とは、一般競争入札、指名競争入札のほか、随意契約（複数の事業者を指名して見積を徴収し、当該見積で示された金額を単純に比較して契約先を決定する形態のもの）も含まれる。

また、下水道維持課「ストックマネジメント計画管内調査委託その4」「同その5」「同その6」に関し、指名方法の意図を確認したところ、「平成26年10月30日付「川口市内業者優先発注の推進に係る取扱方針」に基づき、市内業者の育成を図るため、現在のような指名方法としたものであるが、市内業者が6者しかいないため、同業者間での指名競争入札となっている状況である」との回答があった。

川口市内業者優先発注の推進に係る取扱として、「第2期川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和3年4月）において、基本目標1に市内経済好循環を強化するとし、市内事業者への優先発注等のさらなる促進がうたわれている。

競争性の確保も問題であるが、市内対応業者の数の少なさが問題を引き起こしているといえる。

（ウ）監査の結果

（指摘事項：5）

「同業者間だけの指名競争入札の検討」

下水道維持課「ストックマネジメント計画管内調査委託その4」「同その5」「同その6」など、ほぼ同じ内容の契約を全く同じ業者間で入札を行っている件につき、当該入札に参加しようとする事業者が他の事業者と共同して落札すべき者若しくは落札すべき価格を決定し、又は事業者団体が当該入札に参加しようとする事業者の調整につながることを懸念されるため、同業者間での指名競争入札について検討されるよう要請する。

（意見：2）

「市外業者の指名競争入札参加」

過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるべきである。

川口市内で対応できる業者が限られるためとはいえ、ほぼ同じ内容の契約を全く同じ業者間で入札を行っているのは問題であり、頻繁ではなくとも、適宜市外業者を入札に参加させ、市内業者を発奮させることを要望する。

(意見：3)

「市内入札参加者が少ない場合の対応可能業者の発掘・育成」

入札参加者の企業努力によるより低い価格での落札の促進と公共工事の品質の確保の徹底を求めつつ、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、対応能力を有する業者の発掘、育成に努めることを要望する。

④ 少数業者での見積合せ多用の弊害

(ア) 概要

ほぼ同内容の見積合せを2者の業者間で繰り返し、業者間での調整につながる
ことが懸念される事案が発生している。

○上水道維持課「配水管内調査委託（その1）」～「同（その16）」

（その1）令和3年5月7日 市内業者見積金額449,000円にて決定、他もう一者見積
金額453,000円 ～（その16）令和4年2月9日 市内業者見積金額449,000円にて
決定、他もう一者見積金額450,000円

(イ) 補足事項

（その6・7・10）は他に比べ小規模の区画である。

市内業者では、管内調査に使用するカメラを所持しているのは2者しか現状無
く、その2者での見積合せが行われていた。

（その4）は他に比べ調査対象の管が大きく、中・大口径管用の調査カメラを
所持している業者が市内は1者だけであり、市外業者が見積に参加した。

(ウ) 監査で把握した問題点等

見積で決定される金額が年度後半では449,000円に固定されており、また、競
争相手の見積もりはそれにプラス1,000円の価格である450,000円を出す形が
常態化している。譲り合いの上、価格が業者間で決められている疑いがある。

また、対応業者の増加を見込めないのかとの意見に対し、担当課より、配水管
内調査委託は、特別な委託であるため市内業者の発掘、育成は難しい、との回答
があった。

国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会「入札談合の再発防止対策について」

入札結果の事後的・統計的分析の実施（一定期間分をまとめて実施）

- ・（工事種別毎の1位不動の状況の監視）1回目の入札の最低入札金額者が、その
まま2回目以降の再度入札における最低入札金額者となる状況が続いていないか
を監視する。

- ・（低入札の状況の監視） 低入札価格調査対象工事等の入札参加者の入札状況について、特定の者が参入した際にその者を落札させないような動きがなかったかどうかを監視する。

（エ） 監査の結果

（指摘事項：6）

「同業者間の見積合せ方法の改善」

入札談合防止対策において、入札結果の事後的・統計的分析の実施が必要である。

上水道維持課「配水管内調査委託」において、見積で決定される金額が年度後半では固定されており、また、競争相手の見積もりはそれにプラス 1,000 円の価格である形が常態化している。

そのような事案などでは、調査・分析が行われていなければならない。上水道維持課「配水管内調査委託」などでの、同業者間での少数見積合せの乱用をやめ、同様の契約が複数回行われる事案については年間単価契約を検討するなど契約方法の改善を要請する。

（意見：4）

「特殊委託契約の競争性強化対応」

上水道維持課「配水管内調査委託」は、水道管内を不断水で調査できる特殊なカメラを使用し、管内の夾雑物等の状況を把握する特殊な業務委託である。

特殊な委託契約は随意契約になり競争性低下に繋がりやすいため、対応能力を有する業者の増加に資する対応の検討を要望する。

⑤ 一者随意・少数見積合せ契約理由

「川口市上下水道局契約規程」

(随意契約によることができる額)

第17条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令403号。次条第1項において「令」という。）第21条の14第1項第1号の管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れ 800,000 円
- (3) 物件の借入れ 400,000 円
- (4) 財産の売払い 300,000 円
- (5) 物件の貸付け 300,000 円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

(随意契約の内容等の公表の手続)

第18条 管理者は、令第21条の14第1項第3号又は第4号の規定により随意契約をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 契約の発注見直し
 - (2) 契約の内容
 - (3) 契約の相手方の選定基準
 - (4) その他必要な事項
2. 前項の規定により公表した契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 契約に係る物品又は役務の名称
 - (2) 契約の相手方の氏名又は名称
 - (3) 契約の相手方とした理由
 - (4) その他必要な事項

上記規定により随意契約ができるか否かの判断となるが、監査対象となった契約の中で、一者随意契約、または少数業者見積合せとなった事案が何件か見受けられる。その中で疑問が生じる事案を抜粋する。

(ア) 概要

○「改良第53号横曽根地区配水管布設工事」

項目	内容
契約日	令和3年12月10日
検査日	令和4年2月10日
工事場所	川口市並木1丁目 地内
請負業者名	(株)浅倉水道

項目	内容
請負当初金額	19,800 千円
入札方法	随意契約（見積合）
見積業者数	2 者

（イ）入札結果

入札日 令和 3 年 12 月 10 日

業者名	入札金額 (単位: 千円)	予定価格 以下	最低制限 価格以上	落札者
(株)浅倉水道	19,800	○	○	○
市内業者	19,987	○	○	

（ウ）随意契約理由

本工事は、令和 3 年 12 月 3 日に漏水事故が発生し、管路復旧をするものである。漏水が起きた管はφ400 mmの配水本管であり、JR 西川口駅の東口から JR の軌道を横断し西口に水を送っている重要な管路である。

現在、一時的に修理を行ったが漏水は完全には止まっておらず、また漏水し道路陥没等の災害を起こす可能性もあることから、緊急の必要性があり競争に付する時間的余裕がないため随意契約とするもの。

（エ）業者選定理由

横曽根地区内の業者で水道工事を熟知し緊急対応が可能な市内 2 者を選定した。

（オ）監査で把握した問題点等

緊急対応のため 2 者での見積合せとなった、とのことだが、横曽根地区に限定せずとももう少し範囲を広げた市内業者でも緊急対応できる案件ではないか、2 者に限定せず、広く見積もりを取ることもできた案件ではないかと伝えたところ、担当課より、緊急対応のため地域性を重要視し随意契約を選択、最低限の競争を確保するため 2 者を選定している。公共工事品確法第 7 条第 4 項については、建設協会等と締結済みである、との回答を得ている。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第7条第4項

四 発注者は、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体その他の者との災害応急対策又は災害復旧に関する工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

○「青木橋排水ポンプ場2号エンジン補修工事」

項目	内容
契約日	令和3年9月16日
検査日	令和4年2月16日
工事場所	川口市青木2-13-13 地内
請負業者名	ヤンマーエネルギーシステム(株)東京支社
請負当初金額	8,800千円
入札方法	一者随意契約

随意契約理由

工事対象のエンジンは昭和46年に製造されたもので、同ポンプ場の雨水ポンプを稼働させる重要な設備である。本工事はエンジン内部の劣化した部品の取替や整備を行うものであるが、エンジンは型式ごとに整備手順や方法が異なることから、エンジンを設計、製造した製造者以外が行うことは出来ない。本工事に支障が生じると雨水排除に支障が生じ、市民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、エンジン製造者である上記業者と随意契約となった。

○「公共下水道台帳調整業務委託」

項目	内容
見積日	令和3年11月17日
請負業者名	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)
請負当初金額	8,730千円
入札方法	一者随意契約

随意契約理由

東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)は下水道台帳システムの開発元であり、システムを熟知し、また、経験と実績があるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき随意契約とするもの。台帳システム導入開始の平成16年度より委託。

○「マッピングデータ入力委託」

項目	内容
見積日	令和3年3月29日
請負業者名	東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)
入札方法	一者随意契約

随意契約理由

東京ガスエンジニアリングソリューションズ(株)はマッピングシステムの開発元であり、システムを熟知し、又、経験と実績があるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき随意契約とするもの。マッピングデータ入力は平成11年度より委託。

○「災害用備蓄ボトル水製造委託」

項目	内容
見積日	令和3年4月9日
請負業者名	エスエスケイフーズ(株)焼津工場
見積価格	4,105,500円
入札方法	一者随意契約

随意契約理由

本委託は、川口市の原水を使用した災害用備蓄ボトル水を製造委託するものであるが、「令和3年度物品入札参加資格者名簿006消防用品09災害用備蓄食料」の登録業者50社(市内14社・準市内3社・県内33社)の中において、アルミボトル缶で製造できる請負業者はない。

令和元年度のアルミボトル缶採用当時、県内で唯一アルミボトル缶を採用していた他市の発注先である県外の「エスエスケイフーズ株式会社 飲料事業本部」と地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号及び川口市上下水道局契約規程第19条第1項第4号に基づき一者随意契約としたため。

(カ) 監査で把握した問題点等

例年更新をして1者随意契約となっているものについて、その後も1者随意契約となることが見込まれる契約であるのなら、新規設置時に重々検討し、できるだけ他者も受け入れられるような環境構築に努めなければならない。また、実質1者と継続して契約するのであれば、長期継続契約を実施し都度契約に至る事務負担軽減や業者調査の実務を無くすべきである。

(キ) 監査の結果

(指摘事項：7)

「他者との入札ができない随意契約」

「公共下水道台帳調整業務委託」「マッピングデータ入力委託」など、例年更新をして1者随意契約となっているものについて、今後も1者随意契約となることが見込まれる契約であるのなら、システムの再契約時に他者も受け入れられるような環境構築に努めなければならない。また、実質1者が継続し契約を受けるのであれば、長期継続契約を実施し、その都度契約に至る事務負担軽減や業者調査の実務を無くすことを要請する。

(意見：5)

「対応可能業者が極少設備の老朽化対応検討」

青木橋排水ポンプ場2号エンジンは古い型の設備であり、対応可能業者が1者しかいないため、随意契約となった案件である。こういった対応可能業者が極少の案件においては、できるだけ早急に、汎用性のあるものに切り替えていくべきである。

そのため、対応可能業者が極少である設備をリストアップして注意をし、交換時に競争性のある入札により発注できる設備に移行できるよう準備対応を要望する。

(意見：6)

「県内での対応入札業者のいない随意契約検討」

災害用備蓄ボトル水については、対応業者を1者に限定している。災害用備蓄ボトルの有用性は認識するが、アルミボトル缶による製造のため対応業者の限定化を促すことになっていることは問題である。

競争性のある入札が行える発注を心がけ、特に地域活性を促せる市内業者を活用できる発注に切り替えていけるよう対応することを要望する。

⑥ 市内業者の採用

(ア) 概要

指名競争入札において、落札者が川口市外の業者である案件が見受けられた。

○水道事業「神根浄水場急速ろ過設備更新工事基本設計委託」入札結果

入札日 令和3年7月13日

業者名	入札金額 (単位：千円)	予定価格以下	最低制限 価格以上	落札者
市外業者Z	12,500	○	○	○
市外業者A	13,400	○	○	

業者名	入札金額 (単位：千円)	予定価格以下	最低制限 価格以上	落札者
市外業者 B	13,400	○	○	
市外業者 C	13,450	○	○	
市内業者 a	13,450	○	○	
市内業者 b	13,450	○	○	
市内業者 c	13,450	○	○	

○下水道事業「横曽根中継ポンプ場耐震補強等実施設計委託」入札結果

入札日 令和2年7月22日

業者名	入札金額 (単位：千円)	予定価格以下	最低制限 価格以上	落札者
市外業者 X	59,500	○	○	○
市外業者 B	59,700	○	○	
市外業者 D	59,800	○	○	
市内業者 a	60,500	○	○	
市外業者 Y	60,500	○	○	
市内業者 d	60,530	○	○	
市外業者 E	60,530	○	○	
市内業者 c	60,530	○	○	

○下水道事業「丁張橋中継ポンプ場耐震診断業務委託」入札結果

入札日 令和3年7月13日

業者名	入札金額 (単位：千円)	予定価格以下	最低制限 価格以上	落札者
市外業者 Y	14,800	○	○	○
市内業者 a	15,300	○	○	
市外業者 B	15,300	○	○	
市内業者 c	15,350	○	○	
市外業者 C	15,370	○	○	
市外業者 Z	15,370	○	○	
市外業者 A	15,370	○	○	

○下水道事業「東川口雨水貯留管築造工事に伴う施工監理業務委託」入札結果
入札日 令和２年６月５日

業者名	入札金額 (単位：千円)	予定価格以下	最低制限 価格以上	落札者
市外業者 Z	13,600	○	○	○
市外業者 A	14,400	○	○	
市外業者 Y	14,400	○	○	
市外業者 C	14,420	○	○	
市内業者 a	14,420	○	○	
市外業者 X	14,420	○	○	
市内業者 c	14,420	○	○	

この件に関し、対応可能な業者がいるのであれば、市内業者を採用すべきであるし、僅差の競争相手に市内業者が見受けられる現状を鑑みれば、指名の際市内業者を優先し、地域活性を目指すべきではないかとの指摘を行ったところ、担当課より、指摘にある通り基本的には市内業者を優先しているが、透明性の観点から指名選考基準により指名者業者数が定められているところであり、各案件はこれを満たしたうえでの入札であるとの回答があった。

(イ) 監査の結果

市内業者の採用は地域活性化となり市税への還元にもつながる。
対応可能な業者がいるのであれば、市内業者を採用すべきであるし、僅差の競争相手に市内業者が見受けられる現状を鑑みれば、指名の際市内業者を優先し、地域活性を目指すべきである。

十全に対応しているとは思われるが、対応可能市内業者の増加と地域発展を願いたい。

⑦ 複数回入札

(ア) 概要

下水道維持課「ストックマネジメント計画管内調査委託その2」入札結果

入札日 令和3年7月5日

(単位:千円)

業者名	第一回入札	第二回入札	見積合せ	落札者
(有)七八	6,200	6,100	5,900	○
市内業者B	6,370	6,180	辞退	
市内業者C	6,300	6,150	辞退	
市内業者D	6,350	6,170	辞退	
市内業者E	6,350	6,170	辞退	
市内業者F	6,320	6,150	辞退	

2回の入札の後、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号により随意契約に移行

令和3年度委託複数回入札一覧（下水道維持課）

(単位:円)

案件名	請負金額 (税込)	契約日	請負業者名	指名 業者数	入札 回数	見積 合せ
下水道管内調査委託（荒川左岸南部処理区）	5,830,000	R4.1.13	(有)七八	6	2	
芝川第15処理分区分管清掃委託	2,090,000	R3.11.11	(株)共立工業	6	2	
伊刈排水区排水路清掃委託	2,145,000	R3.11.11	首都圏環境サービス(株)	6	2	
ストックマネジメント計画人孔点検委託その3	2,310,000	R3.7.6	(株)共立工業	6	2	1
ストックマネジメント計画人孔点検委託その4	2,420,000	R3.7.6	首都圏環境サービス(株)	6	2	
ストックマネジメント計画管内調査委託その2	6,490,000	R3.7.6	(有)七八	6	2	1

令和2年度委託複数回入札一覧（下水道維持課）

(単位:円)

案件名	請負金額 (税込)	契約日	請負業者名	指名 業者数	入札 回数	見積 合せ
下水道管内調査委託（荒川左岸南部処理区）	4,400,000	R2.11.25	(有)三和商事	6	2	1
下水道管内調査委託（中川処理区）	4,180,000	R2.11.25	三井興業(株)	6	2	1
南部第1処理分区分管清掃委託その2	1,100,000	R2.10.27	(有)七八	6	2	

(イ) 監査で把握した問題点等

国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）第3条各号に掲げる、（中略）④その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止、（中略）各省各庁の長等がこれらの責務を踏まえた上で一体となって取り組むべき入札及び契約の適正化の基本原則を明らかにしたものであり、法第17条に定めるとおり、適正化指針は、この基本原則に従って定められるものである。

（中略）

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

（中略）

4（1）適正な予定価格の設定に関すること

ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、公共工事を実施する者が適正な利潤を確保できず、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、適正な金額で契約を締結することが必要である。そのためには、まず、予定価格が適正に設定される必要がある。このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料等、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行うものとする。また、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、で

きる限り速やかに契約を締結するよう努めるものとする。

(中略)

(4) 入札契約手続における発注者・受注者間の対等性の確保に関すること

不採算工事の受注強制などは建設業法第 19 条の 3 に違反するおそれがあり、行っ
てはならない行為であり、入札辞退の自由の確保等受給者との対等な関係の確立に努
めるものとする。

入札時、入札予定価格以下の入札がなく複数回入札の上、見積合せによる 1 者随
意契約となった案件について、指名業者数が少ないのが問題ではあるが、予定価格以
下まで入札・見積合せを繰り返し価格低下につなげることはダンピング受注につな
がる懸念が生じる。

(ウ) 監査の結果

(意見：7)

「複数回入札の上、見積合せなどでの随意契約となった要因」

「ストックマネジメント計画管内調査委託」などにおいて、入札時、入札予定価格
以下の入札がなく複数回入札の上、見積合せによる随意契約となった案件について、
予定価格以下まで入札・見積合せを行うことはダンピング受注につながる懸念が生じ
る。競争性低下を招かないよう、また、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがな
いよう、業者選定・設計に問題がないか検討を要望する。

⑧ 単価契約

(ア) 概要

「令和 3 年度漏水修理等委託設計単価表」より

以下の工事・物品等の令和 2 年度と比較した価格の増減について経緯等を聞き取
った。

○相当の値上がりが見受けられるもの

- ・ 仮舗装（スコップで使える全天候型特殊常温合材復旧）落札金額 13,000 円
(令和 2 年度 2,190 円)
- ・ インターロッキング据付 落札金額 4,400 円
(令和 2 年度 2,340 円)
- ・ L 型側溝設置 落札金額 6,250 円
(令和 2 年度 2,730 円)
- ・ U 字溝設置 落札金額 5,000 円
(令和 2 年度 3,370 円)
- ・ 削岩機使用損料 落札金額 29,000 円
(令和 2 年度 6,430 円)

- ・断水工（本管のバルブ操作等）落札金額 57,330 円
（令和2年度 38,220 円）
- ・保温材防護工（材、工含む）口径 13mm以下 落札金額 5,100 円 他口径も同様
（令和2年度 1,010 円）
- ・コートチーズφ50 落札金額 7,500 円 他φも同様
（令和2年度 2,820 円）
- ・コートエルボ 90° φ50 落札金額 3,390 円 他φも同様
（令和2年度 1,880 円）
- ・コートソケットφ50 落札金額 5,500 円 他φも同様
（令和2年度 1,600 円）

○相当の値下がりが見受けられるもの

- ・鋳鉄管切断工（1箇所）口径 75mm 落札金額 500 円 他口径も同様
（令和2年度 4,340 円）
- ・ポリパイプ2種2層φ50 落札金額 400 円 他φも同様
（令和2年度 540 円）
- ・PGソケットφ50 落札金額 5,600 円 他φも同様
（令和2年度 12,230 円）
- ・異径PGソケットφ50×φ40 落札金額 2,160 円 他φも同様
（令和2年度 11,400 円）
- ・PGエルボ 45° φ50 落札金額 2,740 円 他φも同様
（令和2年度 14,470 円）
- ・PGエルボ 90° φ50 落札金額 3,400 円 他φも同様
（令和2年度 13,930 円）
- ・PGチーズφ50 落札金額 7,000 円 他φも同様
（令和2年度 23,870 円）
- ・異径PGチーズφ50×φ40 落札金額 8,000 円 他φも同様
（令和2年度 20,680 円）
- ・PGジョイントφ50 落札金額 4,700 円 他φも同様
（令和2年度 7,550 円）
- ・PGソケット軟質1層管用φ50 落札金額 5,000 円 他φも同様
（令和2年度 10,330 円）
- ・HIVPソケットφ50 落札金額 210 円 他φも同様
（令和2年度 400 円）
- ・HIVPチーズφ50×φ40 落札金額 430 円 他φも同様
（令和2年度 730 円）

- ・スリースバルブ（埋設用・5K）φ50 落札金額 7,400 円 他φも同様
（令和2年度6,740 円）

回答（令和4年9月13日）

- 1 積算方法について、令和3年度から川口市独自の積算方法を水道事業実務必携等（埼玉県土木積算システム）に基づく積算方法に変更した。
- 2 積算方法の変更により、施工単価の内訳（材料費を含む含まない）が変わった。
- 3 材料単価の見積り業者について、令和3年度より商社からメーカーに変更した。

一者随意契約理由

上水道維持課「漏水修理等委託」

年間処理件数が多いことから、業務内容に熟知し、経験実績があり、地理に詳しく複数社組織である川口市管工事業協同組合に委託し、迅速に処理するため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づく随意契約。昭和45年度より委託。

上水道維持課「給水管切替等委託」

年間処理件数が多いことから、業務内容に熟知し、経験実績があり、地理に詳しく複数社組織である川口市管工事業協同組合に委託し、迅速に処理するため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づく随意契約。昭和54年度より委託。

上水道維持課「私道内老朽給水管布設替委託」

給水装置の修繕に精通し、漏水修理、給水切替の経験実績があり、地元密着度の高い団体のため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に基づき管工事業協同組合に委託する。

「漏水修理等委託特記仕様書」

第2条2

- (1) 工事開始に当たっては近隣住民に工事の内容をよく説明し、理解と協力を求めること。
 - (2) 緊急工事に対しては、ただちに対応できる体制を整えること。
 - (3) 断水を必要とする場合は、発注者の指示によらなければならない。また、関連する住民に対し、断水時間、断水目的等を周知すること。
- (中略)
- (11) 目標修理時間とし、48時間以内で修理完了を目指すものとする。

(イ) 監査で把握した問題点等

上水道維持課「漏水修理等委託」「給水管切替等委託」については、令和3年において単価計算仕様書に多額の価格変更が入った項目が多数あり、かつ、その変更理由につき、特に別段の理由書等もなく契約が締結されているのは問題である。

「漏水修理等委託」「給水管切替等委託」等は市内の指定給水装置工事事業者を組合員とする川口市管工事業協同組合に委託しており、工事依頼時に組合員により工事が行われる。

実際の施工事業者が単価金額（特に変更したもの）に関し、認識しないまま行っているのであれば問題である。

(ウ) 監査の結果

(指摘事項：8)

「上水道維持課における単価契約の仕様変更周知徹底」

上水道維持課「漏水修理等委託」「給水管切替等委託」については、令和3年において施工単価の変更により価格変更が入った項目が多数あり、かつ、その変更理由につき、口頭説明を行っているものの別段の理由書等もなく契約が締結されているのは問題である。

「漏水修理等委託」「給水管切替等委託」等は市内の指定給水装置工事事業者を組合員とする川口市管工事業協同組合に委託しており、工事依頼時に組合員により工事が行われる。

実際の施工事業者が単価金額（特に変更したもの）に関し、認識しないまま行っているのであれば問題である。

多項目の仕様変更が発生した場合は、その変更内容の詳細な解説について、理由書等の書面を用意するなど契約内容の相互理解に丁寧な対応がなされることを要請する。

⑨ 契約統合

契約の内容によって、別々に入札を行い別契約を結ぶよりも、一体化させて合計額として入札価格を下げる可能性があるものの検討を要請する事案。

(ア) 概要

○上下水道総務課「庁内 LAN 保守管理委託」入札結果

入札日 令和3年3月19日

業者名	入札金額 (単位：千円)	落札者	概要
市内業者 e	1,800	○	
市内業者 h	2,160		
市外業者 F	欠席		
市外業者 G	辞退		

○上下水道総務課「上下水道局ホームページ再構築業務委託」入札結果

入札日 令和3年7月15日

業者名	入札金額 (単位：千円)	落札者	概要
市内業者 e	—		(株)フューチャーイン 東京支店は市外業者。 公募型プロポーザル方式により決定。
(株)フューチャーイン 東京支店	7,678	○	
市外業者 H	—		

○上下水道総務課「庁舎清掃委託」入札結果

入札日 令和3年3月17日

業者名	入札金額 (単位：千円)	落札者	概要
市内業者 j	16,280		入札参加者は全社市内業者。
市内業者 g	15,480		
市内業者 f	16,120		
(株)テクノスタッフ	15,240	○	
市内業者	15,990		
市内業者	16,240		
市内業者	16,250		

○上下水道総務課「時間外受付・庁舎警備委託」入札結果

入札日 令和3年3月17日

業者名	入札金額 (単位：千円)	落札者	概要
市内業者 j	12,600	○	入札参加者は全社市内業者。
市内業者 g	15,000		
市内業者 f	14,100		
市内業者	14,400		
市内業者	15,600		
市内業者	15,300		
市内業者	15,600		

○上下水道総務課「電話交換業務委託」入札結果

入札日 令和3年3月17日

業者名	入札金額 (単位：千円)	落札者	概要
市内業者 j	9,900	○	入札参加者は1者のみ市外業者。他は市内業者。
市内業者 g	11,400		
市内業者 f	12,000		
市内業者	11,700		
市外業者	11,400		
市内業者	15,000		
市内業者	12,000		

○上下水道総務課「環境衛生管理業務委託」入札結果

入札日 令和3年4月2日

業者名	入札金額 (単位：千円)	落札者	概要
市内業者 j	1,200	○	入札参加者は全社市内業者。
市内業者 g	1,480		
市内業者 f	1,500		
市内業者	1,450		

(イ) 監査で把握した問題点等

上記概要事例は一部の落札者のみ実名を記載しているが、同じ業者が複数の入札に参加しているのが見受けられる。

複数の契約を統合できれば、個々で発注をかけるよりも事務負担の軽減、業者管理も容易である。

その旨担当課へ意見を入れたところ、担当課より、「上下水道局ホームページ再構築業務委託」については、当該年度単発の業務委託であり、デザイン性と機能性に優れたサイトの再構築を行うため、市外業者にも門戸を広げ、公募型プロポーザルで委託先を決定したものであり、一方「庁内 LAN 保守管理委託」は毎年度入札により委託先を決定（市内業者が落札）しているものであり、両者を契約統合することは適切でないと考える、との回答を得ている。

(ウ) 監査の結果

(意見：8)

「1つの契約に統合できる複数の契約の統合検討」

「庁舎清掃委託」「時間外受付・庁舎警備委託」「電話交換業務委託」などにおいて、上記概要事例は落札者のみ実名を記載しているが、同じ業者が複数の入札に参加しているのが見受けられる。

複数の契約を統合できれば、個々で発注をかけるよりも事務負担の軽減、業者管理も容易である。過去の慣習に囚われず、契約統合を検討し経費削減に積極的に取り組んでもらいたい。

同一業者がまとめて受注できるものに関しては、契約統合を検討することを要望する。

⑩ 総合評価方式の採用

国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

②総合評価落札方式の適切な活用等

総合評価落札方式は、公共工事品質確保法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定するものであり、価格と品質が総合的に優れた公共調達を行うことができる落札者決定方式である。一方で、総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価における透明性及び公正性の確保が特に求められ、さらには発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図ることも必要である。

（中略）技術提案やその審査及び評価に必要な発注者及び競争参加者双方の事務量の軽減を図るなど、総合評価落札方式の円滑な実施に必要な措置を適切に講じるものとする。

（中略）

③地域維持型契約方式

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ的確な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る

観点から、地域の実情を踏まえつつ、公共工事品質確保法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）第 20 条に基づき次のような契約方式を活用するものとする。

- 1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。
- 2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事業協同組合等とする。

（中略）

⑤一般競争入札及び総合評価落札方式の活用に必要な条件整備

公共工事の入札及び契約の方法、とりわけ一般競争入札の活用に伴う諸問題に対応し、公正かつ適切な競争が行われるようにするため、必要な条件整備を行うものとする。

1) 適切な競争参加資格の設定等

競争参加資格の設定は、対象工事について施工能力を有する者を適切に選別し、適正な施工の確保を図るとともに、ペーパーカンパニーや暴力団関係企業等の不良・不適格業者を排除するために行うものとする。

具体的には、いたずらに競争性を低下させることがないように十分配慮しつつ、必要に応じ、工事実績、工事成績、工事経歴書等の企業情報を適切に活用するとともに、競争参加資格審査において一定の資格等級区分に認定されている者であることを求めるものとする。

また、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、災害応急対策や除雪等を含め、地域の社会資本の維持管理や整備を担う中小・中堅建設業者の育成や経営の安定化、品質の確保、将来における維持・管理を適切に行う観点から、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件の適切な活用を図るなど、必要な競争参加資格を適切に設定するものとする。この際、恣意性を排除した整合的な運用を確保する観点から、あらかじめ運用方針を定めるものとする。なお、総合評価落札方式において、競争参加者に加え、下請業者の地域への精通度、貢献度等についても適切な評価を図るものとする。

また、川口市において「川口市総合評価方式活用ガイドライン」（令和 3 年度は Ver. 14、令和 4 年 4 月 1 日からは「川口市総合評価方式活用ガイドライン Ver. 15」が使用されている。）が作成されており、このガイドラインに沿い総合評価方式による入札が推奨されている。

(ア) 概要

○「南部第4-5処理分区下水道管布設替その5工事」

項目	内容	概要
契約日	令和3年8月20日	
検査日	令和3年12月24日	
工事場所	川口市川口4丁目 地内	
請負業者名	(株)岸土木	
請負当初金額	18,546 千円	
変更後請負金額	19,426 千円	
入札方法	総合評価方式(参加意思確認型指名競争入札)	
入札参加業者数	6 者	

令和3年度総合評価工事の実績が上記1件であることについて、担当課に問い合わせたところ、川口市では試行的に実施しており、慎重を期しながら、市長部局1件・上下水道局1件の発注としている、との回答を得ている。

(イ) 監査の結果

(意見：9)

「総合評価落札方式による契約が1件であることへの提言」

令和3年度川口市上下水道局において、総合評価方式による契約件数が「南部第4-5処理分区下水道管布設替その5工事」の1件のみであった。

川口市において、「川口市総合評価方式活用ガイドライン」が作成されており、このガイドラインに沿い総合評価方式による入札が推奨されている。

入札及び契約の総合評価落札方式の活用に努めることを要望する。

⑪ 長期継続契約の採用

(ア) 概要

「地方自治法第234条の3(長期継続契約)」

普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。

地方自治法施行令第 167 条の 17（長期継続契約を締結することができる契約）

地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。

「長期継続契約ガイドライン」（第 2 版 平成 30 年 1 月 12 日川口市理財部契約課）

1 はじめに

地方公共団体の事務においては、地方自治法により、予算の単年度主義が定められていますが、このことにより、一部の契約については、その性質上、事務執行において不経済となることや契約の安定性を阻害されることがあります。

こうしたことから、予算の単年度主義の例外として、長期継続契約が認められる場合があります。地方自治法第 234 条の 3 では、予算で債務負担行為や継続費を設計することなく、「各年度における予算の範囲内において給付を受ける」ことを前提として、翌年度以降にわたり契約を締結することができる長期継続契約について定めています。

同条で定める契約は、「電気、ガス、若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約」とされていましたが、平成 16 年の地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、地方自治法施行令第 167 条の 17 において、「翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」が新たに定められました。

これを受け、本市においては、平成 17 年に制定された「川口市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」により、電子計算機その他の物品（ソフトウェアを含む。）を借り入れる契約及び当該契約に付随する保守に係る委託契約が定められ、さらに、平成 23 年の当該条例改正により、庁舎管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるものが定められました。

長期継続契約の運用においては、各年度の予算の範囲内で給付を受けることが条件であり、毎年度の当初予算において経費を措置する必要があること、翌年度以降の予算が減額又は削除された場合は契約を解除又は変更することができる旨の特約条項を設ける必要があること等から、取扱いにあたり、特に留意する必要があります。

（中略）

2 川口市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の対象となる契約

(1) 電子計算機その他の物品（ソフトウェアを含む。）を借り入れる契約であって、

商習慣上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの。(当該契約に付随する保守に係る委託契約を含む。)

(借り入れる物品の例)

- ・電子計算機、事務用機器及び業務用機器
- ・車両

(2) 庁舎管理業務その他の役務の提供を受ける契約であって、毎年4月1日から役務の提供を受ける必要があるもの。

役務の提供を受ける契約で、年度を通し一日も欠かすことなく履行され、かつ複数年にわたり継続して同じ内容の契約を締結するもの。

なお、対象となる契約であっても、商慣習や役務内容等により通常の契約で支障のない場合や債務負担行為により翌年度以降の予算の保証を必要とするものについては、長期継続契約としません。

(役務の例)

- ・施設警備（機械警備含む）
- ・清掃
- ・電機・機械設備等の運転操作、稼働状況の監視
- ・建物総合管理（電話交換、受付案内を含む庁舎の管理）
- ・電子計算機、事務用機器及び業務用機器の保守
- ・電子計算機処理に関するプログラムの保守及び運用

(中略)

3 長期継続契約に係る事務の取扱いについて

(1) 契約期間及び履行期間

長期継続契約における長期とは、永久的なものではなく、合理的な期間を意味します。

履行期間については、原則、物品の借り入れは5年、役務の提供は3年をそれぞれ上限とし、借り入れる物品の性質や役務の内容、商慣習等により個別に検討するものとします（物品の借り入れについて、法定耐用年数を超えた期間は、原則認められません。）。

また、年度を通し一日も欠かすことなく履行され、かつ複数年にわたり継続して同じ内容の契約を締結するものについては、単年度毎の契約も長期継続契約とすることができます。

なお、履行期間が1年に満たないものは長期継続契約とすることはできません。

(中略)

(4) その他・注意事項

- ・長期継続契約は契約期間が長期にわたること及び契約期間中における契約の変更は原則行えないことから、契約内容について事前に十分整理してください。

・技術革新が著しく、長期にわたる契約が不利となる場合は、長期継続契約を適用することはできません。

(イ) 監査で把握した問題点等

川口市上下水道局において、長期継続契約ができる委託契約などが多数散見される。

「長期継続契約ガイドライン」における役務の例に挙げられている、施設警備・清掃・電機・機械設備等の運転操作、稼働状況の監視・建物総合管理（電話交換、受付案内を含む庁舎の管理）・電子計算機、事務用機器及び業務用機器の保守など、長期継続契約が適用できる案件が多数あると思われる。

(ウ) 監査の結果

(意見：10)

「長期継続契約の積極的採用」

事務執行において不経済となることや契約の安定性を阻害されることを排除できる目的として長期継続契約が採用できる案件については、積極的に長期継続契約を採用すべきである。

役務の提供を受ける契約で、年度を通し一日も欠かすことなく履行され、かつ複数年度にわたり継続して同じ内容の契約を締結するものについて、積極的な長期継続契約の採用を検討し、入札及び契約を行うことを要望する。

(2) 契約変更に関する事項

「川口市請負工事設計変更ガイドライン（建築工事等編）」（平成 25 年 4 月）

1 ガイドライン制定の目的

本ガイドラインは、川口市建設工事請負契約基準約款（以下「約款」という。）及び既存の通達等を踏まえ、川口市建築課及び電気設備課で取り扱う設計額が 130 万円を超える工事（以下「建築工事等」という。）の設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の留意点や設計変更を行う手続き及び事例を明らかにすることにより、必要な設計変更を適正かつ円滑に行うことを目的としています。

2 設計変更の基本的事項

(1) 基本的な考え方

本市が発注する建設工事等における設計変更については、「設計変更に伴う契約変更取扱いについて」（昭和 44 年 3 月 31 日建設省東地厚発第 31 号の 2）に基づき、次のとおり基本的な考え方を定めています。

建設工事等の発注は、事前の計画・調査及び設計内容の精査が十分行われていることが前提であり、安易な契約変更は慎まなければなりません。

しかし、工事の施工にあたっては、様々な自然条件や社会的制約を受け、施工条件が当初の設計段階のものと大きく異なることがあり、このような場合は、当該工事の目的を逸脱しない範囲において、特に必要と認められる場合、または、やむを得ない事情が生じた場合に設計変更を行います。

① 契約変更の範囲

ア 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象として扱いません。

イ 一式工事（内訳数量に一式と表示した工事）については、設計図書に明示した設計条件及び施工方法を変更した場合のほか、原則、契約変更の対象とはしません。

ウ 変更見込み金額が請負代金額の 30%を超える工事は、施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則、別契約工事とします。

別契約工事とした場合、随意契約による際は、工事請負契約における随意契約のガイドラインに沿って手続きを進めてください。

② 設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更は、原則として必要が生じた都度、書面にて指示及び承諾を行います。

また、設計変更に伴う契約変更については、必要が生じた都度、遅滞なく行うものとします。

ただし、次の軽微な設計変更に係るものは工期の末に行うことをもって足りるものとします。

ア 構造・工法・位置・断面等の変更で重要なもの以外。

イ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込み金額又は変更見込み金額の合計が請負金額の 20%以下、または、4000 万円以下の変更。（中略）

3 発注者の留意事項

本市が発注する建設工事等の施工は、設計図書に従い行われるため、発注者は、受注者が工事の目的に沿った適切な施工ができるよう、必要な施工条件を明示した設計図書を作成し、また、本設計変更のガイドラインに沿って、変更の必要性がある場合は受注者に対して書面により指示しなければなりません。

また、工事目的と関係のない工種の追加や別の工事で行うべき工種の追加を設計変更の対象としてはいけません。

こうしたことから、適切に工事を施工するため、発注者は次の事項に留意しなければなりません。

- ・制約を受ける当該工事に関する施工条件は、設計図書に必ず明示してください。
- ・設計変更を行う必要が生じた場合など、必要な指示、協議等を必ず書面で行ってください。

ただし、緊急な場合等については、口頭で協議の後、書面で取り交わしてください。

・受注者から設計図書についての確認の請求があった場合は、受注者の立会いの上、調査を行ってください。

ただし、発注者の立合いが出来ない場合については、受注者と協議の上、決定してください。

・設計変更後の請負金額や工期は、受注者と協議の上、決定してください。（中略）

5 設計変更にあたっての留意事項

5-1 手順に関する留意事項

(1) 協議・回答は迅速に行ってください。

① 発注者は多様な条件を検討したうえで迅速に回答してください。

② 受注者は発注者と迅速に協議を行ってください。

※設計図書の作成にあたっては、発注者において十分精査に努めていますが、受注される側においても入札前の見積り時や施工前に入念な精査をして疑義があれば、質疑書等により早期の解消に努めてください。

① 契約変更時期

(ア) 概要

○老朽配水管布設設計業務委託 JR 横断（芝地区）

延期前工期 令和3年6月9日から令和3年12月17日まで

延期日数 77日間

変更決裁日 令和3年11月29日

変更理由 本委託において、JR との協議の中で、JR の軌道上の推進箇所において随時進めていた「省力化軌道」への構造改良の該当路線となり、従来構造とは異なることが判明。よって、要望があった動的応力・変動解析（FEM 解析）が必要となり、それに伴って解析に係る不測の日数 77 日を要することから委託工期を延期する。

(イ) 監査で把握した問題点等

「川口市請負工事設計変更ガイドライン（建築工事等編）」手順に関する留意事項について、協議・回答は迅速に行う、受注される側においても入札前の見積り時や施工前に入念な精査をして疑義があれば、質疑書等により早期の解消に努めるとある。

「老朽配水管布設設計業務委託 JR 横断（芝地区）」においては、JR との事前協議では不要となっていた動的応力・変動解析（FEM 解析）について、設計を進める中で、協議を行った結果、途中から JR 東日本が必要とする旨の変更依頼があったためとする。事前協議中に把握しきれない事案であったかもしれないが、そのための延期日数が 77 日となっている。

(ウ) 監査の結果

「老朽配水管布設設計業務委託 JR 横断（芝地区）」においては、JR 東日本との協議遅滞による延期契約変更の経緯であったため、上下水道局では十全な対応であったと考える。

今後も「川口市請負工事設計変更ガイドライン（建築工事等編）」手順に関する留意事項について、協議・回答は迅速に行う、受注される側においても入札前の見積り時や施工前に入念な精査をして疑義があれば、質疑書等により早期の解消に努めていただきたい。

② 複数回変更

(ア) 概要

○「神根浄水場配水ポンプ制御盤更新工事」

工事延期変更 令和 3 年 10 月 25 日

延期前工期 令和 2 年 8 月 21 日から令和 3 年 10 月 29 日まで

延期日数 84 日間

延期理由 新型コロナウイルス感染症に伴い、下記のとおり遅延が生じた。

1. 海外輸入製品である部品調達が遅れ、盤製作に 32 日間の遅延が生じた。
2. 緊急事態宣言発令及びまん延防止等重点措置等に基づく協力要請により県外工場での職員の工場検査が出来ず 28 日間の遅延が生じた。
3. 盤製作工場で陽性者が発生し、保健所指導のもと工場閉鎖により、14 日間の遅延が生じた。また、再度工場検査の日程調整をし、7 日間の遅延が生じた。
4. 下請負業者事務所内で陽性者が発生し、現場作業者を含む同事務所職員に PCR 検査を実施し作業を自粛したため、5 日間の遅延が生じた。

以上の事由により、86 日間の遅延が生じたため、工期延期を行った。

変更契約日 令和 4 年 1 月 18 日

変更理由

・インバーター盤設置方法の変更について

当初設計ではインバーター盤の接地を既設共通接地に接続予定であったが、インバーターから発生するノイズが共通回路を通じて他の危機へ悪影響を及ぼす可能性があり、より安定的な運営のため、単独接地へ変更を行った。

・アスベスト含有に伴う撤去について

屋外 HH（正門側）及び管理棟受電室において、アスベスト調査を行った結果、クリソタイルが検出されたため、屋外 HH（正門側）及び受電室シール剤の撤去処分を行った。

○「川口第 2-2 処理分区污水管渠築造工事」

工事延期変更 令和 3 年 11 月 25 日

延期前工期 令和 3 年 5 月 11 日から令和 3 年 12 月 10 日まで

延期日数 49 日間

理由 本工事において競合する民間事業者との日程調整に時間を要したこと、隣接する県立草加西高校の要望により作業できない日が発生したこと、土質条件が当初の想定と異なり推進工法の変更に時間を要したこと、以上の事由により工期内に自然転圧期間を約 30 日間確保できなくなったことから令和 4 年 1 月 28 日まで（49 日間）工期を延期する。

変更契約日 令和 4 年 1 月 6 日

変更理由 本工事発注後、草加市と隣接する 520 路線において住宅建設会社による宅地整備工事が着工され、併せて草加市側の道路が拡幅されたことから、草加市道路管理者と再度協議したところ全面復旧するように指示があり舗装本復旧面積が約 87 m²増となる。

また、試掘を行ったところ水道管（φ150mm）が埋設台帳と異なる位置に埋設されており支障となったため、514-1、520、S520、S521 の各路線のオフセット位置を変更し、No. 2 人孔を第 1 号人孔から特 1 号人孔に変更した。

加えて 520 路線の推進工法における対象土質が当初想定していた粘性土層と異なり砂質土層であったため、当初想定していた工法（圧入二工程式）から泥土圧式に設計変更する。

○「南部第 17 処理分区下水道管布設替その 6 工事」

契約日 令和 3 年 8 月 31 日

延期前工期 令和 3 年 8 月 31 日から令和 4 年 1 月 21 日まで

延期日数 31 日間

変更理由 本工事において試掘したところ、東京ガス株式会社所管のガス埋設管や川口市上下水道局所管の配水管が想定より近接していることが判明し、他の埋設管との離隔を確保するために下水道管設置位置の変更が必要となり、その埋設位置や土被りの再検討に時間を要したことから、期限内の完成が見込めなくなったため、31 日間の工事期間の延期を要する。

変更契約日 令和 4 年 2 月 17 日（1 回目）

変更請負額算出増額 6,666,000 円

延期前工期 令和 3 年 8 月 31 日から令和 4 年 2 月 21 日まで

延期日数 11 日間

変更理由 本工事着工後、他の埋設管が本管直上に埋設されていたことが判明し、現位置での布設替えが困難となったため、本管設置位置を水平方向にずらしたことにより、掘削幅が 1.1m から 1.6m に変わったこと、また使用されていない取付管の撤去が 7 箇所判明したことから、それぞれ土工等が増となったため、設計変更をする。

また、それに伴い、11 日間の工事期間延長をする。

変更契約日 令和 4 年 2 月 25 日（2 回目）

変更理由 本工事において、現場精査の結果、管渠工について数量の変更が生じたた

め、設計変更を要する。

(イ) 監査で把握した問題点等

調査した契約の中で「神根浄水場配水ポンプ制御盤更新工事」「川口第 2-2 処理
分区污水管渠築造工事」「南部第 17 処理分区下水道管布設替その 6 工事」におい
て複数回の契約変更が確認された。

それぞれの理由があると思われるが、一定基準以上の契約変更は事務負担を鑑
み、できるだけ排除できるよう検討を願いたい。

(ウ) 監査の結果

それぞれの理由があると思われるが、一定基準以上の契約変更は事務負担を鑑
み、できるだけ排除できるよう対応を願いたい。

監査上、上下水道局では十全の対応を行っているとのことで、今後も一定基準
以上の契約変更をできるだけ排除する対応を願いたい。

③ 試掘時把握

(ア) 概要

○「川口第 1-2 処理分区污水管渠築造工事」

工期 令和 3 年 5 月 11 日から令和 3 年 12 月 10 日まで

変更契約日 令和 3 年 11 月 10 日

変更請負額算出増額 3,047,000 円

変更理由 本工事において、試掘調査を行ったところ地下埋設物が本管布設の支障と
なったため、再度検討し新戸塚環境センター建設室と排水設備計画について協議した結
果、42 路線を減とし、No. 4 人孔の位置を 13m 下流側に変更する。また、区画整理組合
推進室との協議の結果、要望を受け S43-3、S44-5 路線を追加施工する。

○「横曽根第六排水区雨水管渠築造工事」

延期前工期 令和 3 年 6 月 25 日から令和 4 年 3 月 18 日まで

延期日数 46 日間

変更契約日 令和 4 年 1 月 18 日

変更請負額算出増額 253,000 円

変更理由 本工事において、警察と協議の結果、近接する交差点の安全対策として、
仮設横断歩道の設置及び一部歩道の改良工事が必要となった。

また、上記協議及び対策工事の施工に日数を要したことから、期限内での完成が見込
めなくなり、工期を令和 4 年 3 月 18 日（46 日間）まで延期する。

○「拡張第 5 号新郷地区配水管布設工事」

延期前工期 令和 3 年 5 月 24 日から令和 4 年 1 月 31 日まで

延期日数 28 日間

変更契約日 令和 4 年 1 月 21 日

変更理由 本工事において、工事に伴い発生する振動等を抑制するよう近隣住民から

要望があり、その協議及び対策に時間を要したため、工期を 2 月 28 日まで 28 日間の工期延期をする。

変更契約日 令和 4 年 2 月 17 日

変更請負額算出増額 3,080,000 円

変更理由 本工事において、試掘調査を行った所、横断水路が深く下越できないことから、配管形態を変更する。また、施工区間付近の既設仕切弁に不具合が確認されたため、新設仕切弁に布設替えを行った。

○「改良第 2 号南平地区配水管布設工事」

延期前工期 令和 3 年 2 月 26 日から令和 3 年 10 月 8 日まで

延期日数 21 日間

変更契約日 令和 3 年 10 月 4 日

変更請負額算出増額 6,501,000 円

変更理由 本工事において、試掘調査をした結果、既設水道管φ600 が埋設台帳と異なり埋設されていたため配管が変更になり土工量が増額となり、設計変更する。また、下水道工事の本復旧と競合隣工程の調整を行った結果、不測の日数を要することから 21 日間の工期延期を行う。

(イ) 監査で把握した問題点等

調査対象となった工事契約の内「川口第 1-2 処理分区污水管渠築造工事」、「横曽根第六排水区雨水管渠築造工事」、「拡張第 5 号新郷地区配水管布設工事」及び「改良第 2 号南平地区配水管布設工事（ゼロ債務）」については試掘調査時に契約変更事案が発見されており、初期の段階で変更が必要であることが判明していたにもかかわらず、それぞれ変更契約日が工期開始後かなりの月日を経過したのちであった。

協議・回答は迅速に行う、受注される側においても入札前の見積り時や施工前に入念な精査をして疑義があれば、質疑書等により早期の解消に努めなければならないという観点から問題があるのではないか、と担当課に伝えたところ、試掘は工期において随時発生しており、初期の段階のみではないとの回答があった。

上下水道局独自の特殊な事情もあるかと思われるが、都度の試掘にて契約変更事案が発生し、変更契約を工期開始後月日を経過してから行わねばならないのは、工事請負者も未契約のままの工事進行が行われることになるため、協議簿など設計条件等を明示したうえで請負者の了解を得ることが必要でないかと思われる。

(ウ) 監査の結果

上下水道局では工事記録を都度作成し設計条件等を明示したうえで請負者の了解を得ているとのことで、今後も都度請負者の了解を得る形での変更契約を行っていただきたい。

(3) 工事評価に関する事項

国土交通省「工事成績評定実施基準」

本基準は、「請負工事成績評定基準」第3条の定めにより、成績評定（「請負工事成績評定要領」（平成25年3月29日付け国港技第112号）第3条に定める工事成績の評定）の方法を定めるものである。

工事成績細目別審査内容及び評定者

工事成績評定における細目別審査内容及び評定者は下記の表のとおりである。

考查項目	細目	考查内容	評定者
1 施工体制	1 施工体制一般	施工体制及び施工管理体制の評価	監督員
	2 配置技術者	現場代理人の職務の遂行に関する評価、主任・監理技術者等の技術的判断の評価	監督員
2 施工状況	1 施工管理	適切かつ効率的な施工及び品質や出来形管理の実施状況の評価	監督員 検査員
	2 工程管理	適切な工程管理の実施状況の評価	監督員 評定員
	3 安全対策	安全管理に関し適切に実施されているかの評価	監督員 評定員
	4 対外関係	対外調整や周辺環境対策等について適切に実施されているかの評価	監督員
3 出来形 及び 出来ばえ	1 出来形	出来形管理の結果についての評価	監督員 検査員
	2 品質	品質管理が適切になされているかの評価	監督員 検査員
	3 出来ばえ	構造物の出来具合や仕上げ状況等の出来映え、機能の評価	検査員
4 工事特性	1 施工条件等への対応 ※加点のみ	構造物の特殊性、困難な作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工期の安全確保等の評価	監督員
5 創意工夫	1 創意工夫 ※加点のみ	受注者の工夫やノウハウにより特筆すべきものがあつたのかの評価	監督員
6 社会性等	1 地域への貢献等 ※加点のみ	地域社会や住民に対する配慮等の貢献についての評価	評定員
7 法令遵守等	※減点のみ	法令を守り、尊重して仕事をしてきたかについての評価（していない場合は減点）	評定員

「川口市工事成績評定要領」

(評定点に対する評価内容)

第 12 条 評定点に対する評価内容は、次のとおりとする。

評定点	評価内容
85 点以上	他の模範となる優秀な工事
75 点以上 85 点未満	標準的な工事の中で優秀なもの
60 点以上 75 点未満	標準的な工事
50 点以上 60 点未満	改善すべき事項がある工事
50 点未満	改善すべき事項が多い工事

(工事検査規則第 12 条関係)
(建設工事請負契約基準約款第 31 条関係)
(工事成績評定要領第 7 条関係)

令和 年 月 日

様式第 11 号 (2)

川口市上下水道事業管理者

検査結果及び工事成績評定結果について (通知)

下記工事は、完成検査の結果合格したので、川口市工事検査規則第 12 条第 5 項の規定により通知します。
また、工事成績評定結果を併せて通知します。なお、この結果に疑問がある場合は、完成検査日から
14 日以内に書面により説明を求めることができます。

記

工 事 名	
工 事 場 所	
受 注 者	
請 負 代 金 額	金 円
工 期	から まで
完 成 検 査 年 月 日	
手 直 し 年 月 日	

工事成績評定結果

項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3. 3 点
	II. 配置技術者	/ 4. 1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13. 0 点
	II. 工程管理	/ 8. 1 点
	III. 安全対策	/ 8. 8 点
	IV. 対外関係	/ 3. 7 点
3. 出来形及び出来映え	I. 出来形	/ 14. 9 点
	II. 品質	/ 17. 4 点
	III. 出来映え	/ 8. 5 点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	/ 7. 3 点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	/ 5. 7 点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	/ 5. 2 点
7. 法令遵守等	(減点のみ)	0. 0 点
8. 総合評価	履行確認	対象外
評定結果		評定点 / 100 点

注) 評定点計は、各細目別評定点の合計を小数点第 1 位で四捨五入して整数としている。

① 工事評価公表

(ア) 概要

「川口市工事請負業者等審査委員会要綱」

第4章 優秀建設工事の表彰

(趣旨)

第8条 市発注工事に対する請負業者の建設意欲を高め、併せて工事の質的向上に資するため、優秀な成績の工事に対して、その施工業者を表彰するものである。

(表彰の対象)

第9条 表彰工事の対象は、次のとおりとする。

(1)市検査室対象工事で、その工事成績が85点以上（ただし、令和元年度以前に発注した工事については94点以上）であり、かつ、その工事の施工業者が次の要件のすべてを充たしているもの。

ア 市発注工事を連続して3年以上施工していること。

イ 当該年度の市発注工事を、土木一式工事にあつては5件以上、その他の業種にあつては2件以上施工していること。

ウ 各業種別に、その工事成績の平均評点が当該年度の平均評点以上であること。

エ 当該年度における工事成績が劣るとして評点された工事が無いこと。

(2)各主管部長が、特に表彰に値すると認めたものは、前号にかかわらず、表彰を内申することができる。

(3)委員会において、特に表彰に値すると認めたもの。

「川口市工事成績評定要領」

(評定結果の公表)

第11条 市長は、確定した工事成績評定結果について、市ホームページにおいて公表するものとする。

2 公表期間は、工事検査年度の翌年度から5年間とする。

3 評定結果の細目別評定点採点表等については、情報公開請求により開示するものとする。

4 内容に関する問い合わせには応じないものとする。

附則

(中略)

(経過措置)

2 この要領による改正後の川口市工事成績評定要領の規定は、この要領の施行の日以後に請負契約を締結する工事について適用し、同日前に請負契約を締結した工

事については、なお従前の例による。ただし、第 11 条による評定結果の公表については令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

第 11 条による評定結果の公表について、総務部検査室へ問い合わせた所、令和 5 年度にて公表されるとの回答があった。

○「南部第 4－5 処理分区下水道管布設替その 2 工事」

項目	内容	概要
契約日	令和 3 年 5 月 11 日	
検査日	令和 3 年 12 月 16 日	
工事場所	川口市並木 2 丁目 地内	
請負業者名	島田建設工業(株)	
請負当初金額	67,980 千円	
変更後請負金額	69,751 千円	
入札方法	指名競争入札	
入札参加業者数	9 者	

(イ) 入札結果

入札日 令和 3 年 4 月 28 日

(単位：千円)

業者名	入札金額	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
島田建設工業(株)	61,800	○	○	○
市内業者	62,700	○	○	
市内業者	63,000	○	○	
市内業者	63,200	○	○	
市内業者	63,800	○	○	
市内業者	63,800	○	○	
市内業者	64,000	○	○	
市内業者	64,400	○	○	
市内業者	65,000	○	○	

(ウ) 請負金額変更理由

本工事着工後、既設本管の取付状況等を調べたところ、新たに 6 箇所の污水取付管が判明したため污水取付管工が増加、また、使用されていない取付管の撤去が 1 箇所判明したため土工量が増加したものの。

(エ) 評定点特記事項

大変高配点。他の模範となる優秀な工事である。

(オ) 監査で把握した問題点等

川口市上下水道局において「工事成績評定実施基準」に基づき、工事成績評定をおこなっており、調査対象とした令和3年度において各該当工事について工事成績評定が行われている。

令和3年度最高得点の94点工事は、是非他の模範となる工事として、他の業者も追従できる指標として掲示をしていただきたい。

他、監査対象範囲内の次点高得点は下水道事業「横曽根第六排水区雨水管渠築造工事」請負業者中原建設(株)、91点であった。

令和2年4月1日から施行された「川口市工事成績評定要領」は、工事成績評定方法について大きく改正したものである。このことから、評定結果の公表については2年間の試行的期間を設け、「令和4年4月1日から適用する」とした経過措置が取られている。工事成績評定は、この要領によって実施されており、模範工事という理由で適用日以前の工事の評定結果を公表することはできない。

なお、「川口市工事請負業者等審査委員会要綱」に成績優秀な工事に対してその施工業者を表彰する規定があり、表彰された施工業者は広報紙等で公開されている。

(カ) 監査の結果

「川口市工事成績評定マニュアル」(令和4年4月1日川口市総務部検査室)にて、「市ホームページ等において、確定した工事成績評定結果を公表する。公表期間は完成検査年度の翌年度から5年間とする」、と記載されているが、それは令和4年4月1日以降の工事成績評定結果を令和5年度より公表するとしている。

市ホームページ等での公表により有用性の有る工事成績評定周知が行われることを願う。

② 減点事故

国土交通省「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」

(4) 適正な施工を確保するための発注者・受注者間の対等性の確保に関すること
公共工事の適正な施工を確保するためには、発注者と受注者が対等な関係に立ち、責任関係を明確化していくことが重要であることから、現場の問題発生に対する迅速な対応を図るとともに、地盤の状況に関する情報、建設発生土の搬出先に関する情報その他の工事に必要な情報について、設計図書において明示することなどにより、発注者、設計者及び施工者等の関係者間での把握・共有等の取組を推進するものとする。

(ア) 概要

「川口市工事成績評定要領」

○法令遵守等の措置における減点

措置内容	点数
1. 指名停止 3 ヶ月以上	－20 点
2. 指名停止 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満	－15 点
3. 指名停止 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満	－13 点
4. 指名停止 2 週間以上 1 ヶ月未満	－10 点
5. 文書注意	－8 点
6. 口頭注意	－5 点
7. 工事関係の事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	－3 点

○「横曽根浄水場自家発電設備等更新工事」

項目	内容	概要
契約日	令和 2 年 9 月 1 日	
検査日	令和 3 年 12 月 24 日	
工事場所	川口市川口 4 丁目ほか	
請負業者名	三位電気(株)	
請負当初金額	232,650 千円	
変更後請負金額	234,509 千円	
入札方法	一般競争入札	
入札参加業者数	6 者	

(イ) 入札結果

入札日 令和2年8月25日

(単位：千円)

業者名	入札金額	予定価格 以下	調査基準 価格以上	落札者
三位電気㈱	211,500	○	○	○
市内業者	222,300	○	○	
市内業者	226,000	○	○	
市内業者	228,500	○	○	
市内業者	230,000	○	○	
市内業者	232,000	○	○	

(ウ) 請負金額変更理由

維持管理上、ドレン弁が必要になり、ドレン弁付の片落管を設置するため。

(エ) 評定点特記事項

法令遵守の点で大きく減点をしている。他は高い品質と施工管理体制があり高配点であった。

三位電気㈱指名停止決定理由（令和3年10月15日）

川口市上下水道局発注の「横曽根浄水場自家発電設備等更新工事」において、令和3年9月27日、安全管理の措置が不相当であったため、作業員1名が負傷する事故を起こした。

このことは、川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準 別表第1関係者事故1に該当する。なお、指名停止期間は1月とする。

(オ) 監査の結果

川口市上下水道局発注の「横曽根浄水場自家発電設備等更新工事」においての事故などは、「工事事故に伴う安全管理の徹底について」という報告が令和3年10月18日付けで三位電気㈱から提出され、これを他関係事業者にも通知しているという。

また「川口市建設工事等指名停止措置業者一覧」は市ホームページでの公表をされている。

今後も事故発生撲滅のため注意喚起を引き続き行っていただきたい。

IV. 水道事業会計

1. 現預金、出納業務

(1) 現金

① 現金の会計処理

日々の現金の収支を処理するためには、現金勘定を設け、現金収支の明細を記録するため適切な形式の現金出納簿を設けるべきである。

貸借対照表に計上する現金の額は、貸借対照表日現在手持ちの通貨及び通貨と同一視し得るものの総額である。小切手、郵便為替証書、振替預金払出証書等、期限の到来した公債利札（源泉徴収に係る税額を控除して計算すること）等は、現金と同一視し得るものとして、これに計上するものである。ただし、印紙、切手、葉書の使用残等は、現金として取り扱わない。年度中における現金の受払は、現金の受入額を現金勘定借方に、支払額を貸方に記入するものである。

② 企業出納員

公営企業には、出納その他の会計事務をつかさどらせるため企業出納員を置くものとされている。（地方公営企業法第28条第1項）

川口市上下水道局会計規程第3条では、「次の表の左欄に掲げる企業出納員に同表の右欄に定める事項を委任する」と規定する。

上下水道総務課長である企業出納員	(1) 業務に係る公金の収納金（財務課長、料金課長、上水道維持課長、上水道建設課長、浄水課長、下水道維持課長、下水道建設課長及びポンプ場管理センター所長である企業出納員の主管する事務を除く。）を受領し、管理者名義の預金口座へ預け入れること。 (2) 物品の販売代金の収納に関すること。 (3) つり銭資金の保管に関すること。
財務課長である企業出納員	(1) たな卸資産の出納及び保管に関すること。 (2) 管理者名義の預金口座から支払のため小切手の振出し又は現金の引出しを行うこと。 (3) 有価証券の出納及び保管に関すること。 (4) 隔地払及び口座振替の方法による支払をすること。 (5) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。 (6) 各課の受領した雑収益を管理者名義の預金口座へ預け入れること。
料金課長である企業出納員	(1) 水道料金、下水道使用料及び下水道事業の受益者負担金（以下「受益者負担金」という。）を受領し、管理者名義の預金口座へ預け入れること。 (2) 水道料金、下水道使用料及び受益者負担金に係る還付資金の出納及び保管に関すること。 (3) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。
上水道維持課長である企業出納員	(1) 受託工事収益及び水道利用加入金を受領し、管理者名義の預金口座へ預け入れること。 (2) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。

上水道建設課長である企業出納員	(1) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。
浄水課長である企業出納員	(1) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。
下水道維持課長である企業出納員	(1) 所管する事務事業に係る手数料を受領し、管理者名義の預金口座へ預け入れること。 (2) つり銭資金の保管に関すること。 (3) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること
下水道建設課長である企業出納員	(1) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。
ポンプ場管理センター所長である企業出納員	(1) 所管する事務事業に係る雑収益を受領すること。
川口駅前行政センター所長である企業出納員	(1) 水道料金及び下水道使用料を受領すること。
特別債権回収課長である企業出納員	(1) 下水道使用料を受領すること。

第4条では、善管注意義務として、「企業出納員、現金取扱員及び物品取扱員は、善良な管理上の注意をもって、現金その他の資産を取り扱わなければならない。」としている。

③ 現金取扱員

現金取扱員は、企業職員のうちから命ぜられ（地方公営企業法第28条第2項）、上司の命を受けて、管理規程で定めた額を限度として企業の業務に係る現金の出納に関する事務をつかさどるとされている（地方公営企業法第28条第4項）。公営企業は、業務の形態から集金員等のように現金取り扱い事務に従事する職員が多数であるのが普通であるので、これら職員を時に現金取扱員に命じて責任を持たせている。なお、現金取扱員に無制限に多額の現金を取り扱わせることは適当でないので、川口市では「現金取扱員1人が1日に取り扱うことができる現金の限度額は、水道料金、下水道使用料及びその他の収納金の1日分の取扱高」（川口市上下水道局会計規程第2条第5項）としている。

④ 現金出納帳

(ア) 料金課

⑦ 小口現金とは

小口現金とは、一般的には、備品の購入費、交通費など日々発生する会社の

経費を精算するために手元に置いておく少額の現金のことである。管理においては、担当者が毎日、手元の現金と帳簿残高を突合して、相違がないか確認する必要がある。

小口現金の管理方法としては「定額資金前渡制度」と「随時補給制度」の2つがある。定額資金前渡制度とは、一定期間ごとにその期間の使用分の小口現金を補給する制度であり、随時補給制度は、必要に応じて随時、小口現金を補給する制度である。料金課は、定額資金前渡制度を採用している。水道事業では小口現金として 300,000 円、下水道では 150,000 円を準備している。

現金実査の期日を決め、実査を行ったところ、料金課の前渡金整理簿（上下水道）の提示がなく、上下水道還付受領者名簿のみ提示され、前月繰越、次月残高を電卓で計算して、実際の現金（金庫）と帳簿等を突合して確認した。

④ 料金課の現金出納帳

ア. 上下水道還付受領者名簿

上下水道還付受領者名簿とは、上下水道料金の二重払い等の還付金の明細書である。

イ. 前渡金整理簿（水道事業）

前渡金整理簿とは、水道事業の還付金額の現金出納簿である。

この帳簿の記載項目は

「月日 摘要（還付者名 年度分 摘要）受入額 払出額 残額」である。

ウ. 前渡金整理簿（下水道事業）

前渡金整理簿とは、下水道事業の還付金額の現金出納簿であり、帳簿の様式は水道事業と同じである。

⑦ 監査の結果

（指摘事項：9）

「年度末の現金実査の事後処理」

現金実査とは、期末日（あるいは日々）の会計上の現金残高が実際に現実としてあるかどうか、具体的には、会社から会計上の残高資料（日計表、現金出納帳、金種表など）と現金（金庫）を用意してもらい、会社の担当者に同席してもらいながら、現金の実査を行うことである。

現金は盗難等のリスクも高く、現金の管理ができていないと内部統制的にも重要事項になる可能性があるので、取引及び金額が少なくとも、最低限現金出納簿及び金種表を作成することを要請する。

(意見：11)

「上下水道料金のスマートフォンの決済、口座振替等への推奨」

川口市の上下水道料金の支払いは、窓口での現金支払い、クレジットカードによる支払い、スマートフォンの決済（PayPay、au PAY、d払い、LINE Pay 等）、口座振替払い等の方法がある。特に水道料金の口座振替をした場合は、割引制度（原則として検針月の翌月 7 日に引き落としができた場合）がある。

しかし、現金払いにより二重払いとなり、還付が生じている。したがって、川口市の上下水道料金の支払いは、口座振替、クレジットカード、スマートフォンの決済等の支払い方法があるので、今まで以上にそれを奨励することを要望する。

(イ) 下水道維持課

㊦ 下水道維持課の現金出納簿

○つり銭用現金出納簿（出納員用）（様式第 31 号）

つり銭用現金出納簿とは、つり銭用として 100,000 円を常に用意している帳簿である。

○その他 様式 31 号記載項目「日と曜日 摘要 収入金額 金融機関払込額 残額」

- ・図面交付手数料用現金出納簿（出納員用）（下水道埋設管の図面の発行手数料）
- ・工事店指定手数料現金出納簿（出納員用）
- ・責任者技術者登録手数料現金出納簿（出納員用）

㊧ 現金出納簿について

下水道維持課では、現金出納簿（つり銭用として 100,000 円を準備）と 3 つの現金出納簿（「図面交付手数料用現金出納簿」・「工事店指定手数料現金出納簿」・「責任者技術者登録手数料現金出納簿」）を管理している。ただし、つり銭用現金以外の現金（図面、工事店、責任技術者）は、毎日、現金輸送委託により搬出するため、収入現金を手元に置くことがないので、金種表は作成していない（搬出時に委託業者に渡す金種表は存在している）。

㊨ 監査の結果

(指摘事項：10)

「現金出納簿と現金の有り高等の確認」

つり銭用現金出納簿については、料金課同様、金種表を作成して現金の有り高を確認することを要請する。

(ウ) 上下水道総務課

⑦ 上下水道総務課の現金出納簿

上下水道総務課では、つり銭用の現金出納簿と災害用備蓄ボトル水「川口みず太郎」（以下「ボトル水」という。）販売用現金出納簿を管理している。下水道維持課と同様、ボトル水販売用現金出納簿も金種表を作成すべきである。

ア. つり銭用現金出納簿

市内の浄水場から取水したボトル水を窓口で販売しており、つり銭用として 50,000 円を常備している。当該つり銭を記録するため、つり銭用現金出納簿を備えている。

＜品名 ボトルドウォーター 販売価格 1 箱（475ml・24 本入り）

2,280 円（消費税込み）＞

イ. 販売用現金出納簿

販売用現金出納簿は、ボトル水の販売代金を記録するための現金出納簿である。

ボトル水は、災害に備えた飲料水の備蓄を市民等に啓発する目的で販売されている。

令和 3 年度ボトル水販売実績

（単位：円）

月	箱数	販売実績額	月	箱数	販売実績額
4 月	0	0	10 月	10	22,800
5 月	1	2,280	11 月	0	0
6 月	0	0	12 月	24	54,720
7 月	2	4,560	1 月	61	139,080
8 月	1	2,280	2 月	7	15,960
9 月	2	4,560	3 月	24	54,720

合計 132 箱 300,960 円

令和 4 年 3 月在庫数 0 箱

（指摘事項：11）

「ボトル水販売用現金出納簿の現金有り高等の確認」

上下水道総務課では、ボトル水販売のつり銭用現金出納簿と販売用現金出納簿を管理している。販売用現金出納簿については、料金課において指摘した事項と同様に金種表を作成し、現金の有り高を確認することを要請する。

(2) 預金

① 預金管理

「川口市上下水道局会計規程」においては、預金に関連した規定として次のようなものがある。

(企業出納員への委任)

第 3 条 (1)②で記載済のため内容省略

(金融機関の出納事務取扱い)

第 5 条 管理者は、上下水道事業の業務に係る公金の出納事務の一部を市長の同意を得て指定した金融機関に行わせるものとする。

2 出納事務の一部を取り扱わせる金融機関のうち、収納及び支払事務の一部を取り扱わせるものを川口市上下水道事業出納取扱金融機関(以下「出納取扱金融機関」という。)と、収納事務の一部を取り扱わせるものを、川口市上下水道事業収納取扱金融機関(以下「収納取扱金融機関」という。)とする。

3 管理者は、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関と公金の取り扱いに関する契約を締結するものとする。

(収納金の取扱い)

第 20 条 現金取扱員は、現金を収納した場合は、当該現金をその内訳を示す書類を添えて当該収納した日のうちに、企業出納員に引き継がなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日引き継ぐことができる。

2 企業出納員は、前項の規定により現金取扱員から引継を受けた収入及び自ら収納した収入を当該引継を受けた日のうちに出納取扱金融機関に預け入れなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、翌日に預け入れることができる。

3 収納取扱金融機関は、上下水道事業の預金口座に受け入れた収入について、企業出納員から依頼を受けたときは、直ちに、その金額、納入者の氏名等を記載した収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に振り替えなければならない。出納取扱金融機関が自ら受け入れた収入についても同様とする。

4 出納取扱金融機関は、前項の規定により振り替えられた収入について、当該振り替えられた日のうちに、これを企業出納員に報告しなければならない。

5 公金徴収事務等受託者は、現金等を徴収した場合は、当該現金等にその内訳を示す計算書(当該計算書に記載すべき事項を記載した電磁的記録を含む。)を添えて管理者が指定する期日までに出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の管理者名義の預金口座に預け入れなければならない。

(資金前渡)

第 31 条 地方公営企業法施行令(昭和 27 年政令第 403 号。以下「令」という。)

第 21 条の 5 第 1 項第 15 号の規定により資金前渡をすることができる経費は、次のとおりとする。

- (1)即時支払をしなければ調達することが不能又は困難な物件の購入費
- (2)講習会等の開催地において即時に支払を要する経費
- (3)交際費

(4) 供託金
(5) 有料道路通行料、駐車場の利用に要する経費その他これらに類する経費
(6) 郵便切手、収入印紙その他これらに類するものの購入に要する経費 (口座振替)
第 40 条 債権者は、口座振替の方法により支払を受けようとする場合には、債権、振替先金融機関及び振替先預金口座並びに振替金額を記載した文書により管理者に申し出なければならない。
2 企業出納員は、口座振替の方法により支出しようとする場合は、出納取扱金融機関に振替先金融機関、振替先預金口座、振替金額及び振替目的を通知して行なわなければならない。
3 出納取扱金融機関は、企業出納員の口座振替の通知により振替を行なったものについて、口座振替振込金受領書により遅滞なく企業出納員に報告しなければならない。
(口座振替のできる金融機関)
第 41 条 口座振替の方法により支払のできる金融機関の範囲は、出納取扱金融機関及び出納取扱金融機関と取引のある金融機関とする。

上記の規定に基づき、各課において下記のとおり預金関連業務が行われている。

上下水道総務課	公金の収納金（財務課長、料金課長、上水道維持課長、上水道建設課長、浄水課長、下水道維持課長、下水道建設課長及びポンプ場管理センター所長である企業出納員の主管する事務を除く。）の受領及び管理者名義の預金口座への預け入れ
財務課	各課の受領した雑収益の管理者名義の預金口座への預け入れ
料金課	水道料金、下水道使用料及び下水道事業の受益者負担金の受領並びに管理者名義の預金口座への預け入れ
上水道維持課	受託工事収益及び水道利用加入金の受領並びに管理者名義の預金口座への預け入れ
下水道維持課	所管する事務事業に係る手数料の受領及び管理者名義の預金口座への預け入れ

(ア) 上下水道総務課

同課においては、他の各課において受領する収納金以外の収納金の管理が行われている。

(イ) 財務課

同課においては上下水道それぞれについて管理者名義の出納用の預金口座（以下「財務課口座」という。）、前渡金管理用及び自動口座振替用の預金口座、計 6

預金口座を管理している。前渡金管理用及び自動口座振替用の預金口座の期末残高は全て払い出されて0となり、次期繰越が生じることはない。下記のとおり財務課口座の期末残高は上下水道事業会計における貸借対照表の現預金と一致する（現金期末残高は通常0となっているため）。

水道

年 月 日	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1 04-03-29	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*1,277,797	*3,651,871,255
2 04-03-29	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*49,517,573	*3,701,388,828
3 04-03-30	振込	カワク"チサ"イイ カ	*88,568,419	*3,789,957,247
4 04-03-30	送金	*2,377,848,996	ソウリセンターアツカイ	*1,412,108,251
5 04-03-30	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*1,805,452	*1,413,913,703
6 04-03-30	CK01EPM1	ト"ウ	*451,000	*1,414,364,703
7 04-03-30	振込	シ"ヨウスイト"ウイシ"	*3,554,620	*1,417,919,323
8 04-03-31	預金機	西川口	*10	*1,417,919,333
9 04-03-31	CK04EPM1	ト"ウ	*481,000	*1,418,400,333
10 04-03-31	振込	シ"ヨウスイト"ウイシ"	*1,368,206	*1,419,768,539
11 04-04-01	送金	*808,270	ソウリセンターアツカイ	*1,418,960,269
12 04-04-01	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*673,954	*1,419,634,223
13 04-04-01	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*25,777,893	*1,445,412,116
14 04-04-01	CK05EPM1	ト"ウ	*4,721,000	*1,450,133,116
15 04-04-01	振込	シ"ヨウスイト"ウイシ"	*152,000	*1,450,285,116
16 04-04-04	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*1,249,025	*1,451,534,141
17 04-04-04	CK06EPM1	ト"ウ	*1,035,000	*1,452,569,141
18 04-04-04	振込	シ"ヨウスイト"ウイシ"	*1,697,000	*1,454,266,141
19 04-04-05	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*1,002,405	*1,455,268,546
20 04-04-05	CK07EPM1	ト"ウ	*2,159,000	*1,457,427,546
21 04-04-05	振込	シ"ヨウスイト"ウイシ"	*842,000	*1,458,269,546
22 04-04-06	振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*805,362	*1,459,074,908
23 04-04-06	CK08EPM1	ト"ウ	*932,000	*1,460,006,908
24 04-04-06	振込	シ"ヨウスイト"ウイシ"	*897,000	*1,460,903,908

○他店支払いの小切手等でご入金の際は、摘要欄にお払戻しができる番号を記入してください。

下水道

年—月—日	摘 要	お 支 払 金 額	お 預 り 金 額	差 引 残 高
1 - - -	繰越			*2,451,167,350
2 04-03-29	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*31,905,513	*2,483,072,863
3 04-03-29	.振込	ケ"スイト"ウイジ"カ	*10,800	*2,483,083,663
4 04-03-29	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*562,260	*2,483,645,923
5 04-03-30	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*741,037	*2,484,386,960
6 04-03-30	.振込	サイタマケン コト	*284,130,000	*2,768,516,960
7 04-03-30	.振込	サイタマケン コト	*26,370,000	*2,794,886,960
8 04-03-30	.振込	サイタマケン コト	*85,730,000	*2,880,616,960
9 04-03-30	.振込	サイタマケン コト	*448,205,000	*3,328,821,960
10 04-03-30	.振込	サイタマケン コト	*239,100,000	*3,567,921,960
11 04-03-30	.振込	ケ"スイト"ウイジ"カ	*12,800	*3,567,934,760
12 04-03-31	.送金	*311,035,730	ソウフリセンター-アツカイ	*3,256,899,030
13 04-03-31	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*23,034,099	*3,279,933,129
14 04-03-31	.振込	ケ"スイト"ウイジ"カ	*146,974	*3,280,080,103
15 04-04-01	.送金	*1,031,058	ソウフリセンター-アツカイ	*3,279,049,045
16 04-04-01	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*529,829	*3,279,578,874
17 04-04-01	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*14,205,612	*3,293,784,486
18 04-04-01	.振込	ケ"スイト"ウイジ"カ	*3,000	*3,293,787,486
19 04-04-04	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*601,254	*3,294,388,740
20 04-04-04	.振込	ケ"スイト"ウイジ"カ	*6,400	*3,294,395,140
21 04-04-04	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*179,472	*3,294,574,612
22 04-04-04	.他預金	*179,472	IB カワク"チジ"ヨ	*3,294,395,140
23 04-04-05	.振込	カワク"チジ"ヨウケ"	*456,083	*3,294,851,223
24 04-04-05	.振込	ケ"スイト"ウイジ"カ	*7,800	*3,294,859,023

○他店支払いの小切手等で入金の際は、摘要欄にお払戻しができる予定日を表示します。

(ウ) 料金課

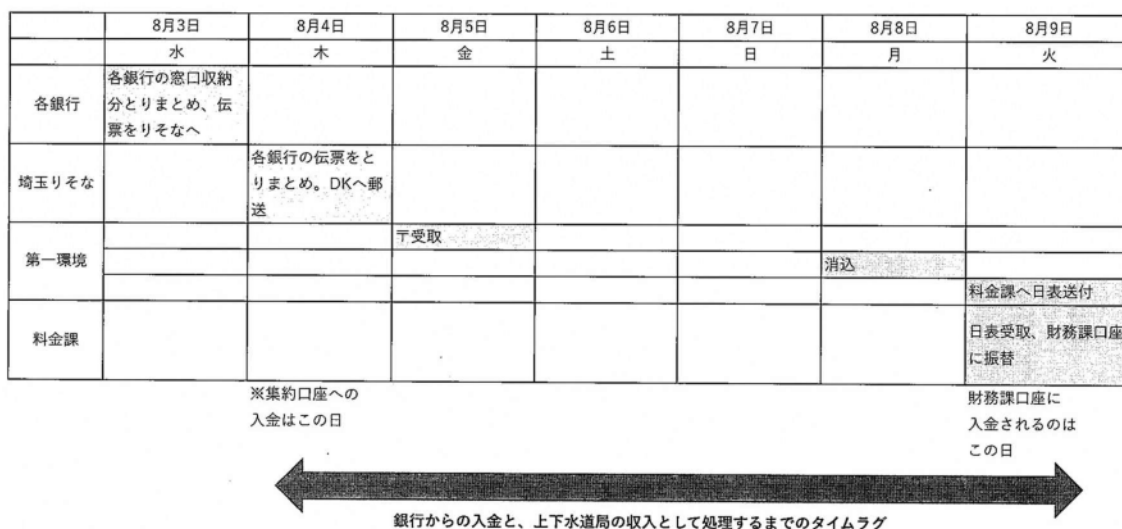
同課においては、水道料金、下水道使用料及び受益者負担金の収納に係る預金口座の管理が行われている。

「川口市上下水道局会計規程」第5条において、市長の同意を得て出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関を指定し、それぞれ収納及び支払事務の一部及び収納事務の一部を取り扱わせることとされており、同規程に基づいて出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に指定された金融機関は以下のとおり25行ある。(市民の利便性を考慮して市内に本支店がある金融機関はすべて指定されているものと思われる。)

三菱UFJ銀行、埼玉りそな銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、群馬銀行、武蔵野銀行、三井住友信託銀行、東和銀行、東京スター銀行、大光銀行、きらぼし銀行、足利銀行、埼玉縣信用金庫、川口信用金庫、青木信用金庫、東京信用金庫、城北信用金庫、瀧野川信用金庫、巣鴨信用金庫、中央労働金庫、さいたま農業協同組合、八十二銀行、ゆうちょ銀行、楽天銀行、りそな銀行

同課ではこれら 25 金融機関の預金口座を管理している。同規程第 20 条にあるとおり、収納取扱金融機関は、上下水道事業の預金口座に受け入れた収入について、企業出納員から依頼を受けたときは、直ちに収納済通知書を添えて出納取扱金融機関の預金口座に振り替えることとされている。

上下水道料金の収納から消込処理までの流れは以下のとおりである。



各金融機関の預金口座の残高は、消込処理が終了次第、財務課口座に振り替えられる。上記のとおり消込処理は第一環境㈱に外部委託されている。財務課口座に入金されたときに現預金勘定となり、それまでは水道料金等が収納済であっても未収金勘定で処理される。

② 現金預金関係監査とその結果

8月2日に現金監査を行ったが、合わせて預金関係監査として金庫の検査を実施した。金庫内で預金通帳が2冊あったが、そのうち埼玉りそな銀行の記帳内容は以下のとおりであり、期末時点で 64,830,897 円の残高がある。

	摘 要	お支払金額	お預り金額	差引残高
04-03-31	.振込	シ"ヨウホクシンヨウキン	*43,045	*32,970,847
04-03-31	.他預金	*23,034,099	IB カワク"チシ"ヨ	*9,936,748
04-03-31	.振込	MT カ)トウワキ"ンコ	*123,332	*10,060,080
04-03-31	.振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*239,760	*10,299,840
04-03-31	.振込	カ)メフ"キカート"	*53,270,887	*63,570,727
04-03-31	.振込	サイタマノウキ"ヨウキヨ	*7,802	*63,578,529
04-03-31	.振込	スカ"モシンキン ニシカ	*103,002	*63,681,531
04-03-31	.振込	タキノカ"ワシンヨウキン	*25,538	*63,707,069
04-03-31	.振込	ミツイスミトモキ"ンコウ	*8,911	*63,715,980
04-03-31	.振込	カワク"チシ"ヨウキンコ	*165,668	*63,881,648
04-03-31	.振込	カ.ムサシノキ"ンコウ	*70,613	*63,952,261
04-03-31	.振込	サイタマケンシンヨウキン	*18,388	*63,970,649
04-03-31	.振込	ミス"ホキ"ンコウ カワ	*12,528	*63,983,177
04-03-31	.振込	アオキシンヨウキンコ	*141,770	*64,124,947
04-03-31	.	リソ 3ケン	*13,311	*64,138,258
04-03-31	.	16ケン	*325,912	*64,464,170
04-03-31	.振込	カワク"チシ"ヨウケ"	*366,727	*64,830,897
04-04-01	.他預金	*673,954	IB カワク"チシ"ヨ	*64,156,943
04-04-01	.他預金	*529,829	IB カワク"チシ"ヨ	*63,627,114
04-04-01	.他預金	*25,777,893	IB カワク"チシ"ヨ	*37,849,221
04-04-01	.他預金	*14,205,612	IB カワク"チシ"ヨ	*23,643,609
04-04-01	.振込	カ)トウワキ"ンコウ ワ	*116,314	*23,759,923
04-04-01	.振込	シ"ヨウホクシンヨウキン	*86,608	*23,846,531
04-04-01	.振込	キラホ"シキ"ンコウ ハ	*300,156	*24,146,687

前述のとおり財務課口座の期末残高は、上下水道事業会計における貸借対照表の現預金と一致している。

各金融機関の預金口座の残高が財務課口座に振り替えられるのは、消込処理終了後であり、当該期末残高は未収金として計上されている。ということは、64,830,897 円の「簿外預金」が生じていることになる。

他の金融機関の預金口座でも同様の事態が生じていないか確認したところ、結果は以下のとおりであり、総額で 68,541,005 円の簿外預金があった。

金融機関	取りまとめ店	日付	残高
三菱 UFJ 銀行	西川口支店	2022 年 3 月 31 日	4,184
埼玉りそな銀行	川口支店	2022 年 3 月 31 日	64,830,897
みずほ銀行	川口支店	2022 年 3 月 31 日	1,825,034
三井住友銀行	川口支店	2022 年 3 月 31 日	6,974
群馬銀行	川口支店	2022 年 3 月 29 日	0
武蔵野銀行	川口支店	2022 年 3 月 31 日	27,611
三井住友信託銀行	浦和支店	2022 年 3 月 30 日	0
東和銀行	わらび支店	2022 年 3 月 31 日	116,314
東京スター銀行	集中事務部	2022 年 3 月 9 日	0
大光銀行	川口支店	2022 年 3 月 30 日	0
きらぼし銀行	鳩ヶ谷支店	2022 年 3 月 31 日	300,155
足利銀行	川口支店	2022 年 3 月 30 日	101,336

金融機関	取りまとめ店	日付	残高
埼玉縣信用金庫	川口朝日支店	2022 年 3 月 31 日	0
川口信用金庫	本店	2022 年 3 月 31 日	563,961
青木信用金庫	本店	2022 年 3 月 31 日	309,818
東京信用金庫	蕨支店	2022 年 3 月 28 日	33,316
城北信用金庫	川口支店	2022 年 3 月 31 日	86,608
瀧野川信用金庫	蕨支店	2022 年 3 月 31 日	107,253
巣鴨信用金庫	西川口支店	2022 年 3 月 31 日	0
中央労働金庫	さいたま支店	2022 年 3 月 30 日	0
さいたま農業協同組合	安行支店	2022 年 3 月 29 日	0
八十二銀行	川口支店	2022 年 3 月 30 日	4,172
ゆうちょ銀行	川口店	2022 年 3 月 31 日	223,372
楽天銀行	法人営業推進部	2022 年 3 月 30 日	0

その他は別段預金のため通帳無し。

合計 68,541,005

③ 監査で把握した問題点等

令和 3 年度末において、財務課口座以外の預金口座に総額 68,541,005 円の残高があるが、この金額は令和 3 年度水道事業会計の貸借対照表上「未収金」として計上されている。

これは、消込処理が終了し、各金融機関の預金口座の残高が財務課口座に振り替えられるまでは、水道料金等が収納済であっても未収金勘定で処理される。

一方、令和 3 年度水道事業会計の貸借対照表上「現預金」として計上されているのは、財務課口座の期末残高 1,419,768,539 円のみであり、結果として 68,541,005 円の簿外預金が存在することになる。

④ 監査の結果

(指摘事項：12)

「水道料金等が収納済の簿外預金の是正」

令和 3 年度末において、財務課口座以外の預金口座総額 68,541,005 円が令和 3 年度水道事業会計の貸借対照表上「未収金」として計上され、結果として簿外預金となっている。

各金融機関の預金口座の残高を、消込処理が終了次第財務課口座に振り替える現行処理方式は、期中においては問題がないが、期末においては簿外預金が生じることとなり、問題である。期末において簿外預金を生ぜしめないように、業務プロセスを修正することを要請する。

2. 諸引当金

(1) 賞与引当金

① 賞与引当金繰入額

賞与引当金繰入額は、令和4年6月に上下水道局職員に対して支給予定の賞与及び共済組合負担金の額について、賞与算定期間のうち令和3年度中(令和3年12月から令和4年3月まで)の期間における勤務実績に対して支給する額(総支給額の2/3)を賞与引当金繰入額として計上する。

なお、「川口市上下水道局会計規程」では、「賞与引当金」についての明確な規定はない。

② 令和3年度末賞与引当金繰入額

水道事業

(単位：千円)

	6月期末	6月勤勉	共済組合負担金
原水浄水費	3,799	3,428	1,396
配水給水費	9,212	8,290	3,323
受託工事費	2,588	2,322	949
業務費	1,516	1,367	557
総係費	4,804	3,308	1,567
拡張費	2,070	1,867	761
改良費	3,204	2,873	1,174
計	27,193	23,455	9,727

賞与引当金額(B/S)・・・ $27,193 + 23,455 + 9,727 = 60,375$ 千円

下水道事業

(単位：千円)

	6月期末	6月勤勉	共済組合負担金
管渠費	6,756	6,073	2,627
ポンプ場費	4,749	4,289	1,876
普及促進費	1,365	1,231	539
業務費	642	574	251
総係費	3,336	3,009	1,316
管渠建設費	4,776	4,308	1,884
計	21,624	19,484	8,493

賞与引当金額(B/S)・・・ $21,624 + 19,484 + 8,493 = 49,601$ 千円

以上、上下水道事業の賞与引当金は、令和3年度の財務諸表と一致し、適正に処理されている。

(2) 退職給付引当金

① 地方公営企業法の退職給付引当金の規定

平成23年度の地方公営企業法の改正により、退職給付引当金の計上が義務化さ

れた(同法施行規則第 22 条)。

また、㊦ 退職給付引当金の算定方法は、「期末要支給額」にすることができることとし、㊩ 一般会計と地方公営企業会計の負担区分を明確にした上で、地方公営企業会計負担職員について引当てを義務付けると規定した。

② 川口市上下水道局会計規程

「川口市上下水道局会計規程」の「退職給付引当金の計上方法」において、次の規定がある。

第 90 条

退職給付引当金の計上は、簡便法(当該事業年度の末日において全企業職員(同日における退職者を除く。))が自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の総額による方法をいう。)によるものとする。

地方公営企業法の退職給付引当金について、簡便法が認められており、上下水道局の計上方法は適正に処理されており、問題は無いが、本来の方法により、より適正な期間損益計算及び財政状態の表示を行なうことを要望する。

本来の方法とは、㊦ 従業員の退職時に支払うべきことが見込まれる退職給付額を将来の昇給等をも考慮して見積もる。㊩ 退職給付総額は、その職員の勤務期間中の各年度に、合理的な方法で配分するなどである。

なお、近年では、生命保険会社や信託銀行と契約して退職給付のための基金を設立し、その基金に対して定期的に掛金を払込み、職員の退職時に、基金から直接に退職給付を支給する退職給付年金制度を設ける企業等が増加している。

外部に基金を設定する方法でなく、費用計上した退職給付額を特定積立金勘定に資金を積み立てる方法もある。

③ 上下水道局の退職給付引当金の算定方法

年度末に在籍している職員が全員退職した場合に、必要となる退職手当の総額の概算を簡便法で計算した額である。上下水道局においては、過去に他部局の職員で、現在上下水道局の職員であった者は、上下水道局の職員として処理する方法を取っている。

なお、簡便法による退職給付引当金は、年度末に特別職を含む全職員(年度末退職者を除く。))が自己の都合により退職すると仮定した場合に支給すべき退職給付の総額である。

④ 令和３年度末退職給付引当金繰入額

令和３年度末退職給付引当金繰入額は、以下の表のとおりである。

水道事業

(単位：円)

①	令和３年度当初	退職給付引当金残高	666,390,490
②	令和３年度	支出済額	0
③	令和４年３月３１日	退職給付引当金所要見積額	704,474,000
④	令和４年３月３１日	退職給付費執行額(③－①)	38,083,510
⑤	令和４年３月３１日	退職給付引当金取崩額(退職手当支給額)	(注)22,223,813
⑥	令和４年３月３１日	退職給付引当金残高(③－⑤)	682,250,187

(注) 令和４年３月末において未払であり、未払金勘定に21,934,381円、預り金勘定(源泉税)に289,432円が計上されている。

下水道事業

(単位：円)

①	令和３年度当初	退職給付引当金残高	654,402,545
②	令和３年度	支出済額	0
③	令和４年３月３１日	退職給付引当金所要見積額	678,369,000
④	令和４年３月３１日	退職給付費執行額(③－①)	23,966,455
⑤	令和４年３月３１日	退職給付引当金取崩額(退職手当支給額)	0
⑥	令和４年３月３１日	退職給付引当金残高(③－⑤)	678,369,000

以上、上下水道事業の退職給付引当金は、令和３年度の財務諸表と一致し、適正に処理されている。

(3) 修繕引当金

将来における修繕の必要性は、上下水道局にとって法律上の債務ではないから、修繕引当金は条件付債務ではなく、債務以外の経済的負担としての負債に該当する。

地方公営企業法の平成23年改正前の修繕引当金の概念は、修繕引当金と特別修繕引当金に区別する。地方公営企業の資産価値を耐用年数期間中保持するために、毎年度必要な修繕を行うが、この修繕額は必ずしも一定額ではなく、安定的な事業運営に影響を及ぼす場合がある。

特に近年多発している災害等に対応した修繕額や、上下水道局においても施設の老朽化が問題となっている。これらに対応した修繕額の積立、修繕費の平準化のための方策を考慮する必要がある。

毎期費用計上した修繕額を特別修繕引当金に計上すると共に、特定積立金勘定として資金を積み立てる方法もある。

(4) 監査の結果

上下水道局の諸引当金は、適法・適正に処理されている。

今後の諸業務システムの改善等を期に、退職給付引当金、賞与引当金、特別修繕引当金などの諸引当金の再構築の検討を要望する。

(意見：12)

「退職給付引当金の計上方法」

退職給付引当金は、総額の概算を簡便法で計算されており、過去に他部局の職員であった者の処理について上下水道局の職員として処理されている。

「川口市上下水道局会計規程」の第90条に「簡便法」による旨の規定があり、簡便法による処理は違法ではないが、独立採算を原則とする上下水道局においては、今後、業務の効率性の観点から、今後、業務システムの入換や改修の際に、本来の方法により、より適正な期間損益計算及び財政状態の表示を行うことを要望する。

(意見：13)

「修繕額の平準化のための特別修繕引当金の計上」

下水道事業は令和元年度から公営企業に移行し、基本的に独立採算である。毎年度修繕を行う必要があり、この修繕額は必ずしも一定額ではなく、安定的な事業運営に影響を及ぼすことのないよう、修繕額の平準化と将来資金の多額化を考慮すべきである。

「川口市上下水道局会計規程」においては、修繕引当金の規定は無いが、災害等に対応した修繕額及び施設の老朽化に対応した修繕額の平準化等のために、特別修繕引当金の計上を要望する。

V. 棚卸資産管理

1. 在庫管理

(1) 棚卸資産について

① 棚卸資産の種類

棚卸資産とは、売上収益を得るために払出すことを予定して保有している財貨で、短期のうちに数量的に減少する項目をいい、具体的には、次の4項目のいずれかに該当するものが棚卸資産である(企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書第四・第一・七)。

(ア) 通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役。この代表は商品と製品である。

(イ) 販売を目的として現に製造中の財貨又は用役。この代表は仕掛品と半製品である。

(ウ) 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨。この代表は原材料である。

(エ) 販売活動および一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨。例えば荷造り用品や消耗工具器具備品など、貯蔵品とよばれるものである。

② 払出数量と取得原価の把握

棚卸資産の金額は[数量×単価]として算定する。算定の基礎となる払出数の把握方法には「棚卸計算法」と「継続記録法」がある。

(ア) 「棚卸計算法」は、棚卸資産の払出数量を把握する最も簡便な方法である。在庫数量を把握する場合、実地棚卸を行う以外に、それを知ることが出来ない。棚卸計算法は払出しの記録を必要としないため、事務的には簡便であるが、紛失や横領などによって資産が減少しても、その事実を把握することが出来ない。

(イ) 「継続記録法」は、資産の種類ごとに在庫帳を作成し、受入れと払出しのつどその数量と金額を記録して帳簿上の残高を常に算定する方法である。しかし、あるべき残高数量が常時明らかにされている場合でも、それが実際の有高数量と一致している保証はないから、定期的に実地棚卸を行って帳簿記録と比較する必要がある。これにより紛失や横領などの有無または在庫帳の記録の正確性が判明するとともに、必要な対策を講じて在庫管理を促進することが出来る。実際の有高数量が帳簿上の数量に不足する部分は、棚卸減耗損として処理することになる。

(2) 「棚卸資産」の地方公営企業法施行規則

「地方公営企業法施行規則」において、たな卸資産の受払について次のように規定している。

(たな卸資産の受払)

第 11 条 たな卸資産の受払は、継続記録法によつて行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によつて整理し、かつ、これを継続して適用しなければならない。

(定義)

第 1 条 第 1 項

八 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。

九 継続記録法 たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。

以上のように「地方公営企業法施行規則」において、「棚卸資産の受払は、継続記録法」によると規定しており、明確に「在庫管理」の必要性を規定している。

(3) 「川口市上下水道局会計規程」の棚卸資産の規定

「川口市上下水道局会計規程」において、棚卸資産を次のように規定している。

(たな卸資産の範囲)

第 52 条 たな卸資産とは、次に掲げる物品であつて、たな卸経理を行うものをいう。

- (1) 消耗品
- (2) 材料
- (3) 量水器
- (4) その他

(たな卸資産の帳簿残高の確認)

第 63 条 企業出納員は、常に物品出納簿の残高をこれと関係のある他の帳票と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。

(実地たな卸)

第 64 条 企業出納員は、毎事業年度末実地たな卸を行わなければならない。

「川口市上下水道局会計規程」の第 63 条に「物品出納簿の残高」と記載されているが、これが「継続記録法」を示しているかは明確でない。

また、「棚卸資産の帳簿残高」は、明確な金額の計上が無く、数量のみの記載であっても、処理違反では無いと読めるので、この点を明確にする必要がある。

なお、上水道事業では、棚卸資産の受払が実施されているが、下水道事業においては、棚卸資産の把握は現場での在庫数量の記録に留まっており、財務諸表への計上はない。

棚卸資産の在庫管理を厳格に実施するために、「川口市上下水道局会計規程」の整備・改訂が必要である。

(4) 監査の結果

(指摘事項：13)

「川口市上下水道局会計規程の整備」

「川口市上下水道局会計規程」の「たな卸資産」について、継続記録法、数量、価額等が明確に指示・記載されていない。また、「実地たな卸」を実施した結果、棚卸差損益の処理が明確に示されていない。

これらの処理等を明確にするため、「川口市上下水道局会計規程」の整備・改正を要請する。

2. 量水器の管理

(1) 「貯蔵品」について

水道事業の貸借対照表には、棚卸資産として「貯蔵品」が計上されているが、これは「貯蔵量水器」である。

量水器は、購入後すぐに各戸に取り付けられるのではなく、取り付けまでの間、

倉庫に保管される。市内で新しい戸建住宅やマンション、事業所などが竣工すると、水の供給を開始するために量水器を取り付けるが、このとき（貯蔵）量水器を倉庫より庫出する。庫出した量水器が取り付けられると、固定資産「機械及び装置」として計上され、以後固定資産として管理される。

また、棚卸資産について、「川口市上下水道局会計規程」において次のような規定がある。

（直購入）

第 68 条 財務課長は、第 52 条に掲げる物品のうち購入後直ちに使用する予定のもの又は第 81 条の規定に基づき建設仮勘定を設けて経理する建設改良工事に使用する予定のものを管理者の決裁を受けて直接当該科目の支出として購入することができる。

2 第 55 条、第 56 条及び第 57 条の規定は、前項の規定によって購入した物品のうち材料に残品が生じた場合に準用する。

当該規定に基づいて、購入時に支出（経費）として経理している棚卸資産として、消火栓ブロック、消火栓サポート金具、石綿管用フクロジョイント、フランジロ短管、三ツ割継手、鋳鉄管用フクロジョイント、カップリング（継手）、クランプ、継輪（タイコ）などがある。

（2）棚卸資産の保管場所の現地視察について

① 棚卸資産の保管場所の現地視察について

7 月 26 日に、棚卸資産の保管場所の現地視察を行った。

棚卸資産のうち、消火栓ブロックは上青木浄水場の屋外・塀際に保管され、消火栓ブロック以外の棚卸資産については、上青木浄水場内の防災倉庫に保管されている。

② 棚卸資産の在庫確認の立会について

10 月 4 日に、棚卸資産の在庫確認の立会を行った。

（ア）棚卸資産の在庫管理

前述のとおり、棚卸資産として計上され、在庫管理・実地たな卸が行われているのは「貯蔵量水器」のみであり、上青木浄水場内の防災倉庫に保管されている。

新築建物に対する量水器の取り付けは上水道維持課で対応しており、月 1 回毎月末に翌月分の取り付け見込数量に基づいて一括して出庫される。出庫された量水器は、一括して管工事組合に引き渡され、管工事組合から各取付業者に配分される。引き取りのタイミングにより、出庫済の量水器が一時的に防災倉庫に保管されていることもある。

量水器の交換は料金課で対応している。こちらも、実際に交換に回るまでの間、一時的に防災倉庫に保管されていることがある。

(イ) 在庫確認の実施

1	2	3	5	6	7	8	9	11	12	14	15	17	18	20	21	23	24	26	27	29	30	32	33	35	36	37	38	39	40	41	43	44	45	75	口徑計																																					
13 新品 個/ケース																																																																								
1 個 段																																																																								
8	12	0	0																																																																					
7	20	12	1	240																																																																				
6	20	12	1	240																																																																				
5	20	12	1	240																																																																				
4	20	12	1	240																																																																				
3	20	12	1	240																																																																				
2	20	12	1	240																																																																				
1	20	6	1	120																																																																				
例	9,240																																																																							
実数	1,560																																																																							
20 新品 個/ケース																																																																								
1 個 段																																																																								
8	12	0	0	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120																																					
7	12	0	0	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	120																																					
6	12	0	0	10	12	1	120	10	12	1	120	10	12	1	12																																																									

上記の資料は、以下の計表により作成される。

当年度分

No.	種類	口径	個数	在庫	次のNo.	納品日	庫	出	始め	～	終わり	単価	評価益	検測	納品月	実測日	検測	量水器番号	税抜金額	税込
1	新品	13mm	1,900	1,580	341	7/20水	22	0	1	～	1900	1,880	0	30年07月	7	4/12火	7/20水		3,534,000	3,887,400
2	新品	20mm	3,800	0		5/19木	22	0	1	～	3800	3,100	0	30年05月	5	4/12火	5/23月		11,780,000	12,958,000
3	新品	20mm	5,700	5,170	4331	7/14木	22	0	3801	～	9500	3,100	0	30年07月	7	4/12火	7/20水		17,670,000	19,437,000
4	新品	25mm	160	0		5/17火	22	0	1	～	160	3,040	0	30年05月	5	4/1金	5/20金		488,400	535,040
5	新品	25mm	240	181	220	7/20水	22	0	161	～	400	3,040	0	30年07月	7	4/1金	7/20水		729,600	802,560
6	新品	40mm	30	13	18	5/19木	22	0	1	～	30	9,690	0	30年05月	5	4/1金	5/20金		290,700	319,770
7	新品	40mm	30	30	31	7/19火	22	0	31	～	60	9,690	0	30年07月	7	4/1金	7/20水		290,700	319,770
8	新品	40mm	30	30	61	9/16金	22	0	61	～	90	9,690	0	30年09月	9	4/1金	9/20火		290,700	319,770
9	修復	20mm	900	0		6/13月	22	1	1	～	900	820	170	30年06月	6	4/1金	6/20月		738,000	811,800
10	修復	20mm	1,900	0		8/12金	22	1	901	～	2800	820	170	30年08月	8	4/1金	8/19金		1,558,000	1,713,800
11	修復	25mm	80	0		8/12金	22	1	1	～	80	940	210	30年08月	8	4/1金	8/19金		75,200	82,720
12	新品	50mm	30	0		5/19木	22	0	1	～	30	33,200	0	30年05月	5	4/1金	5/20金		996,000	1,095,600
13	新品	50mm	40	22	49	7/19火	22	0	31	～	70	33,200	0	30年07月	7	4/1金	7/20水		1,328,000	1,460,600
14	修復	13mm	1,200	440	761	9/16金	22	1	1	～	1200	740	100	30年09月	9	7/5火	9/20火		888,000	976,800
15	修復	20mm	1,200	0		9/16金	22	1	2801	～	4000	840	170	30年09月	9	7/5火	9/20火		1,008,000	1,108,800
16	修復	25mm	50	0		9/16金	22	1	81	～	130	1,100	210	30年09月	9	7/5火	9/20火		55,000	60,500
17	新品	30mm	15	15	1	9/15木	22	1	1	～	15	6,280	260	30年09月	9	7/5火	9/20火		94,200	103,620
24	新品	40mm	40	29	12	9/16金	22	1	1	～	40	8,500	330	30年09月	9	7/5火	9/20火		340,000	374,000
27	新品	100mm	3	2	2	8/29月	22	0	1	～	3	57,600	0	30年08月	8	7/22金	8/31水		172,800	190,080
28	新品	150mm	1	1	1	8/29月	22	0	1	～	1	236,000	0	30年08月	8	7/22金	8/31水		236,000	259,800

納品済み数	17,349
在庫予定数	40,174
在庫予定数(表示)	17,349
	7,493

表示計	42,561,300	46,817,430
税抜計	105,038,700	115,542,570
税込計	46,817,430	

新品	31,854
修復	8,520

	96,905,900	106,596,490
	8,132,800	8,946,080

$$7,493+52=7,545$$

前年度繰越分

※納品時の詳細値を入力する																
No.	種類	口径	個数	在庫	次のNo.	納品日	庫	出	始め	～	終わり	単価	評価益	検済	納品月	量水器業者
1	新品	φ 13mm	980	0		21/10/15	21	0	7521	～	8,500	1,664	0	29年10月	繰越1	
2	新品	φ 13mm	1,900	0		22/3/11	21	0	8501	～	10400	1,664	0	30年03月	繰越2	
3	新品	φ 20mm	1,680	0		22/1/17	21	0	16421	～	18100	2,390	0	30年01月	繰越1	
4	新品	φ 20mm	3,800	0		22/3/15	21	0	18101	～	21900	2,390	0	30年03月	繰越2	
5	新品	φ 25mm	29	0		21/11/10	21	0	172	～	200	2,960	0	29年11月	繰越1	
6	新品	φ 25mm	160	0		22/1/17	21	0	201	～	360	2,960	0	30年01月	繰越2	
7	新品	φ 30mm	10	0		21/10/18	21	0	111	～	120	7,460	0	29年10月	繰越1	
8	新品	φ 30mm	60	26	155	22/1/18	21	0	121	～	180	7,460	0	30年01月	繰越2	
9	新品	φ 40mm	72	0		22/1/18	21	0	249	～	320	9,440	0	30年01月	繰越1	
10	新品	φ 50mm	4	0		21/10/15	21	0	102	～	105	31,700	0	29年10月	繰越1	
11	新品	φ 50mm	25	0		22/1/18	21	0	106	～	130	31,700	0	30年01月	繰越2	
12	新品	φ 75mm	13	6	35	21/10/18	21	0	28	～	40	42,700	0	29年10月	繰越1	
13	新品	φ 75mm	20	20	41	22/1/18	21	0	41	～	60	42,700	0	30年01月	繰越2	
14	修復	φ 20mm	1,900	0		22/3/14	21	1	5601	～	7500	940	220	30年03月	繰越1	
15	修復	φ 13mm	1,920	0		22/3/14	21	1	901	～	2820	750	120	30年03月	繰越3	
16	修復	φ 20mm	200	0		22/3/15	21	1	7501	～	7700	890	220	30年03月	繰越2	
17	修復	φ 25mm	40	0		22/3/15	21	1	401	～	440	1,040	260	30年03月	繰越2	
18	修復	φ 30mm	30	0		22/3/15	21	1	31	～	60	7,000	320	30年03月	繰越1	
19	新品	φ 50mm	50	0		22/3/11	21	0	131	～	180	34,500	0	30年03月	繰越3	
20	新品	φ 150mm	1	0		22/2/24	21	0	1	1	1	232,000	0	30年02月	繰越2	

12,894

52

量水器には、口径 13 mm、20 mm、25 mm、30 mm、40 mm、50 mm、75 mm、100 mm、150 mm の 9 種類があり、新品のほか、13～40 mm については修復品がある。新品は蓋が青色、修復品は白色となっており、判別は容易である。

個々の量水器はケースに入れて保管されており、例えば 13 mm は 1 ケースあたり 20 個、20 mm は 10 個などが 1 単位となる。各ケースは最大 12 段まで重ねて、これを 1 単位として並べて保管されており、上記たな卸資料と照合する。

前述のとおり、出庫処理済の量水器が保管されているが、このままでよいのか

どうかは検討を要する。

(3) 貯蔵量水器

① 貯蔵量水器の管理

(ア) 月次管理

貯蔵量水器の管理は財務課で行われている。貯蔵量水器の受払、入庫・出庫の管理は、下記の計表のとおり数量・金額ベースで行われ、毎月報告がなされている。

川口市水道事業会計		貯蔵品受払報告書(総括表)					04/08/01		13:12:31		1 頁		
		令和 4年 7月～令和 4年 7月											
分類コード	分類名	単位	繰 越		受 入		評価益	払 出		評価益	残 高		
			数量	金額	数量	金額		数量	金額		数量	金額	
001	貯蔵量水器		4601.00	14,928,760	7910.00	23,552,300	0	2907.00	8,230,450	0	9604.00	30,250,610	
000013	量水器 15mm	個	1240.00	2,063,360	1900.00	3,534,000	0	980.00	1,630,720	0	2160.00	3,966,640	
000020	量水器 20mm	個	3100.00	9,610,000	5700.00	17,670,000	0	1780.00	5,518,000	0	7020.00	21,762,000	
000025	量水器 25mm	個	132.00	401,280	240.00	729,600	0	115.00	349,600	0	257.00	781,280	
000030	量水器 30mm	個	33.00	246,180	0.00	0	0	1.00	7,460	0	32.00	238,720	
000040	量水器 40mm	個	36.00	347,340	30.00	290,700	0	13.00	124,470	0	53.00	513,570	
000050	量水器 50mm	個	32.00	1,065,000	40.00	1,328,000	0	18.00	600,200	0	54.00	1,792,800	
000075	量水器 75mm	個	28.00	1,195,600	0.00	0	0	0.00	0	0	28.00	1,195,600	

川口市水道事業会計		入出庫合計表			04/08/01 13:13:12		1 頁	
		令和04年07月～令和04年07月						
全て								
入出庫日	予算区分	予算	借方	貸方	金 額			
2022/07/01	101 新設・量水器費	量水器費 量水器費	量水器費	貯蔵量水器	9,440	出庫		
2022/07/11	101 新設・量水器費	量水器費 量水器費	量水器費	貯蔵量水器	358,800	出庫		
2022/07/13	101 新設・量水器費	量水器費 量水器費	量水器費	貯蔵量水器	3,040	出庫		
2022/07/14	001 貯蔵品購入費	貯蔵品購入費 貯蔵品購入費	貯蔵量水器	貯蔵品購入未払金	17,670,000	入庫		
2022/07/19	001 貯蔵品購入費	貯蔵品購入費 貯蔵品購入費	貯蔵量水器	貯蔵品購入未払金	1,618,700	入庫		
	101 新設・量水器費	量水器費 量水器費	量水器費	貯蔵量水器	34,500	出庫		
2022/07/20	001 貯蔵品購入費	貯蔵品購入費 貯蔵品購入費	貯蔵量水器	貯蔵品購入未払金	4,263,600	入庫		
2022/07/22	102 検漏・材料費	業務・材料費 業務・交換用メータ	業務・材料費 業務・交換用メータ	貯蔵量水器	7,292,350	出庫		
2022/07/27	101 新設・量水器費	量水器費 量水器費	量水器費	貯蔵量水器	532,320	出庫		
合計	001 貯蔵品購入費	貯蔵品購入費 貯蔵品購入費	貯蔵量水器	貯蔵品購入未払金	23,552,300	入庫		
	101 新設・量水器費	量水器費 量水器費	量水器費	貯蔵量水器	938,100	出庫		
	102 検漏・材料費	業務・材料費 業務・交換用メータ	業務・材料費 業務・交換用メータ	貯蔵量水器	7,292,350	出庫		

川口市

予算区分	001	(予算)	貯蔵品購入費 貯蔵品購入費	(借方)	貯蔵量水器	(貸方)	貯蔵品購入未払金		
集計者 0000020 :									
整理No. 入庫 000006 令和 4年 7月19日 貯蔵品購入費									
		品番	品名/規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000040	量水器 40mm		30.00 個	9,690.00	290,700		
	001	000050	量水器 50mm		40.00 個	33,200.00	1,328,000		
		< 計 >				<	1,618,700>		
<集計者 0000020							<	1,618,700>	・計>
集計者 0010040 :									
整理No. 入庫 000007 令和 4年 7月20日 貯蔵品購入費									
		品番	品名/規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000013	量水器 13mm		1,900.00 個	1,860.00	3,534,000		
	001	000025	量水器 25mm		240.00 個	3,040.00	729,600		
		< 計 >				<	4,263,600>		
<集計者 0010040							<	4,263,600>	・計>
集計者 0010480 :									
整理No. 入庫 000005 令和 4年 7月14日 貯蔵品購入費									
		品番	品名/規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000020	量水器 20mm		5,700.00 個	3,100.00	17,670,000		
		< 計 >				<	17,670,000>		
<集計者 0010480							<	17,670,000>	・計>
【予算区分 001 ・計】							[	23,552,300]	

予算区分	101	(予算)	量水器費 量水器費	(借方)	量水器費	(貸方)	貯蔵量水器		
整理No. 000046 令和 4年 7月 1日 新設・量水器費									
		品番	品名／規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000040	量水器 40mm		1.00 個	9,440.00	9,440		
		< 計 >				<	9,440>		
整理No. 000047 令和 4年 7月11日 新設・量水器費									
		品番	品名／規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000013	量水器 13mm		20.00 個	1,664.00	33,280		
	001	000020	量水器 20mm		100.00 個	3,100.00	310,000		
	001	000025	量水器 25mm		2.00 個	3,040.00	6,080		
	001	000040	量水器 40mm		1.00 個	9,440.00	9,440		
		< 計 >				<	358,800>		
整理No. 000048 令和 4年 7月13日 新設・量水器費									
		品番	品名／規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000025	量水器 25mm		1.00 個	3,040.00	3,040		
		< 計 >				<	3,040>		
整理No. 000049 令和 4年 7月19日 新設・量水器費									
		品番	品名／規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000050	量水器 50mm		1.00 個	34,500.00	34,500		
		< 計 >				<	34,500>		
整理No. 000051 令和 4年 7月27日 新設・量水器費									
		品番	品名／規格		数量	単価	金額	摘要	
	001	000013	量水器 13mm		20.00 個	1,664.00	33,280		
	001	000020	量水器 20mm		160.00 個	3,100.00	496,000		
	001	000025	量水器 25mm		1.00 個	3,040.00	3,040		
		< 計 >				<	532,320>		
【予算区分 101 ・計】							[	938,100]	

予算区分	102	(予算)	業務・材料費 業務・交換用メータ	(借方)	業務・材料費 業務・交換用メータ	(貸方)	貯蔵量水器	
整理No.	000050	令和 4年 7月22日	検満・材料費					
	品質	品名／規格			数量	単価	金額	摘要
001	000013	量水器	13mm		940.00 個	1,664.00	1,564,160	
001	000020	量水器	20mm		1,520.00 個	3,100.00	4,712,000	
001	000025	量水器	25mm		111.00 個	3,040.00	337,440	
001	000030	量水器	30mm		1.00 個	7,460.00	7,460	
001	000040	量水器	40mm		11.00 個	9,599.00	105,590	
001	000050	量水器	50mm		17.00 個	33,276.00	565,700	
		< 計 >				<	7,292,350>	
【予算区分 102 ・計】							【	7,292,350】

品名	規格	入庫日付	在庫数量	単位	単 価	金額(円)
001 000013 量水器	13mm	令和 4年 3月11日	260.00	個	1,664.00	432,640
		令和 4年 7月20日	1,900.00	個	1,860.00	3,534,000
		【 計 】	2,160.00		1,836.41	3,966,640
001 000020 量水器	20mm	令和 4年 5月19日	1,320.00	個	3,100.00	4,092,000
		令和 4年 7月14日	5,700.00	個	3,100.00	17,670,000
		【 計 】	7,020.00		3,100.00	21,762,000
001 000025 量水器	25mm	令和 4年 5月17日	17.00	個	3,040.00	51,680
		令和 4年 7月20日	240.00	個	3,040.00	729,600
		【 計 】	257.00		3,040.00	781,280
001 000030 量水器	30mm	令和 4年 1月18日	32.00	個	7,460.00	238,720
		【 計 】	32.00		7,460.00	238,720
001 000040 量水器	40mm	令和 4年 5月19日	23.00	個	9,690.00	222,870
		令和 4年 7月19日	30.00	個	9,690.00	290,700
		【 計 】	53.00		9,690.00	513,570
001 000050 量水器	50mm	令和 4年 5月19日	14.00	個	33,200.00	464,800
		令和 4年 7月19日	40.00	個	33,200.00	1,328,000
		【 計 】	54.00		33,200.00	1,792,800
001 000075 量水器	75mm	令和 3年10月18日	8.00	個	42,700.00	341,600
		令和 4年 1月18日	20.00	個	42,700.00	854,000
		【 計 】	28.00		42,700.00	1,195,600
【 001 貯蔵量水器 ・計 】						30,250,610

また、毎月末に、棚卸資産の庫入・庫出の状況について、財務課宛下記のとおり報告がなされている。

貯蔵量水器

庫 入 ・ 返 納			庫 出		
	当 月	累 計		当 月	累 計
前月末	14,928,760	28,304,240	新設・量水器費	938,100	2,930,620
貯蔵品購入費	23,552,300	37,843,400	うち評価益	0	0
評価益	0	153,000	検満・材料費	7,292,350	27,860,410
			うち評価益	0	0
			検満・修繕費	0	5,259,000
			うち評価益	0	865,400
			今月末	30,250,610	30,250,610
計	38,481,060	66,300,640	計	38,481,060	66,300,640

配水工事材料

庫 入 ・ 返 納			庫 出		
	当 月	累 計		当 月	累 計
前月末	0	0	今月末	0	0
計	0	0	計	0	0

給水工事材料

庫 入 ・ 返 納			庫 出		
	当 月	累 計		当 月	累 計
前月末	0	0	今月末	0	0
計	0	0	計	0	0

消耗品

庫 入 ・ 返 納			庫 出		
	当 月	累 計		当 月	累 計
前月末	0	0	今月末	0	0
計	0	0	計	0	0

なお、配水工事材料、給水工事材料、消耗品については、庫入・庫出いずれもゼロとなっているが、これは後述するとおり、購入時に全額費用処理されているため、棚卸資産として計上されないためである。

(イ) 実地たな卸

期末実地たな卸は、財務課により毎年度実施されており、下記のとおり報告がなされている。

令和 4 年 3 月現在

品 番	品 名 / 規 格	単位	帳簿現在高			振卸高		増減		摘要
			平均単価	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
001 000013	量水器 φ13mm	個	1,664.00	2,880.00	4,792,320	2,880.00	4,792,320	0.00	0	
	令和 3 年10月15日		1,664.00	980.00	1,630,720	980.00	1,630,720	0.00	0	
	令和 4 年 3 月11日		1,664.00	1,900.00	3,161,600	1,900.00	3,161,600	0.00	0	
001 000020	量水器 φ20mm	個	2,390.00	5,480.00	13,097,200	5,480.00	13,097,200	0.00	0	
	令和 4 年 1 月17日		2,390.00	1,680.00	4,015,200	1,680.00	4,015,200	0.00	0	
	令和 4 年 3 月15日		2,390.00	3,800.00	9,082,000	3,800.00	9,082,000	0.00	0	
001 000025	量水器 φ25mm	個	2,960.00	189.00	559,440	189.00	559,440	0.00	0	
	令和 3 年11月10日		2,960.00	29.00	85,840	29.00	85,840	0.00	0	
	令和 4 年 1 月17日		2,960.00	160.00	473,600	160.00	473,600	0.00	0	
001 000030	量水器 φ30mm	個	7,460.00	70.00	522,200	70.00	522,200	0.00	0	
	令和 3 年10月18日		7,460.00	10.00	74,600	10.00	74,600	0.00	0	
	令和 4 年 1 月18日		7,460.00	60.00	447,600	60.00	447,600	0.00	0	
001 000040	量水器 φ40mm	個	9,440.00	72.00	679,680	72.00	679,680	0.00	0	
	令和 4 年 1 月18日		9,440.00	72.00	679,680	72.00	679,680	0.00	0	
001 000050	量水器 φ50mm	個	33,472.15	79.00	2,644,300	79.00	2,644,300	0.00	0	
	令和 3 年10月15日		31,700.00	4.00	126,800	4.00	126,800	0.00	0	
	令和 4 年 1 月18日		31,700.00	25.00	792,500	25.00	792,500	0.00	0	
	令和 4 年 3 月11日		34,500.00	50.00	1,725,000	50.00	1,725,000	0.00	0	
001 000051	量水器 (固定管) φ50mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
001 000075	量水器 φ75mm	個	42,700.00	33.00	1,409,100	33.00	1,409,100	0.00	0	
	令和 3 年10月18日		42,700.00	13.00	555,100	13.00	555,100	0.00	0	
	令和 4 年 1 月18日		42,700.00	20.00	854,000	20.00	854,000	0.00	0	
001 000100	量水器 φ100mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
001 000101	電磁式量水器 φ100mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	

川口市

令和 4 年 3 月現在

品 番	品 名 / 規 格	単位	帳簿現在高			振卸高		増減		摘要
			平均単価	数 量	金 額	数 量	金 額	数 量	金 額	
001 000150	量水器 φ150mm	個	232,000.00	1.00	232,000	1.00	232,000	0.00	0	
	令和 4 年 2 月24日		232,000.00	1.00	232,000	1.00	232,000	0.00	0	
001 001013	修復量水器 φ13mm	個	870.00	1,920.00	1,670,400	1,920.00	1,670,400	0.00	0	
	令和 4 年 3 月14日		870.00	1,920.00	1,670,400	1,920.00	1,670,400	0.00	0	
001 001020	修復量水器 φ20mm	個	1,155.24	2,100.00	2,426,000	2,100.00	2,426,000	0.00	0	
	令和 4 年 3 月14日		1,160.00	1,900.00	2,204,000	1,900.00	2,204,000	0.00	0	
	令和 4 年 3 月15日		1,110.00	200.00	222,000	200.00	222,000	0.00	0	
001 001025	修復量水器 φ25mm	個	1,300.00	40.00	52,000	40.00	52,000	0.00	0	
	令和 4 年 3 月15日		1,300.00	40.00	52,000	40.00	52,000	0.00	0	
001 001030	修復量水器 φ30mm	個	7,320.00	30.00	219,600	30.00	219,600	0.00	0	
	令和 4 年 3 月15日		7,320.00	30.00	219,600	30.00	219,600	0.00	0	
001 002020	量水器 (隔測) φ20mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
001 990030	量水器 φ30mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
001 990040	量水器 φ40mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
001 990050	量水器 φ50mm	個	0.00	0.00	0	0.00	0	0.00	0	
【分類計】	貯蔵量水器		2,195.15	12,894.00	28,304,240	12,894.00	28,304,240	0.00	0	

なお、財務課においては、規程に基づく 3 月末の実地たな卸に加え、9 月末に自主的に実地たな卸が行われることがある。

② 量水器の経理

前述のとおり、庫出した量水器が取り付けられると、固定資産（機械及び装置）「水道量水器」として計上され、「川口市上下水道局会計規程」における下記規定のとおり取替資産として取り扱われる。

(取替法による資産)

第 87 条 有形固定資産のうち、量水器及び配水管（口径 50 ミリメートル以下のものに限る。）は、取替資産として経理するものとする。

(減価償却の方法)

第 88 条 償却資産は、取得の翌年度から定額法により減価償却を行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、取得した月から行うことができる。

2 前条に規定する取替資産については、当該固定資産の帳簿価額が帳簿原価の 100 分の 50 に達するまで定額法により減価償却を行うものとする。

(ア) 量水器経理の具体例

量水器の経理は、具体的には以下のとおりである。

㊦ 量水器 1,000 個を 100 万円で購入（単価：1,000 円）

貯蔵量水器(貯蔵品) 1,000,000 貯蔵品購入未払金 1,000,000

貯蔵品購入未払金 1,000,000 現金 1,000,000

・量水器は購入後各戸へ取り付けられるまで、貯蔵品（貯蔵量水器）として倉庫で保管される。

㊧ 貯蔵量水器を 500 個庫出

量水器費(建設改良費) 500,000 貯蔵量水器 500,000

・市内で建物が竣工すると、水の供給を開始するために量水器を取り付けることになるが、倉庫から量水器を上水道維持課に庫出を行う。

㊨ 量水器の取り付け

水道量水器(機械及び装置) 500,000 量水器費(建設改良費) 500,000

・取り付けた量水器は、固定資産(機械及び装置)として資産管理される。

㊩ 減価償却

減価償却費 62,500 減価償却累計額 62,500

・水道量水器の減価償却は「取替法」を適用する。

・取替法の場合、残存価額は取得価額の半額の 250,000（量水器 1 個当たり 500 円）となる。

・耐用年数は 8 年だが、減価償却は 4 年で完了する。したがって、取得 5 年後～除却までは減価償却は行われず、水道量水器の帳簿価額は除却されるまで 250,000 円（1 個当たり 500 円）のままである。

㊪ 取替

耐用年数 8 年を経過した量水器は取替を行い、古い量水器が上下水道局に返納され、替わりの量水器を取り付けることとなる。除却はその水栓を使用しなくなったときに行われるため、返納は除却には該当しない。同様に、取替によって庫出が行われるが、固定資産である水道量水器の取得ではない。水道量水器の取得となるのは、新しい水栓に量水器を取り付けたときだけである。

取替については、量水器の口径によって処理が異なる。

ア. 口径 13 mm～40 mmの口径の量水器

耐用年数経過後に上下水道局の倉庫に一度返納されるが、それらは修復に出された後、修復量水器として再び庫入され、「修復量水器」という貯蔵品となる。貯蔵品の帳簿価額は、「修繕に掛かった金額＋評価益」である。評価益は、返納された古い量水器を売却した場合の、量水器業者(6 社)の買取金額の平均額から算出されている(主に銅としての価格)。例えば、修繕に 10 万円かかり、評価益が 1 万円であるとする、仕訳は以下のとおりとなる。

貯蔵量水器 100,000	現金	100,000
貯蔵量水器 10,000	雑収益	10,000

・貯蔵品としての貯蔵量水器の帳簿価額は 110,000 円となる。

これらを取り付けるために庫出した際の仕訳は以下のとおりである。

修繕費 110,000	貯蔵量水器 110,000
-------------	---------------

イ. 口径 50 mm以上の量水器

工場や集合住宅の場合、主に口径 50mm 以上の量水器を用いるが、口径 50mm 以上の量水器は修復に適さないため、新品を以って取替を行う。例えば、取替のために単価 5,000 円の量水器を 100 個庫出したとすると、仕訳は以下のとおりとなる。

材料費 500,000	貯蔵量水器 500,000
-------------	---------------

このように取替の過程が 8 年ごとに生じ、除却まで繰り返される。

㊦ 建物取り壊しに伴い量水器を 1 個除却

固定資産除却費(営業費用) 500	水道量水器 500
減価償却累計額 500	水道量水器 500

・退去や取壊しなどで給水栓を完全に使用しなくなった場合、そこに取り付けてある水道量水器は上下水道局に返納され、取替が行われることはない。

・固定資産台帳上でも除却となる。

・仕訳が行われるのは期末である。

(イ) 経理上の問題点

VI. 固定資産管理で詳述するが、「水道量水器」が取替資産かどうかは疑問である。棚卸資産である「貯蔵量水器」についても、取替法に基づく経理がなされているが、これも適切ではないと考えられる。

具体的には、「修復量水器」の帳簿価額は「修繕に掛かった金額＋評価益」となっており、時価評価されているが、これは取替法を前提とした場合には合理的である。しかし、取替法が適切でないのであれば、このような経理も適切ではない。

③ 購入時経費処理している棚卸資産

「川口市上下水道局会計規程」第 68 条（直購入）にあるとおり、棚卸資産のうち購入後直ちに使用する予定のものについては、購入時に支出（経費）として経理し、棚卸資産として計上しないことができる。これらの資産については、下記のとおり数量のみの入出庫・在庫管理が行われている。

材料名	種別	規格	口径	棚番	在庫数	補正	入庫総数	出庫総数	単位
丙止栓	給水管		φ13	B-1-2,A-1-1	156		198	42	個
丙止栓	給水管		φ20	B-1-3,A-1-1	108		119	11	個
丙止栓	給水管		φ25	B-1-4	9		9	0	個
丙止栓	給水管		φ30	B-4-1	5		5	0	個
丙止栓	給水管		φ40	B-4-1	2		2	0	個
スリースバルブ	給水管		φ13	B-6-1	4		5	1	個
スリースバルブ	給水管		φ20	B-6-1	10		10	0	個
スリースバルブ	給水管		φ25	B-6-1	2		2	0	個
スリースバルブ	給水管		φ30	B-5-1	4		4	0	個
スリースバルブ	給水管		φ40	B-5-1	3		3	0	個
スリースバルブ	給水管		φ50	B-3-1,A-1-1	17		17	0	個
スリースバルブ	給水管		φ75	B-2-1	2		2	0	個
メーターユニオン	給水管		φ13	B-2-2	100		122	22	個
メーターユニオン	給水管		φ20	B-2-3	96		102	6	個
メーターユニオン	給水管		φ25	B-2-4	33		33	0	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ10	B-10-5	29		29	0	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ13	B-3-2	60		64	4	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ20	B-3-3	62		62	0	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ25	B-3-4	35		35	0	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ30	B-8-5	17		17	0	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ40	B-7-5	16		16	0	個
PGジョイント(オス)	給水管		φ50	B-6-5,A-1-1	45		45	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ10	B-10-5	29		29	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ13	B-3-2	55		55	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ20	B-3-3	45		45	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ25	B-3-4	39		39	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ30	B-8-5	18		18	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ40	B-7-5	16		16	0	個
PGジョイント(メス)	給水管		φ50	B-6-5	8		8	0	個
ジョイント(オス)	給水管	軟質管用	φ13	C-3-3	3		3	0	個
ジョイント(オス)	給水管	軟質管用	φ20	C-3-3	22		22	0	個
ジョイント(オス)	給水管	軟質管用	φ25	C-3-3	1		1	0	個
ジョイント(メス)	給水管	軟質管用	φ13		0		1	1	個
ジョイント(メス)	給水管	軟質管用	φ20	C-3-3	1		1	0	個
ジョイント(メス)	給水管	軟質管用	φ25	C-3-3	3		3	0	個
PGソケット	給水管		φ13	B-5-2	106		111	5	個
PGソケット	給水管		φ20	B-5-3	106		111	5	個
PGソケット	給水管		φ25	B-5-4	66		67	1	個
PGソケット	給水管		φ30	B-9-1	16		16	0	個
PGソケット	給水管		φ40	B-10-1	29		29	0	個
PGソケット	給水管		φ50	B-11-1	15		15	0	個
ソケット	給水管	軟質管用	φ25	C-3-4	8		8	0	個
ソケット	給水管	軟質管用	φ50	C-3-4	7		7	0	個
ソケット	給水管	鉄管用	φ20	C-3-2	6		7	1	個
ソケット	給水管	鉄管用	φ75	C-4-3	5		5	0	個

購入時に経費処理しているこれらの棚卸資産は、106 品目に及んでいる。大半が給・配水管工事や補修に係るものであり「購入後直ちに使用する予定のもの」ではあるが、当然期を超えるものもある。また、消火栓ブロックのように使用頻度が低いものの中には、平成 30 年度に購入されたものまである。

上記の計表は随時更新されていくため、例えば期末のような一定時点における在庫状況は残されていない。また、実際には「在庫」として防災倉庫などに保管されていても、実地たな卸はされていない。

購入時に経費処理している棚卸資産の取扱いについては、「川口市上下水道局会計規程」第 69 条に規定されている。

(物品の管理)

第 69 条 課長は、第 52 条に掲げる物品のうち、たな卸資産勘定から払い出されたもの又は前条の規定により直接当該科目の支出として購入されたもの（以下この章において「物品」という。）を適正に管理しなければならない。

2 当該課長は、物品取扱員に命じて物品管理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理させなければならない。

3 この規程に定めるもののほか、物品の管理に関し必要な事項は管理者が別に定める。

同条 1 項にいう「適正に管理」が何を意味するかについては必ずしも明らかではないが、106 品目にもなる棚卸資産について随時更新の数量管理のみされている状況は、適正な管理とは言い難い。

④ ボトル水

前述のとおり、上下水道総務課では、つり銭用の現金出納簿とボトル水販売用現金出納簿を管理しているが、ボトル水は棚卸資産として計上されていない。

(4) 監査で把握した問題点等

① 貯蔵量水器の経理

(ア) 取替資産としての経理

水道量水器の減価償却については「取替法」が適用されており、「川口市上下水道局会計規程」第 86～89 条に基づく経理が行われている。

具体的には、残存価額を取得価額の 50/100 とし、通常の耐用年数が 8 年であるところ、減価償却は半分の 4 年で完了する。取得 5 年後～除却までは減価償却は行われず、水道量水器の帳簿価額は除却されるまで残存価額のまま据え置かれる。除却はその水栓を使用しなくなったときに行われるため、それまで取得価額の 50/100（残存価額）のまま固定資産として計上され続ける。

棚卸資産である「貯蔵量水器」についても、取替法に基づく経理がなされている。

具体的には、「修復量水器」の帳簿価額は「修繕に掛かった金額＋評価益」となっており、時価評価されている。

取替法とは「同種の物品が多数集まって一つの全体を構成し、老朽品の部分的取替を繰り返すことにより全体が維持されるような固定資産について、部分的取

替に要する費用を収益的支出（修繕費等）として処理する方法（企業会計原則注解（注 20）なお書）」である。取替法は、取得以後は資産の減価を無視して減価償却を行わず、取得原価をそのまま据え置き、実際に取替を行ったときに、取替に使用する新しい資産を取得するために支出した額を費用として処理する方法であり、資産の部分的取替に要した支出を、費用として処理する方法であるといえる。

例えば、固定資産に計上されている取替資産が 100,000,000 円あり、部分的取替に 10,000,000 円を要した場合、当期の費用計上額は 10,000,000 円となり、貸借対照表に計上される固定資産は 100,000,000 円のまま据え置かれる。

取替法は、減価償却に代わる簡便法である。取替資産を連続的に多数取得した場合には、一定期間経過後においてその取替えが每期平均的に生ずると考えられる。したがって、毎期の取替費を費用として計上すれば、減価償却による費用化と同様の効果が期待できるという考え方に基づいている。

取替法は、税務上も認められているが、税務上の取替法は、会計上の取替法と異なり、半額法といわれる方法である。これは、取替資産を取得してからその取得原価の半額に達するまでは、定額法・定率法など通常の減価償却を行い、それ以後取替法を採用するというものである。「川口市上下水道局会計規程」第 86～89 条に基づく経理は、この半額法を適用したものである。

半額法は、取替資産は一定の年数を経過して正常の取り替えを行う時期に達した後は、その資産全体としてみると、すぐにでも取替えを要する 0% の価値しかないものから、取り替えた直後の 100% の価値のあるものまで混在しているので、資産の総額は、取得原価の 50% 程度であるという考え方に基づく。また、会計上の取替法では、常に新品のままの価格になってしまうので、取得原価の半分までの減価償却を行うべきとの考え方もある。

取替法は、取替資産に限って適用が認められているが、取替資産とは、鉄道業のレール・枕木、電気・ガス事業の送電線・配電線など、多量に同一の目的のために使用され、每期使用に耐えられなくなった資産の一部がほぼ同量ずつ取り替えられるものをいう。

各量水器が個別に管理されている「水道量水器」は取替資産とはいえず、したがって取替法は適用できないこととなり、取替法を前提とした経理方法も適切ではない。規定上も、他に合理的な方法があれば、量水器について取替法を適用しないことも容認されている。

したがって、取替法ではなく、棚卸資産である貯蔵量水器を、取付に伴い固定資産である水道量水器に振り替え、その後原則的償却方法に従って償却する、原則的な経理方法を採用することが合理的である。

(イ) 量水器費の期末処理

建物が竣工すると量水器を取り付けることになり、倉庫から量水器を庫出することとなるが、その際には量水器費として処理される。建物に量水器が取り付けられたときに、量水器費から水道量水器(機械及び装置)に振り替えられ、以後固定資産(機械及び装置)として資産管理される。

庫出済の量水器が建物に取り付けられるまでは量水器費として経理処理されるため、量水器の取り付け前に期末が到来した場合、量水器費としていわば繰り越される形になり、翌期に当該量水器が取り付けられたときに量水器費のマイナスとして処理されることになる。

適正な期間損益計算の観点からはこのような経理処理は妥当ではない。

② 物品の管理

(ア) 購入時に経費処理した棚卸資産の管理

「川口市上下水道局会計規程」第 68 条にあるとおり、棚卸資産のうち購入後直ちに使用する予定のものについては、購入時に支出(経費)として経理することができ、現状数量のみの入出庫・在庫管理が行われているが、このような管理が行われている棚卸資産は 106 品目にも及んでいる。「購入後直ちに使用する予定のもの」であっても、使用されずに期を超えるものや、使用頻度が低いため長期にわたり「在庫」となっているものがあり、しかも単価・数量とも必ずしも小さいものであるとは限らない。

同規程第 69 条は、これらの資産について「適正な管理」を行うことと、物品管理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理することを求めている。

「適正な管理」が何を意味するかは必ずしも明確ではないが、少なくとも重要性が高い「物品」については、同規程に定める本来的な棚卸資産の在庫管理が行われることを要請するものと解釈できる。

(イ) たな卸資産勘定から払い出されたものの管理

交換用の量水器は、毎月末に翌月分の取り付け見込数量に基づいて一括して出庫され、管工事組合に引き渡されるが、引き取りのタイミングにより、出庫済の量水器が一時的に防災倉庫に保管されていることがある。

また、量水器の交換後、修復に出すまでの間、回収した量水器を一時的に防災倉庫に保管されていることがある。

これらの量水器については、物理的に防災倉庫にあるだけで物品管理簿などによる管理が行われている形跡がない。しかしながら、同規程第 69 条においては「たな卸資産勘定から払い出されたもの」を適正に管理し、物品管理簿を備えて物品の数量、使用の状況等を記録整理することを求めており、同条に基づいた管理体制の整備が必要である。

③ボトル水の棚卸資産計上

上下水道総務課で、ボトル水のつり銭用現金出納簿と販売用現金出納簿を管理しており、ボトル水には販売用と市内指定給水所等への災害のための備蓄としての配備用がある。令和 3 年度の販売用は完売しているが、市内の指定給水所等（107 か所）に配備している約 200,000 本は期末在庫となっている。これは、たな卸資産として計上すべきであったが、未計上である。

④ ボトル水の広報等

ボトル水については、災害に備えた備蓄を市民等に啓発する目的で販売されており、販売に関する周知方法は、川口市広報紙「広報かわぐち」、川口市上下水道広報誌「みずぐるま」の紙面やホームページなどであり、いずれも簡略に掲載されている。このような方法の他、専用のパンフレットを作成し、広報することで市民等に認知され、販売数が伸びると思われる。

(5) 監査の結果

(指摘事項：14)

「貯蔵量水器の取替資産としての経理」

取替法を前提とした経理方法を修正することを要請する。

具体的には、取得価額 500,000 円の量水器を、残存価額 50,000 円（取得価額の 10%）として耐用年数 8 年で償却し、修繕費 100,000 円（現金払い）をかけて修復した場合、下記のとおり経理することが適切である。

貯蔵量水器	150,000	現金	100,000
減価償却累計額	450,000	水道量水器	500,000

取替法を前提とせず、棚卸資産である貯蔵量水器を、取付に伴い固定資産である水道量水器に振り替え、その後原則的償却方法に従って償却する、原則的な経理方法を採用することを要請する。

(指摘事項：15)

「量水器費の期末処理」

庫出済の量水器が建物に取り付けられるまでは量水器費として経理処理されるため、量水器の取り付け前に期末が到来した場合、量水器費としていわば繰り越される形になり、適正な期間損益計算の観点からは問題である。

量水器費の期末処理について、例えば庫出済・取付前の量水器をあらためて資産計上するなど、期間損益を歪めない経理方法を検討することを要請する。

(指摘事項：16)

「購入時に経費処理した棚卸資産（物品）の管理」

「購入後直ちに使用する予定のもの」であっても、使用されずに期を超えるものや、使用頻度が低いため長期にわたり「在庫」となっているものがあるが、少なくとも重要性が高い「物品」については、同規程に定める本来的な棚卸資産の在庫管理を行う必要がある。

購入時に経費処理した棚卸資産の各品目について、期を超える金額の重要性の判断を行い、金額的重要性が高い棚卸資産については、量水器同様に金額・数量ベースの在庫管理、期末実地たな卸を行うことを要請する。

(意見：14)

「棚卸資産勘定から払い出されたものの管理」

交換用の量水器が、出庫後管工事組合に引き渡されるまで一時的に防災倉庫に保管されていることがあり、また、量水器の交換後、修復に出すまでの間、回収した量水器を一時的に防災倉庫に保管されていることがあるが、これらについても、一応数量ベースによる管理が行われている。

現状は、いわば最低限の管理が行われている状況であると言え、規程をベースとし数量管理へと改善することを要望する。

(指摘事項：17)

「ボトル水の棚卸資産計上」

上下水道総務課で管理されているボトル水「川口みず太郎」のうち、市内の指定給水所等（107 か所）に配備している約 200,000 本については、期末在庫となっており、これは棚卸資産として計上すべきである。

ボトル水の棚卸資産未計上額約 19,000,000 円（1 本あたりの販売単価 95 円×配備数約 200,000 本）について、棚卸資産への計上を要請する。

(意見：15)

「ボトル水の広報等」

ボトル水については、災害に備えた備蓄を市民等に啓発する目的で販売されており、販売に関する周知方法は、川口市広報紙「広報かわぐち」、川口市上下水道広報誌「みずぐるま」の紙面やホームページなどであり、いずれも簡略に掲載されている。

ボトル水の広報等について、より市民等の認知が高まるように実施されることを要望する。

(6) 下水道事業

① 棚卸資産の計上について

下水道事業の貸借対照表には、棚卸資産の計上は無い。下水道使用料は、排除量により徴収されるが、排除量は、水道の使用水量と同じであり、下水道使用水量の管理は、水道使用量と同様に水道メーターにより管理されている。従って、量水器の在庫は、下水道事業には無い。

しかし、下記の下水道維持課、ポンプ場管理センターにおいては、「原材料」、「物品」が令和4年3月末に在庫がある。当該「原材料」の記録は、数量のみであり、金額の記載はない。

上水道事業では、棚卸資産の受払が実施されているが、下水道事業においては、棚卸資産の把握は現場での在庫数量の記録に留まっており、財務諸表への計上はない。

② 下水道維持課の在庫

(ア) 下水道維持課の業務

下水道維持課は、排水設備と下水道の維持管理を行う業務課である。

在庫としては、塩ビ管、汚水・雨水桝等があり、当該資産は建設の固定資産の原材料として処理し、棚卸資産には計上されていない。当該資産の在庫は年度末に数量の管理はされているが、金額の計上は無く、資産計上はされていない。

購入時に支払が実施され、営業費として処理される。在庫は経費処理されているので、貸借対照表では簿外となっている。

下水道維持課では、「令和3年度 原材料使用表」が作成されている。その内容は、原材料名称、規格別に月別在庫数量が記載されているが、金額の計上は無く、また、原材料受払簿は作成されていない。

令和3年度末の在庫について、単価を直近の金額により計算した推計額の概算は、以下のとおりである。

(原材料)

名称	数量	単価(円)	金額(千円)
塩ビ管	1,925	650～87,200	10,458
汚水・雨水桝	991	1,850～15,000	5,384
人孔(マンホール)	569	5,500～327,000	28,817
その他	707	396～148,000	1,619
合計	4,192		46,278

上記原材料の金額は、推計の概算であるが、46,278千円となっており、金額的にも重要性があり、原材料として、貸借対照表の棚卸資産勘定への計上が必要である。

現在までの会計処理は、購入時に購入金額を財務課に報告し支出が行われ、費

用となっている。在庫については、金額の処理はなく、貸借対照表の簿外となっている。

(イ) 原材料の保管場所の現場視察について

令和4年8月26日に、原材料の保管場所の現場視察を行った。

保管場所は、「新朝日橋倉庫」、「青木橋置場」、「里ポンプ場」の3か所である。「青木橋置場」は野外で主にコンクリート製品、マンホール等が保管されている。在庫の実地検査は、半期末と年度末に実施されているが数量チェックであり、受払簿の在庫数量の変更記載はあるが、当然、在庫金額の変更はない。

下水道事業は、企業会計に令和元年度に移行しているので、実地たな卸の結果の棚卸減耗損等を財務課に報告する必要がある。しかし、受払簿の作成がないので、棚卸減耗損等の把握をすることが出来ない。

保管場所のうち「青木橋置場」の敷地面積は、約1,196㎡であり、路線価を基に算出した評価額は231,432千円である。費用対効果を考慮すれば、当該土地の利用等の再検討が必要である。

③ ポンプ場管理センターの在庫

(ア) ポンプ場管理センターの業務

ポンプ場管理センターは、ポンプ場の運転管理と維持管理を行う部署である。

在庫の管理について、「令和3年度 物品現在高報告書」が作成されている。その報告は、物品名称、令和2年度末数量、令和3年度中の増減、令和3年度末数量が物品別に記載されたA4判で49頁のものである。

物品の内容は、机・椅子・棚等、機械器具、消防防災器具等であり、令和3年度末で603個となっている。

当該物品について、「物品管理簿」(A4判20頁)が職員の手作業で詳細に作成されているが、「単価」が未記入のものもあり、数量管理は実施されているものの、金額管理は不十分である。

(イ) 物品の保管場所の現場視察について

令和4年10月3日に、物品の保管場所のうち「里ポンプ場」での現場視察を実施した。

期末には、現場において在庫の実地検査が実施されているが、数量のみのチェックであり、金額計上は無い。

令和元年度に地方公営企業へ移行されており、「物品」の受払簿が作成されるべきである。また、管理は職員の手作業でなく、財務システムにより実施されるべきであり、総合的なシステムの再構築が必要である。

④ 監査の結果

(指摘事項：18)

「下水道維持課の原材料の資産計上」

下水道維持課では、「令和３年度 原材料使用表」が作成されている。その内容は、原材料名称、規格別に数量の月別在庫数量が記載されているが、金額の計上が無く、また、原材料の受払簿ではない。

製造原価等を適正に把握するために、原材料の数量・金額を記載した受払表の作成が必要である。年度末には、在庫金額を実査棚卸し、当該金額を棚卸資産に計上することを要請する。

(指摘事項：19)

「ポンプ場管理センターの物品の資産計上」

ポンプ場管理センターにおいて、「物品管理簿」、「令和３年度 物品現在高報告書」が作成されているが、「単価」が未記入のものもあり、数量管理は実施されているものの、金額管理は不十分である。金額が計上されていないので、棚卸資産の計上金額が簿外資産となっている。

下水道事業は、令和元年度より地方公営企業法の適用を受ける企業会計へ移行しており、「官庁会計」から「企業会計」への帳簿組織の変更が必要である。

年度末には、在庫金額を実査棚卸し、差損益の金額処理を計上すべきである。

「物品」について、棚卸資産の数量・金額の計上を要請する。

(意見：16)

「原材料及び物品の受払簿等のシステム化」

原材料及び物品(棚卸資産)の管理のために受払簿等をエクセル等による職員の手作業によるものでなく、ＩＣＴ(情報通信技術)等の利用による総合的システム化が必要である。今後、上下水道局において統一的な業務処理のシステムの再構築を要望する。

Ⅵ. 固定資産管理

1. 固定資産の取得とその財源

(1) 水道事業

① 概要

固定資産の取得は、以下の水道事業の主要な計画により行われている。

(ア) 水道施設の耐震化

耐震性能を有した管に布設替えし、水道施設（浄配水場施設・管路）の耐震化

を図る。

(イ) 重要給水施設への配水ルート耐震化

浄配水場から重要給水施設までの配水ルートの耐震化を図る。

※重要給水施設 災害拠点病院・透析医療機関・救急告示医療機関など

(ウ) 老朽管の更新

法定耐用年数 40 年を経過した管路を計画的に更新する。

(エ) 効率的な水運用（配水管網のブロック化）

主な浄配水場を核に給水地域を 5 つの区域（石神・神根・上青木・新郷・鳩ヶ谷）に分割し、ブロックごとに水量及び水圧を管理するためのシステム構築を図る。

(オ) 効率的な管路の拡張・充実

管網未整備地区や漏水多発・給水件数過多・出水不良地区の配水管の整備。

② 固定資産の取得

「川口市上下水道局会計規程」 第 7 章 第 2 節 固定資産の取得に係る取り扱いが定められている。

（取得価額）

第 73 条 固定資産の取得価額は、次の各号に掲げる固定資産に応じ、当該各号に定める価額とする。

- (1) 購入によって取得した固定資産 購入に要した価額
- (2) 交換によって取得した固定資産 交換に供した資産の帳簿価額に交換差金を加減算した価額
- (3) 建設工事又は製作によって取得した固定資産 当該建設工事又は製作に要した直接及び間接の費用の合計額
- (4) 譲与、贈与その他無償で取得した固定資産又は前 3 号に掲げる固定資産であつて取得価額の不明のもの 公正な評価額
- (5) ファイナンス・リース取引において取得するリース資産 リース契約時に合意されたリース料総額から利息相当額を控除した額

（改良による価額）

第 74 条 固定資産を改良したときは、撤去部分に対応する金額を除去した額に、改良に要した経費を加えたものをその価額とする。

（交換）

第 75 条 固定資産を交換しようとする場合は、財務課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 交換しようとする固定資産の名称、種類及び数量並びに交換差金
- (2) 交換しようとする事由
- (3) 契約の方法

(4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、交換しようとする固定資産の図面、その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

(無償譲受け)

第 76 条 固定資産を無償で譲り受けようとする場合は、課長は、次に掲げる事項を記載した文書を作成し、財務課長にこれを提出しなければならない。

(1) 譲り受けようとする固定資産の名称及び種類

(2) 譲り受けようとする事由

(3) 見積価額

(4) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、譲り受けようとする固定資産の図面その他内容を明らかにするための書類及び相手方の承諾書又は申請書を添えなければならない。

3 財務課長は、前 2 項の規定による文書の提出を受けたときは、その内容を審査し、管理者の決裁を受けなければならない。

(建設改良工事の施行)

第 77 条 建設改良工事を施行しようとする場合は、課長は、次に掲げる事項を記載した文書によって、管理者の決裁を受けなければならない。

(1) 建設改良工事によって取得しようとする固定資産の名称及び種類

(2) 工事を必要とする事由

(3) 工事の始期及び終期

(4) 設計価額

(5) 当該建設改良工事に係る予算科目及び予算額

(6) 工事の方法及び契約の方法

(7) その他必要と認められる事項

2 前項の文書には、設計書その他当該建設改良工事の内容を明らかにするための書類を添えなければならない。

(検収及び取得の報告)

第 78 条 課長は、固定資産の納入又は引渡しのお知らせを受けたときは、遅滞なく検収しなければならない。

2 前項の規定により検収を終了したときは、当該課長は、財務課長に報告しなければならない。

3 財務課長は、前項の規定により固定資産の検収の報告を受けたときは、振替伝票を発行し、管理者の決裁を受けなければならない。

(登記又は登録)

第 79 条 固定資産を取得した場合、財務課長は、第三者に対抗するため登記又は登録を必要とするものについて、法令の定めるところに従って、遅滞なくその手続を

とらなければならない。

(建設改良工事の精算)

第 80 条 課長は、建設改良工事が完成したときは、速やかに工事費の精算を行い精算書を財務課長に提出しなければならない。

2 財務課長は、前項の規定により精算書の提出を受けたときは、工事費に併せて年度末に間接費を配賦し、振替伝票を発行して管理者の決裁を受け、固定資産に振り替えなければならない。

(建設仮勘定)

第 81 条 建設改良工事でその工期が一事業年度を超えるものは、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 前項の建設改良工事が完成したときは、課長は、速やかに建設仮勘定の精算を行い、精算書を財務課長に提出しなければならない。

3 財務課長は、前項の規定により精算書の提出を受けたときは、振替伝票を発行し管理者の決裁を受けて、固定資産の当該科目に振り替えなければならない。

③ 令和 3 年度取得固定資産

(単位：円)

資産	内容	工事費	設計委託料・事務費	取得価額
構築物	配水設備	3,990,963,069	137,150,687	4,128,113,756
	原水設備	155,560,452	4,235,621	159,796,073
	浄水設備	142,790,910	3,570,918	146,361,828
機械及び装置	計装設備	56,775,455	1,419,842	58,195,297
	電気設備	152,718,622	3,909,828	156,628,450
	内燃設備	90,168,091	2,254,925	92,423,016
	ポンプ設備	75,870,199	1,897,364	77,767,563
	塩素減菌設備	53,390,000	1,335,178	54,725,178
建設 仮勘定		196,770,000	7,351,947	204,121,947
合計		4,915,006,798	163,126,310	5,078,133,108

④ 固定資産取得財源（資本的收入及び支出）

(消費税地方消費税込、単位：円)

区分	決算額	備考
資本的收入		
企業債	1,700,000,000	配水管整備事業債
固定資産売却代金	60,005	

受託工事収入	56,966,000	配水管布設等受託工事
一般会計負担金	56,036,267	消火栓設置費
資本的収入 計	1,813,062,272	
資本的支出		
建設改良費	5,580,836,011	
企業債償還金	1,736,428,394	
資本的支出 計	7,317,264,405	
差引 計	△5,504,202,133	
補填額		
令和3年度消費税等資本的 収支調整額	470,650,348	
減債積立金	1,540,000,000	
過年度分損益勘定留保資金	1,617,505,949	
令和3年度分損益勘定留保資金	1,876,045,836	
補填額 計	5,504,202,133	

基本的に、当年度純利益 2,657,180,419 円、減価償却費 2,810,341,808 円、合計 5,467,522,227 円を中心とした営業キャッシュ・フローを固定資産の取得の財源とするが、資金負担を考慮して当年度企業債償還金の範囲内の金額で企業債を発行している。又、消防上の観点から、消火栓設置については一般会計から負担金を繰り入れている。

⑤ 監査の結果

(意見：17)

「固定資産の減価償却費の重要性」

次項「2. 固定資産の管理」でも述べるが、減価償却による固定資産の流動化により財源確保をするということは、減価償却計算は常に適正に行われなければ、資金計画に影響を及ぼす事となる。

固定資産管理が適正に行われることを期待しつつ、固定資産管理方法の改善を要望する。

(2) 下水道事業

① 下水道事業の固定資産の取得とその財源

「川口市公共下水道事業経営戦略改訂版」によると、下水道（污水）整備の財源については、令和元年度から令和 8 年度までは、中川流域において事業費の 40% を国庫補助対象事業、60% を市単独事業とした。荒川左岸南部流域においては、一部を除き市単独事業とした。

令和 9 年度及び令和 10 年度は、下水道整備に対する国の予算の動向を踏まえ、両流域において、100% 市単独事業とした。

また、国庫補助対象事業の財源は、50% を国費、残りは企業債を充当し、一部不足する部分については、一般会計繰入金を充当し、市単独事業の財源は全額企業債を充当した。補償費については、一般会計繰入金を充当した。

一般会計繰入金は、平成 27 年度には約 43 億円の繰入があったが、下水道使用料の改定により、平成 28 年度は約 35 億円、平成 29 年度は約 33 億円で減少した。

平成 30 年度は企業会計移行に伴う引継金を計上したことにより、約 41 億円にまで増加したが、令和元年度以降は再び減少している。

下水道事業を含む公営企業は、「企業性（経済性）の発揮」と「公共の福祉の増進」を経営の基本原則としており、その経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされている。

なお、下水道事業においては、雨水処理に要する経費は公費（税金）で賄い汚水処理に要する経費は私費（下水道使用料）で賄うという考え方があり、川口市においても、雨水処理に要する経費には公費（国が示す基準内の一般会計繰入金）が充てられているが、汚水処理に要する経費のうち、下水道使用料で賄えない経費についても、不足分を公費（国の示す基準外の一般会計繰入金）で補填しているのが現状である。

平成 28 年度と平成 30 年度の 2 段階にわたり、下水道使用料を改定したことから、経営状況は改善されているものの、今後も基準外の一般会計繰入金を見込まずに下水道事業を運営することは困難であることから、下水道使用料で賄えない経費については、基準外の一般会計繰入金を財源とする計画としている。

なお、一般会計繰入金の今後の試算としては、令和 4 年度は 30.5 億円、令和 5 年度以降は毎年 30 億円を下回る水準で推移するものと見込んでいる。

② 社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金

国庫補助金対象事業とは、現在は、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業である。

社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって、自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成 22 年度に創設されたものである。

防災・安全交付金は、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成 24 年度補正予算において創設されたものである。

(両交付金の概要)

- ・地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、概ね 3～5 年の「社会資本総合整備計画」の作成を行う。国は、その整備計画に対して、国費を配分する。
- ・計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業へ国費を充当することができる。
- ・基幹事業(道路、河川等の 16 事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施することが可能である。
- ・地方公共団体が、自ら整備計画の事業評価・事後評価を実施し、ホームページ等により公表することとされている。

上記の基幹事業のうちに、下水道事業が該当する。

③ 企業債(公営企業債)

(ア) 概要

地方債及び公営企業債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものであり、次のような機能があげられる。

- ・財政支出と財政収入の年度間調整
- ・住民負担の世代間公平のための調整
- ・一般財源の補完
- ・国の経済政策との調整等

地方財政法第 5 条は、「地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもってその財源としなければならない」ことを原則としているが、例外として、次の地方債を財源とすることができる経費を限定列挙している。

- ・公営企業に要する経費・出資金及び貸付金・地方債の借換えに要する経費
- ・災害応急事業費、災害復旧事業費・公共施設、公用施設の建設事業費等

地方債、公営企業債を起債するには、地方自治法第 230 条、地方公営企業法施行令第 17 条に基づき起債目的等を予算で定める必要があり、予算を定めるには、地方自治法第 96 条、地方公営企業法第 24 条第 2 項に基づき議決を経る必要がある。さらに、公的資金から借り入れる地方債及び公営企業債の発行に際しては、総務大臣又は都道府県知事(以下「総務大臣等」という)に協議しなければならない。

(イ) 対象事業

下水道事業の公営企業債は、公共下水道、流域下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、特定地域生活排水処理施設の建設改良費等並びに用途廃

止施設の処分に要する経費を対象としている。

(ウ) 財政措置

㊦ 上記(イ)の対象事業に係る建設改良費等の充当率 充当率 100%

④ 主な交付税措置

以下の他一定の地方債等について、当該地方債等の元利償還金のうち一定率の元利償還金について、交付税措置が行われ、川口市への地方交付税として交付されている。

- ・下水道事業に充てた地方債(広域化、共同化分を除く)に係る元利償還金について、公共下水道(合流式)については42%、公共下水道(分流式)については、21~49%、公共下水道以外については49%が交付税(事業補正分+単位費用分(5%))で措置される。
- ・流域下水道事業(地方単独事業に係るものを除く)について、その事業の40%が事業実施年度において交付税措置される。ただし、令和3年度においては、事業実施年度における一般会計からの繰出金に対する交付税措置に代えて、当該部分に臨時的に下水道事業債に措置されることとされ、当該臨時的に措置される下水道事業債の元利償還金について、全額が交付税措置される。
- ・資本費平準化債、公営企業会計適用債、その他一定のもの

㊦ 起債対象とならない経費

- ・一般調査費のほか、日常的な巡回、施設の状態確認その他経常的な点検・調査等に要する経費
- ・公共下水道のうち、昭和46年度以降に着工した新市街地に係る単独事業
- ・各戸排水管
- ・下水道機能に直接関係のない施設
- ・維持管理的な工事費

㊦ 下水道事業に限らず共通のものとして起債の対象となるもの

・資本費平準化債

地方債の元金償還期間と事業用施設の減価償却期間が異なっていることから、当該年度の元金償還額と減価償却費との差額を解消するために発行するものも起債の対象となる。

・公営企業会計適用債

現在、公営企業会計(地方公営企業法の財務規程等)を適用していない地方公営企業が、財務規程等の適用をしようとする場合に、それに要する経費について、起債の対象となる。

・その他一定のもの

(エ) 下水道事業の企業債の見通し

企業債は、主に国庫補助対象事業費に国庫補助金を充てた残りの財源や、市単

独事業費の財源として借り入れるものである。

下水道事業の地方債残高は、旧鳩ヶ谷市と合併した平成 23 年度末の約 610 億 5 千万円をピークに毎年減少し、平成 30 年度末で約 547 億円となっている。

企業会計移行後の企業債残高は、令和元年度末で約 541 億円、令和 2 年度末で約 540 億円、令和 3 年度末で約 539 億円となっている。

企業債の借入は、老朽化する施設の更新費用等を調達するうえで有効な手段であるものの、過度に借入に頼ることは、将来世代の負担につながることになる。そのため、川口市公共下水道事業経営戦略改訂版(令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間についての見直し)による、この度の試算では、企業債残高を抑制し、世代間の公平性を保つとともに、元金償還金及び支払利息の軽減を図ることを目標としている。

上記目標に基づく試算の結果、令和 10 年度末までの企業債残高は、545 億円以内で推移する見込みとなっている。

令和元年度末残高	(実績)	54,086 百万円
令和 2 年度末残高	(実績)	54,016 百万円
令和 3 年度末残高	(実績)	53,853 百万円

④ 会計処理

国庫補助金対象事業に該当する下水道管渠布設工事(構築物)について、国庫補助金等の交付が決定して交付が行われた場合には、国庫補助金の収入及び一般会計繰入金は資本的収入とされる。対象となる下水道管渠布設工事は、固定資産として計上され、耐用年数 50 年として減価償却される。当該国庫補助金等は、負債の部の繰延収益で長期前受金として計上し、当該固定資産の耐用年数に応じて、長期前受金戻入として営業外収益の部に計上する。

⑤ 具体的例示

(ア) 下水道建設課工事

(単位：円)

目	節	資産名称(工事名称)	財源区分	取得金額
構築物	管路施設	災害用マンホールトイレ 1 工区築造工事	補助	27,112,799
財 源				耐用年数
国庫補助金	一般会計出資金	企業債	合 計	50 年
5,801,772	1,146,322	20,164,705	27,112,799	

(イ) 下水道維持課工事

(単位:円)

目	節	資産名称(工事名称)	財源区分	取得金額
構築物	管路 施設	南部第 17 処理区下水道 管布設替その 2 工事	単独	38,408,926
財 源				耐用年数
国庫補助金	一般会計出資金	企業債	合 計	50 年
0	102,766	38,306,160	38,408,926	

(ウ) ポンプ場管理センター工事

(単位:円)

目	節	資産名称(工事名称)	財源区分	取得金額
機械及び 装置	ポンプ場用 機械設備	排気用有圧換気扇(里 ポンプ場モーター室 排気設備更新工事)	単独	4,544,548
財 源				耐用年数
国庫補助金	一般会計出資金	企業債	合 計	15 年
0	4,544,548	0	4,544,548	

⑥ 取得財源の決定の流れについて

財務課へのヒアリングによると、下水道建設課による新設工事が完了した場合、または、下水道維持課において、修復工事が行われ工事が完了した場合に、各課から、財務課へ報告がなされ、その情報は、財務課でストックされた上で、それぞれの工事の内容に応じて、その後、国庫補助金等の交付が決定された時点で、取得財源が、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金としての適用工事については、国庫補助金等が交付される工事として国庫補助金等が充当される。充当しきれなかった財源については、公営企業債によって、取得財源が決定されて、それぞれの直接経費と間接経費が按分計算されて、それぞれの工事に配賦されて、それぞれの工事別の取得価額が決定され、期末一括で、固定資産台帳と財務会計に計上されている。

ストックマネジメント計画等に基づいて、国庫補助金対象事業については、前年度に国に要望書を提出していたものについて、4月に内示があり、その対象事業について、順次工事の実施が進捗していく。しかし、具体的な工事の入札によって工事金額が確定していくため、国庫補助金の負担割合の上限が50%であるが、個々の工事の実態によって、実際の負担割合は変わってくる。このことから、下水道建設課と下水道維持課によって、その充当額の決定が行われ、財務課に報告がされて、

その充当しきれなかった財源について、公営企業債の起債によって充当されるということである。

⑦ 監査で把握した留意点

公営企業債について、川口市は地方交付税交付団体であることから、財政措置として交付税措置の対象となる交付税の交付申請が行われている。当該公営企業債の元利償還金のうち一定率の元利償還金について、交付税措置が行われているが、その地方交付税相当額は、川口市への地方交付税として交付されている。

地方公営企業法第3条の経営の基本原則により、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」とされ、企業会計を適用して、独立採算制により、正確な期間損益を算出して、下水道事業という公共の福祉の増進を図るという法の趣旨から鑑み、川口市へ交付された地方交付税のうち、当該、公営企業債の元利償還金のうち、交付税措置が行われた金額の合理的な計算が行えるようであれば、該当金額を明確にして、下水道事業へ交付される必要がある。

⑧ 監査の結果

(意見：18)

「下水道事業に係る地方交付税交付金の交付」

公営企業債について、川口市は、地方交付税交付団体であることから、財政措置として交付税措置の対象となる交付税の交付申請が行われて、当該公営企業債の元利償還金のうち一定率の元利償還金について、交付税措置が行われているが、その申請によって、交付される地方交付税相当額は、川口市への地方交付税として、交付されており、その交付税相当額は、下水道事業に係る地方交付税交付金であることから、下水道事業に交付されることを要望する。

(意見：19)

「長期前受金戻入の収益計上」

公営企業債の元利償還金のうち、交付税措置として、川口市に交付された地方交付税のうち、当該元利償還金の交付税措置相当額を、下水道事業に係る交付金として交付された場合で、公営企業債の償還期間と対象事業の固定資産の耐用年数とに違いがある場合には、当該地方交付税相当額は、国庫補助金等の交付額の収入と同様に、長期前受金に計上し、当該固定資産の耐用年数に応じた金額について、長期前受金戻入として、収益計上することを要望する。

2. 固定資産の管理

(1) 水道事業

① 水道事業の固定資産の概要

川口市水道事業における固定資産は、川口市内全域に水道水を供給するための浄配水場などの浄配水施設、各施設・家庭に配水するための配水管・ポンプなどの管路施設等であり、川口市水道事業の根幹をなす重要な資産である。

その内訳については「上下水道事業年次報告書 2021-2022」において詳細な情報が公表されている。

川口市水道事業会計においては、固定資産は「川口市上下水道局会計規程」によりその取り扱い・経理方法が定められ、一定のルールに基づいて決算数値が導かれることとされている。

② 固定資産の範囲

地方公営企業の場合、平成 24 年地方公営企業の会計規程（例）第 67 条では、固定資産の範囲として、備品については「耐用年数 1 年以上かつ取得価額 10 万円以上の備品」として定められており、固定資産として計上することとされている。

民間企業の場合においても、法人税法施行令によると、減価償却資産のうち、「使用可能期間が 1 年未満のもの又は取得価額が 10 万円未満のもの」については、その取得価額相当額を、その事業の用に供した時に費用として経理することになっている。

つまり、減価償却資産のうち、金額のわずかなものと耐用年数 1 年に満たないものについては、減価償却手続きの省略が認められており、使用に供した年度の費用として経理することができる。地方公営企業についても、これと全く同じ考え方をとっていると思われる。

③ 減価償却

(ア) 意義、目的

減価償却について、主な目的は次の通りである。

- ㊦ 損益計算の立場から固定資産の価値消耗についての費用を決定しようとする目的
- ㊧ 固定資産の評価額を決定しようとする目的
- ㊨ 原価計算のうえで、原価となる減価償却費を決定しようとする目的
- ㊩ 経営の生産力維持の立場から、実質資本の維持を行うため減価償却費を決定しようとする目的

近代会計理論の立場からは㊦の目的が最も重要である。減価償却の目的とは、固定資産の原価を費用に配分する手続きであり、期間計算を行うため、収益に対応する費用を決定することである。したがって、減価償却は、利益が少ないときや欠損の生じたときに償却を見合わせたり、利益の大きいときに多額の償却を行うことはできない。地方公

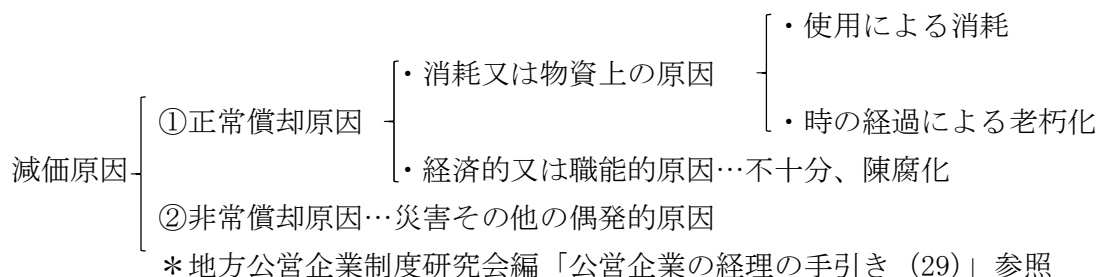
営企業法施行規則第 13 条に「償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。」とあるのは、このことである。別表第 2 号及び第 3 号による耐用年数に応じた別表第 4 号の固定資産の償却率を乗じた額を毎事業年度の減価償却額とする。

「川口市上下水道局会計規程」においても、第 86 条において「固定資産のうち償却資産は、毎年度減価償却を行うものとする。」と規定している。

(イ) 減価償却の原因

減価償却の行われる理由は、固定資産の価値が次第に減少し、最後に廃止されるからである。その価値の減少のことを減価と呼んでいる。

減価の起こる原因を分類すれば以下の通り。



(ウ) 減価償却費

㉞ 耐用年数の適用根拠

地方公営企業の固定資産の耐用年数は、地方公営企業法施行規則別表第 2 号に定めるところによるが、定めのない固定資産の耐用年数については、規則別表第 2 号に掲げる固定資産に準ずるか、又は減価償却資産の耐用年数に関する省令別表第 1 及び別表第 2 に規定する耐用年数を用いるものとされている（規則別表第 2 号注 4）。

㉟ 耐用年数の途中で固定資産に改良を加えた場合の減価償却

耐用年数の途中で固定資産に改良を加えた場合の減価償却について、川口市上下水道局会計規程第 74 条においては、「固定資産を改良したときは、撤去部分に対応する金額を除去した額に、改良に要した費用を加えたものをその価額とする。」と規定している。

事例、取得価額 800 万円（税抜き）、耐用年数 18 年の電車を取得後 12 年目に 150 万円（税抜き）で改造した場合（定額法）

・ 11 年目までの各事業年度償却額

$$\begin{aligned} & \text{(取得価額)} \quad (10\%) \quad \quad \quad \text{(規則別表四の償却率)} \\ & (8,000,000 \text{ 円} - 800,000 \text{ 円}) \times 0.055 = 396,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

・ 12 年目から 20 年目までの各年度償却額

$$\begin{aligned} & \text{(取得価額)} \quad \quad \quad \text{(改良に要した額)} \quad (10\%) \\ & (8,000,000 \text{ 円} + 1,500,000 \text{ 円} - 950,000 \text{ 円}) \times 0.055 = 470,250 \text{ 円} \end{aligned}$$

- ・ 21 年目の年間償却額

(新帳簿価額) (5%) (11 年目までの償却額) (12 年目から 20 年目までの償却額)
 9, 500, 000 円－ 475, 000 円－ 4, 356, 000 円－ 4, 232, 250 円＝ 436, 750 円

＊償却計算の上では約 3 年耐用年数が延長されることになる。

＊地方公営企業制度研究会編「公営企業の実務講座 (29)」参照

㊦ 建物耐用年数について

建物の耐用年数については、建物付属設備を除外した建物の本体について、構造により区分し、さらに用途、使用の状況等の細目の区分に従い、その該当する耐用年数を適用する。

- ・ 建物の構造による区分

当該建物の主要骨格が何によって構成されているかによって構造区分を行うもの

- ・ 建物の用途による区分

当該建物の主要な用途別の使用面積の割合、使用程度の割合を勘案して耐用年数を決定

- ・ 建物の内部造作

店用簡易装備及び簡易間仕切り等については建物付属設備として耐用年数を適用

- ・ 塩素等の影響を直接全面的に受ける建物

工場用又は倉庫用で塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を全面的に受けるもの

- ・ 木造内装部分が 3 割以上の建物…観光事業等で旅館用、飲食店用、貸席用の建物

- ・ ビル屋上の特殊構造物…ビル屋上のゴルフ練習場、花壇等

- ・ 移動性仮設建設…簡易建物の掘立造のもの又は仮設のものの耐用年数を適用

㊧ 建物付属設備の耐用年数について

建物付属設備は、原則として建物本体と区分して建物付属設備として耐用年数を適用するものであるが、木造、合成樹脂造又は木骨モルタル造の建物の付属設備については建物と一括して建物の耐用年数を適用することができる。

ア 電気設備

- 蓄電池電源設備
 - ・ 停電時に照明用に使用する等のため、あらかじめ、蓄電池に充電しておき、それを利用するための設備
 - ・ 蓄電池、充電器及び整流器並びにこれらに付随する配線、分電盤等
- その他・・・受配電盤、変圧器、蓄電器、配電施設等の電気施設、電灯用配線設備及び照明設備並びに停電時等のための内燃火力発電設備（工場用建物においては、動力用受配電施設等の電気設備は機械装置に分類）

イ 給排水又は衛生設備

給排水設備…給水用又は配水用のポンプ、配管、建物に付随するタンク
その他の設備

衛生設備…用水管、水槽、便器、配管及びこれらの付属品

ウ 冷房、暖房、通風又はボイラー

冷房設備…建物の各部屋にダクトを通じて冷風を送入するために必要な機器
冷却装置、送風装置、ダクト及びこれらの付属品

暖房設備…蒸気暖房にあつては加熱装置、送排風機、風道及びこれらの付属品

通風装置…送風機、風道、ダクト、排風機及びこれらの付属品

ボイラー装置…暖房用、浴場用等に設置されたボイラー本体、給炭機、
重油供給装置、給水機及びこれらの付属機器等

冷房設備又は暖房設備と通風設備とが共有されているもの…冷房設備又は暖房設備

エ 店用簡易装備及び簡易間仕切り

店用簡易装備・・・販売物品の陳列用、販売用のために特に建物に組み込まれたショーウインドー、陳列だな、カウンター等で、通常建物を構成しているとみられるもので、器具備品に該当するもの以外のもの

簡易間仕切り・・・一室をさらに仕切って応接間、会議室等に使用するための簡易な間仕切り、通常ボルト締めで床に固着する程度のもので、建物を構成することなく、部屋替えにあたって容易に撤去、付設される衝立上のもので、器具備品に該当しないもの

オ 門及びへい

門はへいに含まれるものとし、へいの構造に応じた耐用年数が適用される。
木造建築に付随している簡単な木造のへいについては、これを構築物と区分しないで建物と一括してその耐用年数を適用できる。

＊地方公営企業制度研究会編「公営企業の実務講座（29）」参照

④ 川口市上下水道局会計規程

(ア) 固定資産の範囲

「川口市上下水道局会計規程」第7章 第1節 通則において固定資産の範囲を以下のものと定めている

第72条 固定資産とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 有形固定資産 土地、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数1年以上かつ取得価額100,000円以上の工具、器具及び備品、これらの資産をファイナンス・リース取引において取得するリース資産並びに建設仮勘定
- (2) 無形固定資産 水利権、借地権、地上権、特許権、施設利用権、耐用年数1年以上かつ取得価額100,000円以上のソフトウェア及びこれらの資産をファイナンス・リース取引において取得するリース資産(水利権を除く。)その他の無形固定資産であって無形固定資産に属する資産とすべきもの
- (3) 投資その他の資産 投資有価証券(1年内(当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内の日をいう。)に満期が到来する有価証券を除く。)、出資金、長期貸付金、基金、破産更生債権その他の固定資産であって投資その他の資産に属する資産とすべきもの

(イ) 固定資産の管理及び処分・減価償却

固定資産の管理及び処分・減価償却の方法については、「川口市上下水道局会計規程」第7章 第3節 管理及び処分、第4節 減価償却においてその取扱い・方法が定められている。

第3節 管理及び処分

(事故報告)

第82条 財務課長は、天災その他の事由により、固定資産が滅失し、亡失し、又は損傷を受けたときは遅滞なく管理者にその旨を報告しなければならない。

(売却等)

第83条 財務課長は、固定資産を売却し、撤去し、又は廃棄しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した文書によって管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の名称及び種類
- (2) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする固定資産の所在地
- (3) 売却し、撤去し、又は廃棄しようとする事由
- (4) 見積価額
- (5) 契約の方法
- (6) その他必要と認められる事項

2 固定資産の廃棄は、当該固定資産が著しく損傷を受けていることその他の理由により買受人がない場合又は売却価額が売却に要する費用の額に達しない場合に限るものとする。

(用途廃止)

第 84 条 財務課長は、機械器具その他これに類する固定資産のうち著しく損傷を受けていることその他の理由によりその用途に使用することができなくなったものについては、管理者の決裁を受けて、再使用できるものと不用となり、又は使用にたえなくなったものとに区分し、再使用できるものは第 55 条第 2 号及び第 56 条の規定に準じてたな卸資産に振り替えなければならない。

2 前項の規定によりたな卸資産に振り替えられたものについては、企業出納員は、物品返納伝票によって戻入れし、物品出納簿に記帳しなければならない。

3 前 2 項の規定は、固定資産を撤去した場合において発生した物品について準用する。

(売却等に関する報告)

第 85 条 財務課長は、固定資産を売却し、撤去し、廃棄し、又は用途を廃止した場合は、遅滞なく当該売却等に関する報告書を作成して管理者に報告しなければならない。

第 4 節 減価償却

(減価償却)

第 86 条 固定資産のうち償却資産は、毎年度減価償却を行うものとする。

(取替法による資産)

第 87 条 有形固定資産のうち、量水器及び配水管(口径 50 ミリメートル以下のものに限る。)は取替資産として経理するものとする。

(減価償却の方法)

第 88 条 償却資産は、取得の翌年度から定額法により減価償却を行うものとする。ただし、特に必要がある場合は、取得した月から行うことができる。

2 前条に規定する取替資産については、当該固定資産の帳簿価額が帳簿原価の 100 分の 50 に達するまで定額法により減価償却を行うものとする。

(減価償却の特例)

第 89 条 財務課長は、有形固定資産について、当該資産の帳簿価額が帳簿原価の 100 分の 5 に相当する金額に達した後において、地方公営企業法施行規則(昭和 27 年総理府令第 73 号。以下「施行規則」という。)第 15 条第 3 項の規定により帳簿価額が 1 円に達するまで減価償却を行おうとする場合は、あらかじめその年数について管理者の決裁を受けなければならない。

⑤ 固定資産台帳の変更

平成 30 年 3 月 31 日より、購入資金を明確にするために固定資産台帳に次の項目が追加された。

㊦ リース リース会社、リース契約書、リース期間

㊧ 自己資金、受託財産評価額、受託工事収入、負担金、分担金

㊨ 国庫補助金、県補助金

⑥ 固定資産の管理上の問題点

固定資産管理の詳細については資産ごとに述べるが、固定資産全体に共通する管理上の問題点は、以下の通りである。

(ア) 数量の不一致

固定資産の数量について「上下水道事業年次報告書 2021-2022」に公表されている実数が固定資産台帳上の数量と一致していない。当然ながら帳簿価額も不一致であり貸借対照表価額としては不正確であることと、帳簿価額を基礎とする減価償却計算も適正ではないため、固定資産台帳上の数量・帳簿価額の是正を行う必要がある。

(イ) 固定資産台帳整備・活用の必要性

固定資産台帳は、固定資産の取得に際して当該資産の情報・耐用年数が終了するまでの償却計算を固定資産台帳システムに反映させプリントアウトしたものを、資産種類ごとにファイリングしているものである。

内容については、償却計算の不明瞭なものや既に除却されているにもかかわらずファイリングされたものが散見され、最初にファイリングした後の見直し等が行われていない。

また、システム内の入力ที่ไม่規則であるため同一固定資産内の種類ごとの集計が困難であることから、同一固定資産内に何がどれだけあるのかが明瞭に導き出すことができない。

固定資産台帳は、入力規則を統一し資産種類ごとの集計を速やかに行えるよう整備し、残高管理に活用できるようにするべきである。

(ウ) 継続的な管理不足

毎事業年度の決算においては、上水道建設課・浄水課等との撤去・解体状況の確認により固定資産の除却を行っているが、固定資産台帳上の現状残高の確認は行われていないようである。残高が違っていれば、いつまでも違ったままの状態となっている。

期末残高の確認は必ず行わなければならない。

(エ) 固定資産の棚卸の規定化の要望

「川口市上下水道局会計規程」によれば、棚卸資産については「第 5 章 たな卸資産 第 3 節 たな卸」において棚卸が義務付けられているが、「第 7 章 固定

資産」には存在していない。

(ア)～(ウ)の状況を鑑みれば、継続的管理が必要であることから規定化することを要望する。

量水器・配水管等、期末における実地棚卸が困難な固定資産については、検収時における確認やマッピングシステムからのデータ活用で実地棚卸とみなすなど工夫した上で規定化についての検討をお願いする。

⑦ 建物（特に記念建物、台帳と一覧表との相違について）

(ア) <資産 No. 64> 「上青木浄水場第 1 号井建屋」記念碑

記念碑には、以下の文章が書かれている。

「川口市水道事業第一期事業（創設事業）は、昭和 25 年に給水区域 3.16 m²（中央、青木、横曽根地区の一部）、給水人口 3 万人、1 日最大給水量 6,300 m³の計画が立てられ、水源第一号の井戸を掘ることから始まりました。水源及び浄水場の位置選定は、人家が密集している市街地に隣接し、将来的な人口増加において最適な給水ができる場所を条件に選考を進め、現在の上青木浄水場に位置を定められました。

上青木浄水場第一号井は、深さ 250m、口径 300mm で工事を進め、質・量ともに水道水として利用するのに好適な地下水を得ることに成功しました。

川口市水道事業はその第一歩として、昭和 27 年 4 月 5 日に通水を開始し、同年末には、2,372 世帯、12,092 人に給水しました。

現在川口市上下水道局保有の井戸は 38 本ですが、建設当時の井戸の建屋として外観・原形をとどめているのは上青木浄水場第二配水池解体工事に伴い、同配水池の南側にあったものを、川口市水道事業の貴重な歴史的構築物として保存するためにここに移設したものです。

昭和 25 年の建設当初と平成 25 年の移設時点では、建屋と吐出管の位置関係から建屋が図のように約 85 cm 下がったことが分かり、高度経済成長期に進行した地盤沈下の様子をうかがえます。

川口市が、水道事業の貴重な歴史的構築物を保存することは、後世の市民にとってもかけがえのないものとなる。歴史家エドワード・ハレット・カーは「歴史とは、現在と過去との間の尽きることを知らぬ対話」と「歴史とは何か」の中で書いている。なお、歴史的構築物を「知る」「伝える」「活かす」ことは、大事なことである。

(イ) 固定資産台帳（以下台帳という）と令和 3 年度有形固定資産一覧表（以下一覧表と呼ぶ）との相違について

(建物)

<資産 No. 63> 石神配水場管理棟 取得日 昭和 54 年 3 月 31 日

台 帳 取得価額 368,031,685 円

一覧表 (決算書) 〃 408,257,266 円

結 果 台帳の差し替え

(ウ) 監査の結果

(意見: 20)

「歴史的構築物の保存」

市が、水道事業の貴重な歴史的構築物を保存することは、後世の市民にとってもかけがえのないものとなると思われるので、当該歴史的構築物の保存を要望する。

⑧ 建物付属設備

建物付属設備とは、浄水場資材置き場、滅菌棟、電気設備、空調設備、スピーカー天井埋め込み式、スピーカー、電動化粧扉、音響映像設備用制御盤、音響設備配線工事一式、給排水衛生設備、フリーアクセスフロアー（新郷浄水場）、監視システム一式（上青木浄水場）などをいう。

(ア) <資産 No. 65> 川口市上青木浄水場 C 棟、鉄筋コンクリート地上 5 階建て 5 階の一部に展示場が設置されている。水はどこから、水のプロムナード、手押しポンプ、コーナー展示、解説パネルなどの設置及び備品等に多額の予算が使われているが、現在はコロナ禍の影響で見学等ができなくなっている。

(イ) 台帳と一覧表との相違について

<資産 No. 103> 上青木浄水場 取得日 平成 10 年 3 月 31 日

台 帳 取得価額 267,230,729 円

一覧表 (決算書) 〃 110,070,024 円

結 果 台帳の差し替え

<資産 No. 119> 電気設備 (芝園配水場) 取得日 昭和 53 年 3 月 31 日

台 帳 取得価額 3,647,620 円

一覧表 (決算書) 〃 4,157,496 円

結 果 台帳の差し替え

(ウ) 監査で把握した問題点

㊦ 展示室等の有効活用について

<資産 No. 65> 川口市上青木浄水場 C 棟、5 階に設置されている展示室は、水はどこから、水のプロムナード、手押しポンプ、コーナー展示、解説パネルなど、設置時に多額の費用が投じられているので、有効活用の道を探る必要がある。

*多額の費用について、主なものを表示する。

(名称)	(取得年月日)	(取得価額)
展示場内装工事（室内照明他）	平成 10. 03. 31	35, 924, 618 円
モニュメント（展示室）	平成 10. 03. 31	6, 308, 950 円
水のプロムナード（展示室）	平成 10. 03. 31	8, 735, 470 円
水はどこから（展示室）	平成 10. 03. 31	8, 153, 105 円
配水場と地域（展示室）	平成 10. 03. 31	8, 541, 347 円
浄化のしくみ（展示室）	平成 10. 03. 31	6, 211, 889 円
給水のしくみ（展示室）	平成 10. 03. 31	5, 338, 342 円
6 面マルチビジョン（展示室）	平成 10. 03. 31	21, 159, 249 円
沈殿器とろ過器（展示室）	平成 10. 03. 31	3, 203, 005 円
水道管と水量（展示室）	平成 10. 03. 31	2, 038, 277 円
蛇口コマ取替（展示室）	平成 10. 03. 31	1, 650, 033 円
ペットボトルと体重比べ（展示室）	平成 10. 03. 31	8, 153, 105 円
手押しポンプ（展示室）	平成 10. 03. 31	8, 153, 105 円
コーナー表示（展示室）	平成 10. 03. 31	388, 244 円
解説パネル（展示室）	平成 10. 03. 31	2, 135, 337 円

(エ) 監査の結果

(意見：21)

「子供達への指導」

水は「命の水」と言われているので、これからの時代を担う、特に幼稚園、小中学校の子ども達に、「水の大切さ」と「水はタダではない」ことを教えていく必要がある。コロナ禍において、安全性が確保できたら、展示室の見学を再開する方向で検討されているが、一日も早く再開されることを要望する。

⑨ 構築物

(ア) 概要

構築物に計上されているのは、浄配水場・川口市内に布設されている配水管等である。

川口市内に布設されている配水管等の口径・延長は、毎事業年度の工事施工実績の情報が集計・蓄積されており、更にマッピングシステムに記録することにより網羅的に実数が把握されている。尚、この配水管等の口径・延長は毎事業年度「上下水道事業年次報告書」において公表されている。

担当としては、上水道建設課において配水管の拡張・老朽管の更新を行い、上水道維持課において漏水の対策を行っている。

配水管の拡張については、上水道建設課による計画のもと管網未整備地区や漏水多発・給水件数過多・出水不良地区の配水管の整備を行い、更に配水の運転管理の効率化・非常時の被害の局所化・復旧の迅速化につなげるため配水管網のブ

ロック化が計画され実施されている。固定資産の計上は、配水管布設及び消火栓設置工事など完成した工事費に設計委託料及び事務費の按分額を加算した金額を構築物の取得価額とし、地方公営企業法施行規則第 15 条及び別表第 2 号による法定耐用年数 40 年として定額法により減価償却している。

配水管の改良については、法定耐用年数 40 年を経過した老朽管の更新を行い耐震性能を有した管に布設替している。また浄配水場から病院などの重要給水施設への配水ルートの耐震化を行っている。固定資産の計上は、新しく布設された配水管の工事費に設計委託料及び事務費の按分額を加算した金額を構築物の取得価額とし、法定耐用年数 40 年で減価償却している。尚、撤去した老朽管は除却することとなる。

(イ) 令和 3 年度工事発注

拡張工事（管路新設工事、増口径工事、配水ブロック化工事）

39 件 1,397,838,200 円 平均落札率 92.31%

改良工事（老朽管更新工事、耐震化工事）

52 件 3,371,603,400 円 平均落札率 92.25%

受託工事（移設依頼工事）

7 件 66,781,000 円 平均落札率 91.24%

合計

98 件 4,836,222,600 円 平均落札率 91.93%

(ウ) 実数と帳簿数量の差異（令和 4 年 3 月 31 日現在）

管種	口径	単位	実数	帳簿数量	差異
鑄鉄管	φ 75	m	42,216	42,195	-21
	φ 100	m	884,710	885,268	558
	φ 150	m	282,538	282,681	143
	φ 200	m	77,004	77,160	156
	φ 250	m	58,777	58,648	-129
	φ 300	m	24,110	24,199	89
	φ 350	m	12,192	12,266	74
	φ 400	m	24,449	24,378	-71
	φ 450	m	2,393	2,480	87
	φ 500	m	19,078	19,123	45
	φ 600	m	30,950	30,950	0
	φ 700	m	3,679	3,697	18
	φ 800	m	4,538	4,765	227
	φ 900	m	316	316	0
	φ 1000	m	2,107	2,210	103

管種	口径	単位	実数	帳簿数量	差異
鑄鉄管	φ 1100	m	120	120	0
	φ 1200	m	121	121	0
	φ 1350	m	28	28	0
	φ 1800	m	25	25	0
	不明	m		917	917
計			1, 469, 351	1, 471, 547	2, 196
鋼管	φ 75	m	99	99	0
	φ 100	m	1, 553	1, 547	-6
	φ 150	m	1, 629	1, 635	6
	φ 200	m	761	761	0
	φ 250	m	769	778	9
	φ 300	m	337	337	0
	φ 350	m	205	218	13
	φ 400	m	551	551	0
	φ 450	m	142	142	0
	φ 500	m	1, 876	1, 906	30
	φ 600	m	680	748	68
	φ 700	m	134	134	0
	φ 800	m	352	352	0
	φ 900	m	1	1	0
	φ 1000	m	78	78	0
	φ 1500	m	16	16	0
	不明	m		237	237
計			9, 183	9, 540	357
石綿	φ 75	m	2, 053	2, 053	0
	φ 100	m	344	344	0
	φ 200	m	6	6	0
計			2, 403	2, 403	0
ポリエチレン管	φ 75	m	86	296	210
	φ 100	m	895	895	0
	φ 150	m	44	44	0
	φ 200	m	144	71	-73

管種	口径	単位	実数	帳簿数量	差異
	φ 400	m	56	56	0
計			1, 225	1, 362	137
消火栓		基	7, 097	7, 126	29

(エ) 監査の結果

(指摘事項：20)

「帳簿数量及び貸借対照表価額の是正」

配水管等の数量は、工事記録の集計やマッピングシステムにおいて管理され、市内に布設されている配水管等の実数は網羅的に把握されているにもかかわらず、帳簿上の数量と一致していない。過去に一度実数と整合させたとのことであるが、現状でも差が生じている。これは、整合させた後の固定資産台帳の数値管理が徹底されておらず、毎年の決算整理で実数との整合が十分に行われていないことによるものである。

毎期決算ごとに、固定資産台帳と有形固定資産一覧表（決算書）の残高と突合すると同時に、固定資産台帳のメンテナンスをする必要がある。

現状で把握している実数と固定資産台帳の数量を一致させ、貸借対照表価額を適正な値にすることを要請する。

(指摘事項：21)

「固定資産台帳の整備・活用」

固定資産台帳システムの機能を充分活かし切れていないため、固定資産台帳上の種類ごとの数量・取得価額等が把握されていない。上水道建設課・上水道維持課において把握している数量と合致させることを容易にするよう、固定資産台帳システムの機能を活用した固定資産台帳の整備を要請する。

⑩ 機械及び装置・量水器の概要

(ア) 量水器の概要

量水器については、川口市において新規購入した場合、貯蔵品勘定において管理され、川口市内の施設・住宅等の新設により量水器が設置されるごとに固定資産・機械及び装置勘定にその取得価額が振替えられている。

川口市内に設置されている量水器については、その全てに管理番号が付されており、設置場所・契約者等の情報が料金課において把握されている。

全ての量水器において、2ヶ月に一度検針員により検針が行われその所在は確認されている。また、量水器自体の有効期限は計量法により8年となっており、川口市では原則として7年以内ごとに交換を行っている。

量水器の除却については、市内の施設・住宅等が解体され量水器が撤去された場合に除却の処理を行うこととなっている。

(イ) 実数と帳簿の差異 (令和4年3月31日現在)

口径	実数	帳簿数量	差異
φ13	83,652	109,453	25,801
φ20	203,809	204,626	817
φ25	5,274	7,581	2,307
φ30	622	1,289	667
φ40	921	1,929	1,008
φ50	506	1,207	701
φ75	98	228	130
φ100	17	40	23
φ150	9	13	4
φ200	0	1	1
その他	0	2	2
合計	294,908	326,369	31,461

(ウ) 「水道管理事務提要」による量水器の減価償却について

量水器の減価償却は取替法を採用しており、その採用根拠は「水道管理事務提要」(8978 項)としている。

水道管理事務提要による「量水器の減価償却について」の内容と経理方法は以下の通りである。

⑦ 内容

地方公営企業の償却資産に係る減価償却については地方公営企業法施行規則第 13 条の規定により毎事業年度行うものとされているが、償却資産のうち管理者が定めるものにあつては、取替資産として経理することができるとされている。

そして減価償却の方法は、原則として施行規則第 14 条第 1 項の規定に基づき定額法又は定率法により行うものであるが、取替資産については、取替法によって行うことができる(同条第 2 項)こととされている。

すなわち、一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産で毎事業年度使用に耐えなくなったこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものを取替資産というが、この取替資産に係る減価償却の方法は、当該固定資産の帳簿価額の 100 分の 50 に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするとともに、当該固定資産が使用

に耐えなくなったため、これに代えて種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産の取得の価額をその取り替えた事業年度の費用に算入するという取替法によることができるものとされている。

水道事業における需要者の宅地又は建物に取り付けるメーター類は、個々に整理されるものではなく、メーター設備として購入年次又は規格別に一括整理されるものであり、破損したメーターを新規購入した同規格のメーターと取り替えることにより、メーター設備としての総体的機能を維持することができるのである。

このようなことから、水道メーターの減価償却は、その性格から取替法により行うのが適当であるが、実態に応じて、取替法によらないで行うことも差し支えないものである。

④ 経理方法

量水器を購入したとき直接固定資産としないで貯蔵品とし（借方 貯蔵品 XXX 貸方現金 XXX）、それを最初に取り付けたとき固定資産に振り替える経理を行い（借方 固定資産 XXX 貸方 貯蔵品 XXX）、また、既設の量水器を取り替えたときには営業費用で経理を行い（借方 修繕費 XXX 貸方 貯蔵品 XXX）、固定資産の帳簿価額の異動は行わない。

なお、取替のため撤去した量水器を貯蔵品として庫入れする場合には適切に評価したうえ（借方 貯蔵品 XXX 貸方 営業外収益 XXX）として経理する。

（エ）監査で把握した問題点等

⑦ 「固定資産の棚卸・貸借対照表価額の相違」

量水器については、設置場所が川口市内の全域にわたり、実数も多数存在することから事業年度末における実地棚卸は困難である。

しかし、2ヶ月に一度必ず検針が行われることから実数把握は概ね行われているものと想定されるにもかかわらず、その実数が帳簿に反映されず、その実数と帳簿上の数量に相当の差異を生じており、貸借対照表における帳簿価額への影響額は約 60 百万円の過大となっている。

また、この差異が過去に生じたものということであれば、毎決算期に実数と帳簿上の数量の確認が行われていないということである。

実数を把握しながら帳簿に反映していないことにより、貸借対照表は企業の財政状態を適確に表示しておらず決算書の信頼性を損なうこととなっている。

また、償却計算への影響もあり期間損益計算も適正ではないこととなる。

④ 「量水器の減価償却方法」

量水器の減価償却は「水道管理事務提要」に基づき、取替資産として取替法により行われ、減価償却費を計上できる半額法が採用されている。

量水器は川口市内の施設・住宅等の広範囲において設置され、実数把握など

管理は難しく、一定期間内に交換が行われることから取替法が採用されている。

具体的には、交換した量水器を破棄する場合にはある程度のスクラップとしての価値があり、また修理可能である場合には再利用されていることから半額法によりある程度の残存価値を保持することは経済合理性があるものと無理矢理理屈づけることはできる。

但し、本来の取替法は取替をした際に全額償却するもので、新しく取り付けた量水器の取得価額が固定資産として計上される。

半額法は、取替法では取り替えるまで償却費を計上することができないため、原則的償却方法に比べて費用計上が遅れることの不公平を緩和するために法人税法上認められているだけのものであって、適正な期間配分がなされているとは言い難い。

法人税法の適用がない公営企業としては適正な期間計算こそ重視すべきである。

また、水道管理事務提要によれば取り替えが行われた場合に固定資産の帳簿価額の異動は行われなため、取り替えがあつた場合においても過去に取得した量水器の取得価額に基づく残存価額が継続することになり、貸借対照表価額については貨幣的価値をもって評価することができない。

前述した数量の差異もあり現状の貸借対照表価額の適正評価は困難である。

本来、取替法は実務上の要請による簡便的な償却方法をすることを認められた方法で事務負担の軽減になるべきであるが、半額法を採用していることにより原則的償却方法と同様の管理が生じ、貯蔵品勘定における管理も含めて処理が複雑化しているものと考えられる。

(オ) 監査の結果

(指摘事項：22)

「固定資産の棚卸・貸借対照表価額の相違」

決算書作成において、固定資産の棚卸は重要な手順である。

貸借対照表における量水器の数量・帳簿価額が総数管理を行った上で、適正值となるよう修正を要請する。

また、決算時には実数と帳簿上の数量が一致していることを必ず確認することを要請する。

(指摘事項：23)

「固定資産台帳による管理」

固定資産台帳による管理について、種類ごとの数量・取得価額・減価償却累計額等の数値を把握できていない。固定資産台帳のシステム上の入力においては、種類ごとに区分整理されているが、その情報を活用していないのが現状である。

固定資産台帳と実数を完全一致させるために、固定資産台帳システムの機能を有効に活用することを要請する。

(指摘事項：24)

「量水器の減価償却方法」

量水器は個別管理ができていう前提であれば、原則的償却方法で償却を行うことは可能であり、処理も複雑化せず、貸借対照表価額も適正額となるので、量水器の償却方法については、取替法に固執することなく原則的償却方法への変更の検討を要請する。

なお、償却方法の変更を行う場合は、会計方針の変更として注記が必要となることを申し添える。

⑪ 機械及び装置—量水器以外

(ア) 機械及び装置の概要

量水器以外の機械及び装置（以下、「機械及び装置」とする）として計上されているのは、電気設備、内燃設備、ポンプ設備、塩素滅菌設備、通信設備、計測設備である。これらの機械及び装置は基本的には浄水場、配水場、取水井に設置されているが、一部については公園、学校などに設置されている。

機械及び装置も、他の固定資産と同様、固定資産台帳システムに登録され、エクセルベースで管理されている。同システムに基づき固定資産台帳が整備されるが、固定資産台帳は、固定資産の取得に際して固定資産の情報・耐用年数が終了するまでの償却計算を固定資産台帳システムに反映させプリントアウトしたものを、資産種類ごとにファイリングしているものである。

令和4年3月31日現在における、各機械及び装置の内容及び同システム上の数量・帳簿価額については以下のとおりである。

科目	資産内容（主要なもの）	数量	帳簿価額
電気設備	動力配線引込設備、受電引込設備、電動駆動装置、蓄電池、受変電設備、監視制御設備、加圧ポンプ運転制御装置 等	125	260,365,265 円
内燃設備	自家発電設備、ポータブル発電機、ガスタービン発電装置 等	9	66,967,166 円

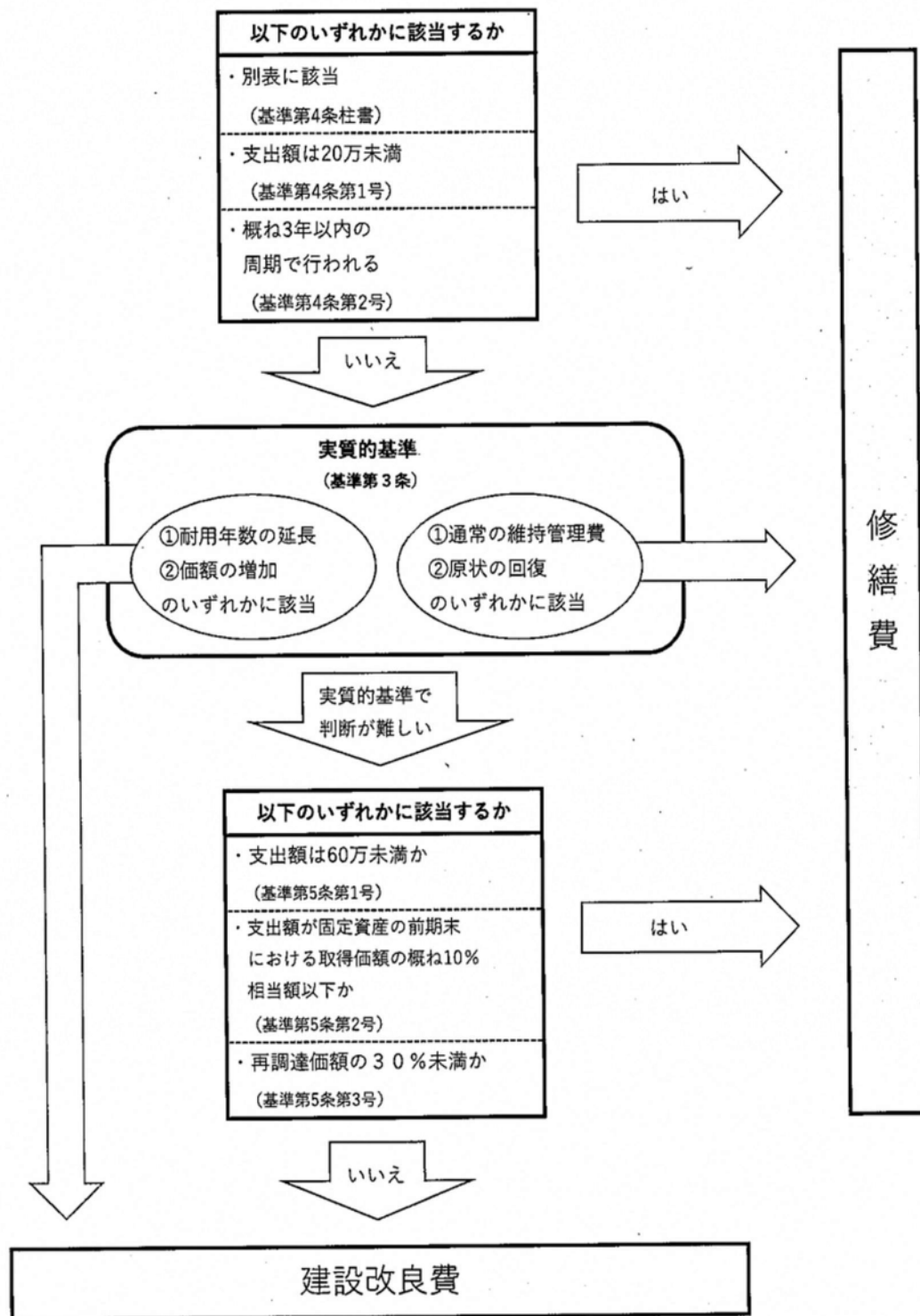
科目	資産内容（主要なもの）	数量	帳簿価額
ポンプ設備	水中ポンプ、加圧ポンプ、配水ポンプ、池排水ポンプ、高速濾水機 等	85	725,889,387 円
塩素滅菌設備	塩素滅菌装置、次亜塩素注入機、滅菌設備、次亜塩素酸ソーダ注入設備 等	14	15,462,965 円
通信設備	遠方監視制御設備、取水井遠方操作設備、テレメータ盤 等	12	51,933,503 円
計測設備	末端圧テレメータ、電磁流量計、電磁流量計、末端圧力等計測器、ろ水流量計 等	28	22,368,567 円
合 計		273	1,142,986,853 円

機械及び装置を取得したときの取得価額は、「川口市上下水道局会計規程」第73条に基づいて決定され、地方公営企業法施行規則第15条及び別表第2号に定める法定耐用年数により定額法による減価償却が行われる。

固定資産台帳上の各機械及び装置が単一のものであることはあまりない。実際には複数のパーツにより構成されることが多く、中にはパーツが数十にもおよぶ場合もある。各パーツにおいて、改良・取替・除却が行われることがあり、この場合「川口市上下水道局修繕費支弁基準」（令和元年10月1日施行）にしたがって、修繕費と建設改良費に区分される。

フローチャートは次のとおりとなっている。

修繕支弁基準フローチャート (金額は全て税抜き)



建設改良費に該当する場合には資本的支出となるため、帳簿価額の増額、耐用年数の延長が行われる。

(イ) 固定資産台帳と固定資産台帳システムの不一致

固定資産台帳システムには登録されているが、固定資産台帳には登録されていない機械及び装置の科目別の数量・帳簿価額及びその割合、並びにそれぞれの合計及びその割合は以下のとおりである。

科目	数量		帳簿価額	
電気設備	56	44.8%	55,754,722 円	21.4%
内燃設備	2	22.2%	17,693,170 円	26.4%
ポンプ設備	18	21.2%	14,608,872 円	2.0%
塩素滅菌設備	0	0.0%	0 円	0.0%
通信設備	1	8.3%	0 円	0.0%
計測設備	6	21.4%	1,294,916 円	5.8%
合 計	83	30.4%	89,351,680 円	7.8%

数量ベースでは、電気設備で固定資産台帳への登録漏れが多く、40%を超えている。内燃設備、ポンプ設備及び計測設備でも 20%を超えており、決して低い数値ではない。帳簿価額ベースでは、電気設備と内燃設備が 20%を超えている。

全体としても、数量ベースで約 30%が固定資産台帳に登録されておらず、少なくとも機械及び装置については実態を反映していない固定資産台帳となっていると言わざるを得ない。

(ウ) 担当課管理データと固定資産台帳システムの不一致

現状の固定資産台帳が実体資産との整合が取れていないことは、以前の包括外部監査（令和元年度「公共施設の管理運営に関する財務事務の執行について」【指摘 18】「固定資産台帳の正確性の確保」）でも指摘されていた。財務課においても、現状の固定資産台帳は不正確な点が多く、記載された内容からではどの資産が正確に把握できないものが多く存在することは認識されている。

また、実際には廃棄されていても、廃棄の報告の遅れや漏れにより、存在しない資産が固定資産台帳上存在している場合があることも問題視されていた。そもそも担当課管理データと固定資産台帳システムとの間に恒常的な乖離があるという問題がある。

令和 3 年度において、これらを修正してより正確な固定資産台帳に整備し、以後適切に管理できるようにすることを目的として、台帳の情報（管理担当課、資産名称、所在地等）と資産の写真から、資産の現物を特定できるようにするための調査が財務課主導で行われた。

しかしながら、こうした調査を経ても、なお担当課管理データと固定資産台帳システムとは完全には一致しておらず、実態を完全に反映した固定資産台帳の整備には至っていない。

(エ) 監査で把握した問題点等

⑦ 固定資産の棚卸・担当課管理データと固定資産台帳システムの不一致

決算書作成において、固定資産の棚卸は重要な手順である。

機械及び装置については、そのパーツまで考えるとかなりの数量になり、事業年度末における実地棚卸は困難であると思われる。しかしながら、担当課と協力することにより、直接的ではなくとも実態把握をすることは必要である。

また、担当課管理データと固定資産台帳システムとの間に乖離がある限り、貸借対照表は企業の財政状態を適正に表示していないこととなる。また、償却計算を通じて期間損益計算にも歪みを生じることとなり、決算書の信頼性を損なう結果となる。

⑧ 固定資産台帳の整備状況

数量ベースで約 30%の機械及び装置が固定資産台帳に登録されておらず、実態を反映していない固定資産台帳となっている。担当課管理データと固定資産台帳システムとの乖離が解消しても、固定資産台帳システムを固定資産台帳と一致させることができなければ、正確な固定資産台帳とはならない。

⑨ 継続的な管理不足

毎事業年度の決算において、担当課との撤去・解体状況の確認により固定資産の除却を行っているが、固定資産台帳には必ずしも反映されていない。

また、担当課管理データと固定資産台帳システムとの一致、固定資産台帳システムと固定資産台帳との一致が達成されたとしても、その状態が継続されなければ再び乖離が生じることとなる。

⑩ 資本的支出

機械及び装置について改良・取替が行われた場合、「川口市上下水道局修繕費支弁基準」（令和元年 10 月 1 日施行）にしたがって、修繕費と建設改良費に区分され、建設改良費に該当する場合には資本的支出となるため、帳簿価額の増額、耐用年数の延長が行われる。

しかしながら、固定資産台帳・固定資産台帳システムを見ると、必ずしも統一的な処理が行われていないように見受けられる。そもそも同基準は比較的新しく、しかもあまり詳細な基準とは言えない。

(オ) 監査の結果

(指摘事項：25)

「固定資産の管理データと固定資産台帳システムの不一致」

機械及び装置については、事業年度末における実地棚卸は困難であると思われるが、担当課と協力することにより、直接的ではなくとも実態把握をすることは必要である。

担当課管理データと固定資産台帳システムとの間に乖離がある限り、貸借対照表、期間損益計算について、決算書の信頼性を損なう結果となる。

担当課と協力することにより、機械及び装置の実態把握の体制を整備することを要請する。

また、担当課管理データと固定資産台帳システムとを完全に一致させることにより、機械及び装置勘定と減価償却計算を修正することを要請する。

(指摘事項：26)

「固定資産台帳の整備」

数量ベースで約 30%の機械及び装置が固定資産台帳に登録されておらず、実態を反映していない。また、担当課管理データと固定資産台帳システムとの乖離が解消しても、固定資産台帳システムを固定資産台帳と一致させることができれば、正確な固定資産台帳とはならない。

固定資産台帳システムと固定資産台帳とを一致させることを要請する。

(指摘事項：27)

「固定資産台帳等の継続的な管理不足」

毎事業年度の決算において、担当課との撤去・解体状況の確認により固定資産の除却を行っているが、固定資産台帳には必ずしも反映されていない。また、担当課管理データと固定資産台帳システムとの一致、固定資産台帳システムと固定資産台帳との一致した状態が継続されなければ再び乖離が生じることとなる。

担当課管理データ、固定資産台帳システム及び固定資産台帳を継続的に一致させるための管理体制の整備を要請する。

(指摘事項：28)

「資本的支出の資産計上」

機械及び装置について改良・取替が行われた場合、修繕費と建設改良費に区分され、建設改良費に該当する場合には資本的支出となるが、資本的支出について、必ずしも統一な処理が行われていないように見受けられる。

資本的支出が行われた場合の資産計上（帳簿価額の増額、耐用年数の延長など）について明確な基準を定め、これに基づき運用されることを要請する。

⑫ 車両運搬具

<資産 No. 3361> 上下水道総務課 乗用軽自動車

取得日 平成 23 年 3 月 31 日

台 帳	資産 No.	計上なし
一覧表	〃	計上あり

<資産 No. 4562> 上青木浄水場財務課 軽箱型バン

取得日 令和 2 年 3 月 31 日

台 帳	未償却残高	327,924 円
一覧表	未償却残高	80,924 円

(指摘事項：29)

「固定資産一覧表（決算書）の残高と突合」

1. 車両運搬具について

車両運搬具を特定するには車体番号や車両番号が有用だと思われるが、車両番号が記載されていない固定資産台帳が見受けられるので、必ず記載をすることを要請する。

2. 固定資産一覧表の残高と突合

毎期決算ごとに、固定資産台帳と有形固定資産一覧表（決算書）の残高と突合すると同時に、固定資産台帳のメンテナンスをすることを要請する。

⑬ 工具器具備品

工具器具備品とは、キャビネット、トランシーバー、マップロッカー、製図台、ポータブルファン、酸素濃度計、オイルチェンジャー、金属探知機、非金属管探知機用リモコン装置、携帯用軸流羽根車式量水器、減速機、排水ポンプ、相関式漏水探知機、埋設金属探知機、鉄管ケーブル探知機、発電機、漏水探知機、電動穿孔機、音波式管路探知機、水中ポンプ、パソコン、長椅子、安楽椅子、音響設備一式、スクリーン、マイクコンセント、電子ボード、モニュメント、水はどこから（展示）、水のプロムナード（展示）、手押しポンプ（展示）、コーナー展示、解説パネル（展示）などをいう。

<資産 No. 2044> トランシット 取得日 昭和 37 年 3 月 31 日

台 帳	固定資産 No. が記載	なし
一覧表	〃	あり

<資産 No. 2066> 液体窒素用マホービン 昭和 52 年 3 月 31 日

台 帳		台帳なし
一覧表	当年度処分額 6,250 円	一覧表あり

<資産 No. 3126>	自記録水圧計	取得日 平成 19 年 3 月 31 日
台 帳	当年度処分額	計上なし
一覧表	〃	計上あり

(ア) 監査の結果

(指摘事項：30)

「固定資産台帳のメンテナンス」

毎期決算ごとに、固定資産台帳と有形固定資産一覧表（決算書）の残高と突合すると同時に、固定資産台帳のメンテナンスをすることを要請する。

(2) 下水道事業

① 地方公営企業法適用への移行と移行業務内容の確認

(ア) 移行の意義と固定資産管理の重要性

水道事業の独立採算化を目的に施行された地方公営企業法に基づき、官庁会計から地方公営企業法に規定する企業会計への移行が行われた。移行年度は、令和元年度(平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日)の会計年度である。

企業会計においては、継続企業を前提として、企業の財政状態を明らかにし、適正な期間損益を算出することが必要である。地方公営企業の経営の基本原則は、「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」と地方公営企業法第 3 条に定められている。地方公営企業は、独立採算制と公共性のバランスを、あるいは、両立を求められているのである。

下水道事業は、過去からの市民の税金と国庫補助金等を元に資本整備されてきた、大切な資産を保有して運用管理をし、重要な市民福祉を担っている。

下水道事業における固定資産は、企業会計の導入により、正確な取得価額が決定されることにより、正確な期間損益を算出するための会計年度と会計年度を繋ぐ連結環の働きをするための最重要な資産である。従って固定資産の取得価額、耐用年数、個別の資産状況等の把握管理は、最重要事項である。

(イ) 地方公営企業法適用移行への業務

川口市下水道事業の地方公営企業法適用移行業務は、業務委託により行われた。総務省の地方公営企業法適用の手引きによれば、委託の活用を検討も一つの手法であるとしている。

業務委託契約の目的は、川口市公共下水道事業に地方公営企業法を適用(以下、「法適用」という。)するにあたり、法適用を円滑に行うこととされ、法適用概要は次による。

- ㊦ 法適用の時期 平成 31 年 4 月 1 日
- ㊦ 法適用の準備期間 平成 28 年度～平成 30 年度(3 カ年)

- ㊦ 法適用の対象事業 川口市公共下水道事業
- ㊧ 法適用の範囲 全部適用
- ㊨ 固定資産整理手法 詳細整理手法
- ㊩ 業務の履行内容
- ・業務委託名 : 川口市下水道事業地方公営企業法適用移行業務委託
 - ・委託期間 : 平成 28 年 6 月 14 日～平成 31 年 3 月 31 日
 - ・発注者 : 埼玉県川口市
 - ・受託者 : パシフィックコンサルタンツ株式会社
 - ・業務内容 : 固定資産調査・評価業務(一部川口市にて実施済み)
公営企業会計システム導入支援業務
法適用に伴う移行事務手続き支援業務

㊪ 作業項目及び作業内容

固定資産調査・評価業務

ア. 業務概要

固定資産調査・評価業務は、地方公営企業法適用開始時における固定資産を明確にするため、対象となる固定資産の調査、整理及び評価を実施し、帳簿原価の算定を行う。

イ. 実施済みの調査結果の活用

川口市が実施した平成 19 年度までに取得した資産(鳩ヶ谷市分を除く)の調査結果を活用する。

ウ. 資産調査の対象資産

資産調査の対象は、法適用前年度でもある平成 30 年度までに下水道事業が保有する全ての固定資産を対象とする。ただし、平成 30 年度に取得する資産のうち、本業務の契約期間内に金額や内容が確定しない固定資産は予定資産としてとりまとめるものとする。なお、資産調査の対象となる主要な施設及び参考数量は下表の通りとする。

資産区分	施 設 等	委託数量	実施数量
有形固定資産	污水管渠	808 km	880 km
	雨水管渠	29 km	30 km
	合流管渠	374 km	407 km
	マンホールポンプ ポンプ場施設	52 箇所 21 箇所	52 箇所 21 箇所
	その他の有形固定資産 (土地、車両運搬具、備品等の工事 以外で取得した資産)	一式	一式

資産区分	施 設 等	委託数量	実施数量
無形固定資産	下水道施設利用権、電話加入権	一式	一式 * 電話加入権は資産登録対象外

エ. 固定資産調査・評価業務

調査及び評価業務の主な作業項目は、以下の通りである。

- ・資料収集
- ・資産調査・評価要領の作成
- ・決算書の整理
- ・工事台帳の整理
- ・資産管理図の作成
- ・間接費の整理及び配賦
- ・固定資産台帳記載項目
- ・資産の調査及び整理
- ・不明資産の調査及び整理
- ・受贈資産の調査及び整理
- ・除却資産の調査及び整理
- ・資産評価
- ・固定資産システムへの登録

固定資産の調査・評価業務については、以上の通り精査して進められた。

その後、公営企業会計システム導入支援業務が行われ、法適用に伴う移行事務手続き支援業務が行われて、照査が行われた上で、成果品が作成された。

(ウ) 移行期間の協議及び検収と検証の重要性

移行準備期間の 3 年間に、22 回の協議を行って、完成品として検収し、水道事業管理者は、その時点の固定資産台帳の資産状況と取得価額を合理的な正しいものとして判断して、平成 31 年 4 月 1 日から下水道事業を公営企業会計により、進めてきていることから、その後、固定資産の実地調査を行って、検証し続けることが、市民から預かった最重要資産である固定資産の正しい管理を行うことに繋がり、最も重要なことである。

(エ) 業務委託契約の内容

財務課に確認を行った結果、業務委託契約により、移行業務が行われた契約金額は、49,896,000 円であり、移行準備期間の 3 年度の進捗に沿って支払われた。

契約書によると、委託料の支払限度額及び支払時期は、次の通りである。

平成 28 年度分を平成 29 年 4 月に、16,092,000 円。平成 29 年度分を平成 30 年 4 月に、16,902,000 円。平成 30 年度分を業務完了時に、16,902,000 円。

(オ) 監査の結果

(指摘事項：31)

「業務委託の有効な活用」

委託の活用については、最少の経費で、最大の効果が得られるように求められている。

地方公営企業法適用に当たって、会計処理の変更や資産情報の整理については、資料の把握や整理事項が多岐に及び、短期間に職員だけで事務を行うことが難しいことから、業務委託が活用され、成果品の受領が行われているが、検収のための固定資産の実査が行われたという記録はない。少なくとも職員による固定資産の実地調査を行い、固定資産台帳との実査照合は行われることを要請する。

(指摘事項：32)

「下水道事業における固定資産の実査による検証」

地方公営企業法適用のための移行事務が、正しく行われたかの検証のために、固定資産の実査のための現地調査を行い、簿外資産がないか等、検証を続ける必要がある。

地方公営企業法適用移行時貸借対照表には、1,371 億円の固定資産が計上されたが、実査検証が行われていない。また、事業の性質上、管渠等、地下に埋蔵される構築物としての固定資産が、1,164 億円あることから、これらの固定資産については、下水道建設課、下水道維持課と連携して、工事検収の際の財務課との実査のための連携の構築を要請する。

(指摘事項：33)

「業務委託活用の効果と検証」

当初、下水道財務係にヒアリングした段階では、当該委託費用の把握がなされていなかった。今後の下水道事業の独立採算と公共性維持のための有効な費用ではあるが、その費用の額と効果との検証は、下水道事業の業務全般において、常に意識して行われるべきである。その金額と効果の検証が継続して行われることを要請する。

(カ) 地方公営企業法適用移行時貸借対照表の固定資産明細

㊦ 地方公営企業法適用移行時の固定資産明細

有形固定資産

(単位：円)

資産の種類	資産の区分	移行時現在額
土地	事務所用地・施設用地・その他の用地	3,511,871,310
建物	事務所建物・施設用建物・その他の建物	4,178,155,276
構築物	管路施設・ポンプ場施設・その他の構築物	116,405,932,708
機械及び装置	電気設備・ポンプ設備・その他の機械装置	3,842,776,314
車両運搬具		5,223,627
工具器具及び備品		3,612,248
建設仮勘定		52,500,000
計		128,000,071,483

無形固定資産

(単位：円)

資産の種類	資産の区分	移行時現在額
施設利用権		9,191,353,848
計		9,191,353,848

固定資産合計

(単位：円)

固定資産合計		137,191,425,331
--------	--	-----------------

① 資産評価

各固定資産の評価は、総務省の移行マニュアルを参考にしながら、古い資料等を収集し、図面、契約書等を収集して、細心の注意を払って、データとして反映され、国庫補助金等、企業債等の取得財源等も精査して行われた。

土地の評価については、その評価を川口市の固定資産税課に依頼し、評価として回答があった評価額をもって、土地の評価としている。

その評価一覧表を確認すると、川口市の資産であることから、固定資産税評価額が決まっていなかったため、次の方法により評価額が算出されている。

ポンプ場施設の敷地等、各対象となる土地について、それぞれの路線価を決定し、一筆ごとに、路線価×筆の面積㎡という算式で計算して、その筆ごとの評価額を合計し、評価した金額である。

しかし、その各路線価は、その対象となる土地の正面路線価なのかどこなのか、根拠の説明がないため、合理性の判断ができない状況である。

㊦ 監査の結果

(指摘事項：34)

「土地の評価方法の妥当性の検証等」

地方公営企業法適用移行時の下水道事業へ移行した土地の評価については、その評価を川口市の固定資産税課に依頼を行って、回答があった評価額をもって、土地の評価としている。各対象となる土地について、各対象の土地ごとに、路線価を決定し、一筆ごとに、その路線価×その筆の面積（㎡）という算式で計算して、その筆ごとの評価額を合計して評価した金額である。

その各路線価は、その対象となる土地の正面路線価なのかどこなのか、根拠の説明がないため、合理性の判断ができない状況である。出資者である川口市からの移行資産であり、川口市が合理的であると判断した評価額であれば、妥当な評価額であるとすることになるが、川口市民の土地であるから、評価方法とその評価額の妥当性の検証を行った事実と、その決定のプロセス等が明確にされることを要請する。

(意見：22)

「土地の評価方法の妥当性等の開示」

地方公営企業法適用移行時の土地の評価は、3,511,871,310円という評価額であるが、出資者の川口市が評価した金額として、近隣の土地の固定資産税評価額に基づいて、簡易評価した結果と比較した結果、妥当な評価であった等の開示を要望する。

② 地方公営企業法への適用移行後の固定資産管理

(ア) 固定資産の計上と取得価額の決定

㊦ 管路施設(管渠工事)

ア. 現 状

現状の固定資産の計上とその取得価額の決定は、業務フロー等の資料はなく、財務課へのヒアリングによると次のように計上されている。下水道事業における最重要資産である、管渠工事については、下水道建設課による新設工事が完了した場合、または、下水道維持課において、修復工事が行われ工事が完了した場合に、各課から、財務課へ報告がなされ、その情報は、財務課でストックされた上で、それぞれの工事の内容に応じて、その後、国庫補助金等の交付が決定された時点で、取得財源が、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金としての適用工事については、国庫補助金等が交付される工事として国庫補助金等が充当され、充当しきれなかった財源として、公営企業債によって、取得財源が決定されて、それぞれの直接経費と間接経費が、按分計算されて、それぞれの工事に配賦されて、それぞれの工事別の取得価額が決定され、期末一括で、固定資産台帳と財務会計に計上されている。そ

の際、下水道建設課、下水道維持課においては、下水道建設課の施設工事の工事内容の情報は、工事完了後に、下水道維持課に引き継がれ、下水道維持課で工事内容の詳細情報の管理と技術的工事管理のための公共下水道台帳管理システムに、入力反映されて、今後の維持管理には、マッピングリスト電子システムとして、二次元管理システムで管理が行われる。

財務課による固定資産台帳と財務会計への計上は、下水道建設課と下水道維持課からの報告書に基づいて、固定資産台帳と財務会計システムに入力計上されている。

財務課においては、下水道建設課、下水道維持課のいずれの工事についても、技術職の業務委託先との工事の検収等には、一切関与せず、各課からの報告による計上となっている。

イ. 今後の課題

下水道維持課のシステムへの入力管理と財務課の固定資産台帳への入力管理が、二重に行われていることから、整合性を図るために、検証が行われているかを、財務課に確認したところ、下水道維持課で管理しているマッピングリスト電子システムは、二次元管理のため、管渠の長さについては、上下の長さが反映されないために、財務の固定資産台帳のデータとは、一致しないため照合ができないとの回答であった。下水道維持課へ確認したところ、マッピングリスト電子システムは、維持管理を目的として特化しているシステムのため、データの一覧表が出力できないとの回答であった。

財務課による固定資産台帳と財務会計への計上は、下水道建設課と下水道維持課からの報告書に基づいて、固定資産台帳と財務会計システムに入力計上されているが、その入力の際には、報告書に基づいて、入力用データとして作成された一覧表によって行われており、その内容についての検証は、下水道建設課へ依頼してチェックを行っているとの回答であったが、下水道維持課で管理しているマッピングリスト電子システムのデータとの整合性の検証は、行われていない。

ウ. 監査の結果

(指摘事項：35)

「固定資産台帳計上と財務会計計上等の照合検証」

地方公営企業法適用移行後の管路施設(管渠工事)については、下水道維持課からの報告に基づいて、財務課で、支払決裁時の添付資料としての基礎データを管理し、決算時に、取得財源が決定された時点で金額が確定し、エクセル表にまとめた上で、固定資産台帳と財務システムに計上されていることから、下水道台帳管理システムに入力反映された、マッピングリスト電子システムとして計上されたデータとは、入力時期が異なるため、相互のデータ照合と検証が、确实に行われることを要請する。

④ 耐用年数

下水道事業における固定資産の耐用年数の適用について、財務課に確認したところ、平成24年10月19日総財準第78号として、総務省自治財政局地域企業経営企画室長から通知された、「地方公営企業法の適用を受ける簡易水道事業等の勘定科目等について」により、下水道事業に係る会計処理において、総合償却を導入する場合には、下記によることができることとされたため、総合償却による耐用年数を適用しているとの回答であった。

勘定科目等通知別紙2の表のほか、次の表の左欄に掲げる構築物、機械及び装置又は浄化槽を一体として償却する場合においては、それぞれ右欄に掲げる耐用年数とすること。

構築物、機械及び装置又は浄化槽	耐用年数(年)
下水道用構築物のうち、下水管渠、人孔、枿、処理設備	50
下水道用構築物のうち、阻水扉、防潮扉、処理設備附属管弁、送泥管、濾床、消化槽、ガス槽	33
下水道用構築物のうち、ポンプ設備、滅菌設備、計量器、荷役設備、処理機械設備	20
浄化槽	28

⑤ 償却方法

下水道事業における固定資産の償却方法については、定額法によって償却を行っている。

(イ) 固定資産の管理

⑦ 実査が行える固定資産の管理

ア. 実地調査による現物確認による固定資産管理

固定資産については、固定資産の取得の態様等に応じて、その取得価額及び評価方法等が地方公営企業法施行規則等に規定されていることから、購入等のときには、検収を行うことにより実地確認を行い、原則として常時の状況確認

が必要であるが、少なくとも決算期末においては、各固定資産の状況について、実地調査による現物確認を行い、「減耗あるいは、減損、滅失の状況はないか、通常使用しうる状況にあるか、あるいは、簿外資産はないか」等、各部署において、各固定資産の管理責任者を決めて、固定資産台帳の資産No.に基づいた、資産管理を行う必要がある。

財務課は、各資産管理責任者と密な連携をとり、固定資産の状況を把握し、決算に反映させなければならない。

各部署の管理責任者は、固定資産台帳と連携した固定資産管理簿を作成して、各固定資産に、固定資産台帳の資産No.と取得年月日、資産名等管理上の必要事項を記載した管理シールを貼付して、管理しなければならない。

イ．原材料の保管場所の現場視察について

8月26日に、原材料の保管場所の現場視察を行った。

保管場所は、「新朝日橋倉庫」、「青木橋置場」、「里ポンプ場」の3か所である。「青木橋置場」は野外で主にコンクリート製品、マンホール等が保管されている。

棚卸資産の在庫の実査と同時に、保管場所の固定資産としての状況確認を下水道維持課担当者に行ったところ、使用貸借の状況にあるとの回答であった。

下水道事業は、企業会計に令和元年度に移行しているので、固定資産台帳への計上状況を確認し、未計上であることを確認した。

保管場所のうち「青木橋置場」の敷地面積は、約1,196㎡であり、路線価を基に算出した評価額は231,432千円である。土地の形状は、奥行きのある長方形の形であることから、奥行価格補正率が0.86となっているが、正面路線価が、225千円/㎡の広い土地であり、資材が置かれているのは、奥の4分の1か5分の1かの面積である。

その場での問に対する回答として、青木橋排水ポンプ場に隣接しているため、予備地として必要な広さの土地であるとの見解であった。費用対効果を考慮すれば、当該土地の利用等の再検討が必要である。

「新朝日橋倉庫」は敷地面積406㎡、路線価を基に算出した評価額は99,470千円であり、2階建て倉庫が建っている。資材在庫の量から考えると、上下水道局敷地内の倉庫に移設しても収まるような在庫量であるように思えたが、業務遂行上の効率を考えると、地域の拠点として、必要な倉庫で、下水道事業の専用なのであれば、川口市から下水道事業用の固定資産として、移管される検討が必要である。

ウ．里ポンプ場の現地調査について

ポンプ場管理センターは、ポンプ場の運転管理と維持管理を行う担当課である。里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行

ったが、そこで使用した基本データは、下水道事業が、令和元年度より公営企業会計の適用を受けて企業会計へ移行したことにより作成された、固定資産台帳より、里ポンプ場のデータを抽出し作成したエクセルの固定資産一覧表である。

この度の現地視察による実地調査は、地方公営企業法適用後、本来行われるべき各固定資産の検収が行われていないということから、地上の固定資産で、現物確認ができるものについて、その固定資産の管理責任者に、固定資産管理簿を作成し、同時に現物管理を行った上で、一定期間の決算期末毎に、現物確認と管理を継続することを要請する必要があることから、里ポンプ場を抽出選択して、行ったものである。

（固定資産の実地調査の状況）

現場において確認したところ、固定資産管理簿を作成しておらず、かつ、固定資産の現物確認と管理を行っていない。

固定資産台帳より、里ポンプ場のデータを抽出し作成したエクセルの固定資産一覧表により、固定資産の現物確認を行った。

ポンプ場用建物 3 件、ポンプ場施設 17 件、ポンプ場用電気設備 34 件、ポンプ場用機械装置 36 件、工具、器具及び備品 4 件の総計 94 件のうち、ポンプ場施設 11 件、ポンプ場用電気設備 9 件、ポンプ場用機械装置 19 件、工具、器具及び備品 4 件の合計 43 件につき、現物との確認を行うことができた。

しかし、各固定資産に、固定資産台帳の資産No.と取得年月日、資産名等管理上の必要事項を記載した管理シールの貼付は行われていないので、管理シールの貼付を行い、管理する必要がある。

上記の抽出した固定資産の確認は行えたが、敷地内の角地に、現場用の仮設調査用の鉄骨骨組みの置き場になっている場所があり、この鉄骨部材の存在について、ポンプ場管理センターの担当管理者は、把握しておらず、管理部署の確認を行うとともに、錆びた状況とはいえ、しっかりとした鉄骨部材であることから、評価を行い、貯蔵品として、資産計上する必要があることを指摘した。

その後の管理部署である下水道建設課からの報告により、上記鉄骨部材は、東川口工事の請負人所有の資材であり、資材置場として一時的に仮置きしているものであり、工事終了後に片づけることとなっている。との回答があった。

他に、廃棄用パイプ椅子置き場として利用されているプレハブ倉庫が、固定資産台帳に資産計上されていないため、調査をし、管理部署を明確にして、資産計上する必要がある。

固定資産の現物確認を行う前に行った、物品管理簿と固定資産台帳との照合を行った結果、原始取得価額が 10 万円以上の工具器具備品で、物品管理簿に計上されている 5 件のうち、物品管理簿No.1016010 の空気呼吸器は、物品管理

簿による取得単価が 16 万円、取得年月日が、鳩ヶ谷市との合併日の 2011 年 10 月 11 日の資産が、計上漏れとなっていた。使用できる状況との確認がとれた資産であるため、固定資産台帳への計上が必要である。

上記物品管理簿は、物品の在庫の管理について、「令和 3 年度 物品現在高報告書」が作成されているもので、その報告書は、物品名称、令和 2 年度末数量、令和 3 年度中の増減、令和 3 年度末数量を物品別に記載された A4 判で 49 頁のものである。

物品の内容は、机・椅子・棚等、機械器具、消防防災器具等であり、令和 3 年度末で 603 個となっており、当該物品について、「物品管理簿」(A4 判 20 頁)が職員の手作業で詳細に作成されているが、「単価」が未記入のものもあり、数量管理は実施されているものの、金額管理は不十分なものである。

エ. 監査で把握した問題点

「川口市上下水道局会計規程」には、固定資産等の規定はあるが、上水道事業の地方公営企業法適用時である昭和 30 年度頃以降に、改正され続けてきており、60 数年間にもなることから、途中で必要な都度の改正が行われているとはいえ、内容についての実態に即した再確認、改正の必要がある。

地方公営企業法施行規則には、会計規程について、次のように規定している。

地方公営企業法施行規則 第 2 条第 1 項「地方公営企業の管理者は、地方公営企業法第 10 条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。」第 2 項「前項の会計規程は、法第 3 条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。」

法第 3 条とは、経営の基本原則である。

地方公営企業法第 3 条「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない。」

オ. 監査の結果

(指摘事項 : 36)

「川口市上下水道局会計規程の改正」

「川口市上下水道局会計規程」には、固定資産等の規定はあるが、水道事業の法適用時である昭和 30 年度頃以降に、改正がされ続けてきており、60 数年間にもなることから、途中で必要な都度の改正が行われているとはいえ、内容についての実態に即した再確認、改定の必要性があるため、「川口市上下水道局会計規程」の改正を要請する。

(指摘事項：37)

「固定資産管理簿の作成と現物管理」

里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行ったが、この度の現地視察による実地調査は、地上の固定資産で、現物確認ができる固定資産の全てについて、その固定資産の管理責任者毎に、固定資産管理簿を作成し、同時に現物管理を行った上で、原則的には、決算期末毎に、現物確認と管理を継続し、財務課においては、各資産管理責任者と密な連携をとり、固定資産の状況を把握し、決算に反映させることを要請する。

(意見：23)

「固定資産管理簿等の帳簿管理の ICT 化の推進とシステムの再構築」

固定資産管理簿等の帳簿管理は職員の手作業でなく、ICT 化の推進が必要であり、システムの再構築を要望する。

(指摘事項：38)

「固定資産管理簿の作成と現物管理シールの貼付け」

里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行ったが、各部署の管理責任者においては、固定資産台帳と連携した固定資産管理簿を作成して、各固定資産に、固定資産台帳の資産No.と取得年月日、資産名等管理上の必要事項を記載した管理シールを貼付するなどにより、固定資産の適正管理を行うことを要請する。

(指摘事項：39)

「里ポンプ場敷地内の工事請負人所有の鉄骨資材について」

里ポンプ場の現地視察において、敷地内の角地に、現場仮設調査用の鉄骨資材の置き場があり、固定資産台帳に未計上の鉄骨部材であるが、ポンプ場管理センターの担当管理者にて把握されていなかったため、管理部署の確認を行うとともに、その鉄骨部材の評価を行い、貯蔵品として、資産計上するかどうかの判断を要請する指摘を行ったが、その後の管理部署である下水道建設課からの報告により、上記鉄骨部材は、東川口工事の請負人所有の資材であり、資材置場として一時的に仮置きしているものであり、工事終了後に片づけることとなっている。との回答があった。所有者が上下水道局と異なる工事請負人であるため、固定資産への計上は不要であるが、第三者所有の鉄骨資材を預かっているものであるから、預かり期間等の必要事項を明記した覚書の締結を要請する。

(指摘事項：40)

「里ポンプ場の物品管理簿等の固定資産台帳の計上」

里ポンプ場の現地視察において、固定資産の実地調査による現物確認を行ったが、固定資産の現物確認を行う前に行った、物品管理簿と固定資産台帳との照合を行った結果、原始取得価額が10万円以上の工具器具備品で、物品管理簿に計上されている5件のうち、物品管理簿№1016010の空気呼吸器は、物品管理簿による取得単価が16万円、取得年月日が、鳩ヶ谷市との合併日の2011年10月11日の資産が、計上漏れとなっていたので、使用できる状況との確認がとれた資産であるため、固定資産台帳への計上を要請する。

(意見：24)

「川口市の所有財産の使用状況の再検討」

原材料の保管場所の現場視察を行った保管場所のうち、「青木橋置場」は野外で主にコンクリート製品、マンホール等が保管されている。

「青木橋置場」は市街地に位置し、その敷地面積は、約1,196㎡と広いことから、費用対効果を考慮すれば、置場ではなく、有効な土地利用の再検討を要望する。

(意見：25)

「川口市の所有財産の下水道事業への移管の検討」

「新朝日橋倉庫」は、敷地面積406㎡、路線価を基に算出した評価額は99,470千円であり、2階建て倉庫が建っている。資材在庫の量から考えると、上下水道局敷地内の倉庫に移設しても収まるような在庫量であるように思えるが、業務遂行上の効率を考えると、地域の拠点として、必要な倉庫で、下水道事業の専用なのであれば、川口市から下水道事業用の固定資産として、移管されるように検討を要望する。

① 実査が行えない固定資産の管理

下水道事業における固定資産については、地下に埋蔵している構築物(管渠施設、管渠工事)が存在することから、各ポンプ場施設の建物、構築物、電気設備、工具器具備品等の実査確認ができる固定資産とは異なった管理が必要である。

ア. 下水道建設課において、新規建設を行った管渠施設、管渠工事

管渠施設、管渠工事については、下水道建設課による新設工事が完了した場合、財務課へ報告がなされ、その情報は、財務課でストックされ、それぞれの工事の内容に応じて、それぞれの工事別の取得価額が決定され、期末一括で、固定資産台帳と財務会計に計上されている。その際、下水道建設課、下水道維

持課においては、下水道建設課の施設工事の工事内容の情報は、工事完了後に、下水道維持課に引き継がれ、下水道維持課で、工事内容の詳細情報の管理と技術的工事管理のための公共下水道台帳管理システムに、入力反映されて、今後の維持管理には、マッピングリスト電子システムとして、二次元管理システムで管理が行われる。

財務課による固定資産台帳と財務会計への計上は、下水道建設課と下水道維持課からの報告書に基づいて、固定資産台帳と財務会計システムに入力計上されている。

財務課においては、下水道建設課、下水道維持課のいずれの工事についても、下水道建設課、下水道維持課においての、技術職の業務委託先との工事の検収等には、一切関与せず、各課からの報告による計上となっている。

イ. 地方公営企業法適用時に固定資産として取得した管渠施設、管渠工事

管渠施設、管渠工事については、下水道維持課において、布設替え工事、修復工事が行われ工事が完了した場合に、財務課へ報告がなされ、その情報は、財務課でストックされた上で、それぞれの工事の内容に応じて、それぞれの工事別の取得価額が決定され、期末一括で、固定資産台帳と財務会計に計上されている。その際、下水道建設課、下水道維持課においては、下水道建設課の施設工事の工事内容の情報は、工事完了後に、下水道維持課に引き継がれ、下水道維持課で、工事内容の詳細情報の管理と技術的工事管理のための公共下水道台帳管理システムに、入力反映されて、今後の維持管理には、マッピングリスト電子システムとして、二次元管理システムで管理が行われる。財務課による固定資産台帳と財務会計への計上は、下水道建設課と下水道維持課からの報告書に基づいて、固定資産台帳と財務会計システムに入力計上されている。

財務課においては、下水道建設課、下水道維持課のいずれの工事についても、下水道建設課、下水道維持課においての、技術職の業務委託先との工事の検収等には、一切関与せず、各課からの報告による計上となっている。

ウ. 布設替工事が行われた場合の除却損の計上

令和3年度決算計上の除却損について、財務課に確認したところ、布設替工事が行われた管路施設の工事について、旧施設について布設替が行われた管路部分について、財務課から下水道維持課への確認依頼に基づく、下水道維持課からの回答に基づいて、決算時に計上されているとのことであった。

令和元年度の法適用による移行時の資産評価の際に、古くからの決算書、保存資料の設計図や、工事台帳等を調査した上で、工事別の詳細管理に必要な原始資料がなかった年度については、決算書による、布設距離、管路工事金額等の資料を基に、年度別に、管路口径毎の距離換算の1メートル毎の単価が計算されて、固定資産台帳が作成されており、管路調査によって、布設替えが必要

と判断された施設については、布設替え工事に対応する部分の一部除却を行っている。

現在は、管路施設、管路工事別に計上され、固定資産台帳の管理が行われているが、工事別の固定資産台帳の作成が行われていない年度については、残された資料を検証した上で、最も合理的な方法を選択して固定資産台帳が作成されている。

エ. 監査の結果

(指摘事項：41)

「旧施設部分の除却損等の計上」

布設替工事が行われた場合の旧施設部分の除却損の計上については、布設取り替えが行われた管路施設の特定と当該管路距離等の把握が重要であり、下水道維持課と財務課の密な連携が不可欠である、引き続き正確な除却処理が行われることを要請する。

3. 老朽化対策

(1) 水道事業

① 老朽化した水道管に要注意

もし道路の下で水道管が破裂したらどうなるのか。水圧でアスファルトが持ち上がって道路に亀裂が入り、裂け目から水が噴き出して周辺が冠水、周囲の住宅では蛇口から出る水道水が濁ったり、水道管からの漏水を止めるために断水したりという被害が起こる。通行止めや周辺道路の渋滞により、物流に遅延が発生するケースも起きている。

② 深刻な社会問題となっている水道管の老朽化

厚生労働省の資料によると、法定耐用年数（40 年）を経過して使用している水道管の割合は年々増え、平成 28 年度時点で「今後 20 年間で更新が必要な全体の 23% 程度にのぼる」と予測されている。

重要なライフラインである水道を守るためには老朽化した水道管の更新が欠かせないが、その工事が追いついていないのが実情である。

川口市では、平成 31 年 3 月、給水収益（水道事業会計における営業収益の一つで、水道料金としての収入となる収益）の減少や水道施設の老朽化の進行など、今日の水道事業が抱える問題を解決するため、中長期の経営計画「アクアプラン川口 21～第 3 次川口市水道ビジョン～」(上位計画である「第 5 次川口市総合計画」等と整合をはかりつつ)を策定した。

③ 水道施設の適切な更新・維持管理

(ア) 浄配水場施設・設備の更新

市内にある 8 箇所の浄配水場は、上青木浄水場で集中管理されており、上青木

浄水場以外の 7 箇所の浄配水場は無人化されている。これらの浄配水場は、遠隔制御装置や配水ポンプなど、様々な機械・設備により機能している。

効率的な運転・管理のためには、故障が起こらぬよう計画的な機能更新や適正規模への再編が必要である。平成 28 年度に策定した「施設更新基本計画」では、施設の更新時期を定めたほか、ダウンサイジング（構築物、設備などを小型化、小規模化すること）や統廃合も視野に入れ、将来を見据えた適正な施設規模とすることを目指している。

（イ）老朽管の更新

市内全域に張り巡らされた管路の延長は、約 1,482 km（令和 3 年度末現在）に達し、市民生活を支えている。しかし、このうち法定耐用年数（地方公営企業法施行規則第 14 条及び第 15 条関連の別表 2 号に掲げられた有形固定資産の耐用年数のこと。水道管（配水管）の法定耐用年数は 40 年。）を超えた管路は、約 327 km となっており、主に水需要の増加に伴う事業拡張期に布設した管路の老朽化が顕著なため、順次、耐震管に更新していく必要がある。

昭和 50 年代には年平均約 50 km の管を新設していたのに対し、現在は平均約 12 km（平成 28 年～令和 2 年度）の更新となっており、老朽化した管路の割合が徐々に増加している。今後、さらに老朽管（法定耐用年数を超えた管や強靱性の低い铸铁管（高級铸铁管）及び石綿セメント管のこと）は増加していく見込みであり、計画的な管路の更新は喫緊の課題となっている。

管路の更新工事については、断水することなく管を入れ替えることのできる工法（不断水工法）を採用している。そのため、仮設管を布設し、老朽管を撤去、耐震管を布設して、水道水を供給したのち、仮設管を撤去するという工程を経ており、新設の場合と比べて時間と費用がかかる。

・現状 経年化率（令和 3 年度末 実績値）

基幹管路 : 17.05% (23,572m / 138,223m)

管路全体 : 22.09% (327,397m / 1,482,162m)

＊ 経年化率：法定耐用年数経過管路延長 / 全体管路延長 × 100%

年間更新延長：13,029m（令和 3 年度、重要給水施設耐震化 840m 含む）

・計画 経年化率（令和 10 年度末 計画値）

基幹管路 : 32.52% (44,898m / 138,060m)

管路全体 : 33.43% (511,233m / 1,529,085m)

年間更新延長：11,945m（令和 4 年度、重要給水施設耐震化 810m 含む）

令和 5 年度以降は、年間約 15 km の老朽化した管路を更新し、昭和 54 年以前に布設された管路（265 km）を令和 17 年度までに更新する計画

（ウ）水道施設の耐震化

自然災害は、水道施設にも甚大な被害をもたらす。大規模地震等の発災時にお

いても、重要なライフラインである水道を守り、また早期復旧を可能とするために、水道施設の耐震化は急務であり、市民意識調査でも、災害時・非常時の対策として「水道管、下水道の迅速な復旧」「水道管、下水道の耐震化」などに多くの要望が寄せられている。

・概要 水道施設(管路)の耐震化を図る

耐震性能を有した布設替えをする(老朽管更新や重要給水施設の配水ルート耐震化による)

地震対策は老朽対策でもあると考えられ、数学の方程式で言えば「地震対策＝老朽対策」と言えるのではないかな。

・現状 耐震管率(令和3年度末 実績値)

基幹管路 : 83.97% (延長 116,065m / 138,223m)

管路全体 : 25.20% (延長 373,530m / 1,482,162m)

* 基幹管路: 導・送水管及び口径300mm以上の配水管

・計画 耐震化率(令和10年度末 計画値)

基幹管路 : 90.59% (127,739m / 141,015m)

管路全体 : 34.56% (528,489m / 1,529,085m)

(エ) 鋳鉄管の更新サイクル

布設年度 口径	昭和42年度以前	昭和43～56年度	昭和57年度以降
Φ75～200	速やかに	75年	95年
Φ250		65年	85年
Φ300・350		50年	70年
Φ400以上		75年	95年

④ 施設更新基本計画策定業務委託報告書

アセットマネジメントシステム導入業務委託では、整理した設備分類に基づき、小分類ごとに、実績の更新年数を整理し、最大、最小、平均を算出した結果と、法定耐用年数から、更新サイクルを設定している。

更新基準年数の設定表

分類		法定耐用年数	市の実績 関連計画	他事業 等事例	今回 採用値	採用理由
土木	RC, PC, 配水池	60年	65年	土木構造物	80年	「水道施設更新指針」に基づく検討結果(耐震化を前提)
	高架水槽	45年	65年	65年～100年	65年	

分 類		法定耐用年数	市の実績 関連計画	他事業 等事例	今 回 採用値	採用理由
建 築	管理棟 (ポンプ棟・自家発電棟等)	50 年	65 年	60 年～90 年	耐震性あり・65 年	川口公共施設等総合管理計画に準ずる
					耐震性なし・50 年	法定耐用年数とする
機 械	取水ポンプ	15 年	11～49 年 (平均 28 年)	—	30 年	
	配水ポンプ	15 年	17～38 年 (平均 26 年)	平均 26 年～ 最大 65 年	30 年	
	次亜注入	15 年	9～33 年 (平均 15 年)		15 年	
	ろ水機	20 年	—	—	60 年	
	ろ水ポンプ	15 年	17～38 年 (平均 26 年)		30 年	
	PAC 注入設備	15 年	—		15 年	次亜注入と同様
	濃縮機	20 年	—		60 年	ろ水機と同様
電 気	受変電所設備	7～20 年	7～33 年 (平均 17.4 年)	平均 23 年～ 最大 34 年	30 年	
	自家発電設備	15 年	14～33 年 (平均 18.7 年)	平均 24 年～ 最大 34 年	23 年	
	負荷設備	10～15 年	7～33 年 (平均 18.7 年)	平均 24 年～ 最大 34 年	23 年	
	監視制御設備	10～15 年	10～33 年 (平均 17.4 年)	平均 19 年～ 最大 48 年	23 年	

水道事業における「アセットマネジメント(資産管理)」とは、水道ビジョンに掲げた持続可能な水道事業を実現するために、水道施設の特性を踏まえつつ、超長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を運営する体系化された実践活動を指す。

(意見：26)

「市民等への広報等」

水道施設の更新工事にかかる費用が水道事業経営に及ぼす影響は年々大きくなっていくが、安全・安心な水道水を継続して届けるためには必要な投資として多額な資

金が必要である。水道料金改定特集号になった上下水道広報誌「みずぐるま」67号（印刷部数193,000部、関係機関配布数976部、町会・自治会を通した各家庭等への配布数190,005部）以降、水道料金を財源としている工事や取組み等の必要性を掲載しているが、今後も継続的に記事を掲載することによって市民の認知度を上げることを要望する。

（意見：27）

「川口市浄配水場・管路の維持管理等」

浄配水場設備等の経年比を示す指標である法定耐用年数超過設備率は、令和3年度末において、67.3%となり、平成28年度（66.9%）に比べ、0.4ポイント上昇している。今後、大規模更新を予定していることから、改善が見込めるが、配水設備については日常の保守点検等による適切な維持管理することを要望する。

また、老朽化による水道管の破裂などの事故が全国各地で多発しているので、事故のリスクに備えてマニュアルの作成等を要望する。

（2）下水道事業

① 下水道事業における重要な固定資産である下水道施設の適切な管理

平成30年7月に策定した川口市下水道ビジョンにあるように、下水道事業における重要な固定資産である下水道施設の老朽化という現状とその課題が明確化されており、その課題への取組みを着実に進捗させることが急務である。

（ア）管路施設の現状と課題

㊦ 管路施設の現状

川口市がこれまで整備してきた管路施設の延長は、令和3年度末で約1,277kmである。管路施設の標準耐用年数である50年を超えた施設は、約242kmあり、老朽化による道路陥没が発生している。このため、テレビカメラ調査を年間15km行い、不具合が発見された箇所の改修を行っている。

① 管路施設の課題

標準耐用年数を超える管路施設が年間約15km増えていく見込みであることから、引き続き、テレビカメラなどによる管内調査を強化し、その結果に基づく優先順位の設定や工法の選定などにより、効率的な修繕・改築を行うことが求められている。

（イ）ポンプ場施設の現状と課題

㊦ ポンプ場施設の現状

川口市にある汚水と雨水を処理するための21箇所のポンプ場と54箇所の地下ポンプ室における建物等の施設の標準耐用年数は50年、汚水ポンプ設備は10年から15年、雨水ポンプ設備は15年から20年であるが、ポンプ場では、昭和37年度に供用を開始した横曽根中継ポンプ場が最も古く、令和3年

度末現在、建設後約 60 年が経過している他、ポンプ場施設の多くの機械・電気設備は、標準耐用年数を超過している状況にあり、毎年、劣化が進んだポンプ場のオーバーホールや更新等を行っている。

④ ポンプ場施設の課題

設備の故障や劣化により各設備に機能低下・停止等の不具合が発生した場合には、公共用水域の水質汚染や、雨水の排水が行えなくなること、浸水被害を引き起こす恐れがある。また、最悪の場合には、下水道使用者に使用制限することも考えられる。今後も引き続き、定期的な点検・調査により、施設の健全度を定量的に評価することで、長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に施設を管理することが求められている。

(ウ) 施策目標と具体的施策

管路施設及びポンプ施設の適切な管理により、事故の未然防止に努める。

ア. 計画的な維持管理及び改築の推進

イ. 改築情報等のデータベース化の検討

ウ. 人材確保と民間活用手法の研究

② 川口市公共下水道事業経営戦略改訂版

川口市公共下水道事業経営戦略改訂版によると、次のような内容になる。

昭和 15 年 2 月に下水道事業に着手し、整備してきた管路施設の延長は、令和 3 年度末現在、1,276.7km となっており、事業着手から 80 年以上が経過していることから、老朽化した管渠やマンホール、ポンプ場等の計画的な更新が必要な状況である。

本戦略は、川口市下水道事業の将来の方向性を示す基本計画である「川口市下水道ビジョン」に基づき、ビジョンの施策を実現するための投資の見通し(支出)と財源の見通し(収入)を均衡させた中長期の収支計画である。

計画期間は、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間であり、今回の改訂では、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間である。

(ア) 管渠老朽化率

令和 3 年度決算に基づく経営指標のうち、老朽化の指標を確認すると、管渠老朽化率は、令和 2 年度の全国平均が、5.72%、類似団体平均が 8.20%であるのに対し、川口市は、令和 2 年度が、18.31%であり、令和 3 年度は、18.96%であり、全国・類似団体平均を大きく上回る水準となっている。

管渠老朽化率とは、法定耐用年数を超えた管渠延長割合を表した指標であり、管渠の老朽化度合を示している。

管渠総延長約 1,277 kmのうち、法定耐用年数を超える管渠が約 242 kmであるためである。

(イ) 管渠改善率

管渠改善率は、令和 2 年度の全国平均が、0.30%であるのに対し、川口市は、令和 2 年度が、0.18%であり、令和 3 年度は、0.22%であり、類似団体(令和 2 年度 0.14%)の水準は上回っているものの、全国的な水準を下回っており、老朽化管渠の計画的な更新が必要である。

管渠改善率とは、当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標である。

(ウ) 全体の総括

施設の更新等に当たっては、ストックマネジメントの手法の活用により、施設のライフサイクルコストの縮減と費用の最適化・平準化を図る。ストックマネジメント手法・ストックマネジメント計画とは、持続可能な下水道事業の実現を目的としたもので、長期的な視点から下水道施設全体の老朽化の進展状況を把握・評価し、施設管理を最適化するための手法である。

③ 下水道ストックマネジメント計画

下水道ストックマネジメント計画(令和 3 年 1 月 21 日国土交通省へ提出)の内容は、次の通りである。

(ア) 計画の目的

平成 28 年度、国において、新たに下水道のストックマネジメント計画に基づく支援制度が創設され、今後は、計画的な維持管理及び改築を行うことが求められている。このことから、川口市では、下水道施設全体の点検・調査計画を策定することで、下水道施設の状況を計画的に把握し、また、施設の老朽化評価をすることで中長期的な状態を予測した下水道のストックマネジメント計画を策定した。

(イ) 短期の計画期間

短期的な計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。

(ウ) 点検・調査計画の策定

⑦ 管路施設

ア. 重要度区分の設定

・ 重要な幹線等

緊急輸送道路下、軌道下、避難所系統、主要な幹線等

・ その他の管路

イ. 点検・調査頻度

整備時期が古い施設や災害時・事故時に影響が大きいと想定される箇所を優先とし、市内 30 地区を下表の頻度で実施するものである。

管路施設の点検・調査頻度

重要度	点検頻度	調査頻度
重要な幹線等 /162.5 km	1 回/5 年 220 箇所/年	1 回/10 年 11 km/年
その他の管路	1 回/15 年 1,520 箇所/年	1 回/30 年 4 km/年

・点検とは、マンホール部やその内部から目視により下水道管の状態を点検するということである。

・調査とは、点検状態に基づき、下水道管内をテレビカメラや人が入れる場合は目視により詳細を調査することである。

令和3年度から5年間の点検・調査計画については、中央・横曽根・青木・南平地区の8,650箇所、75kmについて実施予定である。

① ポンプ場施設

ア. 重要度区分の設定

土木・建築、機械・電気設備に分類し、予防保全と事後保全の管理区分に設定を行っている。

・予防保全施設

状態監視(異常状態を監視する施設)

躯体、防食、防水、ポンプ、ゲート設備等

時間計画(時間的経過状態を監視する施設)

消火、電源設備等

・事後保全施設

付帯設備、建具、金属部品等ポンプ機能への影響が小さく異常発生後に対応

イ. 点検・調査頻度

・点検頻度

目視可能なため日常点検(週に1回)、定期点検(年に1回)、法定点検(年に1回)、臨時点検を適時実施

・予防保全施設の調査頻度

予防保全施設のうち、異常状態を監視する状態監視保全とした施設については、次表のとおり。

ポンプ場設備の調査頻度

設備名	調査頻度
躯体	劣化の兆候がみられたとき
ポンプ井(防食)、屋上(防水)	同上
ゲート	同上

設備名	調査頻度
陸上ポンプ	25 年に 1 回分解調査
スクリーンプンプ	25 年に 1 回分解調査
水中ポンプ	10 年に 1 回分解調査
ディーゼル機関	20 年に 1 回分解調査

(エ) 改築緊急度の評価

⑦ 管路施設

ア. 健全度評価

点検・調査データから診断し、健全度を評価するものである。

・診断評価項目

破損、クラック、継手のズレ、侵入水、取付管の突出し等状態を評価

イ. 改築緊急度評価

改築緊急度評価は、健全度の評価から、診断した各管路施設について、評価順位を付け、下記緊急度に区分するものである。

・緊急度Ⅰ(重度)：速やかに改築が必要

・緊急度Ⅱ(中度)：簡易な補修等により 5 年未満まで改築を延長できる

・緊急度Ⅲ(軽度)：簡易な補修等により 5 年以上改築を延長できる

・劣化なし

⑧ ポンプ場施設

ア. 影響度評価の設定

機能面(管理棟全体、揚水機能、沈砂機能等)、能力面(処理能力の大小)、コスト面(改築費用の大小)について評価を行うものである。

イ. 発生確率評価の設定

過去の改築実績から各施設・設備の目標耐用年数を設定し、目標耐用年数を超過した年数及び不具合の有無の状況により評価を行うものである。

ウ. リスク評価

リスク評価は、影響度評価と発生確率評価からリスクが大きい施設・設備の順に順位をつけ評価を行うものである。

(オ) 改築事業量の設定

⑦ 管路施設

ア. 改築緊急度の判定結果

過去に点検・調査したデータから改築緊急度を評価した結果は、次表の通りである。

改築緊急度の判定結果

緊急度判定	平成 26～30 年度調査	割合
緊急度Ⅰ（重度）	なし	なし
緊急度Ⅱ（中度）	15 km	20%
緊急度Ⅲ（軽度）	54 km	72%
劣化なし	6 km	8%
合計	75 km	100%

イ. 改築事業量の設定

改築緊急度の判定結果から、緊急度Ⅱ以上を令和 3 年度から 5 年間で改築が必要な施設として設定するものである。

改築事業量は、緊急度Ⅱ以上の 15 km と設定するものである。令和 3 年度から 5 年間の改築対象地区は、中央・横曽根・青木・南平地区である。

ウ. 令和 8 年度以降の中長期的な改築事業量の予測

改築緊急度の判定結果から、緊急度Ⅱ以上の調査延長割合は、20% 程度である。調査計画では、年間 15 km を調査することとしていることから、調査延長 15 km のうち改築が必要な延長は、 $15 \text{ km} \times 20\% = 3 \text{ km/年}$ と予測するものである。

① ポンプ場施設

ア. 改築事業量の設定

各施設のリスク評価を基に令和 3 年度から 5 年間で改築する事業量の設定は次表の通りである。なお、リスク評価結果に加え、地震対策関連の工事予定や一体的工事を行うことでの効率性等を考慮して設定したものである。

改築計画対象施設

ポンプ施設等	土木(地中部)	機械	電気
青木中継	○	○	○
里		○	○
寿町		○	○
元郷排水			○
青木橋排水			○
丁帳橋中継		○	○
仲町排水			○
青木橋流出ゲート			○

・上記表中、○は、改築が必要な工種

イ. 令和 8 年度以降の中長期的な改築事業量の予測

上記表の施設以外の施設については、令和 8 年度以降の計画で設定すること

となっている。なお、優先順位としては、リスク評価を基に、その他の汚水中継・雨水排水ポンプ場→地下ポンプ室→ゲート等の順とするものである。

(カ) 事業スケジュール

下水道のストックマネジメント計画に基づく令和 3 年度から 5 年間の事業スケジュールは、計画スケジュール表による。

令和 8 年度以降も点検・調査データを蓄積し、5 年毎に計画を策定する予定である。

④ 監査で把握した問題点

固定資産の老朽化対策については、上記ストックマネジメント計画を基礎に、川口市下水道事業の将来の方向性を示す基本計画である「川口市下水道ビジョン」に基づき、ビジョンの施策を実現するための投資の見通し(支出)と財源の見通し(収入)を均衡させた中長期の収支計画である川口市公共下水道事業経営戦略改訂版による計画に基づいて進められている。

計画期間は、令和元年度から令和 10 年度までの 10 年間であり、今回の改訂では、令和 4 年度から令和 10 年度までの 7 年間となっている。

この度、国土交通省に提出されたストックマネジメント計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。川口市公共下水道事業経営戦略改訂版による計画が、上記ストックマネジメント計画に基づいた事業経営戦略であるかどうかの整合性の確認は、年度のずれもあり、行えていないが、現在の老朽化対策として、川口市においては、早急に、この度のストックマネジメント計画に基づいた、目標に基づいて改善を行っていかねばならないということは、間違いないことである。

少なくとも、上記経営戦略改訂版で、比較されている老朽化の指標については、次のような状況である。

管渠老朽化率及び管渠改善率の指標の状況は、前述②(ア)及び(イ)の通りであるが、管渠老朽化率は、類似団体(令和 2 年度 8.20%)を大きく上回る水準となっておりと同時に、管渠改善率は、類似団体(令和 2 年度 0.14%)の水準は上回っているものの、全国的な水準を下回っており、老朽化管渠の計画的な更新が必要であるとされており、早急な改善率の向上が必要である。

また、上記、経営戦略、ストックマネジメント計画等は、川口市ホームページにて、公表されており、下水道事業の各事業についての内部評価は行われており、令和 3 年度の老朽化対策の対象事業は、B 評価で、予算通りに執行されているという評価であった。

しかし、市民が求める情報としては、もっと具体的な情報である。老朽化対策が急務な状況にあって、古い管路施設が利用されている地域があるが、今、計画的布設替工事が行われている地区であるが、具体的に、今年度に行われる予定の工事箇所、次の予定工事箇所等の具体的な情報の開示が必要である。

⑤ 監査の結果

(指摘事項：42)

「固定資産の老朽化対策はストックマネジメント計画を基礎」

固定資産の老朽化対策は、ストックマネジメント計画を基礎に、川口市下水道事業の将来の方向性を示す基本計画である「川口市下水道ビジョン」に基づき、ビジョンの施策を実現するための投資の見通し(支出)と財源の見通し(収入)を均衡させた中長期の収支計画である川口市公共下水道事業経営戦略改訂版による計画に基づいて進められているが、計画期間は、令和元年度から令和10年度までの10年間であり、当該改訂版では、令和4年度から令和10年度までの7年間について見直しを行っている。中長期計画である当該改訂版の基礎となっている国土交通省に提出されたストックマネジメント計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間である。川口市公共下水道事業経営戦略の収支計画、改訂版による収支計画と年度予算との差異、年度予算と実績との差異について行われている検証分析が、明確にされることを要請する。

(意見：28)

「川口市下水道事業経営戦略、川口市ストックマネジメント計画等」

川口市下水道事業経営戦略、川口市ストックマネジメント計画等は、上下水道局ホームページにて、公表されており、下水道事業の各事業についての内部評価は行われ、令和3年度の川口市ストックマネジメント計画の対象事業は、B評価で、予算通りに執行されているという評価であった。

予算通りに執行されているのは安心ではあるが、市民が求める情報としては、もっと具体的な情報である。老朽化対策が急務な状況にあって、今年度に行われる予定の工事箇所、現在行われている工事箇所、今後の工事予定箇所等の具体的な情報の開示を要望する。

(意見：29)

「今後の川口市ストックマネジメント計画等」

効率的な維持管理を行うため、日常の維持管理情報とストックマネジメントでの調査データなど共有したデータベース化を進めるとともに、今後、老朽化対策における事業量は増加していくことから、職員の確保や育成や、技術力維持・向上を図ることが必要である。

また、事業費も増加していくことから、包括的民間委託や交付金の最大限の活用を行うことにより、ストックマネジメントの実施について、広報誌等を通して市民の認知度を上げることなどの取り組み状況(SM通信簿)を公表し、市民の関心を高めることを要望する。